

第 8 災害救助に関する資料

8 - 1 災害救助法の適用基準

市町村別	人口数 (人)	適用世帯数 (世帯)		市町村別	人口数 (人)	適用世帯数 (世帯)	
	令和2.10.1 (国勢調査)	①被害 世帯数	②被害 世帯数		令和2.10.1 (国勢調査)	①被害 世帯数	②被害 世帯数
徳島市	252,391	100	50	神山町	4,647	30	15
鳴門市	54,622	80	40	那賀町	7,367	40	20
小松島市	36,149	60	30	牟岐町	3,743	30	15
阿南市	69,470	80	40	美波町	6,222	40	20
吉野川市	38,772	60	30	海陽町	8,358	40	20
阿波市	34,713	60	30	松茂町	14,583	40	20
美馬市	28,055	50	25	北島町	22,745	50	25
三好市	23,605	50	25	藍住町	35,246	60	30
勝浦町	4,837	30	15	板野町	13,042	40	20
上勝町	1,380	30	15	上板町	11,384	40	20
佐那河内村	2,058	30	15	つるぎ町	7,715	40	20
石井町	24,833	50	25	東みよし町	13,622	40	20
				徳島県	719,559		1,000

(備考) 被害世帯数は、住家の滅失した世帯（全壊、全焼、流失）を標準とし、半壊等は1/2、床上浸水等は1/3とみなして換算する。

①は、災害救助法施行令第1条第1項第1号による市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

②は、災害救助法施行令第1条第1項第2号による徳島県の区域内の被害世帯数が1,000世帯以上である場合の市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

令和3年度災害救助基準

令和3年6月18日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当り ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000 円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円以内	災害発生の日から 3 ヶ月以内 （災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6 ヶ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1 人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500 円 中学生生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から （教科書） 1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 215,200 円以内 小人（12 歳未満） 172,000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり、3,500 円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1 体当たり 5,400 円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第 4 条第 1 項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第 4 条第 2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第 3 条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

8-3 災害救助法による救助の実施機関

- 1 災害救助法による救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施については、県の法定受託事務とされている。
- 2 市町村長は、救助に関して知事から委任を受けた応急対策について実施する。
- 3 知事から市町村長への委任については、災害救助法が適用された都度、委任する事務の内容及び当該事務を行う期間を市町村長に通知する。
- 4 なお、市町村長へ委任することとなる事務の内容は、次のとおりである。

救 助 実 施 内 容	実 施 機 関	備 考
1 避難所の設置	市町村	
2 応急仮設住宅の供与	県、市町村	
3 炊き出しその他による食品の給与	市町村	
4 飲料水の供給	市町村	
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	市町村	
6 医療及び助産	県、市町村	
7 被災者の救出	市町村	
8 被災した住宅の応急修理	市町村	
9 学用品の給与	県、市町村	
10 埋葬	市町村	
11 遺体の搜索	市町村	
12 遺体の処理	市町村	
13 障害物の除去	市町村	

※「実施機関」欄の記載は、災害時の標準的な実施体制であり、災害の規模や緊急性等に応じて県と市町村が連携して実施するものとする。

8-4 災害救助法により県の行う医療助産を日本赤十字社徳島県支部に委託するについての協定書

徳島県（以下「甲」という。）と日本赤十字社徳島県支部（以下「乙」という。）とは、非常災害に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第32条の規定に基づいて、県が行う医療及び助産の応急救助について、次のとおり協定を締結する。

第1条 法第32条のこの協定に基づく応急救助を委託する場合は、甲が、次の各号の一に該当すると認めるときに限るものとする。

- (1) 法を適用し、医療及び助産の応急援助を必要とするとき。
- (2) 乙に対し、法第25条の定めるところにより救助又は応急の措置を指示したとき。

第2条 医療は、災害により傷いを受け、又は疾病にかかり、若しくは災害のため継続して療養することができない者に対して、次の各号に定める範囲において行うものとする。ただし、医療期間は、災害発生の日から14日以内、死体の処理は、同じく10日以内とする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 死体の処理のうち
 - ア 死体の洗浄・縫合及び消毒等の処置
 - イ 検案

第3条 助産は、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分娩した者に対して、次の各号に定める範囲において行うものとする。

- (1) 分娩の介助
- (2) 分娩前、分娩後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料

第4条 甲は、医療及び助産の応急救助のため、乙が負担した費用に対し、法第34条の規定の範囲内において、これを補償するものとする。ただし、日本赤十字社徳島県支部の災害救助計画に基づき、乙において負担する費用はこの限りではない。

第5条 次の各号の一に該当する場合の費用は、乙が負担するものとする。

- (1) 第2条ただし書に規定する期間を超えて医療又は死体の処理を行ったとき。

(2) 第3条に規定する災害発生の日の以前又は以後7日を超えて分娩した者に助産を行ったとき。

第6条 乙は、医療及び助産の実施について、甲の指示に従うものとする。

第7条 この協定書に定めるもののほか、必要があるときは、その都度甲乙両者の協議により、これを定めるものとする。

第8条 この協定の有効期間は、平成10年7月1日から平成13年6月30日までに間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙双方いずれかから異議申し出のない場合は、期間満了の翌日から向こう3年間更新するものとし、以後満了のときも同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成10年7月1日

甲 徳島県
徳島県知事 圓 藤 寿 穂

乙 徳島県徳島市庄町3丁目12-1
日本赤十字社徳島県支部
支部長 圓 藤 寿 穂

代理人
徳島県徳島市庄町3丁目12-1
日本赤十字社徳島県支部
事務局長 宮 本 清

第9 医療・防疫に関する資料

9-1 病院及び病床数

医療機関名	所在地	開設区分	医療機関の管理者	電話番号	病 床				
					一般	療養	精神	結核 感染症	
					計				
藍里病院	板野郡上板町佐藤塚字東288番地3	医療法人	元木洋介	088-694-5151			228		228
愛日病院	徳島市佐古五番町4-3	医療法人	久保 貴之	088-623-2622		36			36
秋田病院	三好市池田町津堂面215	医療法人	秋田 亮	0883-72-0743			120		120
阿南医療センター	阿南市宝田町川原6-1	厚生(医療)農業協同組合連合会	玉置 俊晃	0884-28-7777	348	50			398
阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190番地1	厚生(医療)農業協同組合連合会	堀江 秀茂	0883-36-5151	133				133
伊月病院	徳島市徳島町2丁目54番地	医療法人	西田 善彦	088-622-1117	89				89
稲次病院	板野郡藍住町笠木字西野50番地の1	医療法人	湊 省	088-692-5757	23	44			67
稲山病院	徳島市南田宮4-3-9	医療法人	稲山 治	088-631-1515	40	30			70
井上病院	板野郡板野町犬伏字鱧畑39-1	医療法人	中平 晴仁	088-672-1185		60			60
岩朝病院	鳴門市撫養町立岩字元地280	医療法人	岩朝 昭	088-685-8855		44			44
浦田病院	板野郡松茂町広島字南ハリ13	医療法人	浦田 隆弘	088-699-2921	23	77			100
江藤病院	小松島市大林町字北浦21-1	医療法人	由宇 教浩	0885-37-1559	31	61			92
大久保病院	徳島市大道2-30	医療法人	大久保 明彦	088-622-9156		105			105
大野病院	阿波市土成町土成字南原231番地	医療法人	大野 孔文	088-695-2112		35			35
岡内科病院	美馬市脇町字拝原1496-5	医療法人	岡 芳剛	0883-52-0988		30			30
小川病院	徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜99番地	医療法人	小川 哲也	088-686-2322	48	57			105
沖の洲病院	徳島市城東町1丁目8番8号	医療法人	仁木 由子	088-622-7111	52				52
折野病院	美馬市美馬町字ナロヲ25	医療法人	折野 悦子	0883-63-2569			192		192
海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	市町村	神澤 賢	0884-73-1355	45				45
笠井病院	阿波市阿波町元町14	医療法人	笠井 謙二	0883-35-2720		30			30
兼松病院	鳴門市撫養町斎田字大堤54番地	医療法人	兼松 晴彦	088-685-4537	40	46			86
亀井病院	徳島市八万町寺山231番地	医療法人	神山 有史	088-668-1177	42				42

医療機関名	所在地	開設区分	医療機関の管理者	電話番号	病床					
					一般	療養	精神	結核	感染症	計
鴨島病院	吉野川市鴨島町内原432番地	医療法人	浅野登	0883-24-6565		178				178
川島病院	徳島市北佐古一番町1-39	医療法人	西内健	088-631-0110	123					123
きたじま岡病院	板野郡北島町鯛浜字川久保30番地1	医療法人	里見淳一郎	088-698-1234	146	52				198
木下病院	徳島市南末広町4-70	医療法人	木下 成三	088-622-7700	44	50				94
協立病院	徳島市八万町橋本92-1	医療法人	吉嶋 淳生	088-668-1070	60	266				326
国民健康保険勝浦病院	勝浦郡勝浦町大字棚野字竹園13-2	市町村	小西康備	0885-42-2555	60					60
小松島金礎病院	小松島市金礎町10-19	医療法人	加藤 好包	0885-33-1211	47					47
小松島病院	小松島市田浦町字近里83番11	医療法人	福本 常雄	0885-33-2288		92				92
近藤内科病院	徳島市西新浜町1丁目6番25号	医療法人	近藤 彰	088-663-0020	55					55
桜木病院	美馬市脇町木ノ内3763番地	医療法人	小林 良二	0883-52-2583	35		150			185
むつみホスピタル	徳島市南矢三町3-11-23	医療法人	小谷泰教	088-631-0181			283			283
城南病院	徳島市丈六町行正27-1	医療法人	田口 浩資郎	088-645-0157			167			167
鈴江病院	徳島市佐古八番町4-22	医療法人	三好 康敬	088-652-3121		42				42
住友内科病院	徳島市安宅2-3-5	医療法人	住友 辰次	088-622-1122		32				32
碩心館病院	小松島市江田町字大江田44の1	医療法人	矢野 勇人	0885-32-3555	60	22				82
第一病院	徳島市新浜本町1-7-10	医療法人	利光 秀文	088-663-1122			308			308
TAOKAこころの医療センター	徳島市城東町2丁目7-9	医療法人	橋本 台	088-622-5556			322			322
たおか内科病院	徳島市城東町2丁目7-61	医療法人	田岡 良章	088-625-2550		30				30
田岡病院	徳島市万代町4丁目2番地2	医療法人	吉岡 一夫	088-622-7788	165	45				210
たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56番地1	医療法人	滝下 佳寛	088-642-5050	60	40				100
玉眞病院	阿南市宝田町荒井20番地	医療法人	神田 光則	0884-23-0551		42				42
那賀町立上那賀病院	那賀郡那賀町小浜137番地の1	市町村	鬼頭 秀樹	0884-66-0211	40					40
つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	市町村	中園 雅彦	0883-64-3145	120					120

医療機関名	所在地	開設区分	医療機関の管理者	電話番号	病 床					
					一般	療養	精神	結核	感染症	計
手束病院	名西郡石井町石井字石井434	医療法人	手束 典子	088-674-0024	40	53				93
寺沢病院	徳島市津田西町1丁目2番30号	医療法人	寺沢 敏秀	088-662-5311	42	46				88
天満病院	徳島市蔵本町1丁目5番地1	医療法人	吉田 健三	088-632-1520	55					55
藤内整形外科病院	三好郡東みよし町中庄1011の3	医療法人	藤内 守	0883-82-3677		50				50
東洋病院	徳島市北島田町1-160-2	医療法人	清水 寛	088-632-7777		50				50
徳島健生病院	徳島市下助任町4-9	生活協同組合	佐々木 清美	088-622-7771	186					186
徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番	地方独立行政法人	邊見 達彦	088-683-0011	307					307
徳島県立海部病院	海部郡牟岐町大字中村字杉谷266	都道府県	浦岡 秀行	0884-72-1166	102		4	4		110
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	都道府県	葉久 貴司	088-631-7151	390		60	5	5	460
徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	都道府県	住友 正幸	0883-72-1131	206			8	6	220
徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34番地	市町村	三宅秀則	088-622-5121	335					335
徳島赤十字ひのみね総合療育センター	小松島市中田町字新開4-1	日本赤十字社	中津 忠則	0885-32-0903	144					144
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103番地	日本赤十字社	後藤哲也	0885-32-2555	405					405
徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50番地の1	国立大学法人	香美 祥二	088-631-3111	643		41	8		692
徳島平成病院	徳島市伊賀町3丁目19-2	医療法人	清水英治	088-623-8611	51					51
徳島ロイヤル病院	小松島市中田町字新開48番地	個人	梶田 勝仁	0885-32-8833	46					46
独立行政法人国立病院機構徳島病院	吉野川市鴨島町敷地1354番地	独立行政法人国立病院機構	西野洋	0883-24-2161	300					300
独立行政法人国立病院機構東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	独立行政法人国立病院機構	木村 秀	088-672-1171	310			20		330
富田病院	海部郡美波町西河内字月輪129-4	医療法人	阿部司郎	0884-77-0368			144			144
永尾病院	美馬郡つるぎ町貞光字大須賀66-2	医療法人	永尾 仁	0883-62-2012		33				33
中洲八木病院	徳島市中洲町1-31	医療法人	日浅 匡彦	088-625-3535		105				105
中瀬病院	徳島市志神町古川字戎子野97-1	医療法人	小島 聖	088-665-0819		45				45
成田病院	美馬市脇町字拝原2576番地	医療法人	藤野 晴彦	0883-52-1258		58				58
鳴門シーガル病院	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井57番地	社会福祉法人	福永 明広	088-688-0011			236			236

医療機関名	所在地	開設区分	医療機関の管理者	電話番号	病 床					
					一般	療養	精神	結核	感染症	計
鳴門山上病院	鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂205-29	医療法人	國友 一史	088-687-1234		90				90
南海病院	鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂5	医療法人	川端 正義	088-687-0311			301			301
虹の橋病院	徳島市中島田町3丁目60番地1	医療法人	竹内 尚	088-633-0800	30	30				60
博愛記念病院	徳島市勝占町惣田9	医療法人	大串 文隆	088-669-2166	57	153				210
橋本病院	徳島市中常三島町3丁目22-1	医療法人	橋本 拓也	088-626-1567		57				57
八多病院	徳島市八多町小倉76	医療法人	杉本 順子	088-645-2233			221			221
羽ノ浦整形外科内科病院	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生40-11	医療法人	小川 恭弘	0884-44-6111		40				40
浜病院	板野郡藍住町矢上字北分95	医療法人	浜 昭造	088-692-2317		40				40
林病院	徳島市大原町千代ヶ丸山30-20	医療法人	林 健司	088-663-1188		80				80
原田病院	阿南市富岡町あ石14-1	医療法人	原田 晃	0884-22-0990		126				126
眉山病院	徳島市西二軒屋町2-39-2	医療法人	後藤田 康夫	088-625-7665		92				92
日比野病院	徳島市寺島本町東2丁目14	医療法人	日比野 敏行	088-654-5505		42				42
福田整形外科病院	徳島市南内町1丁目34番地	医療法人	福田 精一	088-622-4597		60				60
ホウエツン病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南13 0番地3	医療法人	十亀 徳	0883-52-1095	65					65
北條病院	三好市池田町マチ2526-7	個人	北條 文彦	0883-72-0007		60				60
ほのぼのホスピタル	板野郡松茂町中喜来字群恵216-1	医療法人	鈴木 和人	088-699-5151			216			216
松永病院	徳島市南庄町4丁目63番地1	医療法人	松永 茂樹	088-632-3328		27				27
松村病院	徳島市川内町鶴島162	医療法人	新居 大	088-665-3233		56				56
三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂1883-4	医療法人	田中 勉	0883-82-3700		109				109
水の都記念病院	徳島市北島田町1丁目46番地11	医療法人	佐々木 克哉	088-632-9299	80					80
そよかぜ病院	徳島市名東町2-650-35	医療法人	岡田 健	088-631-5135			252			252
美波町国民健康保険美波病院	海部郡美波町田井105番地1	市町村	本田 壮一	0884-78-1373	50					50
三野田中病院	三好市三野町芝生1242-6	医療法人	田中 健	0883-77-2300	99					99
美摩病院	吉野川市鴨島町上下島497	医療法人	長江 浩朗	0883-24-2957	37	60				97
美馬リハビリテーション病院	美馬市美馬町字沼田75番地	医療法人	谷口 博美	0883-63-2026	60					60

医療機関名	所在地	開設区分	医療機関の管理者	電話番号	病 床				
					一般	療養	精神	結核	感染症
宮本病院	阿南市羽ノ浦町古庄古野神4番地14	医療法人	宮本 英之	0884-44-4343		48			48
三好市国民健康保険市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	市町村	宮田 淳也	0883-77-2323	60				60
森岡病院	徳島市八万町大野5-1	医療法人	森岡 将臣	088-636-3737		52			52
杜のホスピタル	阿南市見能林町築溜1の1	医療法人	高坂要一郎	0884-22-0218			114		114
保岡クリニック論田病院	徳島市論田町大江6番地の1	医療法人	保岡 宏彰	088-663-3111		47			47
ゆうあいホスピタル	三好郡東みよし町中庄728番地1	医療法人	多田 克	0883-82-1100			220		220
芳川病院	板野郡松茂町中喜采字群恵278番地の8	医療法人	芳川 博哉	088-699-5355		40			40
善成病院	徳島市佐古三番町7-3	医療法人	善成 務	088-622-1212		54			54
吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	厚生(医療)農業協同組合連合会	橋本 寛文	0883-26-2222	290				290
吉野川病院	板野郡北島町高房字八丁野西36-13	医療法人	永廣 信治	088-698-6111		115			115
リバーサイドのぞみ病院	徳島市中徳島町2丁目97-1	医療法人	佐々木 奉文	088-611-1701		40			40
リハビリテーション大神子病院	徳島市大原町大神子19	医療法人	吉田 成二	088-662-1014		152			152

9-2 救急病院等一覧表

1 災害拠点病院

(1) 基幹災害拠点病院

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151

(2) 地域災害拠点病院(10箇所)

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32	088-683-0011
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	0884-28-7777
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266番地	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

※圏域: 救急医療圏

2 DMAT指定医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院 独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター	鳴門市撫養町黒崎字小谷32 板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-683-0011 088-672-1171
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
南部Ⅰ	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	0884-28-7777
南部Ⅱ	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266番地	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3	0883-52-1095
	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131
	三好市国民健康保険市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323

※圏域: 救急医療圏

3 救急告示医療機関

(1) 二次救急医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅰ	徳島市民病院	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121
	田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
	水の都記念病院	徳島市北島田町1丁目46番11	088-632-9299
	手束病院	名西郡石井町石井字石井434	088-674-0024
	松永病院	徳島市南庄町4丁目63-1	088-632-3328
	協立病院	徳島市八万町寺山13-2	088-668-1070
	博愛記念病院	徳島市勝占町惣田9	088-669-2166
	中洲八木病院	徳島市中洲町1丁目31	088-625-3535
	川島病院	徳島市北佐古1番町6-1	088-631-0110
	徳島健生病院	徳島市下助任町4丁目9	088-622-7771
	天満病院	徳島市蔵本町1丁目5-1	088-632-1520
	沖の洲病院	徳島市城東町1丁目8番8号	088-622-7111
	たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56番地1	088-642-5050

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
東部Ⅱ	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32	088-683-0011
	兼松病院	鳴門市撫養町斎田字大堤54	088-685-4537
	小川病院	鳴門市撫養町斎田字北浜99	088-686-2322
	稲次病院	板野郡藍住町笠木字西野50-1	088-692-5757
	独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
	浦田病院	板野郡松茂町広島字南ハリ13	088-699-2921
	きたじま田岡病院	板野郡北島町鯛浜字川久保30-1	088-698-1234
東部Ⅲ	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
	美摩病院	吉野川市鴨島町上下島497	0883-24-2957
	阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	0883-36-5151
南部Ⅰ	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	0884-28-7777
	原田病院	阿南市富岡町あ石14-1	0884-22-0990
	国民健康保険勝浦病院	勝浦郡勝浦町大字棚野字鴻畑13-2	0885-42-2555
	江藤病院	小松島市大林町字北浦21番地1	0885-37-1559
	羽ノ浦整形外科内科病院	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生40番地の11	0884-44-6111
南部Ⅱ	美波町国民健康保険美波病院	海部郡美波町田井105-1	0884-78-1373
	徳島県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266番地	0884-72-1166
	海陽町国民健康保険海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷16-1	0884-73-1355
西部Ⅰ	ホウエツ病院	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130-3	0883-52-1095
	成田病院	美馬市脇町字拝原2576	0883-52-1258
	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
西部Ⅱ	三好市国民健康保険市立三野病院	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323
	三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂1883-4	0883-82-3700

(2) 三次救急医療機関(救命救急センター等)

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
全県	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
	徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

※圏域: 救急医療圏

9-3 市町村別救急自動車・（患者輸送車）保有状況

(平成26.4.1現在)

市町村	種別	台数	定置場所	所有者	備考	
消 防 機 関	徳島市	救急自動車	徳島市東消防署	徳島市	088-656-1195	
	〃	2	〃 〃 勝占分署		088-669-3700	
	〃	2	〃 〃 川内分署		088-665-4072	
	〃	1	〃 〃 津田出張所		088-663-4233	
	〃	2	〃 西消防署		088-631-0119	
	〃	1	〃 〃 国府出張所		088-642-7077	
	鳴門市	〃	3	鳴門市消防署	鳴門市	088-684-1334
	〃	1	〃 〃 大麻分署	088-689-1098		
	小松島市	〃	2	小松島市消防署	小松島市	08853-3-1200
	阿南市	〃	2	阿南市消防署	阿南市	0884-22-3847
		〃	1	〃 〃 南出張所		0884-27-1574
		〃	1	〃 〃 西出張所		0884-23-1198
	吉野川市	〃	1	徳島中央広域連合東消防署	徳島中央広域連合	0883-26-1190
		〃	2	〃 西消防署		0883-42-2029
		阿波市	〃	1		〃 中消防署
	美馬市	〃	4	美馬市消防署	美馬市	0883-52-3025
		〃	1	〃 木屋平出張所		0883-68-2100
		〃	3	美馬西部消防組合消防署	美馬西部消防組合	0883-63-2214
	つるぎ町	〃	1	〃 一字出張所		0883-67-2938
	三好市	〃	1	みよし広域連合池田消防署	みよし広域連合	0883-72-0117
		〃	1	〃 西消防署		0883-86-1119
〃		1	〃 祖谷分署	0883-88-5551		
東みよし町	〃	2	〃 東消防署		0883-79-2195	
石井町	〃	2	名西消防組合石井消防署	名西消防組合	088-674-6788	
神山町	〃	1	〃 神山消防署		088-676-1199	
那賀町	〃	2	那賀町消防署	那賀町	0884-62-1119	
	〃	1	〃 上流出張所	〃	0884-67-0625	
美波町	〃	1	海南消防署 日和佐出張所	海部消防組合	0884-77-0999	
牟岐町	〃	2	〃 牟岐出張所		0884-72-0999	
海陽町	〃	1	海南消防署		0884-73-0999	
北島町	〃	1	板野東部消防組合第1消防署	板野東部消防組合	088-698-9904	
藍住町	〃	2	〃 第2消防署		088-692-2424	
板野町	〃	2	板野西部消防組合消防署	板野西部消防組合	088-672-0198	
未 常 備	勝浦町	患者輸送車	勝浦町役場	勝浦町	0885-42-2511	
	上勝町	〃	上勝町役場	上勝町	0885-46-0111	
	佐那河内村	〃	(有)佐那河内村観光タクシー	佐那河内村	088-679-2111	
計	救急車	51				
	患者輸送車	3				

9-4 特定施設に係る医療機関一覧表

1 透析施設

施設名	住所	電話
住友内科病院	徳島市安宅2丁目3-5	088-622-1122
沖の洲病院	徳島市城東町1丁目8-8	088-622-7111
田岡病院	徳島市万代町4丁目2-2	088-622-7788
赤沢医院	徳島市川内町沖島68-1	088-665-3091
徳島市民病院	徳島市北常三島2丁目34	088-622-5121
徳島健生病院	徳島市下助任町4丁目9-1	088-622-7771
川島病院	徳島市北佐古一番町1-39	088-631-0110
川島透析クリニック	徳島市北佐古一番町6-1	088-634-0200
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
小倉診療所	徳島市蔵本町2-27	088-632-1151
徳島大学病院	徳島市蔵本町3丁目18-15	088-633-7184
たまき青空病院	徳島市国府町早淵字北カシヤ56-1	088-642-5050
亀井病院	徳島市八万町寺山231	088-668-1177
協立病院	徳島市八万町橋本92-1	088-668-1070
藍住 たまき青空クリニック	板野郡藍住町住吉字千鳥ヶ浜110-5	088-678-7727
鳴門川島クリニック	鳴門市大津町段関字西68-5	088-683-0810
徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32	088-683-0011
岩朝病院	鳴門市撫養町立岩字元地280	088-685-8855
小川病院	鳴門市撫養町斎田字北浜99	088-686-2322
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555
ライフクリニック	小松島市赤石町14-27	0885-37-1811
小松島金磯病院	小松島市金磯町10-19	0885-33-1211
阿南医療センター	阿南市宝田町川原6-1	0884-28-7777
阿南川島クリニック	阿南市羽ノ浦町岩脇神代地80-1	0884-44-6556
玉真病院	阿南市宝田町荒井20	0884-23-0551
お山のクリニック	那賀郡那賀町大久保字大西3-2	0884-62-1030
牟岐診療所	海部郡牟岐町大字中村字山田25-1	0884-72-2856
海へのクリニック	海部郡美波町奥河内字井ノ上13-2	0884-70-5885
独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター	板野郡板野町大寺字大向北1-1	088-672-1171
小松泌尿器科	板野郡藍住町東中富字拙傍示15-1	088-692-1277
矢野医院	板野郡藍住町矢上字西160-102	088-692-4411
藍住川島クリニック	板野郡藍住町徳名字前須西98-11	088-692-0110
浦田病院	板野郡松茂町広島字美波ハリ13	088-699-2921
中山医院	阿波市吉野町柿原ノ夕原42	088-696-4662
阿波病院	阿波市市場町市場字岸ノ下190-1	0883-36-5151
吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222
鴨島川島クリニック	吉野川市鴨島町飯尾字福井396-3	0883-24-8551
つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145
脇町川島クリニック	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南39-2	0883-55-0110
三加茂田中病院	三好郡東みよし町加茂1883-4	0883-82-3700
三木医院	三好市三野町芝生1027	0883-77-3900
徳島県立三好病院	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131

2 ペースメーカー施設(体外ペースメーカーを実施する施設)

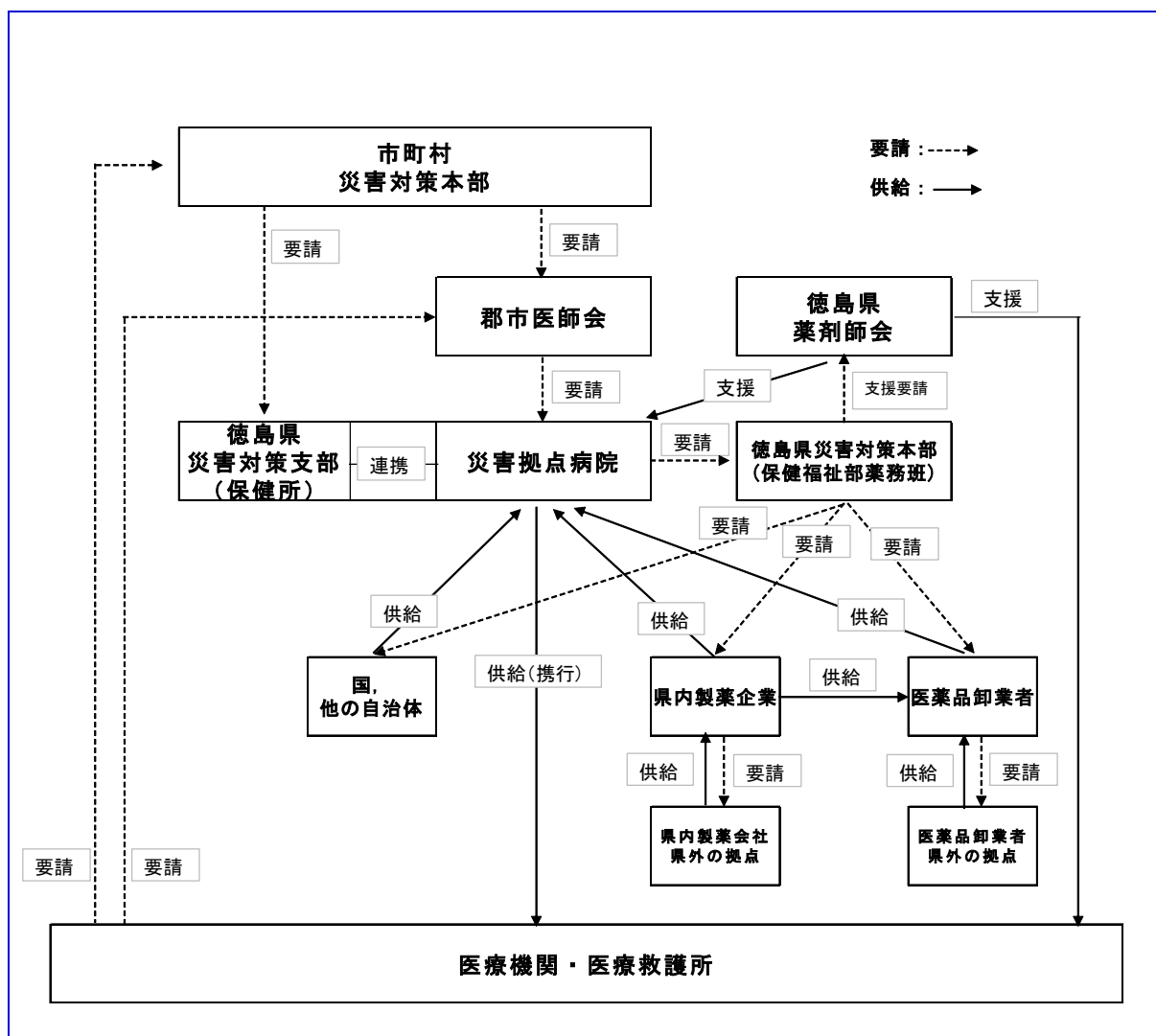
医療機関名	所在地	電話番号
徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111
徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151
徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555

9-5 県備蓄医薬品等供給体制図

県内の医薬品卸売販売業者の基本的な機能・ネットワークが維持されなくなった場合、原則として発災後72時間は、県の統制の下、各圏域の災害拠点病院等に供給を行う。

なお、この機能・ネットワークが回復した場合は、速やかに各医療機関から医薬品卸売販売業者への発注を再開する。

県内で調達が困難な場合は、厚生労働省及び他の都道府県に医薬品等の供給を要請する。



9-6 県備蓄医薬品等の備蓄場所一覧

1. 医薬品

	備蓄場所	所在地	電話番号
1	(株)アスティス 徳島営業部	徳島市川内町平石夷野 224-30	088-666-0600
2	四国アルフレッサ(株) 徳島営業部	徳島市川内町平石夷野 224-29	088-665-3111
3	(株)よんやく 徳島営業部	板野郡北島町鯛浜字中須 4-2	088-697-0222
4	(株)幸耀 徳島営業部	徳島市川内町加賀須野 463-23	088-665-3131
5	四国アルフレッサ(株) 徳島第一支店徳島西部出張所	美馬郡つるぎ町貞光字小山北 89-6	0883-63-6111
6	(株)よんやく 徳島西部支店	美馬市美馬町字養泉 14-1	0883-55-2166
7	県立海部病院	海部郡牟岐町中村字杉谷266	0884-72-1166
8	海陽町立海南病院	海部郡海陽町四方原字広谷 16-1	0884-73-1355
9	美波町国民健康保険美波病院	海部郡美波町田井105-1	0884-73-1373
10	県立中央病院	徳島市蔵本1丁目 10-3	088-631-7151
11	徳島県鳴門病院	鳴門市撫養町黒崎字小谷32	088-683-0011
12	県立三好病院	三好市池田町シマ 815-2	0883-72-1131
13	徳島大学病院	徳島市蔵本町2-50-1	088-631-3111
14	徳島市民病院	徳島市北常三島町2-34	088-622-5121
15	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田中藪 234-1	0883-64-3145
16	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知 恵島120	0883-26-2222
17	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	0884-28-7777

2. 防疫用薬剤、衛生材料

	備蓄場所	所在地	電話番号
1	東部保健福祉局(徳島保健所)	徳島市新蔵町3丁目 80	088-652-5151
2	鳴門総合サービスセンター	鳴門市撫養町立岩七枚128	088-685-3141
3	小松島県民サービスセンター	小松島市堀川町 1-27	0885-32-2135
4	南部総合県民局阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷46	0884-24-4152
5	南部総合県民局(阿南保健所)	阿南市領家町野神 319	0884-22-0072
6	南部総合県民局(美波保健所)	海部郡美波町奥河内字弁財天 17-1	0884-74-7343
7	東部保健福祉局(吉野川保健所)	吉野川市鴨島町鴨島 106-2	0883-24-1114
8	西部総合県民局(美馬保健所)	美馬市穴吹町穴吹字明連23	0883-52-1017
9	西部総合県民局(三好保健所)	三好市池田町マチ 2542-4	0883-72-1122
10	薬学会館	徳島市中洲町1丁目58	088-655-1100

9-6 備蓄場所ごとの県備蓄医薬品等の品目及び数量

①〈保管場所〉 (株) よんやく 徳島営業部 板野郡北島町鯛浜字中須4番地2 TEL088-697-0222

令和2年3月31日現在

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量
注射薬	抗生物質製剤	ファーストシン静注用 1g	武田	10瓶	15
	抗生物質製剤	エクサシン注射液 200	旭化成	2ml×10管	4
	抗生物質製剤	スルペラゾン静注用 1g	ファイザー	10瓶	4
	抗生物質製剤	セファゾリンNa点滴静注用 1g バッグ	大塚	「オーツカ」1gキット×10	2
	鎮痛剤	レペタン注 0.2mg	大塚	1ml×10管	1
	止血剤	アドナ注(静脈用) 100mg	田辺三菱	20ml×50管	1
	強心剤	ネオフィリン注 250mg	エーザイ	10ml×10管	1
	ホルモン剤	サクシゾン静注用 500mg	武田	5瓶	3
	ホルモン剤	ソル・メドロール静注用 40mg	ファイザー	5瓶	2
	局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ 0.5%	アズノジャパン	10ml×10管	3
	昇圧剤	アドレナリン注0.1%シリンジ「テルモ」	テルモ	PF-01AD 1ml×10	2
	昇圧剤	ノルアドリナリン注 1mg	第一三共	1ml×10管	7
	輸液製剤	ヴィーンD輸液(FC)	扶桑薬品	500ml×20瓶	1
	輸液製剤	ソリターT3号輸液	陽進堂	200ml×20	2
	輸液製剤	ソリターT3号輸液	陽進堂	500ml×20	4
	輸液製剤	ラクテックG輸液 ソフトBAG	大塚	500ml×20	0
	輸液製剤	大塚糖液 5% ツイスト	大塚	20ml×50	1
	輸液製剤	大塚糖液 5% BAG	大塚	500ml×20	0
	輸液製剤	大塚糖液 20% ツイスト	大塚	20ml×50	1
	輸液製剤	大塚糖液 50% BAG	大塚	200ml×20	2
	輸液製剤	ポタコールR輸液 ソフトBAG	大塚	500ml×20	3
	輸液製剤	大塚生食注 ツイスト	大塚	20ml×50管	1
	輸液製剤	大塚生食注 BAG	大塚	500ml×20	1
	解熱鎮痛剤	メチロン注 25%	第一三共	2ml×50管	1
	抗ヒスタミン剤	ポララミン注 5mg	高田製薬	1ml×50管	1
	利尿剤	ラシックス注 20mg	日医工	2ml×50管	1
	解毒剤	メイロン静注 7%(局方)	大塚	20ml×50管	1
	抗てんかん剤	フェノバル注射液 100mg	第一三共	1ml×10管	1
	精神神経用剤	セルシン注射液 10mg	武田	2ml×10管	6
	冠動脈拡張剤	ニトロール注 5mg	エーザイ	10ml×10管	1
	不整脈剤	リドカイン静注用2%シリンジ「テルモ」	テルモ	PFN05LD2 5ml×10	1
内服薬	抗生物質製剤	トミロン錠 100	大正富山	H 100錠	30
	抗生物質製剤	ジョサマイシン錠 200mg	LTLファーマ	H 100錠	7
	抗菌剤	オゼックス錠 150	大正富山	H 100錠	10
	解熱鎮痛消炎剤	ボルタレン錠 25mg	ノバルティス	H 100錠	30
	精神安定剤	デバス錠 0.5mg	田辺三菱	H 500錠	1
	精神神経用剤	メンドンカプセル 7.5mg	アボットJ	H 100cp	1
	総合感冒剤	ピーエイ配合錠	田辺三菱	H 1000錠	1
	鎮咳薬	ライトゲン配合シロップ	帝人ファーマ	500ml	3
	消化器官用剤	プリンペラン錠 5	アステラス	H 100錠	7
	止しゃ剤・整腸剤	ロベミンカプセル 1mg	ヤンセンファーマ	H 100cp	6
	利尿剤	ラシックス錠 20mg	日医工	H 100錠	3
	下剤	プルゼニド錠 12mg	田辺三菱	H 1000錠	3
	血管拡張剤	フランドル錠 20mg	アステラス	H 100錠	6
	不整脈剤	インデラル錠 10mg	アストラゼネカ	H 100錠	8
	ビタミン剤	25mgアリナミンF糖衣錠	武田	H 1000錠	1
	鎮けい剤	ダイピン錠 1mg	第一三共	H 100錠	3
	降圧剤	アムロジンOD錠 5mg	大日本	H 700錠	9
	降圧剤	ディオバン錠 80mg	ノバルティス	H 140錠	9
	降圧剤	タナトリル錠 5mg	田辺三菱	H 100錠	4
	糖尿病用剤	ダオニール錠 2.5mg	サノフィ・アベンティス	H 100錠	5
	糖尿病用剤	ベイスンOD錠 0.2	武田	H 500錠	16
	糖尿病用剤	ジャヌビア錠 50mg (割線錠)	MSD	H 100錠	4
	糖尿病用剤	グルファスト錠 10mg	キッセイ	H 100錠	3
	抗血栓剤	バイアスピリン錠 100mg	バイエル	H 500錠	1
	抗血栓剤	パナルジン錠 100mg	サノフィ・アベンティス	H 100錠	4
	抗血栓剤	プラビックス錠 75mg	サノフィ・アベンティス	H 140錠	2
	抗凝固剤	プラザキサカプセル 75mg	ペーリカール	H 112cp	3
	喘息・気管支拡張剤	シングレア錠 10mg	MSD	H 100錠	1
	喘息・気管支拡張剤	テオドール錠 100mg	田辺三菱	H 100錠	2

	抗アレルギー剤	アレグラ錠 60mg	サノフィ・アベンティス	H 100錠	2
	消化性潰瘍治療剤	タケプロンOD錠 30mg	武田	H 100錠	16
	腸疾患治療剤	ビオフェルミンR錠	武田	H 500錠	7
	腸疾患治療薬	ミヤBM錠	ミナリヤ	H 1000錠	1
	心疾患用剤(血管拡張)	ニトロペン舌下錠 0.3mg	日本化薬	H 100錠	1
	去痰剤	ムコダイン錠 500mg	杏林製薬	H 630錠	1
	鎮痛薬	トラベルミン配合錠	エーザイ	H 100錠	1
	抗てんかん剤	デバケンR錠200mg	協和発酵キリン	H 100錠	6
	解熱鎮痛剤	カロナール錠 200mg	あゆみ製薬	H 100錠	1
外用剤他	殺菌・消毒剤	5%フェルマジン液	シオエ	500ml	15
	殺菌・消毒剤	オキシドール (シオエ)	シオエ	500ml	7
	殺菌・消毒剤	ポビドンヨード消毒用液10%「NP」	ニプロファーマ	250ml	7
	殺菌・消毒剤	消毒用エタノール (シオエ)	シオエ	500ml	60
	外用軟膏剤	ゲンタシン軟膏 0.1%	MSD	10g×10	7
	抗生物質軟膏	リンデロン-VG軟膏 0.12%	塩野義	5g×10	5
	シップ剤	MS冷シップ「タイホウ」	大鵬薬品工業	20g×5×100袋	1
	心疾患用剤(血管拡張)	フランドルテープ 40mg	アステラス	100枚	3
	喘息・気管支拡張	メブチンエア-10μg吸入100回	大塚製薬	5ml×10	7
	喘息・気管支拡張	アドエア100デイスカス28吸入用	ゲラクソミスクライン	28ブリスター×1	10
	気管支拡張貼付剤	ホクナリンテープ 2mg	マイレンEPD	70枚	12
	気管支拡張貼付剤	ホクナリンテープ 0.5mg	マイレンEPD	70枚	1
	含嗽剤	イソジンガーグル液 7%	塩野義	30ml×50	5
	目薬	人工涙液マイティア点眼液	武田	5ml×50	10
	抗インフルエンザ薬	リレンザ 5mg	GSK	4ブリスター×5、吸入器×1	48
	表面局所麻酔剤	キシロカインポンプスプレー8%	アスペンジャパン	80g	3
	坐剤	ダイアアップ坐剤4	高田製薬	50個	1
	坐剤	ダイアアップ坐剤6	高田製薬	50個	1
	坐剤	ナウゼリン坐剤 10	協和発酵キリン	20個	2
	坐剤	ナウゼリン坐剤 30	協和発酵キリン	20個	2
	シリンジ	輸液セット TI-U200L07	テルモ	TI-U200L07 50本	7
	輸液セット	テルフェュージョン輸液セット	テルモ	TI-U250P 50入	4
	シリンジ	シリンジ 針なしSS20ESZ	テルモ	20×50P	4
	シリンジ	シリンジ 針なしSS10ESZ	テルモ	10×100P	1
	シリンジ	シリンジ 針なしSS-05SZ	テルモ	5ml×100P	1
	シリンジ	デイスボ針SB 22G×1.1/4	テルモ	NN-2232S 100P	2

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量	
注射薬	抗生物質製剤	ファーストシン静注用 1g	武田	10瓶	5	
	利尿剤	ラシックス注 20mg	日医工	2ml×50管	1	
	ホルモン剤	サクシゾン静注用 500mg	武田	5瓶	1	
	止血剤	アドナ注(静脈用) 100mg	田辺三菱	20ml×50管	1	
	抗生物質製剤	エクサシン注射液 200	旭化成	2ml×10管	2	
	解熱鎮痛剤	メチロン注 25%	第一三共	2ml×50管	1	
	昇圧剤	ノルアドリナリン注 1mg	第一三共	1ml×10管	3	
	抗ヒスタミン剤	ポララミン注 5mg	高田製薬	1ml×50管	1	
	強心剤	ネオフィリン注 250mg	エーザイ	10ml×10管	1	
	抗てんかん剤	フェノバルブ注射液 100mg	第一三共	1ml×10管	1	
	鎮痛剤	レベタン注 0.2mg	大塚	1ml×10管	1	
	解毒剤	メイロン静注 7%(局方)	大塚	20ml×50管	1	
	局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ 0.5%	アパシジャン	10ml×10管	1	
	輸液製剤	大塚生食注 ツイスト	大塚	20ml×50管	1	
	輸液製剤	大塚糖液 50% BAG	大塚	200ml×20	1	
	輸液製剤	大塚糖液 5% ツイスト	大塚	20ml×50	1	
	輸液製剤	大塚糖液 5% BAG	大塚	500ml×20	1	
	輸液製剤	ソリターT3号輸液	陽進堂	200ml×20	1	
	輸液製剤	ソリターT3号輸液	陽進堂	500ml×20	1	
	輸液製剤	大塚生食注 BAG	大塚	500ml×20	1	
	輸液製剤	ポタコールR輸液 ソフトBAG	大塚	500ml×20	1	
	輸液製剤	大塚糖液 20% ツイスト	大塚	20ml×50	1	
	輸液製剤	ラクテックG輸液 ソフトBAG	大塚	500ml×20	1	
	内服薬	ビタミン剤	25mgアリナミンF糖衣錠	武田	H 1000錠	1
		解熱鎮痛消炎剤	ボルタレン錠 25mg	ノバルティス	H 100錠	10
		下剤	プルゼニド錠 12mg	田辺三菱	H 1000錠	1
		抗生物質製剤	トミロン錠 100	大正富山	H 100錠	10
		抗菌剤	オゼックス錠 150	大正富山	H 100錠	5
		不整脈剤	インデラル錠 10mg	アストラゼネカ	H 100錠	4
		利尿剤	ラシックス錠 20mg	日医工	H 100錠	1
		止しゃ剤・整腸剤	ロペミンカプセル 1mg	ヤンセンファーマ	H 100cp	2
		精神神経用剤	メンドンカプセル 7.5mg	アボットJ	H 100cp	1
		血管拡張剤	フランドル錠 20mg	アステラス	H 100錠	2
抗生物質製剤		ジョンサマイシン錠 200mg	LTLファーマ	H 100錠	3	
消化器官用剤		プリンペラン錠 5	アステラス	H 100錠	3	
総合感冒剤		ピーエイ配合錠	田辺三菱	H 1000錠	1	
鎮けい剤		ダイピン錠 1mg	第一三共	H 100錠	1	
鎮咳・去たん剤		ライトゲン配合シロップ	帝人ファーマ	500ml	1	
外用剤他		目薬	人工涙液マイティア点眼液	武田	5ml×50	4
		殺菌・消毒剤	ポビドンヨード消毒用液10%「NP」	ニプロファーマ	250ml	3
	含嗽剤	イソジンガーグル液 7%	塩野義	30ml×50	2	
	外用軟膏剤	ゲンタシン軟膏 0.1%	MSD	10g×10	3	
	殺菌・消毒剤	消毒用エタノール(シオエ)	シオエ	500ml	20	
	殺菌・消毒剤	オキシドール(シオエ)	シオエ	500ml	3	
	殺菌・消毒剤	5%フェルマジン液	シオエ	500ml	5	
	シリンジ	シリンジ 針なしSS20ESZ	テルモ	20×50P	2	
	シリンジ	ディスポ針SB 22G×1.1/4	テルモ	NN-2232S 100P	1	
	輸液セット	テルフェュージョン輸液セット	TI-U250P	TI-U250P 50入	2	
	シップ剤	MS冷シップ「タイホウ」	大鵬薬品工業	20g×5×100袋	1	

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量	
注射薬	抗生物質製剤	モダシン静注用 1G	GSK	1G×10V	36	
	抗生物質製剤	パニマイシン注射液 100MG	Meiji	10A	8	
	鎮痛剤	レパタン注 0.2MG	大塚製薬	1ML×10A	3	
	止血剤	アドナ注(静脈用)	ニプロES	100MG 20×50A	2	
	止血剤	トランサミン注 5%	第一三共	5ML×10A	12	
	強心剤	ジプロピリン注300+エーザイ	エーザイ	15% 2MLX10A	5	
	強心剤	ネオフィリン 250MG	エーザイ	10MLX10A	2	
	ホルモン剤	ソル・コーテフ500MG	ファイザー	5V	7	
	局所麻酔剤	キシロカイン ポリアンプ	アスパン	1% 10ML×10A	7	
	昇圧剤	ボスミン注 1MG 0.1%	第一三共	1ML×20A	4	
	昇圧剤	ノルアドリナリン注 1MG	アルルツ	0.1% 1MLX10A	10	
	輸液製剤	KN3号輸液	大塚製薬	200ML×20	5	
	輸液製剤	KN3号輸液	大塚製薬	500ML×20	3	
	輸液製剤	ラクテックG輸液	大塚製薬	500ML×20	2	
	輸液製剤	大塚糖液 5%	大塚製薬	20ML×50A	3	
	輸液製剤	大塚糖液 20%	大塚製薬	20ML×50A	3	
	輸液製剤	大塚糖液 50%	大塚製薬	200ML×20	5	
	輸液製剤	ポタコールR 輸液	大塚製薬	500ML×20	8	
	輸液製剤	大塚生食注	大塚製薬	20ML×50A	3	
	解熱鎮痛剤	アセロ静注液1000+ハック	テルモ	AL-B10020A1 100MLX20	2	
	抗ヒスタミン剤	ヒベルナ注 2.5MG	田辺三菱	2.5% 1ML×50A	1	
	抗ヒスタミン剤	ホラシ注5+	高田製薬	5+ 1MLX10A	5	
	利尿剤	ラシックス注 20MG	日医工	2ML×50A	2	
	解毒剤	メイロン 静注 7%	大塚製薬	20ML×50A	2	
	抗てんかん剤	フェノバル 100MG	第一三共	1ML×10A	2	
	内服薬	抗生物質製剤	トミロン錠 100MG	富士富山化学	P100T	1
		抗生物質製剤	トミロン錠 100MG	富士富山化学	P500T	14
		抗生物質製剤	クラリス錠 200	大正製薬	500T	1
		抗菌剤	レボフロキサシン500MGDSEP	第一三共	500MG P100T	10
		抗菌剤	クラビット錠 500MG	第一三共	100T	3
		解熱鎮痛消炎剤	ロキソニン錠 60MG	第一三共	1000T	3
		解熱鎮痛消炎剤	ペオン錠80	ゼリア新薬	80+ PTP 1000T	1
		精神神経用剤	エリスパン錠 0.25MG	大日本住友	100T	1
		精神神経用剤	セレナール錠	アルルツ	10MG 100T	2
		総合感冒剤	ピーエイ錠	ニプロES	1000T	2
		解熱・鎮痛	カロナール細粒 20%	あゆみ製薬	100G	10
		去痰剤	ムコダイン錠500MG	杏林製薬	630T	1
		消化器官用剤	メトクロプラミド錠 5MG 効	高田製薬	5+ PTP 100T	10
		消化器官用剤	プリンペラン錠 5MG	日医工	5+ PTP 100T	5
		鎮けい剤	ブスコパン錠 10MG	サノイ	10MG 100T	3
鎮けい剤		ブチルスコポラミン臭化物錠ツルハラ	日医工	10MG 100T	10	
止しゃ剤・整腸剤		キョウベリン錠 100	日本化薬	100T	7	
止しゃ剤・整腸剤		ペラミト塩酸塩カプセル1+	沢井製薬	「サノイ」 PTP 100CAP	4	
利尿剤		ラシックス錠 20MG	日医工	100T	5	
下剤		プルゼニド錠 12MG	田辺三菱	1000T	1	
下剤		センノシド錠12MG「ファイザー」	ファイザー	1000T	1	
血管拡張剤		ニトロールR カプセル 20MG	エーザイ	100P	11	
不整脈剤		インデラル錠 10MG	アストラ・ゼネコ	100T	13	
ビタミン剤		フルルファミン錠25+「トワ」	東和薬品	25+ PTP 100T	20	
外用薬		殺菌・消毒剤	ヒビテン液 5%	大日本住友	500ML	16
		殺菌・消毒剤	5%グルコン酸クロルヘキシジン	日医工	500ML	20
		殺菌・消毒剤	オキシドール	山善製薬	500ML	8
		殺菌・消毒剤	オキシドール	ファイト	500ML	10
		殺菌・消毒剤	イソジン液 10%	塩野義	250ML	8
		殺菌・消毒剤	ポビドンヨード外用液10%「マイテ」	ファイザー	250ML	10
	殺菌・消毒剤	消毒用エタノール ポリ	山善製薬	500ML	70	
	殺菌・消毒剤	消毒用エタノール	ファイト	500ML	60	
	外用軟膏剤	ゲンタシン軟膏 0.1%	高田製薬	10G×10	15	
	シッフ剤	MS冷シッフ「タイホウ」	三笠製薬	10KG	2	
	含嗽剤	イソジンガーグル液 7%	塩野義	30ML×50	6	
	目薬	クラビット 点眼液 0.5%	参天製薬	5ML×50	8	
	口内炎	アフタゾロン口腔内軟膏0.1%	あゆみ製薬	5G×10	2	
	輸液セット	輸液セット TI-U250P07	テルモ	50入り	11	
	シリンジ	シリンジ G 20ML	JMS	22G 11/4 50入	11	

	シリンジ	シリンジ 1ML 針なし SS01T	テルモ	100本入り	1
〈慢性疾患〉					
	降圧剤	アムロジンOD錠 5MG	大日本住友	700T	12
	降圧剤	ディオバン錠80MG	ハルビス	140T	8
	降圧剤	タナトリル錠5MG	田辺三菱	100T	7
	糖尿病用剤	ダオニール錠2.5MG	サノイ	100T	5
	糖尿病用剤	ジャヌビア錠50MG	MSD	100T	4
	糖尿病用剤	グルファスト錠10MG	キッセイ	100T	7
	心疾患用剤(血管拡張)	フランドルテープ 40	アステラス	100枚	1
	心疾患用剤(血管拡張)	ニトロペン舌下錠 0.3MG	日本化薬	100T	3
	抗血栓剤	バイアスピリン錠	バイエル	500T	1
	抗血栓剤	パナルジン錠	サノイ	100T	6
	抗血栓剤	プラビックス錠75MG	サノイ	140T	2
	抗凝固剤	プラザキサカプセル75MG	ベーリンガ	112CP	4
	喘息・気管支拡張	メプチンエアー10UG	大塚製薬	5ML×10	2
	喘息・気管支拡張	シングレア錠10MG	MSD	100T	1
	喘息・気管支拡張	テオドール錠100MG	田辺三菱	100T	3
	喘息・気管支拡張	アドエア100ディスカス	GSK	28B×1キット	10
	喘息・気管支拡張	ホクナリンテープ2MG	マイヅエPD	70枚	2
	抗てんかん剤	デパケンR錠200	協和キリン	100T	6
	抗アレルギー剤	アレグラ錠60MG	サノイ	100T	2

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量	
注射薬	抗生物質製剤	パニマイシン注射液100mg	Meiji Seika ファルマ	10管	3	
	解熱鎮痛消炎剤	ソセゴン注射液30mg	丸石製薬	1mL×10管	1	
	止血剤	トランサミン注5%	第一三共	5mL×50管	3	
	強心剤	ネオフィリン注250mg	エーザイ	10mL×10管	1	
	副腎ホルモン剤	ヒドロコルチゾンリン酸エステルNa静注液100mg「AFP」	アルフレッサファーマ	2mL×10管	7	
	局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ1%	アスペンジャパン	10mL×10管	2	
	昇圧剤	ノルアドリナリン注1mg	アルフレッサファーマ	1mL×10管	5	
	輸液製剤	ユエキンキープ輸液	光	200ml×20袋	2	
	輸液製剤	ソルデム3A輸液	テルモ	500ml×20袋	1	
	輸液製剤	光糖液5%（ブドウ糖）	光	100mL×10瓶	5	
	輸液製剤	ハルトマン輸液pH8「NP」	ニプロ	500ml×20袋	3	
	輸液製剤	生理食塩液「マイラン」	ファイザー	100mL1瓶×10瓶（プラスチックボトル）	6	
	輸液製剤	生理食塩液「ヒカリ」	光	500ml×20瓶	1	
	解熱剤	スルピリン注射液250mg「日医工」	日医工	1mL×50管	1	
	抗ヒスタミン剤	ポララミン注5mg	高田製薬	1mL×50管	1	
	利尿剤	ラシックス注20mg	日医工	2mL×50管	1	
	解毒剤	メイロン静注7% プラ	大塚製薬	20mL×50管	1	
	鎮静・抗けいれん剤	フェノバル注射液100mg	第一三共	1mL×10管	1	
	内服薬	抗生物質製剤	セフゾンカプセル100mg	LTLファーマ	100 P	20
		合成抗菌剤	クラビット錠500mg	第一三共	50 T	4
解熱鎮痛消炎剤		ロキソニン錠60mg	第一三共	100 T	20	
精神神経用剤		メイラックス錠1mg	Meiji Seika ファルマ	100 T	1	
鎮咳・鎮痛・解熱剤		カフコデN配合錠	ファイザー	1000 T	1	
鎮咳・鎮痛・解熱剤		カフコデN配合錠	ファイザー	100 T	2	
解熱鎮痛消炎剤		カロナール細粒20%	あゆみ	100g	6	
消化器用剤		プリンペラン錠5	日医工	500 T	1	
鎮けい剤		コリオパン錠10mg	エーザイ	100 T	2	
止しゃ剤		ロベミンカプセル1mg	ヤンセン	100 P	4	
利尿剤		ラシックス錠20mg	日医工	100 T	2	
下剤		プルゼニド錠12mg	田辺三菱	1000 T	1	
血管拡張剤		ニトロールRカプセル20mg	エーザイ	100 P	4	
血管拡張剤		アムロジンOD錠5mg	大日本住友	700 T	8	
血管拡張剤		ニトロペン舌下錠0.3mg	日本化薬	100 T	1	
不整脈用剤		リスモダンカプセル100mg	サノフィ	100 P	1	
ビタミン剤		ビタメジン配合カプセルB25	第一三共	1000 P	1	
血圧降下剤		ディオバン錠80mg	ノバルティス	140 T	11	
血圧降下剤		タナトリル錠5	田辺三菱	100 T	4	
糖尿病用剤		ダオニール錠2.5mg	サノフィ	100 T	7	
糖尿病用剤		ジャヌビア錠50mg	MSD	100 T	4	
糖尿病用剤		グルファスト錠10mg	キッセイ	100 T	3	
内服薬		抗血小板剤	バイアスピリン錠100mg	バイエル	500 T	1
		抗血小板剤	パナルジン錠100mg	サノフィ	100 T	5
		抗血小板剤	プラビックス錠75mg	サノフィ	140 T	2
		抗凝固薬	ブラザキサカプセル75mg	日本ベーリンガー	112 P	2
		アレルギー用薬	シングレア錠10mg	MSD	100 T	1
	アレルギー用薬	アレグラ錠60mg	サノフィ	100 T	5	
	気管支拡張剤	テオドール錠100mg	田辺三菱	100 T	2	
	抗てんかん剤	デパケンR錠200mg	協和発酵キリン	100 T	5	
	去たん剤	ムコダイン錠500mg	杏林	630 T	3	
	鎮量剤	トラベルミン配合錠	エーザイ	100 T	2	
	消化性潰瘍用剤	ムコスタ錠100mg	大塚	1050T	1	
	不整脈用剤	メインテート錠2.5mg	田辺三菱	100T	5	
	催眠鎮静剤	マイスリー錠5mg	アステラス	700T	1	
	外用薬等	殺菌消毒剤	ステリクロン液5	健栄	500ml	10
		殺菌消毒剤	オキシドール「ケンエー」	健栄	500ml	5
		殺菌消毒剤	イソジン液10%	塩野義	250ml	5
		殺菌消毒剤	消毒用エタノール「ケンエー」	健栄	500ml	40
		外用抗菌薬	フシジンレオ軟膏2%	第一三共	10g×10本	5
		パップ剤	MS冷シップ「タイホウ」	大鵬薬品工業	(20g×5枚)×100	1
含嗽剤		イソジンガーグル液7%	塩野義	30ml×50本	4	
眼科用剤		サンコバ点眼液0.02%	参天	5ml×10本	5	
眼科用剤		ラクリミン点眼液0.05%	参天	5ml×10本	1	
輸液セット		輸液セット	ニプロ	ISA-100A21Z 50入	3	
シリンジ		シリンジ DS	ニプロ	20mL 22GX1 1/4R50個	3	

血管拡張剤	フランドルテープ40mg	アステラス	100枚	1
気管支拡張剤	メブチンエア-10 μ g吸入100回	大塚	5ml \times 10本	2
気管支拡張剤	ホクナリンテープ2mg	マイランEPD	70枚	3
呼吸器用薬	アドエア100ディスカス28吸入用	グラクソ・スミスクライン	28 \times リスター \times 1	10
呼吸器用薬	シムビコートタービューヘイラー60吸入	アストラゼネカ	60吸入1キット	50
口腔粘膜用剤	アフタゾロン口腔用軟膏0.1%	あゆみ	5g \times 10	1

⑤<保管場所> 四国アルフレッサ（株）徳島第一支店徳島西部出張所 美馬郡つるぎ町貞光字小山西北89-6 TEL.0883-63-6111 令和2年3月31日現在

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量	
注射薬	抗生物質製剤	セフメタゾン静注用1g	アルフレッサファー	1g×10瓶	10	
	抗生物質製剤	パニマイシン注射液100mg	Meiji Seika ファル	10管	3	
	解熱鎮痛消炎剤	ソセゴン注射液30mg	丸石製薬	1mL×10管	1	
	止血剤	トランサミン注5%	第一三共	5mL×50管	3	
	強心剤	ネオフィリン注250mg	エーザイ	10mL×10管	1	
	副腎ホルモン剤	ヒドロコルチゾンリン酸エステルNa静注液100mg「AFP」	アルフレッサファー	2mL×10管	7	
	局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンブ1%	アスペンジャパン	10mL×10管	2	
	昇圧剤	ノルアドリナリン注1mg	アルフレッサファー	1mL×10管	5	
	輸液製剤	ユエキンキープ輸液	光	200ml×20袋	2	
	輸液製剤	グルアセト35注	共和クリティケア	500ml×20瓶	3	
	輸液製剤	ヴィーンD輸液	扶桑	500ml×20瓶	1	
	輸液製剤	光糖液5%（ブドウ糖）	光	100mL×10瓶	5	
	輸液製剤	ハルトマン輸液pH8「NP」	ニプロ	500ml×20袋	3	
	輸液製剤	生理食塩液「マイラン」	ファイザー	100mL1瓶×10瓶（プラスチックボトル）	6	
	輸液製剤	生理食塩液「ヒカリ」	光	500ml×20瓶	1	
	解熱剤	スルピリン注射液250mg「日医工」	日医工	1mL×50管	1	
	抗ヒスタミン剤	ポララミン注5mg	高田製薬	1mL×50管	1	
	利尿剤	ラシックス注20mg	日医工	2mL×50管	1	
	解毒剤	メイロン静注7% プラ	大塚製薬	20mL×50管	1	
	鎮静・抗けいれん剤	フェノバル注射液100mg	第一三共	1mL×10管	1	
	内服薬	抗生物質製剤	セフゾンカプセル100mg	LTLファーマ	100 P	20
		合成抗菌剤	クラビット錠500mg	第一三共	50 T	4
		解熱鎮痛消炎剤	ロキソニン錠60mg	第一三共	100 T	20
		精神神経用剤	メイラックス錠1mg	Meiji Seika ファル	100 T	1
		鎮咳・鎮痛・解熱剤	カフコデN配合錠	ファイザー	1000 T	1
		鎮咳・鎮痛・解熱剤	カフコデN配合錠	ファイザー	100 T	2
解熱鎮痛消炎剤		カロナール細粒20%	あゆみ製薬	100g	6	
消化器官用剤		プリンペラン錠5	日医工	500 T	1	
鎮けい剤		コリオパン錠10mg	エーザイ	100 T	2	
止しゃ剤		ロペミンカプセル1mg	ヤンセン	100 P	4	
利尿剤		ラシックス錠20mg	日医工	100 T	2	
下剤		プルゼニド錠12mg	田辺三菱	1000 T	1	
血管拡張剤		ニトロールRカプセル20mg	エーザイ	100 P	4	
不整脈用剤		リスモダンカプセル100mg	サノフィ	100 P	1	
ビタミン剤		ビタメジン配合カプセルB25	第一三共	1000 P	1	
外用薬等		殺菌消毒剤	ステリクロン液5	健栄	500ml	10
		殺菌消毒剤	オキシドール「ケンエー」	健栄	500ml	5
	殺菌消毒剤	イソジン液10%	塩野義	250ml	5	
	殺菌消毒剤	消毒用エタノール「ケンエー」	健栄	500ml	40	
	外用抗菌薬	フシジンレオ軟膏2%	第一三共	10g×10本	5	
	パップ剤	MS冷シップ「タイホウ」	大鵬薬品工業	(20g×5枚)×100	1	
	含嗽剤	イソジンガーグル液7%	塩野義	30ml×50本	4	
	眼科用剤	サンコバ点眼液0.02%	参天	5ml×10本	5	
	輸液セット	輸液セット	ニプロ	ISA-100A21Z 50入	3	
	シリンジ	シリンジ DS	ニプロ	20mL 22GX1 1/4R50個	3	

分類	薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量	
内服薬	喘息・気管支拡張剤	シングレア錠10mg	MSD	PTP 100T	2	
	糖尿病用剤	ジャヌビア錠50mg	MSD	PTP 100T	7	
	消化器官用剤	プリンペラン錠	日医工	5mg 500T	1	
	血管拡張剤	ニトロールRカプセル20mg	エーザイ	20mg 100P	4	
	不整脈剤	ミケラン錠5mg	大塚	5mg 500T	1	
	糖尿病用剤	グルファスト錠10mg	キッセイ	PTP 100T	3	
	去痰薬	ムコダイン錠500mg	杏林	PTP 630T	1	
	抗てんかん剤	デパケンR錠200mg	協和発酵キリン	PTP 100T	5	
	抗アレルギー剤	アレグラ錠60mg	サノフィ	PTP 100T	2	
	糖尿病用剤	ダオニール錠2.5mg	サノフィ	PTP 100T	4	
	抗血栓剤	プラビックス錠75mg	サノフィ	PTP 140T	3	
	抗血栓剤	パナルジン錠100mg	サノフィ	PTP 100T	4	
	鎮けい剤	ブスコパン錠10mg	サノフィ	10mg 1000T	1	
	下剤	センノシド錠12mg「JD」	ジェイドルフ	12mg 1000T	1	
	抗生物質製剤	フロモックス錠100mg	塩野義	PTP 100T	50	
	総合感冒剤	PL配合顆粒	塩野義	1g×1000包	1	
	解熱鎮痛消炎剤	カロナールシロップ2%	あゆみ	500mL	16	
	抗生物質製剤	クラビット錠500mg	第一三共	500mg 100T	3	
	抗生物質製剤	クラリス錠200	大正	200mg 100T	4	
	降圧剤	アムロジンOD錠5mg	大日本住友	PTP 700T	2	
	ビタミン剤	ジセタミン錠25	高田	25mg 1000T	1	
	降圧剤	タナトリル錠5mg	田辺三菱	PTP 100T	4	
	喘息・気管支拡張剤	テオドール錠100mg	田辺三菱	PTP 100T	1	
	利尿剤	ラシックス錠20mg	日医工	20mg 100T	2	
	心疾患用剤	ニトロペン舌下錠0.3mg	日本化薬	PTP 100T	1	
	頻尿治療薬	ブラダロン錠200mg	日本新薬	PTP 500T	1	
	抗血栓剤	プラザキサカプセル75mg	日本ペーリカール	PTP 112P	1	
	降圧剤	ディオバン錠80mg	ノバルティス	PTP 140T	8	
	解熱鎮痛消炎剤	ボルタレン錠25mg	ノバルティス	25mg 1000T	4	
	精神神経用剤	メイラックス錠1mg	MeijiSeikaファルマ	100T	2	
	注射薬	βブロック剤	インデラル注2mg	アストラゼネカ	2mL×10A	1
		局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンブ1%	アスペンジャパン	1% 10mL×10A	5
		強心剤	ネオフィリン注PL250mg	エーザイ	10×10A	5
輸液製剤		大塚生食注	大塚	20×50A	2	
輸液製剤		大塚糖液5%	大塚	500mL×20	1	
輸液製剤		大塚糖液20%	大塚	20×50A	2	
輸液製剤		大塚糖液5%	大塚	20×50A	2	
輸液製剤		大塚糖液50%	大塚	200mL×20	4	
鎮痛剤		レバタン注0.2mg	大塚	0.2mg 10A	2	
輸液製剤		KN3号輸液	大塚	200mL×20	3	
輸液製剤		KN3号輸液	大塚	500mL×20	3	
輸液製剤		メイロン静注7%	大塚	7% 20×50A	1	
輸液製剤		ラクテックG輸液	大塚	500mL×20	2	
輸液製剤		ポタコールR輸液	大塚	500mL×20	4	
抗生物質製剤		トブラシン注60mg	ジェイドルフ	60mg 10A	6	
抗生物質製剤		フルマリンキット静注用1g	塩野義	1g×10キット	29	
抗生物質製剤		フルマリン静注用1g	塩野義	1g×10V	2	
抗てんかん剤		フェノバル注射液100mg	第一三共	1% 1×10A	1	
止血剤		トランサミン注5%	第一三共	5% 5×50A	2	
昇圧剤		ノルアドリナリン注1mg	アルフレッサファーマ	1mg 1×10A	10	
抗ヒスタミン剤		ポララミン注5mg	高田	5mg 1×50A	1	
止血剤		アドナ注(静脈用)100mg	ニプロES	100mg 20mL×50A	1	
止血剤		アドナ注(静脈用)50mg	ニプロES	50mg 10mL×50A	2	
副交感神経抑制剤		アトロピン注0.05%シリンジ	テルモ	1mL×10S	3	
自律神経・鎮痙剤		静注用マグネゾール20mL	鳥居	20mL×10A	1	
ホルモン剤		水溶性ハイドロコルチゾン注射液500mg	日医工	500mg 5V	4	
利尿剤		ラシックス注20mg	日医工	20mg 2×50A	1	
強心剤		アミノフィリン注250mg「NP」	ニプロファーマ	10mL×50A	1	
抗生物質製剤		スルピリン注250mg「NP」	ニプロファーマ	25% 1×50A	1	
鎮痙剤		ブスコパン注射液	サノフィ	20mg 1mL×50A	1	
ホルモン剤		ゾル・メドロール静注用125mg	ファイザー	5V	4	
外用剤他		外用軟膏剤	ゲンタシン軟膏0.1%	高田	10g×10	10
		心疾患用剤	フランドルテープ40mg	アステラス	100枚	1
	喘息・気管支拡張剤	ホクナリンテープ2mg	マイランEPD	70枚	2	

喘息・気管支拡張剤	メブチンエアー 10 μ g	大塚	5mL×10本	4
気管支拡張薬	メブチン吸入液0.01%	大塚	30mL	10
喘息・気管支拡張剤	フルティフォーム50エアゾール56吸入	杏林	1個	10
気管支拡張薬	ベネトリン吸入液0.5%	クラクソミスクライン	30mL	10
点眼薬	サンコバ点眼液0.02%	参天	5mL×50	19
シップ剤	MS冷シップ「タイホウ」	大鵬	10kg	2
殺菌・消毒剤	5%マスキン液	丸石	500mL	20
殺菌・消毒剤	消毒用エタノール	丸石	500mL	80
殺菌・消毒剤	オキシドール消毒用液「マルイシ」	丸石	500mL	10
殺菌・消毒剤	イソジン液10%	塩野義	250mL	10
含嗽剤	イソジンガーグル液7%	塩野義	30mL×50	4
注射針	DS注射針22G1・1/4RB	トップ	100本	7
注射針	DS注射針18G1・1/2RB	トップ	100本	3
シリンジ(針なし)	プラシリンジ針なし2.5mL	トップ	2.5mL×100本	1
シリンジ(針なし)	プラシリンジ針なし10mL	トップ	10mL×100本	1
シリンジ(針なし)	プラシリンジ針なし20mL	トップ	20mL×50本	7
輸液セット	輸液セットTIS2-52	トップ	50入	6
注射針	翼状針 22G×3/4	ニプロ	50本	1
注射針	フローマックス18G×1・1/2RB	ニプロ	100本	1
注射針	フローマックス22G×1・1/2RB	ニプロ	100本	2

種別	医薬品名	規格	メーカー	数量
ヨード系殺菌・消毒剤	ポビドンヨード外用液10%「マイラン」	250ml×1本	ファイザー	40
点眼剤	ポロキサロン点眼液0.5%「ファイザー」	5ml×10本	ファイザー	6
局所麻酔剤	キシロカインポンスプレー 8%	80g×1本	アストラゼネカ	4
昇圧剤	ノルアドリナリン注 1%	1ml×10A	第一三共	2
抗血栓剤	カレドゲル75mg「SANIK」	100錠	日医工サノフィ	4
抗凝固剤	エリキュース錠2.5mg	100T	ファイザー	2
糖尿病用剤	シュアポスト錠0.5mg	100錠	大日本住友	2
点眼剤	ヒアルロン酸Na点眼液0.1%「ファイザー」	5ml×10本	ファイザー	2
不整脈剤	リドカイン静注用 2%シリンジ	5ml×10本	テルモ	2
副交感神経	アトロピン注 0.05%シリンジ	1ml×10本	テルモ	2
含嗽薬	ポビドンヨード含嗽用液7%「YD」	30ml×50本	陽進堂	3
鎮けい薬	ブスコパン注 20mg	1ml×10A	ベーリンガー	1
整腸剤	ミヤBM錠	500錠	ミヤリサン	1
消化管用剤	レバミピド錠100mg「オーツカ」	100錠	大塚製薬	2
降圧剤	メインテート錠 2.5mg	100錠	田辺三菱	2
血管拡張剤	ワソラン錠 40mg	100錠	エーザイ	2
冠動脈拡張剤	ニトロール点滴静注50mgパック	100ml×10筒	エーザイ	1
心疾患用剤	硝酸イソソルビドテープ40mg「EMEC」	140枚	エルメッドエーザイ	1
抗血栓剤	バイアスピリン錠 100mg	500錠	バイエル	2
糖尿病用剤	グリメピリドOD錠1mg「EMEC」	100錠	EMEC	2
喘息・気管支拡張剤	テオドール錠 100mg	100錠	田辺三菱	2
喘息・気管支拡張剤	ツロブテロールテープ2mg「HMT」	70枚	久光	2
消化性潰瘍治療剤	ランソプラゾールOD錠15mg「サワイ」	100錠	沢井	2
中枢性制吐・鎮暈薬	トラベルミン配合錠	100錠	エーザイ	2
不整脈剤	メキシレチン塩酸塩カプセル50mg「サワイ」	100Cp	沢井	2
輸液(小児用開始液)	YDソリタ-T1 200ml	20本	陽進堂	2
消毒用エタノール	エコ消エタ	500ml×1本	ヨシダ	40
降圧剤	イミダプリル塩酸塩錠5mg「オーハラ」	100錠	大原薬品	5
血管拡張剤	アイトロール錠20mg	100錠	トーアエイヨー	3
糖尿病用剤	ジャヌビア錠 50mg	100錠	MSD	2
喘息・気管支拡張剤	モンテカスト錠10mg「KM」	100錠	杏林製薬	2
坐剤	アンヒバ坐剤小児用 100mg	50個	マイランEPD	2
坐剤	アンヒバ坐剤小児用 200mg	50個	マイランEPD	2
糖尿病用剤	インスリン グラルギンBS注ミリオペン「リリー」	300単位×2キット	リリー	5
オキシドール	オキシドール	500ml×1本	丸石	11
喘息・気管支拡張剤	メプチンエアー10μg吸入100	5ml×10本	大塚	2
輸液	大塚生食注 500mL	20袋	大塚	4
輸液	大塚糖液5% 500mL	20袋	大塚	4
坐剤	ダイアアップ坐剤 6mg	50個	高田製薬	2
外用軟膏剤	プロペト	500g	丸石	4
輸液	メイロン 7% 250mL	10本	大塚	2
輸液	大塚糖液5% 100mL	10本	大塚	4
去痰薬	カルボシステイン錠500mg「トーフ」	100錠	東和	1
抗てんかん	バルプロ酸Na徐放錠200mg「トーフ」	100錠	東和	2
外用軟膏剤	ルリケールVG軟膏 5g	5g×10本	東和	6
抗アレルギー剤	エバスチンOD錠10mg「アメル」	100錠	共和薬品	1
殺菌・消毒剤	ヘキサック水R 0.05%	500ml×1本	ヨシダ	10
殺菌・消毒剤	テキサント消毒液6%	500g×1本	シオエ製薬	2
マクロライド系抗生剤	クラリスロマイシン錠200「MEEK」	100錠	小林化工	9
セフェム系抗生剤	フロモックス錠 100mg	100T	塩野義	10
セフェム系抗生剤	ケフレックスカプセル 250mg	100Cp	塩野義	14
セフェム系抗生剤	スルバシリン静注用1.5mg	10V	Meiji Seikaファルマ	3
セフェム系抗生剤	セファゾリンNa点滴静注用1g「バッグオーツカ 生食100mL付	10袋	大塚	1
セフェム系抗生剤	セフトリアキソンNa静注用1g「GHM」	10V	ケミックス	4
解熱鎮痛	ロキソプロフェン錠60mg「EMEC」	100錠	エルメッドエーザイ	20
解熱鎮痛	カロナール細粒 20%	100g	あゆみ製薬	1
解熱鎮痛	カロナール錠200mg	100T	昭和薬化	1
解熱鎮痛	メチロン注 25%	1ml×50A	第一三共	2
精神神経剤	エチゾラム錠0.5mg「SW」	100錠	沢井	10
抗てんかん	フェノバルル注 100mg	1ml×10A	藤永	1
抗ヒスタミン	ポララミン注 5mg	1ml×10管	高田	12

止血	アドナ注50mg	10ml×50管	ニプロESファーマ	2
止血	トランサミン注 5%	5ml×10A	第一三共	5
強心剤	ネオフィリン注 250mg	10ml×10管	エーザイ	1
利尿剤	フロセミド錠20mg「テバ」	100錠	テバ	2
利尿剤	ラシックス注 20mg	2ml×50本	サノフィ	2
局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ 1%	10ml×10A	アストラゼネカ	5
昇圧剤	アドレナリン注 0.1% シリゾ	1ml×10本	テルモ	4
不整脈剤	インデラル錠10mg	100T	アストラゼネカ	1
総合感冒剤	PL配合顆粒	1g×100包	塩野義	20
鎮けい薬	ブスコパン錠 10mg	100錠	ベーリンガー	3
消化管剤	プリンペラン錠 5mg	100錠	アステラス	10
消化管剤	ナウゼリンOD錠10mg	100T	協和発酵キリン	1
止瀉剤	ロペミンカプセル 1mg	100Cp	ヤンセンファーマ	2
止瀉剤	ロペラミド錠1mg「EMEC」	100Cp	ヤンセンファーマ	1
下剤	センノシド錠12mg「トーワ」	100錠	東和	20
点眼剤	クラビット点眼液0.5%	5ml×50本	参天製薬	2
輸液	大塚生食注 20mL	50管	大塚	2
輸液	大塚糖液50% 20mL	50管	大塚	4
輸液	ソルアセトF輸液	500mL×20本	テルモ	1
リンゲル液	ラクテックG輸液 500mL	20袋	大塚	3
維持液	ソルデム3A輸液 500mL	20袋	大塚	2
維持液	ソルデム3A輸液 200mL	30袋	大塚	2
外用軟膏剤	ゲンタシン軟膏0.1%	10g×10本		1
輸液	大塚生食 細口開栓	500mL×20本	大塚	4
輸液	大塚生食注 100mL	10本	大塚	6
ホルモン剤	ソル・メドロール点滴静注500mg	5V	ファイザー	4
ホルモン剤	注射用ソル・メルコート500mg	5V	富士製薬	0
糖尿病用剤	ノボラピッド注フレックスペン	3mL×2本	ノボ	2
糖尿病用剤	ヒューマリンR注100単位/ml	10ml×1V	リリー	2
抗生剤	パニマイシン注射液100mg	2mL×10A	Meiji Seikaファルマ	4
鎮痛剤	レパタン注0.2mg	10A	大塚製薬	2
輸液	メイロン 7% 20mL	20mL×50本	大塚	4
降圧剤	アムロジピンOD錠5mg	700T	Meiji Seikaファルマ	1
降圧剤	バルサルタン錠80mg「DSEP」	100T	第一三共エスファ	3
抗血栓剤	バイアスピリン錠 100mg	700錠	バイエル	0
抗血栓剤	シロスタゾールOD錠100mg「効効」	100T	高田製薬	1
糖尿病用剤	ボグリボースOD錠0.2mg「マイラン」	100錠	マイラン	1
喘息・気管支拡張剤	シムビュートクベヒューテラ 60吸入	1個	アストラゼネカ	2
鎮咳薬	フスタゾール錠 10mg	100錠	田辺三菱	10
ビタミン剤	ビタメジンカプセルB25	100T	Meiji Seikaファルマ	10
湿布剤	ケトプロフェンテープ20mg「日医工」	70枚	日医工	10
輸液	生食溶解液キットH 100mL	100ml×10本	ニプロ	8
輸液	グルアセト35注	500mL×20本		1
輸液	大塚糖液50% 200mL	20袋	大塚	1
リンゲル液	ヴィーンD輸液500mL	20袋	扶桑	6
輸液セット	テルフュージョン輸液セット T I - U 2 5 0 P O 7	50本	テルモ	3
シリンジ	JMSシリンジG20mL 22G ×1 1/4 JS -S 2 0 S 2 2 3 2 R	50本	JMS	3
かみ吸着剤	アーガメイトゼリー25g	25g×60個	アステラス	6
抗生剤	サワシリン錠250mg	100錠	LTLファーマ	10
ホルモン剤	プレドニン錠5mg	500錠	塩野義製薬	1
抗不安剤	セルシン注射液10mg	10A	武田テバ	1

種別	医薬品名	規格	メーカー	数量
ヨード系殺菌・消毒剤	ポピラール消毒液10%	250ml×1本	丸石製薬	28
キノロン系抗菌剤	レボフロキサシン錠250mg「DSEP」	100錠	第一三共エスファ	4
解熱鎮痛	カロナール錠200	100錠	あゆみ製薬	2
精神神経剤	デパス錠 0.5mg	100錠	田辺三菱	2
止血	トランサミン10% 10ml	10ml×10A	第一三共	2
昇圧剤	ボスミン注1mg	1ml×20A	第一三共	1
血管拡張剤	アイトロール錠20mg	100錠	アステラス	2
不整脈剤	リスモダンカプセル50mg	100Cp	サノフィ	2
副交感神経	アトロピン硫酸塩注0.5mg「タナベ」	1ml×10本	田辺三菱	2
抗てんかん	デバケンR錠 200mg	100錠	協和キリン	2
鎮けい薬	ブスコパン錠 10mg	100錠	日本ペーリソール	2
鎮けい薬	ブスコパン注 20mg	1ml×50A	サノフィ	1
消化管用剤	ナウゼリンOD錠10mg	100錠	協和キリン	2
止瀉剤	ロペミンカプセル 1mg	100Cp	ヤシファーマ	2
下剤	セノバド錠12mg「セイコー」	500錠	扶桑薬品	1
点眼剤	タリビッド点眼液	5ml×10本	参天製薬	4
坐剤	カロナール坐剤 200mg	50個	あゆみ製薬	2
消化管用剤	リンデロンVG軟膏 5g	5g×10本	塩野義製薬	5
消化管用剤	レバミピドOD錠 100mg「明治」	100錠	Meiji Seikaファルマ	2
点眼剤	サンピロ点眼液1%	10本	参天製薬	2
輸液	テルモ生食 100mL	30本	テルモ	2
輸液	テルモ糖注5% 100mL	30本	テルモ	2
ホルモン剤	ソルメドロール 500mg	5V	ファイザー	2
糖尿病用剤	ランタス注ソロスター	300単位×2本	サノフィ	2
セフェム系抗菌剤	セフゾンカプセル 100mg	100Cp	アステラス	0
解熱鎮痛	ロキソニン錠 60mg	100錠	第一三共	16
解熱鎮痛	メチロン注 25%	1ml×50A	第一三共	2
抗てんかん	フェノバルブ注 100mg	1ml×10A	第一三共	1
止血	アドナ静注50mg	10ml×50管	ニッポスファーマ	2
利尿剤	ラシックス錠 20mg	100錠	日医工	7
利尿剤	ラシックス注 20mg	2ml×50本	日医工	1
局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ 1%	5ml×10A	アズノックジャパン	2
局所麻酔剤	キシロカインホップスプレー 8%	80g×1本	アズノックジャパン	4
昇圧剤	ノルアドレナリン注 1%	1ml×10A	第一三共	2
血管拡張剤	ワソラン錠 40mg	100錠	エーザイ	2
冠動脈拡張剤	ニトロール注 5mg	10ml×10A	エーザイ	2
不整脈剤	ワソラン静注5mg	2ml×10本	エーザイ	2
輸液(小児用開始液)	YDソリターT1号輸液200ml「陽進堂」	20本	陽進堂	2
強心剤	ネオフィリン注 250mg	10ml×10管	エーザイ	2
心疾患用剤	フランドルテープ 40mg	350枚	トーアエイヨー	1
整腸剤	ビオフェルミン配合散	1g×600g	ビオフェルミン	1
坐剤	アンヒバ坐剤 100mg	50個	マイランEPD	2
糖尿病用剤	ヒューマリンR注100単位/ml	10ml×1V	日本インスリン	2
オキシドール	オキシドール消毒用液「マルイシ」	500ml×1本	丸石製薬	2
消毒用エタノール	消毒用エタノール	500ml×1本	丸石製薬	20
マクロライド系抗菌剤	クラリス錠 200mg	100錠	大正富山医薬品	6
セフェム系抗菌剤	セファゾリンNa点滴静注用1gバッグ「オツカ」	10袋	大塚製薬工場	2
総合感冒剤	PL配合顆粒	1g×100包	塩野義	2
含嗽薬	ホピドニョトガール7%「マイラン」	30ml×50本	ファイザー	2
輸液	大塚生食注 20mL	50管	大塚	2
輸液	大塚糖液50% 20mL	50管	大塚	2
坐剤	ダイアアップ坐剤 4mg	50個	高田	2
外用軟膏剤	白色ワセリン	500g	丸石製薬	4
輸液	メイロン 7% 250mL	10本	大塚	2
抗ヒスタミン	ポララミン注5mg	1ml×10管	高田製薬	1
オキシドール	オキシドール消毒用液「マルイシ」	500ml×1本	丸石製薬	8
消毒用エタノール	消毒用エタノール	500ml×1本	丸石製薬	30
殺菌・消毒剤	クレソール液5w/o%「Eピス」	500ml×1本	兼一薬品工業	60
セフェム系抗菌剤	スルペラゾン静注用 1g	10V	ファイザー	6
輸液	大塚生食注500mL	20袋	大塚	3
輸液	大塚糖液5% 500mL	20袋	大塚	5
維持液	ソリターT3号輸液 500mL	20袋	陽進堂	5

維持液	ソリタ T 3号輸液 200mL	20袋	陽進堂	5
抗生物質	硫酸アミカシン注射液100mg	10A	日医工	5
輸液	ヴィーンD	20本	扶桑	4
リンゲル液	ラクテック G輸液 500mL	20袋	大塚	3
輸液セット	輸液セット NIA-201E-00Z PVCフリー	50本	ニプロ	6
シリンジ	プラスチックシリンジ 5ml 針なし	100本	トップ	2
シリンジ	プラスチックシリンジ 20ml 針なし	50本	トップ	2
注射針	注射針 18G×1 1/2	100本	トップ	2
注射針	注射針 22G×1 1/4	100本	トップ	1
カリウム吸着剤	アーガメイトゼリー-25 g	25 g × 60個	アステラス	6

⑨<保管場所>

美波町国民健康保険美波病院

海部郡美波町田井 1 0 5 番地 1

TEL0884-78-1373

令和2年3月31日現在

薬効	商品名	メーカー名	規格・容量	数量
殺菌・消毒剤	「エビス」クリゲン液5%	500ml×1本	マイラン	20
カウム吸着剤	アーガメイトゼリー25g	25g×60個	アステラス	6
抗生剤	アミカシン硫酸塩注射液 100mg「NikP」	10A	日医工ファーマ	5
輸液	ヴィーンD輸液	500mL×20本	扶桑	5
輸液	大塚生食注 500mL	20袋	大塚製薬	5
輸液	大塚糖液5% 500mL	20袋	大塚製薬	5
オキシドール	オキシドール「マルイシ」	500ml×1本	丸石	8
消毒用エタノール	消毒用エタノール「マルイシ」	1000ml×1本	マルイシ	30
セフェム系抗生剤	スルペラゾン静注用 1g	10V	ファイザー	11
維持液	ソリター-T3号輸液 200mL	20本	陽進堂	4
維持液	ソリター-T3号輸液 500mL	20袋	陽進堂	5
注射針	注射針 SB 18G×1 1/2 NN-1838S	100本	ニプロ	2
注射針	注射針 SB 22G×1 1/4 NN-2232S	100本	ニプロ	1
シリンジ	テルモシリンジ 20ml SS-20ESZ 針なし	20ml×50本	テルモ	2
シリンジ	テルモシリンジ 5ml SS-05SZ 針なし	5ml×100本	テルモ	2
輸液セット	エプソム輸液セット ISA-100A21Z (カマ管 針付 21G)	50入	ニプロ	3
ヨード系殺菌・消毒剤	ポピラール液 10%	250ml×1本	丸石	8
ホルモン剤	プレドニン錠5mg	100錠	塩野義	1
抗不安剤	セルシン注射液5mg	10A	武田テバ	1

種別	医薬品名	規格	メーカー	数量
維持液	KN3号輸液ソフトバッグ	500mL×20本	大塚製薬	5
総合感冒剤	PL配合顆粒	1g×100包	塩野義	2
輸液(小児用開始液)	YDソリタT1 200mL	20本	陽進堂	2
血管拡張剤	アイトロール錠20mg	100錠	トーアエイヨー	2
解熱鎮痛	アセトアミノフェン細粒20%「トーワ」	500g	東和薬品	1
輸液	アドナ注50mg	50管	ニプロES7アーマ	3
副交感神経	アトロピン注 0.05%シリンジ	1ml×10本	テルモ	5
糖尿病用剤	アマリール 1mg錠	100錠	サノフィ	4
降圧剤	アムロジピンOD錠5mg「明治」	700錠	Meiji Seikaファルマ	1
坐剤	アンヒバ坐剤 100mg	50個	マイランEPD	2
坐剤	アンヒバ坐剤 200mg	50個	マイランEPD	2
糖尿病用剤	インスリングルグルンBS注ミリオペン「リリー」	300単位×2本	サノフィ	5
不整脈剤	インデラル注2mg	2mg 2mL×10A	大日本住友	1
精神神経剤	エチゾラム錠0.5mg「SW」	100錠	サワイ	5
降圧剤	エナラプリル錠5MEEK	100錠	小林化工	2
抗凝固剤	エリキユース錠2.5mg	100錠	ファイザー	1
輸液	大塚生食注 20mL	50管	大塚	1
輸液	大塚糖液5% 100mL	10本	大塚	4
輸液	大塚糖液50% 20mL	50管	大塚	1
オキシドール	オキシドール	500ml×1本	ヨシダ	10
湿布剤	カトレップパップ70mg	100袋	帝國製薬	1
去痰薬	カルボシステイン錠500mg「トーワ」	100錠	東和薬品	1
局所麻酔剤	キシロカインボツスプレー 8%	80g×1本	アスペンジャパン	5
局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ 1%	10ml×10A	アスペンジャパン	5
マクロライド系抗生剤	クラリスロマイシン錠200「MEEK」	100錠	明治製菓	6
輸液	グルアセト35注	500mL×20本		1
糖尿病用剤	グルファスト錠 10mg	100錠	キッセイ薬品	1
抗血栓剤	クロピドグレル錠 75mg「SANIK」	140錠	日医工サノフィ	2
喘息・気管支拡張剤	シムビコートタービューヘイラー30吸入	1個	アステラス	20
糖尿病用剤	ジャヌビア錠 50mg	100錠	MSD	2
消毒用エタノール	消毒用エタノールIP	500mL	健栄	50
シリンジ	シリンジ(針なし) SS20ESZ	20ml×50本	テルモ	1
セフェム系抗生剤	セファゾリンNa点滴静注用1gバッグ「オーツカ」	10袋	大塚製薬	9
セフェム系抗生剤	セファレキシシンカプセル250mg「トーワ」	100Cp	東和薬品	14
セフェム系抗生剤	セフカペンピボキシル塩酸塩錠100mg「トーワ」	100T	塩野義	5
セフェム系抗生剤	セフトアジジム静注用1g「マイラン」	10V	マイラン	5
下剤	センノシド錠12mg「サワイ」	100錠	沢井	6
維持液	ソルデム3A 500mL	20袋	テルモ	2
糖尿病用剤	ダオニール錠2.5mg	2.5mg×100T	サノフィ	1
喘息・気管支拡張剤	ツロブテロールテープ 2mg「HMT」	70枚	テルモ	2
点眼剤	ティアバランス点眼液0.1%	5ml×10本	千寿製薬	1
注射針	ディスプレイ注射針 フロマックス 18G×1 1/2RB	100本	ニプロ	1
注射針	ディスプレイ注射針 フロマックス 22G×1 1/2RB	100本	ニプロ	2
中枢性制吐・鎮暈薬	トラベルミン配合錠	100錠	エーザイ	1
止血	トランサミン注 5%	5ml×10A	第一三共	5
冠動脈拡張剤	ニトロール注5mg	5mg 10mL×10A	エーザイ	1
強心剤	ネオフィリン注 250mg	10ml×10管	エーザイ	2
昇圧剤	ノルアドレナリン注 1%	1ml×10A	第一三共	2
抗血栓剤	バイアスピリン錠 100mg	500錠	バイエル	2
降圧剤	バルサルタン錠80mg「DSEP」	140錠	第一三共エス7	4
抗てんかん	バルプロ酸Na徐放B錠200mg「トーワ」	100錠	東和薬品	2
整腸剤	ビオフェルミンR錠	100錠	ビオフェルミン製薬	2
降圧剤	ビソプロロール fumarate 錠2.5mg「トーワ」	100錠	東和薬品	1
糖尿病用剤	ヒューマリンR注100単位/ml	10ml×1V	日本イライリ	5
糖尿病用剤	ヒューマログ注ミリオペン	3mL×2本		5
抗アレルギー剤	フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg「トーワ」	100錠	東和	1
抗てんかん	フェノバルール注 100mg	1ml×10A	第一三共	5
鎮けい薬	ブスコパン錠 10mg	100錠	日本ベーリンガー	2
鎮けい薬	ブスコパン注 20mg	1ml×10A	日本ベーリンガー	5
セフェム系抗生剤	フルマリニキッド静注用1g	1g×10キット	塩野義	1

利尿剤	フロセミド錠40mg「NP」	100錠	ニプロ	2
利尿剤	フロセミド注20mg「日医工」	2ml×50本	日医工	1
糖尿病用剤	ボグリボースOD錠0.2mg「トーワ」	100錠	東和	4
昇圧剤	ボスミン注1mg	1ml×20本	第一三共	1
ヨード系殺菌・消毒剤	ポビドンヨード外用液10%「マイラン」	250ml	ファイザー	20
含嗽薬	ポビドンヨード含嗽用液7%「YD」	30ml×50本	陽進堂	2
抗ヒスタミン	ポラミン注 5mg	1ml×10管	高田製薬	2
殺菌・消毒剤	マスキン水0.05%	500ml×1本	丸石製薬	40
輸液	メイロン 7% 20mL	7% 20mL×50本		1
輸液	メイロン 7% 250mL	10本	大塚	2
鎮咳薬	メジコン錠15mg	100錠	塩野義	1
解熱鎮痛	メチロン注 25%	1ml×50A	第一三共	2
消化管用剤	メトロプラミド錠5mg「テバ」	100錠	テバ	2
喘息・気管支拡張剤	メプテンエア-10 μ g吸入100	5ml×10本	大塚製薬	1
喘息・気管支拡張剤	モンテルカスト錠10mg「KM」	100錠	MSD	2
輸液セット	輸液セット (ISA-601E00Z)	50入	ニプロ	2
輸液セット	輸液セット (ISP-601E00P)	50入	ニプロ	5
喘息・気管支拡張剤	ユニフィルLA錠200mg	100錠	大塚製薬	2
リンゲル液	ラクテックD輸液 500mL	20袋	大塚工場	3
消化性潰瘍治療剤	ランソプラゾールOD錠30mg「テバ」	100錠	武田テバ	1
不整脈剤	リドカイン静注用 2%ソリゾ	5ml×10本	テルモ	2
外用軟膏剤	リンデロンVG軟膏 5g	5g×10本		5
消化管用剤	レバミピド錠 100mg 「オ-ツカ」	500錠	大塚製薬	1
鎮痛薬	レベタン注	0.2mg×10A	大塚製薬	2
キノロン系抗菌剤	レボフロキサシン錠 500mg「DSEP」	50錠	第一三共	8
点眼剤	レボフロキサシン点眼液0.3%「ファイザー」	5ml×10本	ファイザー	4
解熱鎮痛	ロキソプロフェン錠60mg「EMEC」	100錠	エルメッドエーザイ	16
止瀉剤	ロペミンカプセル 1mg	100Cp	ヤンセンファーマ	2
血管拡張剤	ワソラン錠 40mg	100錠	エーザイ	2
心疾患用剤	硝酸イソソルビドテープ40mg「EMEC」	100枚	エルメッドエーザイ	2
輸液	大塚生食注 20mL	50管	大塚	1
輸液	大塚生食注 500mL	500mL×20本	大塚	3
輸液	大塚糖液20% 20mL	50管	大塚	1
輸液	大塚糖液5.0% 200mL	20本	大塚	2
ホルモン剤	注射用ソル・メルコート500mg	5本	富士製薬工業	2
外用軟膏剤	白色ワセリン	500g		4

種別	医薬品名	規格	メーカー	数量
維持液	KN3号輸液 200mL ソフトバッグ	20袋	大塚	7
維持液	KN3号輸液ソフトバッグ	500mL×20本	大塚製薬	2
総合感冒剤	PL配合顆粒	1g×100包	塩野義製薬	2
輸液(小児用開始液)	YDソリタ-T1号輸液200mL	20本	陽進堂	2
昇圧剤	アドレナリン注 0.1% シリジ「テルモ」	1ml×10本	テルモ	2
副交感神経	アトロピン注 0.05%シリジ「テルモ」	1ml×10本	テルモ	2
抗生物質	アミカシン硫酸塩注100mg「NP」	10A	ニプロ	5
降圧剤	アムロジピンOD錠5mg「EMEC」	100錠	エルメッドエーザイ	1
坐剤	アンヒバ坐剤 100mg	100個	マイランEPD	1
坐剤	アンヒバ坐剤 200mg	100個	マイランEPD	1
糖尿病用剤	インスリンラギンBSミリオペン「リリ」	300単位×2本	サノフィ	2
糖尿病用剤	インスリンラギンBSミリオペン「リリ」	300単位×2本	リリー	2
維持液	ヴィーンD輸液500mL	20本	興和創薬	5
精神神経剤	エチゾラム錠0.5mg「SW」	100錠	沢井	2
降圧剤	エナラプリルマレイン酸塩錠5mg「ファイザー」	100錠	ファイザー	1
輸液	大塚生食注 100mL	10本	大塚	4
輸液	大塚生食注 20mL	50管	大塚	2
輸液	大塚生食注 500mL	20袋	大塚	5
輸液	大塚糖液5% 100mL	10本	大塚	4
輸液	大塚糖液5% 500mL	20袋	大塚	8
輸液	大塚糖液50% 20mL	50管	大塚	2
オキシドール	オキシドール「ヨシダ」	500ml×1本	ヨシダ	23
抗アレルギー剤	オロパタジン塩酸塩0.05錠「トーワ」	100錠	東和薬品	1
止血剤	カルババクロムスルホン酸ナトリウム静注液100mg「日医工」	20ml×50管	日医工	2
去痰薬	カルボシステイン錠250mg「トーワ」	100錠	東和薬品	1
解熱鎮痛	コロナール細粒 20%	100g	あゆみ製薬	2
降圧剤	カandesartan錠8mg「あすか」	100錠	あすか製薬	1
局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ1%10mL	10ml×10A	アベックジャパン	2
局所麻酔剤	キシロカインポリアンプ1% 8%	80g×1本	アベックジャパン	4
マクロライド系抗生剤	クラリスロマイシン錠200mg「MEEK」	100錠	Meiji Seikaファルマ	6
糖尿病用剤	グリメピリド錠1mg「EMEC」	100錠	エルメッドエーザイ	1
抗血栓剤	クロピドグレル錠75mg「SANIK」	140錠	日医工サノフィ	1
点眼剤	サンピロ点眼液1%	10本	参天製薬	2
喘息・気管支拡張剤	ムルチン吸入器 60吸入	1個	アステラス	1
糖尿病用剤	ジャヌビア錠 50mg	100錠	MSD	1
消毒用エタノール	消毒用エタノール	500ml×1本	ヨシダ	50
殺菌・消毒剤	スクラビインS4%	500ml×1本	サラヤ	36
セフェム系抗生剤	セファゾリンNa注射用1g「タイヨー」	1OV	アステラス	5
セフェム系抗生剤	セフォキシチルNa注射用1g	10V	日医工	4
セフェム系抗生剤	セフトキシム錠100mg「日医工」	100Cp	日医工	14
下剤	センノシド錠12mg「トーワ」	1000錠	東和	1
維持液	ソリタT3 500mL	20本	味の素ファルマ	5
ホルモン剤	ソル・メドロール静注用500mg	5V	ファイザー	2
ホルモン剤	ソル・メルコート500mg	5V	富士製薬工業	2
坐剤	ダイアップ坐剤 4mg	50個	高田製薬	2
喘息・気管支拡張剤	ツロブテロールテープ2mg「HMT」	70枚	久光製薬	1
喘息・気管支拡張剤	テオロング錠100mg	100錠	エーザイ	1
シリンジ	テルモシリンジロックタイプ10mL シリンジ(針なし)SS10LZ	100本	テルモ	1
シリンジ	テルモシリンジロックタイプ2.5mL シリンジ(針なし)SS02LZ	100本	テルモ	1
シリンジ	テルモシリンジロックタイプ20mL	50本	テルモ	2
注射針	テルモ注射針 18G×1 1/2	100本	テルモ	3
注射針	テルモ注射針 21G NN-2138S	100本	テルモ	1
中枢性制吐・鎮暈薬	トラベルミン配合錠	100錠	エーザイ	1
止血	トランサミン注10%10mL	10ml×50A	第一製薬	1
糖尿病用剤	ナテグリニド錠90mg「日医工」	100錠	日医工	1
冠動脈拡張剤	ニトロール注 5mg シリンジ	10ml×10筒	エーザイ	2
強心剤	ネオフィリン注 250mg	10ml×10管	エーザイ	10
昇圧剤	ノルアドレナリン注 1%	1ml×10A	第一三共	2
抗血栓剤	バイアスピリン錠 100mg	500錠	バイエル薬品	1

外用軟膏剤	白色ワセリン	500g	ファイザー	4
抗てんかん	バルプロ酸Na徐放B錠200mg「ト-7」	100錠	東和	2
整腸剤	ビオフェルミンR錠	100錠	ビオフェルミン製薬	2
糖尿病用剤	ヒューマリンR注100単位/ml	10ml×1V	日本イーライリリー	2
抗てんかん	フェノバル注 100mg	1ml×10A	第一三共	2
鎮けい薬	ブスコパン錠 10mg	100錠	日本ベーリンガ	2
鎮けい薬	ブスコパン注 20mg	1ml×50A	日本ベーリンガ	1
鎮咳薬	フスタゾール錠 10mg	100錠	田辺三菱	1
抗凝固剤	プラザキサカプセル 75mg	112Cp	日本ベーリンガー	1
心疾患用剤	フランドルテープ 40mg	100枚	トーアエイヨー	1
血管拡張剤	フランドル錠20mg	100錠	トーアエイヨー	2
利尿剤	フロセミド錠20mg「NP」	100錠	ニプロ	2
利尿剤	フロセミド注射液20mg「日医工」	2ml×50本	日医工	1
糖尿病用剤	ボグリボースOD錠0.3mg「日医工」	100錠	日医工	1
ヨード系殺菌・消毒剤	ポピドンヨード液10%「マイラン」	250ml×1本	マイラン	20
ヨード系殺菌・消毒剤	ポピドンヨード液10%「マイラン」	250ml×1本	マイラン	8
含嗽薬	ポピドンヨードガーグル液7%「明治」	30ml×50本	Meiji Seikaファルマ	2
抗ヒスタミン	ポララミン注 5mg	1ml×10管	MSD	2
輸液	メイロン 7% 250mL	10本	大塚	2
降圧剤	メインテート錠 2.5mg	100錠	田辺三菱	1
解熱鎮痛	メチロン注25%2mL	2ml×50A	第一三共	2
消化管用剤	メトクロプラミド錠5mg「テバ」	100錠	武田テバ	2
喘息・気管支拡張剤	メプチンスイグヘラー10μ吸入100回	5ml×5本	大塚製薬	2
喘息・気管支拡張剤	モンテルカスト錠10mg	100錠	キョウリンリメディオ	1
輸液セット	輸液セット ISA-100A21Z	50本	ニプロ	6
消化性潰瘍治療剤	ランソプラゾールOD錠15mg「ト-7」	100錠	東和薬品	1
不整脈剤	リスモダンR錠150mg	100T	サノフィ	2
不整脈剤	リドカイン静注用 2%シリンジ「テルモ」	5ml×10本	テルモ	2
外用軟膏剤	リンデロンVG軟膏 5g	5g×10本	塩野義	6
消化管用剤	レバミピド錠100mg「オーツカ」	100錠	大塚	2
キノロン系抗菌剤	レボフロキサシン錠500mg「DSEP」	50錠	第一三共	8
点眼剤	レボフロキサシン点眼液1.5%「わかもと」	5ml×5本	わかもと	8
解熱鎮痛	ロキソプロフェンNa錠60mg「EMEC」	1000錠	エルメッドエーザイ	2
止瀉剤	ロペラミド塩酸塩カプセル1mg「フジ」	100Cp	扶桑	2
血管拡張剤	ワソラン錠 40mg	100錠	マイランEPD	2
点眼剤	人工涙液マイティア点眼液	5ml×10本	千寿	1
輸液	大塚糖液50% 200mL	20本	大塚	1
翼付針	翼付針(セ-タッチPSVセット) 22G 3/4"	50本	ニプロ	1
輸液セット	輸液セットISA-200CP 22STZ			6
抗不安剤	セルシン注 10mg	2ml×10本		1
ホルモン剤	プレドニゾン錠5mg	500錠		1
消化管用剤	ランソプラゾールOD錠15mg「武田テバ」	100錠		1

種別	医薬品名	規格	メーカー	数量
総合感冒剤	PL配合顆粒	1g×100包	塩野義	2
輸液(小児用開始液)	YDソリターT1号輸液200ml「陽進堂」	20本	陽進堂	2
止血	アドナ注 100mg	10ml×50管	ニプロES77-マ	2
昇圧剤	アドレナリン注 0.1% シリンジ	1ml×10本	テルモ	2
副交感神経	アトロピン注 0.05%シリンジ	1ml×10本	テルモ	2
降圧剤	アムロジピンOD錠5mg「明治」	700錠	Meiji Seikaファルマ	1
坐剤	アンヒバ坐剤小児用 100mg	50個	マイランEPD	2
坐剤	アンヒバ坐剤小児用 200mg	50個	マイランEPD	2
血管拡張剤	一硝酸イソソルビド錠20mg「サワイ」	100錠	沢井	2
リンゲル液	ヴィーンD輸液500mL	20袋	扶桑	2
精神神経剤	エチゾラム錠0.5mg「SW」	100錠	サワイ	2
降圧剤	エナラプリルマレイン酸塩錠5mg「ファイザー」	100錠	ファイザー	2
輸液	大塚生食注 100mL	10本	大塚	4
輸液	大塚生食注 20mL	50管	大塚	2
輸液	大塚生食注 500mL	20袋	大塚	4
輸液	大塚糖液5% 100mL	10本	大塚	4
輸液	大塚糖液5% 500mL	20袋	大塚	4
輸液	大塚糖液50% 20mL	50管	大塚	2
オキシドール	オキシドール「ヨシダ」	500ml×1本	吉田	10
解熱鎮痛	カロナール細粒 20%	100g	あゆみ製薬	2
外用軟膏剤	眼科用・一般軟膏基剤プロベト(白色ワセリン)100g(丸石製薬・チューブ)	100g	丸石製薬	20
局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ2%	10ML×10A	アスペンジャパン	2
局所麻酔剤	キシロカインポンツプレー 8%	80g×1本	アスペンジャパン	4
マクロライド系抗生剤	クラリスロマイシン錠200mg「MEEK」	100錠	Meiji Seikaファルマ	6
糖尿病用剤	グリメピリド錠0D1mg「日医工」	100錠	日医工	2
抗血栓剤	クロピドグレル錠75mg「SANIK」	100錠	日医工サノフィ	2
点眼剤	サンピロ点眼液 2%	10本	参天製薬	2
喘息・気管支拡張剤	シムコート吸入器 60吸入	1個	アストラゼネカ	2
糖尿病用剤	ジャヌビア錠 50mg	140錠	MSD	2
心疾患用剤	硝酸イソルビドテープ 40mg「EMEC」	140枚	トーアエイヨー	1
消毒用エタノール	消毒用エタノール「ヨシダ」	500ml×1本	吉田	50
糖尿病用剤	スターシス錠90mg	100錠	アステラス	2
セフェム系抗生剤	セファゾリンNa注射用1g「NP」	10袋	ニプロ	4
セフェム系抗生剤	セフジニルカプセル100mg「JG」	100Cp	日本ジェネリック	14
下剤	センノシド錠12mg「サワイ」	100錠	沢井	6
維持液	ソルデム3A 200mL	30袋	テルモ	4
維持液	ソルデム3A 500mL	20袋	テルモ	4
坐剤	ダイアアップ坐剤 4mg	50個	高田製薬	2
ホルモン剤	注射用ソル・マルコト500	5V	富士製薬工業	2
セフェム系抗生剤	注射用ワイスター1g/バックS	10V	ニプロ	4
喘息・気管支拡張剤	ツロブテロールテープ2mg「久光」	70枚	久光	2
喘息・気管支拡張剤	テオロング錠100mg	100錠	エーザイ	2
中枢性制吐・鎮暈薬	トラベルミン配合錠	100錠	エーザイ	2
止血	トランサミン注10% 2.5ml	2.5ml×50A	第一三共	1
糖尿病用剤	トレスリーバ注フレックスタッチ	300単位×2本	ノボ	2
冠動脈拡張剤	ニトロール注 5mg シリンジ	10ml×10筒	エーザイ	2
強心剤	ネオフィリン注 250mg	10ml×30管	エーザイ	1
昇圧剤	ノルアドレナリン注1mg	1ml×10A	第一三共	2
抗血栓剤	バイアスピリン錠 100mg	700錠	バイエル	1
降圧剤	バルサルタン80mg「DSEP」	140錠	第一三共エス77	2
抗てんかん	バルプロ酸Na徐放B錠200mg「トーワ」	100錠	東和薬品	2
点眼剤	ヒアルロン酸Na点眼液0.1%「ファイザー」	5ml×10本	ファイザー	2
整腸剤	ビオスリ配合錠630錠/箱(東亜薬品)	630錠	東亜薬品	2
糖尿病用剤	ヒューマリンR注(1000単位/10ml)	10ml×1V	リリー	2
抗アレルギー剤	フェキソフェナジン塩酸塩60mg「SANIK」	100錠	日医工	2
抗てんかん	フェノバルル注 100mg	1ml×10A	第一三共	2
鎮けい薬	ブスコパン錠 10mg	100錠	日本ベーリンガー	2
鎮けい薬	ブスコパン注 20mg	1ml×50A	日本ベーリンガー	1
鎮咳薬	フスタゾール錠 10mg	100錠	田辺三菱製薬	2
抗凝固剤	プラザキサカプセル 75mg	112Cp	日本ベーリンガーインゲルハイム	2
利尿剤	フロセミド錠40mg「NP」	100錠	ニプロ	2
利尿剤	フロセミド注射液20mg「日医工」	2ml×50本	日医工	1

含嗽薬	ポピドンヨード含漱用液 7%	30ml × 50本	陽進堂	2
コト下糸殺菌・消毒剤	ポピドン液10%	250ml × 1本	吉田	40
抗ヒスタミン	ポラミン注 5mg	1ml × 10管	高田製薬	2
殺菌・消毒剤	マスキン液 (5W/V%)	500ml × 1本	丸石：大阪	40
輸液	メイロン 7% 250mL	10本	大塚	2
不整脈剤	メキシレチン塩酸塩カプセル100mg「サワイ」	100Cp	沢井	2
解熱鎮痛	メチロン注 25%	1ml × 50A	第一三共	2
消化管用剤	メトクロプロミド錠5mg「テバ」	100錠	武田テバ	2
喘息・気管支拡張剤	メプチンスイグヘラー10μg	5ml × 5本	大塚	4
喘息・気管支拡張剤	モンテカスト錠10mg「KM」	100錠	杏林	2
リンゲル液	ラクテックG輸液 500mL	20袋	大塚	6
消化性潰瘍治療剤	ランソプラゾールOD錠30mg「テバ」	100錠	武田テバ	2
不整脈剤	リドカイン静注用 2%シリンジ	5ml × 10本	テルモ	2
外用軟膏剤	リンデロンVG軟膏 5g	5g × 10本	塩野義	6
消化管用剤	レバミピド錠100mg「オーツカ」	500錠	大塚	1
キノロン系抗菌剤	レボフロキサシ錠500mg「DSEP」	50錠	第一三共エスファ	8
点眼剤	レボフロキサシン点眼液0.5%「ファイザー」	5ml × 10本	ファイザー	4
解熱鎮痛	ロキソプロフェン錠「EMEC」 60mg	1000錠	エルドメットエーザイ	1
止瀉剤	ロペミンカプセル 1mg	100Cp	ヤンセンファーマ	2
血管拡張剤	ワソラン錠 40mg	100錠	エーザイ	2

種別	医薬品名	規格	メーカー	数量
殺菌・消毒剤	0.05W/V%マスキンス水	500ml×1本	丸石製薬	20
総合感冒剤	P L 配合顆粒	1g×1000包	塩野義	1
血管拡張剤	アイトロール錠 20mg	1000錠	トーアエイヨー	1
止血	アドナ注 100mg	20ml×50管	田辺製薬販売	1
昇圧剤	アドレナリン注 0.1% シリジ	1ml×10本	テルモ	1
副交感神経	アトロピン硫酸塩注 0.5mg 「タナベ」	1ml×10本	田辺三菱製薬	1
糖尿病用剤	アマリール 1mg錠	100錠	日医工	1
降圧剤	アムロジピンOD錠 5mg 「あすか」	100錠	あすか製薬	1
消毒用エタノール	エコ消エタ消毒液	500ml×1本	吉田製薬	25
降圧剤	イラフ [®] リルメリン酸塩錠5mg「ファイザー」	100錠	ファイザー	10
輸液	大塚生食注 100mL	20袋	大塚製薬工場	2
輸液	大塚生食注 20mL	50管	大塚製薬工場	1
輸液	大塚糖液5% 250mL	10本	大塚	2
輸液	大塚糖液5% 500mL	20袋	大塚製薬工場	2
輸液	大塚糖液50% 20mL	50管	大塚	1
オキシドール	オキシフル液 3%	500ml×1本	第一三共	5
去痰薬	カルボシステイン錠 250mg 「トーワ」	1000錠	東和薬品	1
解熱鎮痛	コロナール細粒 20%	500g	あゆみ製薬	1
局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ 1%	10ml×10A	7S [®] ジャパン	1
局所麻酔剤	キシロカインポンスプレー 8%	80g×1本	7S [®] ジャパン	2
喘息・気管支拡張剤	キプレス錠 10	100錠	杏林製薬	1
点眼剤	クラビット点眼液 0.5%	5ml×10本	参天製薬	2
マクロライド系抗生剤	クラリシッド錠 200mg	100錠	マイランEPD	3
糖尿病用剤	グルファスト錠 10mg	100錠	キッセイ薬品	1
抗血栓剤	カレドゲル錠75mg「サイ」	500錠	沢井製薬	1
点眼剤	サンピロ点眼液 2%	10本	参天製薬	1
喘息・気管支拡張剤	シビ [®] エクトク [®] デュ [®] ハイ [®] 60吸入	1個	アステラス	1
糖尿病用剤	ジャヌビア錠 50mg	100錠	MSD	1
セフェム系抗生剤	セファゾリンNa注射用 1g 「NP」	10袋	ニプロ	2
セフェム系抗生剤	セフォセフ静注用1g	10V	沢井製薬	2
セフェム系抗生剤	セフジニルカプセル100mg「ファイザー」	100Cp	ファイザー	7
下剤	センノシド錠 12mg 「セイコー」	1000錠	扶桑薬品	1
輸液(小児用開始液)	ソルデム1輸液 200mL×30袋	30袋	テルモ	1
維持液	ソルデム3A輸液 200ml	30袋	テルモ	2
維持液	ソルデム3A輸液 500ml	20袋	テルモ	2
ホルモン剤	ソルメドロール 500mg	5V	ファイザー	1
喘息・気管支拡張剤	テオドール錠 100mg	100錠	田辺三菱	1
抗てんかん	デパケンR錠 200mg	1000錠	協和キリン	1
中枢性制吐・鎮暈薬	ドラマミン50mg	100錠	陽進堂	1
止血	トランサミン注 5%	5ml×50A	第一三共	1
冠動脈拡張剤	ニトロール注 5mg	10ml×10管	エーザイ	1
強心剤	ネオフィリン注 250mg	10ml×10管	エーザイ	1
昇圧剤	ノルアドレナリン注 1%	1ml×10A	第一三共	1
抗血栓剤	バイアスピリン錠 100mg	500錠	バイエル	1
外用軟膏剤	白色ワセリン	500g	丸石製薬	2
降圧剤	バルサルタン錠80mg「サンド」	140錠	サンド	1
整腸剤	ビオフェルミンR散	1000g	ビオフェルミン	1
降圧剤	ビソプロロールフマル酸塩錠2.5mg「トーワ」	100T	東和薬品	1
抗アレルギー剤	フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg「SANIK」	100錠	日医工サノフィ	1
鎮けい薬	ブスコパン錠 10mg	100錠	日本ベーリンガー	1
鎮けい薬	ブスコパン注 20mg	1ml×10A	サノフィ	1
鎮咳薬	フスタゾール錠 10mg	1000錠	田辺三菱製薬	1
抗凝固剤	ブラザキサカプセル 75mg	112Cp	ベーリンガー	1
心疾患用剤	フランドルテープ 40mg	100枚	トーアエイヨー	1
利尿剤	フロセミド錠 20mg 「NP」	100錠	ニプロ	1
糖尿病用剤	ベイスン錠 0.2	500錠	武田テバ	1
喘息・気管支拡張剤	ホクナリンテープ 2mg	70枚	マイラン	1
含嗽薬	ポビドンヨードガーグル7%「マイラン」	30ml×50本	ファイザー(株)	1
ヨード系殺菌・消毒剤	ポビドンヨード外用液 10%「マイラン」	250ml×1本	ファイザー	20
抗ヒスタミン	ポララミン注 5mg	1ml×10管	高田製薬	1
輸液	メイロン 7% 250mL	10本	大塚	1
解熱鎮痛	メチロン注 25%	1ml×50A	第一三共	1
消化管用剤	メトクロプラミド錠5mg「タカタ」	1000錠	高田製薬	1

喘息・気管支拡張剤	メプチンエアー10 μ g吸入100	5ml \times 10本	大塚	1
リンゲル液	ラクテックG輸液 500mL	20袋	大塚製薬工場	2
利尿剤	ラシックス注 20mg	2ml \times 50本	日医工	1
消化性潰瘍治療剤	ランソプラゾールOD錠 15mg 「武田テバ」	500錠	武田テバ薬品	1
不整脈剤	リスモダンカプセル 100mg	100Cp	サノファイ	1
外用軟膏剤	リンデロンVG軟膏 5g	5g \times 10本	塩野義	3
消化管用剤	レバミピド錠100mg 「タバ」	500錠	田辺製薬販売	1
キノロン系抗菌剤	レボフロキサシ錠500mg 「DSEP」	100錠	第一三共エスファ	2
解熱鎮痛	ロキソプロフェン錠 60mg 「EMEC」	1000錠	エルメッドエーザイ	1
止瀉剤	ロペミンカプセル 1mg	500Cp	ヤンセンファーマ	1
血管拡張剤	ワソラン錠 40mg	100錠	エーザイ	1
不整脈剤	静注用キシロカイン2%	5ml \times 10本	アスペンジャパン	1

種別	医薬品名	規格	メーカー	数量
維持液	KN3号輸液 500mL	500mL×20本	大塚製薬	2
総合感冒剤	PL配合顆粒	1g×100包	塩野義製薬	2
坐剤	アセトアミノフェン坐剤小児用100mg「JG」	100個	日本ゼネリック	1
坐剤	アセトアミノフェン坐剤小児用200mg「JG」	100個	日本ゼネリック	1
止血	アドナ注(静脈用)100mg 0.5%20mL	20ml×50管	ニッポESファーマ	2
副交感神経	アトロピン硫酸塩注0.5mg「フソー」1mL	1ml×50A	扶桑薬品	1
慢性期	アムロジピンOD錠5mg「武田テバ」	100錠	武田テバファーマ	1
血管拡張剤	イソコロナールRカプセル20mg	100Cp	日医工	2
糖尿病用剤	インスリングルルギンBS注ミリオペン「リリー」300単位キット	2キット	日本イライリ	2
慢性期	エクア錠50mg	100錠 H	ハルハイ・ファーマ	1
精神神経剤	エチゾラム錠0.5mg「SW」	100錠 H	沢井	2
慢性期	エナラプリルマレイン酸塩錠5mg「CH」	100錠 H	日本ジェネリック	1
オキシドール	オキシドール シオエ 500mL	500ml×1本	シオエ	10
慢性期	オルメサルタンOD錠20mg「DSEP」	100錠 H	第一三共エスファ	1
慢性期	カルボシステイン錠250mg「テバ」	100錠 H	武田テバファーマ	1
解熱鎮痛	カロナール錠200mg	100錠	あゆみ製薬	2
局所麻酔剤	キシロカインポンプスプレー8% 80g	80g×1本	アスペンジャパン株式会社	4
局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ1% 10mL	10ml×10A	アスペンジャパン株式会社	2
マクロライド系抗生剤	クラリスロマイシン錠200mg「マイラン」	100錠 H	ファイザー	6
慢性期	グリメピリド錠1mg「NP」	100錠 H	ニプロ	1
慢性期	クロピドグレル錠75mg「サワイ」	100錠	沢井製薬	3
点眼剤	サンピロ点眼液1% 5mL	5ml×10	参天製薬	2
不整脈剤	シベンゾリンコハク酸塩錠100mg「タナベ」	100錠 H	三菱ウェルファーマ	2
慢性期	シムビコートタービュヘイラー60吸入	1キット	アステラス	1
慢性期	シングレア錠10mg	100錠 H	MSD	1
糖尿病用剤	スターシス錠90mg	100錠	アステラス製薬	1
セフェム系抗生剤	セファゾリンNa点滴静注用1gバッグ「オーツカ」	10キット	大塚製薬工場	4
セフェム系抗生剤	セフォセフ静注用1g	10瓶	沢井製薬(株)	4
セフェム系抗生剤	セフカペンピボキシル塩酸塩錠100mg「YD」	100錠 H	陽進堂	14
下剤	センノシド錠12mg「サワイ」	100錠 H	沢井製薬(株)	6
ホルモン剤	ソル・メドロール静注用125mg	5V	ファイザー	2
輸液(小児用開始液)	ソルデム1輸液 200mL	30袋	フィル	2
維持液	ソルデム3A輸液 200mL	30袋	フィル	4
維持液	ソルデム3A輸液 500mL	20袋	フィル	4
坐剤	ダイアアップ坐剤4mg	50個	高田製薬	2
慢性期	テオフィリン徐放錠100mg「サワイ」	100錠 H	沢井製薬(株)	1
輸液	テルモ生食 500mL	20袋	フィル	4
慢性期	トラベルミン配合錠	100錠 H	エーザイ	1
止血	トランサミン注5% 5mL	5ml×50A	第一三共	1
消化管剤	ドンペリドン錠10mg「タイヨー」	100錠 H	武田テバファーマ	2
冠動脈拡張剤	ニトロール注5mg/10mL	10ml×10筒	エーザイ	2
強心剤	ネオフィリン注250mg 2.5%10mL	10ml×10管	エーザイ	2
昇圧剤	ノルアドレナリン注1mg 1mL	10管	第一三共	2
抗血栓剤	バイアスピリン錠100mg	700錠	パル薬品	1
抗てんかん	バルプロ酸Na徐放錠200mg「トローワ」	100錠 H	東和薬品株式会社	2
降圧剤	ビスプロロールフマル酸塩錠5mg「テバ」	100錠 H	武田テバファーマ	1
慢性期	ヒューマリンR注 100単位/mL	10mL	日本イライリ	2
慢性期	フェキサフェナジン塩酸塩錠30mg「三和」	100錠 H	三和化学研究所	1
抗てんかん	フェノバル注射液100mg 1mL	1ml×10A	第一三共	2
鎮けい薬	ブスコパン注20mg 2%1mL	10管	サワイ	5
鎮咳薬	フスタゾール糖衣錠10mg	100錠	三菱ウェルファーマ	1

鎮けい薬	ブチルスコボラミン臭化物錠10mg「ツルハラ」	100錠 H	鶴原製薬	2
利尿剤	フロセミド錠20「武田テバ」	100錠 H	武田テバファーマ	2
利尿剤	フロセミド注20mg「トーワ」	2ml×50本	東和薬品	1
点眼剤	ベガモックス点眼液0.5% 5mL	5ml×10	日本アルコ	4
消化管剤	ベタメタゾン吉草酸エステル軟膏0.12%「トーワ」	5g×10本	東和薬品株式会社	6
慢性期	ホクナリンテープ2mg	70枚	マルト	1
慢性期	ボグリボース0D錠0.3mg「マイラン」	100錠 H	ファイザー	1
昇圧剤	ボスミン注1mg 1mL	1ml×20本	第一三共	1
維持液	ポタコールR	500mL×20本		2
含嗽薬	ポビドンヨードガーグル液7%「明治」30mL	30mL×50本	Meiji Seikaファルマ	2
ヨード系殺菌・消毒剤	ポビドンヨード外用液10%「明治」250mL	250mL	日東マック	40
抗ヒスタミン	ポラミン注5mg 0.5% 1mL	1ml×10管	高田製薬	2
殺菌・消毒剤	マスキン水0.05% 500mL	500mL	丸石製薬	40
輸液	メイロン静注7% 250mL	10袋	大塚製薬工場	2
慢性期	メプチンエア-10μg吸入100回	5ml×10	大塚製薬	1
リンゲル液	ラクテックG輸液 500mL	20袋	大塚製薬工場	6
整腸剤	ラックビー錠	100錠 H	興和創薬	2
慢性期	ランソプラゾール0D錠15mg「日医工」	500錠 H	日医工	1
不整脈剤	リドカイン静注用2%シリンジ「テルモ」(5mL)	5ml×10本	テルモ	2
消化管剤	レバミピド錠100mg「サワイ」	500錠 H	沢井製薬(株)	1
キノロン系抗菌剤	レボフロキサシン錠500mg「DSEP」	50錠 H	第一三共エスエフ株式会社	8
解熱鎮痛	ロキソプロフェンNa錠60mg「武田テバ」	100錠 H	武田テバファーマ	16
止瀉剤	ロペラミド塩酸塩カプセル1mg「タイヨー」	100cp H	武田テバファーマ	2
血管拡張剤	ワソラン錠 40mg	100錠	エーザイ	2
消毒用エタノール	消毒用エタノール「マルイシ」	500mL	丸石製薬	40
心疾患用剤	硝酸イソソルビドテープ40mg「テイコク」	100枚	日医工	1
輸液	大塚生食注100mL	10瓶	大塚製薬	4
輸液	大塚生食注ツイスト 20mL	50管	大塚製薬工場	2
輸液	大塚糖液5% 500mL	20袋	大塚製薬	4
輸液	大塚糖液5% 100mL	10瓶	大塚製薬	4
輸液	大塚糖液50% 200mL	20袋	大塚	1
輸液	大塚糖液50% 20mL	50管	大塚製薬工場	2
ホルモン剤	注射用ソル・メルコート125 125mg (溶解液付)	5瓶	富士製薬工業	2
外用軟膏剤	白色ワセリン	500g	シオエ	4
抗不安剤	セルシン注5mg	10管	武田テバ	1

種別	医薬品名	規格	メーカー	数量
総合感冒剤	PL配合顆粒	1g×1000包	塩野義	1
輸液(小児用開始液)	YDソリタT1号輸液 200mL	20本	陽進堂	2
降圧剤	アジルバ錠 20mg	500錠	武田	2
止血	アドナ注 100mg	20ml×50管	ニッポESファーマ	2
昇圧剤	アドレナリン注 0.1% シリンジ	1ml×10本	テルモ	2
副交感神経	アトロピン硫酸塩注0.5mg「好へ」	1ml×10A	ニッポESファーマ	10
糖尿病用剤	アマリール 1mg錠	500錠	サノフィ	1
降圧剤	アムロジピンOD錠5mg「サワイ」	700錠	沢井製薬	1
抗アレルギー剤	アレグラ錠 60mg	500錠	サノフィ	1
坐剤	アンヒバ坐剤小児用100mg	100個	マイランEPD	1
坐剤	アンヒバ坐剤小児用200mg	100個	マイランEPD	1
含嗽薬	イソジンガーゲル液7%	30ml×50本	塩野義	2
抗凝固剤	エリキュース錠2.5mg	140錠	ファイザー	2
オキシドール	オキシドール消毒用液「マルシ」	500ml×1本	丸石	10
解熱鎮痛	カロナール細粒 20%	100g	あゆみ製薬	2
局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ1%	5ml×10A	アスペンジャパン	2
局所麻酔剤	キシロカインホップスプレー 8%	80g×1本	アスペンジャパン	4
喘息・気管支拡張剤	キプレスOD錠10mg	200錠	杏林	1
糖尿病用剤	グラクティブ錠 50mg	500錠	小野薬品	1
キノロン系抗菌剤	クラビット錠250mg	500錠	第一三共	1
点眼剤	クラビット点眼液 0.5%	5ml×10本	参天	4
マクロライド系抗生剤	クラリス錠200mg	500錠	大正製薬	2
糖尿病用剤	グルファスト錠 10mg	500錠	キッセイ	1
セフェム系抗生剤	ケフレックスカプセル250mg	100Cp	共和	14
点眼剤	サンピロ点眼液 2%	10本	参天	2
喘息・気管支拡張剤	シビルコート吸入器 60吸入	1個	アステラス	2
不整脈剤	静注用キシロカイン2%	5ml×10A	アスペンジャパン	2
消毒用エタノール	消毒用エタノール「NP」	500ml×1本	ニプロファーマ	50
セフェム系抗生剤	スルペラゾンキット静注用1g	10キット	ファイザー	4
輸液	生理食塩液PL「フー」 20ml	50管	扶桑	2
セフェム系抗生剤	セファゾリンNa点滴静注用1gパック「オウカ」	1gキットX10	大塚製薬	4
精神神経剤	セルシン注射液10mg	10A	武田テバ薬品	1
下剤	センノシド錠12mg「セイコ」	1000錠	扶桑	6
ホルモン剤	ソル・コーテフ注射用100mg	5V	ファイザー	2
坐剤	ダイアアップ坐剤 4mg	50個	高田製薬	2
喘息・気管支拡張剤	テオドール錠 100mg	500錠	田辺三菱	1
抗てんかん	デパケンR錠 200mg	1000錠	協和キリン	1
精神神経剤	デパス錠 0.5mg	1000錠	田辺三菱	1
中枢性制吐・鎮暈薬	ドラマミン錠50mg	100錠	陽進堂	2
止血	トランサミン注 5%	5ml×10A	第一三共	2
冠動脈拡張剤	ニトロール注 5mg シリンジ	10ml×10筒	エーザイ	2
強心剤	ネオフィリン注 250mg	10ml×30管	エーザイ	2
消化性潰瘍治療剤	ネキシウムカプセル20mg	500Cp	第一三共	1
昇圧剤	ノルアドリナリン注 1mg	1ml×10A	アルフレッサファーマ	2
抗血栓剤	バイアスピリン錠 100mg	500錠	バイエル	2
点眼剤	ヒアルロン酸ナトリウムPF点眼液0.1%「日点」	5ml×10本	日本点眼	3
整腸剤	ビオフェルミンR錠	500錠	ビオフェルミン	1
糖尿病用剤	ヒューマリンR注100単位/ml	10ml×1V	日本イーライリリー	2
抗てんかん	フェノバル注射液 100mg	1ml×10A	第一三共	2
鎮けい薬	ブスコパン錠 10mg	100錠	サノフィ	2
鎮咳薬	フスタゾール錠 10mg	100錠	ニプロESファーマ	2
鎮けい薬	ブチルスコポラミン臭化物注20mgシリンジ「NP」	1ml×10筒	ニプロファーマ	2
輸液	ブドウ糖注5%「フソー」 200mL	20本	扶桑	4
輸液	ブドウ糖注50%PL「フー」 20ml	50管	扶桑	2
抗血栓剤	ブラビックス錠 75mg	700錠	サノフィ	1
血管拡張剤	フランドル錠20mg	100錠	アステラス	2
心疾患用剤	フランドルテープ 40mg	350枚	アステラス	1
消化管用剤	プリンペラン錠 5mg	500錠	アステラス	1
ホルモン剤	プレドニン錠5mg	500錠	塩野義製薬	1
外用軟膏剤	プロペト	500g	丸石	6
糖尿病用剤	ベイスンOD錠0.3mg	500錠	武田テバ	1

喘息・気管支拡張剤	ホクナリンテープ 2mg	350枚	マイランEPD	1
ヨード系殺菌・消毒剤	ポビドンヨード外用液10%「マイリン」	250ml×1本	ファイザー	40
抗ヒスタミン	ポラミン注 5mg	1ml×10管	高田製薬	2
殺菌・消毒剤	マスキン液 (5W/V%)5%	500ml×1本	丸石	40
消化管用剤	ムコスタ錠 100mg	500錠	大塚	2
去痰薬	ムコダイン錠250mg	2100錠	杏林	1
輸液	メイロン 7% 250mL	10本	大塚工場	2
降圧剤	メインテート錠5mg	500錠	田辺三菱	1
解熱鎮痛	メチロン注 25%	1ml×50A	第一三共	2
喘息・気管支拡張剤	メプチンスイングヘラー10 μ g吸入100回分	5ml×5本	大塚製薬	4
リンゲル液	ラクテックG輸液 500mL	20袋	大塚工場	4
利尿剤	ラシックス錠 20mg	1000錠	日医工	1
利尿剤	ラシックス注 20mg	2ml×50A	日医工	1
糖尿病用剤	ランタスXR注ソロスター	300単位×2本	サノフィ	2
不整脈剤	リスモダンカプセル 100mg	100Cp	サノフィ	2
外用軟膏剤	リンデロンVG軟膏 5g	5g×10本	塩野義	6
降圧剤	レニベース錠 5	700錠	MSD	1
解熱鎮痛	ロキソニン錠 60mg	3150錠	第一三共	1
止瀉剤	ロペミンカプセル 1mg	100Cp	ヤンセンファーマ	2
血管拡張剤	ワソラン錠 40mg	1000錠	エーザイ	1
輸液	大塚生食注 100mL	10本	大塚工場	4
輸液	大塚生食注 500mL	20袋	大塚工場	4
輸液	大塚糖液 5% 500mL	20袋	大塚工場	4
輸液	大塚糖液 5.0% 200mL	20袋	大塚	1

種別	医薬品名	規格	メーカー	数量
維持液	KN3号輸液 500mL	500mL×20袋	大塚製薬	2
総合感冒剤	PL配合顆粒	1g×1000包	塩野義	1
副交感神経	アムピニオン硫酸塩注0.5mg「クハ」	5ml×50本	ニプロ	1
降圧剤	アムピニオン0錠5mg「クミファ」	500錠	クミファ	1
坐剤	アルピニー坐剤100	100個	久光製薬	1
坐剤	アルピニー坐剤200	100個	久光製薬	1
糖尿病用剤	インスリングルルギンBS注ミリオペン「リリー」	300単位×2本	リリー	2
精神神経剤	イソラミ錠0.5mg「JG」	1000錠	日本ジェネリック	1
輸液	大塚生食注 100mL	10本	大塚製薬	4
輸液	大塚生食注 20mL	50管	大塚製薬	2
輸液	大塚糖液5% 100mL	10本	大塚製薬	4
輸液	大塚糖液50% 20mL	50管	大塚製薬	2
オキシドール	オキシドール消毒用液「マルイ」	500ml×1本	丸石製薬	10
止血	カルババクロムスルホン酸ナトリウム静注液100mg「日医工」	20ml×50管	日医工	2
去痰薬	カボシチン錠500mg「JG」	500錠	日本ジェネリック	1
解熱鎮痛	カロナール細粒 20%	100g	あゆみ製薬	2
局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ 1%	5ml×10A	アハツツヤハン	2
局所麻酔剤	キシロカインポンプスプレー 8%	80g×1本	アハツツヤハン	4
糖尿病用剤	グラクティブ錠50mg	500錠	小野薬品	1
キノロン系抗菌剤	クラビット錠 500mg	100錠	第一三共	4
点眼剤	クラビット点眼液1.5%	5ml×10本	参天製薬	4
マクロライド系抗菌剤	クラリスッド錠200mg	500錠	マイランEPD	2
糖尿病用剤	グリベリト錠1mg「FFP」	500錠	共創未来ファーマ	1
輸液	グルアセト35注	500mL×20本	ニプロ	1
糖尿病用剤	グルファスト0D錠 10mg	500錠	キッセイ薬品	1
抗血栓剤	クロピドグレル錠75mg「EE」	140錠	エルメドエーザイ	2
外用軟膏剤	ゲンタシン軟膏0.1%	10g×10本	高田製薬	4
ホルモン剤	サクシゾン注射用100mg	5V	武田テバファーマ	4
点眼剤	サンピロ点眼液 2%	10本	参天	2
喘息・気管支拡張剤	シビコトクベユヘイラ 60吸入	1個	アステラス	2
心疾患用剤	硝酸イソルビドテープ 40mg「サウ」	100枚	沢井製薬	1
消毒用エタノール	消毒用エタノール	500ml×1本	丸石製薬	50
喘息・気管支拡張剤	シグレブ0錠10mg	60錠	MSD	4
点眼剤	人工涙液マイティア点眼液	5ml×10本	千寿	2
殺菌・消毒剤	ステリクロンW液0.5	500ml×1本	ケンエー	40
セフェム系抗菌剤	セフゾリンNa点滴静注用1gパツク「オツカ」	10袋	大塚	4
セフェム系抗菌剤	セフカペンピポキシル塩酸塩錠100mg「CH」	100T	長生堂	14
下剤	センバド錠12mg「セイコー」	1000錠	扶桑薬品	1
維持液	ソルテム3A輸液200mL	30袋	テルモ	4
維持液	ソルテム3A輸液500mL	20袋	テルモ	4
坐剤	ダイアアップ坐剤10mg	50個	高田製薬	2
喘息・気管支拡張剤	ツロブテロール2mg「日医工」	350枚	日医工	1
喘息・気管支拡張剤	テオドール錠 100mg	100錠	田辺三菱	2
抗てんかん	デパケンR錠 200mg	1000錠	協和キリン	1
中枢性制吐・鎮暈薬	トラベルミン配合錠	100錠	エーザイ	2
止血	トランサミン注 5%	5ml×50A	第一三共	1
血管拡張剤	ニトロールRカプセル 20mg	100Cp	エーザイ	10
冠動脈拡張剤	ニトロール注 5mg	10ml×10筒	エーザイ	2
強心剤	ネオフィリン注 250mg	10ml×10管	エーザイ	2
昇圧剤	ノルアドリナリン注 1%	1ml×10A	第一三共	2
抗血栓剤	バイアスピリン錠 100mg	500錠	バイエル	2
外用軟膏剤	白色ワセリン	500g	丸石製薬	4
降圧剤	バルサルタン錠80mg「日医工」	700錠	日医工	1
殺菌・消毒剤	ビブテングルネット液20%	500ml×1本	大日本住友	40
糖尿病用剤	ヒューマリンR注100単位/ml	10ml×1V	日本イライリ	2
抗アレルギー剤	フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg「クミファ」	500錠	クミファ	1
抗てんかん	フェノバル注 100mg	1ml×10A	第一三共	2
鎮けい薬	ブスコパン錠 10mg	1000錠	日本ベーリンガー	1
鎮咳薬	フスタゾール糖衣錠 10mg	1000錠	ニプロ	1
鎮けい薬	ブチルスコポラミン臭化物注20mg「日医工」	1ml×50A	日医工	1

抗凝固剤	プラザキサカプセル 75mg	112Cp	日本ベ-リソカ-	2
消化管用剤	プリンペラン錠 5mg	1000錠	アステラス	1
利尿剤	フロセミド錠20mg「武田テバ」	1000錠	武田テバファーマ	1
利尿剤	フロセミド注射液20mg「日医工」	2ml×50本	日医工	1
糖尿病用剤	ホ-ケリホ-スOD錠0.3mg「ケミファ」	500錠	ケミファ	1
昇圧剤	ボスミン注1mg	1ml×20本	第一三共	1
維持液	ポタコールR	500mL×20袋	大塚工場	2
ヨード系殺菌・消毒剤	ホ-ビド-ンヨ-ト-液10%「明治」	250ml×1本	Meiji Seikaファルマ	40
含嗽薬	ホ-ビド-ンヨ-ト-ガ-ゲル液7%「明治」	30ml×50本	Meiji Seikaファルマ	2
抗ヒスタミン	ポララミン注 5mg	1ml×10管	高田製薬	2
整腸剤	ミヤBM錠	500錠	ミヤザン製薬	1
輸液	メイロン 7% 250mL	10袋	大塚製薬工場	2
降圧剤	マインテ-錠5mg	280錠	田辺三菱	1
ホルモン剤	メルプロレト-ニ-ソ-ロコハク酸エステルNa500mg「サワイ」	5V	サワイ	2
解熱鎮痛	メチロン注 25%	1ml×50A	第一三共	2
喘息・気管支拡張剤	メ-フキット-エア-10μg吸入100	5ml×10本	大塚	2
喘息・気管支拡張剤	メ-フキット-エア-5μg吸入100	2.5ml×10本	大塚	2
リンゲル液	ラクテックG輸液 500mL	20袋	大塚製薬工場	6
消化性潰瘍治療剤	ランソプラゾ-ルOD錠15mg「ケミファ」	500錠	ケミファ	1
糖尿病用剤	ランタスXR注ソロスター	300単位×2本	サノフィ	2
不整脈剤	リスモナ-錠150mg	100錠	サノフィ	2
輸液(小児用開始液)	リ-ラス1号輸液200mL	20袋	扶桑薬品	2
降圧剤	レニベ-ス錠 5	100錠	MSD	2
消化管用剤	レバ-ミト-錠100mg「NP」	500錠	ニ-プロ	2
解熱鎮痛	ロキソ-ロフィンNa錠60mg「三和」	1000錠	三和化学	2
止瀉剤	ロペミンカプセル 1mg	500Cp	ヤンセンファ-マ	1
セフェム系抗生剤	ワイス-タル配合点滴静注用1gパ-ック	10キット	ニ-プロ	4
血管拡張剤	ワソラン錠 40mg	1000錠	エ-ザイ	1
血管拡張剤	ワソラン錠 40mg	100錠	エ-ザイ	2
不整脈剤	静注用キシロカイン2%	5ml×10A	アス-ソ-ジ-ヤ-パン	2
輸液	大塚生食注 500mL	20袋	大塚製薬	4
輸液	大塚糖液5% 500mL	20袋	大塚製薬	4
輸液	大塚糖液50% 200mL	20袋	大塚	1

種別	医薬品名	規格	メーカー	数量
殺菌・消毒剤	5%マスキソ液	500ml×1本	マルイシ	20
総合感冒剤	PL配合顆粒	1g×100包	塩野義	1
輸液(小児用開始液)	YDソリター-T1号輸液 200mL	20本	陽進堂	2
維持液	YDソリター-T3号輸液 500mL	20袋	陽進堂	4
維持液	YDソリター-T3号輸液 200mL	20本	陽進堂	4
鎮咳薬	アストミン錠10mg「オファンパシフィック」	100錠	オーシャンパシフィック	2
喘息・気管支拡張剤	アドエア250 ^テ イカス28B L	1個	GSK	2
止血	アドナ注 100mg	20ml×50管	ニ ^ド DES ^フ ア ^マ	1
降圧剤	アムロジピンOD錠5mg「あすか」	100錠	あすか製薬	2
坐剤	アルピニー坐剤 100mg	100個	久光製薬	1
坐剤	アルピニー坐剤 200mg	100個	久光製薬	1
抗凝固剤	イグザレト錠10mg	100錠	バイエル	2
ヨード系殺菌・消毒剤	イソジソ液10%	250ml×1本	塩野義	20
精神神経剤	エチゾラム錠0.5mg「JG」	100錠	日本ジェネリック	1
降圧剤	E ^{ラフ} リ ^ル マ ^レ ン ^酸 塩 ^錠 5mg「サワイ」	100錠	沢井	2
輸液	大塚生食注 100mL	10本	大塚製薬工場	2
輸液	大塚生食注 20mL	50管	大塚製薬	1
輸液	大塚生食注 500mL	20袋	大塚製薬工場	4
輸液	大塚糖液5% 500mL	20袋	大塚製薬工場	4
輸液	大塚糖液50% 20mL	50管	大塚製薬工場	1
オキシドール	オキシフル3%	500ml×1本	第一三共	5
去痰薬	カルボシステイン錠250mg「テバ」	100錠	武田テバファーマ	2
解熱鎮痛	コロナール細粒 20%	360包	あゆみ製薬	1
局所麻酔剤	キシロカイン注ポリアンプ 1%	10ml×10A	ア ^ス パ ^ン ジ ^ャ パ ^ン	1
局所麻酔剤	キシロカインホ ^ン ス ^プ レ ^ー 8%	80g×1本	ア ^ス パ ^ン ジ ^ャ パ ^ン	2
糖尿病用剤	グラクティブ錠50mg「小野」	100錠	小野薬品	2
点眼剤	クラビット点眼液1.5% (5ml/瓶)	5ml×10本	参天製薬	2
マクロライド系抗生剤	クラリスロマイシン錠200mg「 ^ク ラ ^リ ス」	100錠	田辺製薬販売	3
糖尿病用剤	グリメピリドOD錠1mg「トーワ」	100錠	トーワ	2
糖尿病用剤	グルファスト錠10mg	100錠	キッセイ薬品	2
抗血栓剤	クロピトグレル錠 25mg「SANIK」	100錠	日医工	2
消毒用エタノール	消毒用エタノール「マルイシ」	1000ml×1本	マルイシ	25
喘息・気管支拡張剤	シングレアOD錠 10mg	60錠	MSD	4
セフェム系抗生剤	セファゾリンNa点滴静注1gバッグ「 ^セ フ ^ア ゾ ^リ ン」	10袋	大塚製薬工場	2
下剤	センノシド錠12mg「サワイ」	100錠	沢井	3
維持液	ソルデム3輸液	500mL×20本	テルモ	2
ホルモン剤	ソルメドロール 500mg	5V	ファイザー	1
坐剤	ダイアップ坐剤 4mg	50個	高田製薬	1
抗アレルギー剤	タリオンOD錠 10mg	100錠	田辺三菱	2
喘息・気管支拡張剤	ツロブテロールテープ 2mg	70枚	久光	2
喘息・気管支拡張剤	テオドール錠 100mg	100錠	田辺三菱	2
抗てんかん	デパケンR錠 200mg	100錠	協和キリン	1
中枢性制吐・鎮暈薬	トラベルミン配合錠「 ^エ ー ^ザ イ」	100錠	エーザイ	2
止血	トランサミン注 10%	10ml×10A	第一三共	1
糖尿病用剤	トレシーパー注フレックスタッチ	300単位×2本	ノボ	1
血管拡張剤	ニトロールRカプセル 20mg	100Cp	エーザイ	1
冠動脈拡張剤	ニトロール注 5mg	10ml×10A	エーザイ	1
強心剤	ネオフィリン注 250mg	10ml×10管	エーザイ	1
昇圧剤	ノルアドレナリン注 1mg	1ml×10A	第一三共	1
抗血栓剤	バイアスピリン錠 100mg	500錠	バイエル	2
降圧剤	バルサルタン錠80mg「JG」	140錠	日本ジェネリック	2
整腸剤	ビオフェルミンR錠「タケダ」	100錠	武田	1
糖尿病用剤	ヒューマリンR注100単位/ml	10ml×1V	日本イライリ-	1
抗てんかん	フェノバル注 100mg	1ml×10A	第一三共	1
鎮けい薬	ブスコパン注 (20mg/1ml)	1ml×10A	サノフィ	5
鎮けい薬	ブチルスコポラミン臭化物錠10mg「ツルハラ」	100錠	鶴原製薬	1
消化管剤	プリンペラン錠5mg「アステラス」	100錠	アステラス	1
利尿剤	フロセミド錠 20mg「NP」	100錠	ニプロ	1
利尿剤	フロセミド注射液 20mg	2ml×50A	武田テバファーマ	1
外用軟膏剤	プロベト	500g	丸石製薬	2
血管拡張剤	ベラパミル塩酸塩 40mg「タイヨー」	100錠	武田テバファーマ	1
糖尿病用剤	ボグリボースOD錠 0.3mg「サワイ」	100錠	沢井	2

昇圧剤	ボスミン注1mg	1ml×20本	第一三共	1
リンゲル液	ポタコールR	500mL×20本	大塚製薬工場	6
含嗽薬	ポピロンガーグル	30ml×50本	シオエ	1
抗ヒスタミン	ポラミン注 5mg	1ml×10管	高田製薬	1
	マイジェクター注射針付シリンジ 1目盛2単位	27G (0.4mm) ×1/2 (13mm) 280入	テルモ	1
セフェム系抗生剤	メイアクトMS錠100mg「明治」	100T	Meiji Seikaファルマ	7
輸液	メイロン 7% 250mL	10本	大塚製薬工場	2
降圧剤	メインテート5mg「田辺」	100T	田辺三菱	2
不整脈剤	メキシレチン塩酸塩カプセル100mg「JG」	100Cp	日本ジェネリック	1
解熱鎮痛	メチロン注25% (250mg/1ml)「第一三共」	1ml×50A	第一三共	1
喘息・気管支拡張剤	メプチンエア-10μg吸入100	5ml×10本	大塚	2
消化性潰瘍治療剤	ランソプラゾールOD錠 15mg	100錠	ケミファ	2
副交感神経	硫酸アトロピン注射液 0.5mg	1ml×50本	田辺三菱	1
外用軟膏剤	リンデロンVG軟膏 5g	5g×10本	塩野義	3
消化管用剤	レバミピド錠「オーツカ」	100錠	大塚製薬工場	1
キノロン系抗菌剤	レボフロキサシン錠 250mg「DSEP」	100錠	第一三共エスファ	2
解熱鎮痛	ロキソプロフェン錠60mg「EMEC」	100錠	エルドメット	8
止瀉剤	ロペミンカプセル1mg	100Cp	ヤンセンファーマ	1
セフェム系抗生剤	ワイスターール配合点滴静注用1gバッグ	10キット	ニプロ	2
心疾患用剤	硝酸イソソルビドテープ40mg「テイコク」	100枚	日医工	1
不整脈剤	静注用キシロカイン2%	5ml×10本	アズノジャパン	1

防疫用薬剤及び衛生材料

令和2年4月現在

ア 防疫用薬剤

品名	規格	数量
塩化ベンザルコニウム (逆性石鹼液)	5% 500mL/本	5, 500本

イ 衛生材料

品名	規格	数量
ガーゼ	10m	286個
	300枚	11個
脱脂綿	100g	1370個
	500g	15個
伸縮包帯	62mm×4m	685個
救急絆創膏	19mm×72mm×100枚	121個
三角巾	90mm×90mm×130cm	275個
骨折セット	約20人分/セット	7セット
弾性包帯	10巻/箱(3種)	48個
伸縮包帯	10巻/箱(3種)	48個
頸椎固定用装具	3種	48個
指固定装具	スタンダード	16個
	フィンガー	2個
固定用装具	6巻/包(腕用)	16個
	6巻/包(指用)	32個
テープ	12巻/箱(25mm)	16個
	6巻/箱(50mm)	16個
外科ハサミ		15本

災害時医薬品等備蓄供給実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害時における人命救助に万全を期するため、災害時に必要な医薬品、防疫用薬剤及び衛生材料等（以下「災害時医薬品等」という。）を備蓄するとともに、その円滑な供給を図るため必要な事項を定めるものとする。

(災害時医薬品等の備蓄等)

第2条 県は、地域防災計画の被害想定等に合わせ、必要となる災害時医薬品等を徳島県医薬品卸業協会（以下「卸業協会」という。）及び災害拠点病院等医療機関等の協力を得て備蓄するものとする。

2 前項に基づき備蓄する災害時医薬品等の備蓄場所等は、次のとおりとする。

(1) 備蓄場所（別紙1）

ア 医薬品

卸業協会の各会員営業所（6か所）
災害拠点病院等医療機関（12か所）

イ 防疫用薬剤及び衛生材料

徳島県保健所（6か所）
鳴門総合サービスセンター
小松島県民サービスセンター
一般社団法人徳島県薬剤師会

(2) 種類及び備蓄量

別紙2に定めるとおりとする。

(指定備蓄者)

第3条 県は、備蓄場所ごとに災害時医薬品等を備蓄する者（以下「指定備蓄者」という。）を指定し、保管管理を依頼するものとする。

2 指定備蓄者は、その管理責任者を定め、災害時医薬品等を適切に保管管理するものとする。

(保管管理)

第4条 災害拠点病院等医療機関の指定備蓄者は、医薬品を良好な状態で、かつ、可能な限りランニング備蓄で保管管理するものとする。

2 卸業協会の各会員営業所の指定備蓄者は、医薬品を流通在庫を活用する流通備蓄により保管管理するものとする。

(供給要請等)

第5条 県は、災害等の発生に際し、医薬品の供給の必要があると認められるとき、又は市町村、関係医療機関等からの要請があったときは、災害時医薬品等供給要請書（様式一）により卸業協会に対し、供給の要請を行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合等においては、口頭により要請できるものとする。

2 卸業協会の各会員営業所の指定備蓄者は、速やかに県が指定する場所に医薬品を供給しなければならない。ただし、道路閉鎖等の理由により、県が指定する場所に供給

することが困難なときは，これを県に依頼することができる。

3 卸業協会の各会員営業所の指定備蓄者は，医薬品を供給したときは，災害時医薬品等供給報告書（様式二）を，速やかに卸業協会を経由して知事に提出するものとする。

（災害時医薬品等の代価の支払）

第6条 供給を受けた災害時医薬品等の代価の支払については，原則として，供給を要請した県，市町村又は関係医療機関が負担するものとする。

（流通備蓄状況報告）

第7条 卸業協会の各会員営業所の指定備蓄者は，毎年3月31日現在及び9月30日現在における流通備蓄医薬品の備蓄状況について災害時医薬品等備蓄状況報告書（様式三）を知事と卸業協会に提出するものとする。

（備蓄状況の調査）

第8条 県は，必要に応じて指定備蓄者の備蓄状況を調査できるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は，平成8年10月1日から適用する。

この要綱は，平成14年6月6日から適用する。

この要綱は，平成19年8月29日から適用する。

この要綱は，平成20年8月20日から適用する。

この要綱は，平成29年4月20日から適用する。

この要綱は，令和2年4月1日から適用する。

この要綱は，令和2年9月14日から適用する。

この要綱は，令和3年3月25日から適用する。

災害時医薬品等 備蓄場所一覧

1 医薬品

・卸売販売業(6か所)

①	株式会社アスティス 徳島営業部
②	四国アルフレッサ株式会社 徳島営業部
③	株式会社よんやく 徳島営業部
④	株式会社幸耀 徳島営業部
⑤	四国アルフレッサ株式会社 徳島西部出張所
⑥	株式会社よんやく 徳島西部支店

・医療機関(12か所)

①	徳島県立中央病院
②	地方独立行政法人徳島県鳴門病院
③	徳島大学病院
④	徳島市民病院
⑤	徳島県厚生農業協同組合連合会吉野川医療センター
⑥	徳島県厚生農業協同組合連合会阿南医療センター
⑦	徳島県立三好病院
⑧	つるぎ町立半田病院
⑨	美波町国民健康保険美波病院
⑩	徳島県立海部病院
⑪	海陽町立海南病院
⑫	日本赤十字社徳島赤十字病院

2 防疫用薬剤, 衛生材料

・保健所等(9か所)

①	徳島保健所
②	鳴門総合サービスセンター
③	小松島県民サービスセンター
④	阿南保健所
⑤	美波保健所
⑥	吉野川保健所
⑦	美馬保健所
⑧	三好保健所
⑨	一般社団法人徳島県薬剤師会

災害時医薬品等 種類及び備蓄量一覧

1 医薬品

備蓄量は初動期医薬品を計10,000人分、慢性期医薬品を計10,000人分とする。

※備蓄場所毎の品目及び数量は、

別途「災害時医薬品等備蓄供給実施要綱第2条第2項に基づく備蓄品目リスト」に定めるものとする。

ア 初動期(計10,000人分)

種 別	剤 形
輸液製剤	注射剤
抗生剤	注射剤
	錠剤・カプセル剤
抗インフルエンザ薬	吸入用剤
糖尿病用剤	注射剤
解熱鎮痛消炎剤	注射剤
	坐剤(小児用等)
	シロップ剤(小児用等)
	細粒剤(小児用等)
	錠剤・カプセル剤
鎮痛剤	注射剤
抗不整脈剤	錠剤・カプセル剤
	注射剤
利尿剤	注射剤
	錠剤・カプセル剤
血管拡張剤	注射剤
	錠剤・カプセル剤
	貼付剤
	舌下錠
強心剤	注射剤
止血剤	注射剤
ホルモン剤	注射剤
抗アレルギー剤	注射剤
鎮咳剤	シロップ剤
消化管用剤	注射剤
	錠剤・カプセル剤
	坐剤
止瀉剤・整腸剤	錠剤・カプセル剤
	散剤
下剤	錠剤・カプセル剤
抗てんかん剤	注射剤
	坐剤(小児用等)
	錠剤・カプセル剤
鎮静剤・精神神経剤	注射
	錠剤・カプセル剤
総合感冒剤	顆粒剤・細粒剤
	錠剤・カプセル剤
ビタミン剤	錠剤・カプセル剤
昇圧剤	注射剤
局所麻酔薬	スプレー剤
	液剤
副交感神経抑制剤	注射剤
外用剤	軟膏剤
	抗生物質軟膏剤
眼科用剤	点眼剤
含嗽剤	—
殺菌・消毒剤	—
医療用品	シリンジ
	注射針
	輸液セット

イ 慢性期(計10,000人分)

種 別	剤 形
糖尿病用剤	錠剤・カプセル剤
降圧剤	錠剤・カプセル剤
抗血栓剤・抗凝固剤	錠剤・カプセル剤
ホルモン剤	錠剤・カプセル剤
抗アレルギー剤	錠剤・カプセル剤
鎮咳剤・去痰剤	錠剤・カプセル剤
	シロップ剤
消化管用剤	錠剤・カプセル剤
喘息・気管支拡張剤	錠剤・カプセル剤
	貼付剤
	吸入用剤
解熱鎮痛消炎剤	湿布・パップ剤
頻尿治療薬	錠剤・カプセル剤
中枢性制吐・鎮暈剤	錠剤・カプセル剤
カリウム吸着剤	経口用ゼリー剤
外用剤	口腔内用軟膏剤
眼科用剤	点眼剤

2 防疫用薬剤

備蓄量は計11,000人分とする。

品 名	規 格
塩化ベンザルコニウム (逆性石鹼液)	10% 500mL/本

3 衛生材料

備蓄量は計5,500人分とする。

品 名	規 格
ガーゼ	10m
	300枚
脱脂綿	100g
	500g
伸縮包帯	62mm×4m
救急絆創膏	19mm×72mm×100枚
三角巾	90mm×90mm×130cm
骨折セット	約20人分/セット
弾性包帯	10巻/箱(3種)
伸縮包帯	10巻/箱(3種)
頸椎固定用装具	3種
指固定装具	スタンダード
	フィンガー
固定用装具	6巻/包(腕用)
	6巻/包(指用)
テープ	12巻/箱(25mm)
	6巻/箱(50mm)
外科ハサミ	—

9－8 災害時に必要な医薬品等の確保等に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県医薬品卸業協会会長 程野 克史（以下「乙」という。）とは、災害時医薬品等備蓄供給実施要綱（以下「要綱」という。）に基づく流通在庫を活用した備蓄医薬品等（以下「流通備蓄医薬品等」という。）の確保及び災害時に必要な医薬品等（以下「災害時医薬品等」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（流通備蓄医薬品等の確保）

第1条 乙の会員は、要綱第2条に基づき甲が指定する流通備蓄医薬品等を確保する。また、乙は、流通備蓄医薬品等を乙の会員が常時備蓄するよう管理する。

- 2 前項に定める流通備蓄医薬品等の品目等を変更する場合は、甲乙協議して見直しを行う。
- 3 乙の会員は、流通備蓄医薬品等の在庫状況について、年2回、甲及び乙へ報告する。
- 4 甲及び乙は、前項の報告を取りまとめ、流通備蓄医薬品等が確保されていることを確認する。

（要 請）

第2条 甲は、災害時医薬品等の確保を図るため、乙に対し、乙の会員が保有する医薬品等の供給を要請することができる。

（要請の方法）

第3条 甲は、災害時医薬品等の供給の要請を、乙に対して文書により行うものとする。ただし、文書により要請する時間のないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認の上、第4条に規定する措置を講ずるものとする。

（医薬品等の供給）

第4条 乙は、甲から要請のあった災害時医薬品等について、その保有する範囲内において供給に応ずるとともに、要請に満たないときは、直ちに供給体制を整えるものとする。

- 2 乙は、前項の災害時医薬品等の供給の処理状況について、甲に連絡するものとする。

（引渡し）

第5条 災害時医薬品等の引渡し場所、時刻等については、甲が指定するものとし、甲の職員又は甲の指定する者が確認の上、引き取るものとする。

（価 格）

第6条 災害時医薬品等の価格は、災害発生前の平常時に通常取引されている価格とする。また、甲は、引き取った災害時医薬品等の実費及び搬送に係る実費を負担するものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は、引き取った災害時医薬品等の代金を速やかに乙又は乙の会員に支払うものとする。

(有効期限)

第8条 甲又は乙が文書によりこの協定の終了を通知しない限り、この協定の効力は、継続する。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲と乙とが協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、令和2年4月1日から適用する。

2 平成14年6月6日に甲乙両者の間で締結した災害時に必要な医薬品等の確保に関する協定書（以下「旧協定書」という。）は、令和2年3月31日限り、その効力を失う。ただし、失効前に旧協定書第3の規定により要請した医薬品等の供給等については、この協定書の規定を適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両名記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年3月25日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県徳島市中洲町1丁目58

徳島県医薬品卸業協会
会 長 程野 克史

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害医療救護に必要な医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、徳島県で地震等による大規模災害が発生し、甲が必要な医薬品等を確保するに当たり、通常の方法では確保が困難な場合、乙から必要な医薬品等の提供を受けることについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において大規模災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条第1項の規定による甲の地域防災計画に基づく医療救護活動が必要となるような大規模災害又は甲乙が特に必要と認めた災害の場合とする。

（要請）

第3条 甲は、大規模災害時において医薬品等が必要となった場合、乙の会員が保管する医薬品等の提供を要請できるものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（要請の方法）

第4条 前条の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面により要請する時間がないときは、口頭により要請し、事後速やかに書面を交付するものとする。

2 やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合は、甲は乙の会員に対して直接要請することができるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第3条の規定に基づいて甲から要請を受けたときは、乙の会員と連携して、速やかに可能な範囲内で供給に応じるとともに、要請に満たないときは代替医薬品供給等を検討し、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医薬品等の受取）

第6条 医薬品等の引渡しは、原則として、乙又は乙の会員が指定する場所で、甲が指定した者等が品目及び数量を確認の上、受け取るものとする。

（医薬品等の価格）

第7条 医薬品等の価格は、災害発生前の価格とする。ただし、災害発生後において、運搬等の流通経費が大きく変動した場合は、甲乙が協議して定めるものとする。

(代金の支払)

第8条 提供を受けた医薬品等の代金は、当該医薬品を災害救助法に基づく救助に使用した場合は甲が、それ以外の場合にあっては、提供を受けた者が負担するものとする。

(取扱窓口)

第9条 この協定の取扱窓口は、甲にあっては保健福祉部薬務課、乙にあっては、乙の事務局とする。

2 甲及び乙は、毎年度当初にそれぞれの取扱窓口の連絡担当者及び連絡手段について、相互に確認するものとする。

(その他)

第10条 この協定を実施するための必要な事項は、別に定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は1年間とする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲又は乙のいずれからこの協定終了の意思表示がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項は、必要の都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月10日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市中洲町1丁目58番地
一般社団法人徳島県薬剤師会

会 長 水 口 和 生

災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県医療機器協会 理事長 大島浩輔（以下「乙」という。）とは、災害医療救護に必要な医療機器等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、医療機器等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、徳島県医療機器協会（以下「協会」という。）の会員が保有する医療機器等の供給を要請することができるものとする。

- （1）県内に災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
- （2）県外の災害救助のため、国又は他の都道府県から、医療機器等の調達のあつせんを要請されたとき。
- （3）その他知事が特に必要と認めるとき。

（医療機器等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する医療機器等の範囲は、協会の会員が保有する医療機器等で、災害医療救護活動に必要となる医療機器等、甲が必要とし、乙が了解したものとする。

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面により要請する時間のないときは、口頭により要請し、事後速やかに書面を交付するものとする。

2 やむを得ない事情により、甲が乙と連絡が取れない場合は、甲は直接、協会の会員に対して要請することができるものとする。

（要請に基づく乙の措置等）

第4条 乙は第1条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、速やかに協会の会員が保有する範囲内において供給に応じるとともに、要請に満たないときは、代替品供給、一般社団法人日本医療機器販売業協会への支援要請等を検討し、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（医療機器等の引渡し）

第5条 医療機器等の引渡し場所については、甲が指定するものとし、当該指定場所において、甲の指定した者等が品目及び数量を確認の上、甲は乙からの引渡しを受けるものとする。

（搬送態勢の確保）

第6条 医療機器等の搬送については、乙が行うものとする。ただし、乙の搬送経路の確保及び交通規制区域以内の通行等について、甲は監督官庁との調整など必要な措置を講じるものとする。

（医療機器等の価格）

第7条 医療機器等の取引価格は、災害発生前の平時に通常取引されている価格（乙が引渡しのため輸送を行った場合は、その輸送費を含む）とする。ただし、災害発生後において、乙等の仕入価格又は運搬等の流通経費が大きく変動した場合は、甲乙が協議して定める。

(代金の支払)

第8条 第2条の規定に基づいて受け取った医療機器等の代金は、当該医療機器等を災害救助法に基づく救助に使用した場合は甲が、それ以外の場合にあっては、提供を受けた者が負担するものとする。

(訓練への参加)

第9条 乙は、甲が行う災害訓練等に関し、甲の要請に基づき参加協力するものとする。

(取扱窓口)

第10条 この協定の取扱窓口は、甲にあっては保健福祉部薬務課、乙にあっては、協会の事務局とする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に、それぞれの取扱窓口の連絡担当者及び連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(その他)

第11条 この協定を実施するための必要な事項は、別に定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の期間満了の日の30日前までに、甲又は乙のいずれからこの協定終了の意思表示がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項は、必要の都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両名記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月10日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 徳島県徳島市応神町応神産業団地4-30
徳島県医療機器協会

理事長 大島 浩輔

9-11 災害・事故等時の医療救護に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県医師会（以下「乙」という。）とは、災害・事故等（以下「災害等」という。）時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定める。

（計画）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

3 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

（医療救護活動）

第3条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定によるほか、大規模災害時等において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第4条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

（業務）

第5条 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
- (2) 後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 重症者の応急処置及び中等症者に対する処置
- (4) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- (5) 助産
- (6) 死亡の確認及び遺体の検案への協力

(7) その他医療救護に関すること

(指揮命令)

第6条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医薬品の補給等)

第7条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

(医療費等)

第8条 医療救護所等、第4条に規定する活動場所における患者（被災者）の医療・助産費は無料とする。

2 後方支援施設における医療・助産費は、原則として患者（被災者）負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、その実費

(3) 医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

(調整)

第10条 乙は、市町村地域防災計画に基づき市町村が行う医療助産対策が円滑に実施されるよう、郡市医師会に対し必要な調整を行うものとする。

2 乙は、会員が自主的に各地域における防災訓練等に参加するよう、指導するものとする。

(求償権)

第11条 第8条及び第9条の規定は、災害等の発生に係る責任者（債務者）に対する求償権を放棄するものではない。

(細則)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第13条 前各条に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(期間)

第14条 この協定の有効期間は、平成16年11月1日から平成21年10月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、いずれも相手方に対し当協定の破棄の通知がなされ

ないときは、期間満了翌日から向こう5年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。この協定の締結を称するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

(旧協定書)

第15条 平成6年6月1日付けで締結した災害・事故等時の医療救護に関する協定書については、この協定の締結をもって廃止するものとする。

平成16年11月1日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 社団法人 徳島県医師会
会長 中 川 利 一

9-12 大規模災害時における災害支援活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という）と社団法人徳島県柔道整復師会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における災害支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県において大規模災害が発生した場合、甲の要請により乙が甲に協力して実施する災害支援活動に関して必要な事項を定める。

（災害支援）

第2条 甲は、災害時において甲が行う災害支援活動に必要があると認めた場合は、乙に協力要請するものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援班を編成、派遣し、甲が指示する場所において災害支援活動を実施するものとする。

（業務）

第3条 災害支援班の業務は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された柔道整復業務とする。

（指揮命令）

第4条 災害支援班に係る指揮命令及び災害支援活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（連絡責任者の指定）

第5条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め文書で報告するものとする。

（施術費）

第6条 第2条に規定する活動場所における被災者の施術費は、無料とする。

（費用弁償等）

第7条 甲の要請に基づき、乙が行う災害支援活動にかかる次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 災害支援班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 災害支援班が携行した衛生材料等を使用した場合は、その実費
- (3) 災害支援班員が災害支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令及び規則並びに「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関

する条例」(昭和39年7月10日徳島県条例第64号)の例による。

(細則)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示のないときは、期間満了の翌日から更に1年間更新するものとし、以後これと同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年9月26日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市新蔵町1丁目90-1
社団法人徳島県柔道整復師会
会長 青 山 郁 雄

大規模災害時における災害支援活動に関する覚書

徳島県保健福祉部長三木章男（以下「甲」という。）と社団法人徳島県柔道整復師会会長青山郁雄とは、平成17年9月26日徳島県と徳島県柔道整復師会とが締結した「大規模災害時における災害支援活動に関する協定」（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づき協議した結果、次のとおり決定し、覚書を交換する。

第1条 協定書第2条の規定により甲が乙に対して行う協力要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他を持って要請し、事後に文書を提出するものとする。

第2条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣する災害支援班の輸送、通信の確保等、災害支援活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

この覚書の交換を証するため、この覚書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年9月26日

甲 徳島県
保健福祉部長

乙 徳島県徳島市新蔵町1丁目90-1
社団法人徳島県柔道整復師会
会長

9-13 大規模災害時における災害支援活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という）と徳島県接骨師会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における災害支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県において大規模災害が発生した場合、甲の要請により乙が甲に協力して実施する災害支援活動に関して必要な事項を定める。

（災害支援）

第2条 甲は、災害時において甲が行う災害支援活動に必要があると認めた場合は、乙に協力要請するものとする。

2 乙は、甲から協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援班を編成、派遣し、甲が指示する場所において災害支援活動を実施するものとする。

（業務）

第3条 災害支援班の業務は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された柔道整復業務とする。

（指揮命令）

第4条 災害支援班に係る指揮命令及び災害支援活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（連絡責任者の指定）

第5条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め文書で報告するものとする。

（施術費）

第6条 第2条に規定する活動場所における被災者の施術費は、無料とする。

（費用弁償等）

第7条 甲の要請に基づき、乙が行う災害支援活動にかかる次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 災害支援班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 災害支援班が携行した衛生材料等を使用した場合は、その実費
- (3) 災害支援班員が災害支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令及び規則並びに「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関

する条例」(昭和39年7月10日徳島県条例第64号)の例による。

(細則)

第8条 この協定を実施するために必要な事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示のないときは、期間満了の翌日から更に1年間更新するものとし、以後これと同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年9月26日

甲 徳島県
徳島県知事

乙 徳島県徳島市昭和町2丁目5番地
徳島県接骨師会
会長

大規模災害時における災害支援活動に関する覚書

徳島県保健福祉部長三木章男（以下「甲」という。）と徳島県接骨師会会長篠原敏夫とは、平成17年9月26日徳島県と徳島県接骨師会とが締結した「大規模災害時における災害支援活動に関する協定」（以下「協定書」という。）第8条の規定に基づき協議した結果、次のとおり決定し、覚書を交換する。

第1条 協定書第2条の規定により甲が乙に対して行う協力要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他を持って要請し、事後に文書を提出するものとする。

第2条 甲は、甲の要請に基づき乙が派遣する災害支援班の輸送、通信の確保等、災害支援活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

この覚書の交換を証するため、この覚書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成17年9月26日

甲 徳島県
保健福祉部長

乙 徳島県徳島市昭和町2丁目5番地
徳島県接骨師会会長

9-14 大規模災害時における災害支援活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県理学療法士会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における災害支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合、甲の要請により乙が甲に協力して実施する災害支援活動に関して必要な事項を定める。

（災害支援）

第2条 甲は、災害時において甲が行う災害支援活動に必要があると認めた場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、甲からの協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援班を編制、派遣し、甲が指示する場所において災害支援活動を実施するものとする。

（業務）

第3条 災害支援班の業務は、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）に規定された業務とする。

（指揮命令）

第4条 災害支援班に係る指揮命令及び災害支援活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（連絡責任者の指定）

第5条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め文書で報告するものとする。

（医療費等）

第6条 第2条に規定する活動場所における被災者の医療費等は、無料とする。

（費用弁償等）

第7条 この協定による災害支援班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した衛生材料等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき災害支援活動に従事する職員がこの協定に基づき行う災害支援活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原

因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

（細則）

第8条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

（期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年12月25日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島市上八万町西山910
一般社団法人徳島県理学療法士会
会 長 中村武司

9-15 大規模災害時における災害支援活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県作業療法士会（以下「乙」という。）は、大規模災害時における災害支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合、甲の要請により乙が甲に協力して実施する災害支援活動に関して必要な事項を定める。

（災害支援）

第2条 甲は、災害時において甲が行う災害支援活動に必要があると認めた場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、甲からの協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援班を編制、派遣し、甲が指示する場所において災害支援活動を実施するものとする。

（業務）

第3条 災害支援班の業務は、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）に規定された業務とする。

（指揮命令）

第4条 災害支援班に係る指揮命令及び災害支援活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（連絡責任者の指定）

第5条 協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者を定め文書で報告するものとする。

（医療費等）

第6条 第2条に規定する活動場所における被災者の医療費等は、無料とする。

（費用弁償等）

第7条 この協定による災害支援班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した衛生材料等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき災害支援活動に従事する職員がこの協定に基づき行う災害支援活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原

因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

（細則）

第8条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

（期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年12月25日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島市大原町大神子19
一般社団法人徳島県作業療法士会
会 長 岩佐英志

9-16 災害時における薬剤師の医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害発生時における薬剤師の医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づく医療救護活動に係る乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（派遣要請）

第2条 甲は、医療救護活動に伴う服薬指導及び医薬品の管理等を実施する必要が生じた場合は、乙に対し、薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、直ちに薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）を編成し、災害現場等に設置する医療救護所及び医薬品の集積所等に派遣するものとする。

3 第1項の規定による要請は、原則として文書をもって行うこととする。ただし、災害の状況により緊急を要する場合は、口頭をもって行うことができる。

（薬剤師班の業務）

第3条 薬剤師班は、甲又は市町村が設置する医療救護所及び医薬品等の集積所等において医療救護活動を行うものとする。

2 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

（1）医療救護所における服薬指導及び調剤

（2）医療救護所及び医薬品の集積所等における医薬品等の仕分け及び管理

（指揮命令）

第4条 薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の備蓄・輸送）

第5条 薬剤師班は、原則として甲が提供する医薬品等を使用するものとする。

2 医薬品等の輸送は、原則として甲が指定する者が行うものとする。

（費用弁償等）

第6条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（1）薬剤師班の編成及び派遣に要する経費

（2）薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項の規定による費用弁償等の額については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(訓練)

第7条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(細目協定)

第8条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成19年2月13日から平成24年2月12日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了する1か月前までに、甲又は乙から何らの申出がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成19年2月13日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市中洲町1丁目58番地
社団法人徳島県薬剤師会

会 長 南 博

災害・事故等時における歯科医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における歯科医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、歯科医療救護班の編成、派遣その他歯科医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正しかときは、これを甲に提出するものとする。
- 3 第1項に規定する歯科医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。
 - (1) 歯科医師
 - (2) 歯科衛生士又は歯科技工士等
 - (3) 連絡要員

（歯科医療救護活動）

第3条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成、派遣し、歯科医療救護活動を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により歯科医療救護班を派遣することができる。
- 4 乙は、前項の規定により歯科医療救護班を派遣した場合は、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（歯科医療救護班の活動場所）

第4条 歯科医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

（業務）

第5条 歯科医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
- (4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力
- (5) その他医療救護に関すること

（指揮命令）

第6条 歯科医療救護班に係る指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第7条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、歯科医療救護班の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

（医療費等）

第8条 医療救護所等、第4条に規定する活動場所における患者（被災者）の医療費は無料とする。

- 2 後方支援施設における医療費は、原則として患者（被災者）負担とする。

(費用弁償等)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、その実費
- (3) 歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の順については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

(調整)

第10条 乙は、郡市歯科医師会に対し、歯科医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行うものとする。

(訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(求償権)

第12条 第8条及び第9条の規定は、災害等の発生に係る責任者(債務者)に対する求償権を放棄するものではない。

(細目)

第13条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 前各条に定めない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成20年2月7日から平成25年2月6日までとする。ただし、期間満了の3か月前までに 甲又は乙から何らか申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、以後これと同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月7日

甲 徳 島 県

徳島県知事

乙 徳島県徳島市北田宮1丁目8番65号

社団法人 徳島県歯科医師会

会 長

災害・事故等時の医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県看護協会（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（計画）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、看護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

（医療救護活動）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し看護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに看護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあっては、自らの判断により看護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により看護班を派遣した場合には、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（看護班の活動場所）

第4条 看護班は、甲が災害現場等に設置する避難所等その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

（看護班の業務）

第5条 看護班の業務は、次のとおりとする。

（1）傷病者の避難所等における応急看護及び看護

（2）その他必要な事項

（指揮命令）

第6条 看護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（看護班の輸送等）

第7条 甲は、看護班の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

（医薬品等の供給）

第8条 現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該看護班が携行するもののほか、市町村長又は避難所等の管理者が必要な措置を講ずる。

（報告）

第9条 乙は、派遣した看護班の医療救護活動を記録し、甲に報告するものとする。

2 乙は、派遣した医療従事者に事故等が発生したときは、甲に報告するものとする。

（費用弁償等）

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した看護班が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（1）看護班の派遣に要する費用

（2）医療従事者が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

(訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

(求償権)

第12条 第10条の規定は、災害等の発生に係る責任者（債務者）に対する求償権を放棄するものではない。

(細目)

第13条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、平成20年2月12日から平成25年2月11日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から何らか申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間更新するものとし、以後これと同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年2月12日

甲 徳 島 県

徳島県知事

乙 徳島県徳島市北田宮1丁目329番地18

社 団 法 人 徳島県看護協会

会 長

災害時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県助産師会（以下「乙」という。）とは、災害時における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定める。

（助産師の派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し助産師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、速やかに助産師を派遣し、甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

（助産師の業務）

第3条 乙が派遣する助産師の業務は、次のとおりとする。

- (1) 妊産婦に対するケア及び保健指導
- (2) 分娩の介助
- (3) じょく婦及び乳幼児に対するケア及び保健指導
- (4) その他必要な事項

（指揮命令）

第4条 この協定に基づき助産師が行う医療救護活動に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（助産師の移動手段）

第5条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、助産師の移動手段について、必要な措置を講ずる。

（医薬品等の供給）

第6条 災害救助法による救助の際、乙が派遣する助産師が使用する医薬品等は、当該助産師が携行するものとする。

（費用弁償等）

第7条 この協定による助産師の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した医薬品等実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

（細目）

第8条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（期間）

第10条 この協定書の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月11日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市沖浜東3丁目71
一般社団法人徳島県助産師会
会長 小島泰代

9-20 徳島県災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と徳島県（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（災害時等）における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害時等においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害時等において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 乙が、前項の規定により医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118条）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年2月1日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県
徳島県病院事業管理者 塩谷泰一

災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と 日本赤十字社徳島県支部（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動「以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。
- 5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。
 - (1) 医師 1名
 - (2) 看護師 2名

(3) 連絡要員 1名

6 甲は、乙が実施する医療救護活動については、日本赤十字社の特性に鑑み、その自主性を尊重するものとする。

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した考に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」と

いう。)を締結している病院について、災害救助法(昭和22年法律第118条)第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年7月10日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市庄町3丁目122番地1

日本赤十字社徳島県支部

支部長 飯泉嘉門

代理人

徳島県徳島市庄町3丁目12番地1

日本赤十字社徳島県支部

事務局長 鎌田啓三

災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と 健康保険鳴門病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時、（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。
- 5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。
 - (1) 医師 1名
 - (2) 看護師 2名

(8)連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は道雄所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 との協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118条）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年7月10日

甲 徳島県

徳島県知事

飯泉嘉門

乙 徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番地1

健康保険鳴門病院

院長

増田和彦

災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と J A 徳島厚生連吉野川医療センター（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害時等においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。
- 5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。
 - (1) 医師 1名
 - (2) 看護師 2名

(3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、死亡し、疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118条）第32条に基づき契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年5月4日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120
JA徳島厚生連 吉野川医療センター
院長 橋本寛文

災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と つるぎ町立半田病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。
- 5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。
 - (1) 医師 1名
 - (2) 看護師 2名

(3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体験の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118条）第82条に基づく契約に該当する活動をした場合は、間契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定め日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年7月10日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県美馬郡つるぎ町半田字中藪234番地1

つるぎ町立半田病院

病院事業管理者 三村 経夫

災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と 海陽町立海南病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名

(3)連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118条）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年7月10日

甲 徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県海部郡海陽町四方原字広谷16番地1

海陽町立海南病院

院 長 小 原 卓 爾

災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と阿南医療センター（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害時等においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動に当たるものとする。

（災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動に当たり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入れ
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動に当たり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。
- 5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。
 - (1) 医師 1名
 - (2) 看護師 2名

(3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うに当たっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日頃から災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動に係る訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、死亡し、疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続を行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）の規定に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第16条に基づく契約に該当する活動をした場合は、当該契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙両者協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年5月1日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県阿南市宝田町川原6番地1
阿南医療センター
院長 玉置俊晃

9-28 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と 徳島大学病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害時等においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。
- 5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。
 - (1) 医師 1名
 - (2) 看護師 2名

(3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118条）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年4月5日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市蔵本町2丁目50番地1
徳島大学病院
病院長 安井夏生

9-29 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と 徳島市民病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害拠点病院の責務）

第2条 乙は、災害拠点病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害時等においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院間はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害拠点病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 可能な限りの傷病者受入
- (2) 自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 重篤救急患者の救命医療を行える診療機能の整備
- (4) 広域患者搬送への対応
- (5) 医療物資等の確保供給活動
- (6) 災害医療情報の収集・発信
- (7) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。
- 5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。
 - (1) 医師 1名
 - (2) 看護師 2名

(3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118条）第32条に基づき契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年4月5日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市北常三島町2丁目34番地
徳島市民病院
徳島市病院事業管理者 露口 勝

9-30 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と田岡病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年11月1日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市万代町4丁目2番地2
医療法人倚山会 田岡病院
院長 吉岡一夫

9-31 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）とハウエツ病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動にあたるものとする。

（災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動にあたり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うにあたっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日ごろから災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動にかかる訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣にあたり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38.6.4徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年11月1日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南130番地3
医療法人芳越会 ホウエツ病院
院長 林 秀 樹

9-32 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）とJ A徳島厚生連阿波病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動に当たるものとする。

（災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動に当たり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うに当たっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日頃から災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動に係る訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合において、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月17日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県阿波市市場町市場字岸ノ下190-1
JA徳島厚生連 阿波病院
院長 藤原晴夫

9-33 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と那賀町立上那賀病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動に当たるものとする。

（災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動に当たり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うに当たっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日頃から災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動に係る訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合において、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月17日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県那賀郡那賀町小浜137-1
那賀町立上那賀病院
院長 鬼頭 秀樹

9-34 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と三好市国民健康保険市立三野病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動に当たるものとする。

（災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動に当たり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うに当たっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日頃から災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動に係る訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合において、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月17日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県三好市三野町芝生1270番地30
三好市国民健康保険 市立三野病院
院長 中西嘉巳

9-35 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と独立行政法人国立病院機構東徳島医療センター（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動に当たるものとする。

（災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動に当たり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うに当たっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日頃から災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動に係る訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合において、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月17日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県板野郡板野町大寺字大向北1-1
独立行政法人国立病院機構 東徳島医療センター
院長 長瀬 教夫

9-36 災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と独立行政法人国立病院機構徳島病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動に当たるものとする。

（災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動にあたり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送にあたる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動に当たり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。

5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。

- (1) 医師 1名
- (2) 看護師 2名
- (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うに当たっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日頃から災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動に係る訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続きを行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合において、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約（以下「契約」という。）を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第32条に基づく契約に該当する活動をした場合は、同契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月17日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県吉野川市鴨島町敷地1354番地
独立行政法人国立病院機構 徳島病院
院長 足立克仁

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、徳島県（以下「乙」という。）とは、徳島DMAT運用計画（以下「運用計画」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

- 第2条 甲は、徳島DMAT運用計画に基づき、徳島DMATが出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島DMATの出動を要請するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島DMATの出動が可能と判断したときには、徳島DMATを出動させる。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島DMATを出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。
- 4 前項の規定により甲が承認した徳島DMATの出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

- 第3条 乙が出動させた徳島DMATに対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。
- 2 徳島DMATが被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県のDMAT受入れに係る体制の中で活動するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、徳島DMATの活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

- 第4条 徳島DMATは次の活動を行うものとする。
- (1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）
- (2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）
- (3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）
- 2 徳島DMATは、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）
- 3 徳島DMATは、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- 4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島DMATの活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

- 第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島DMATが、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。
- (1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費
- (2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費
- 2 被災した市町村又は他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島DMATの出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島DMA Tの隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島DMA Tの待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島DMA Tの隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島DMA Tの活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島DMA Tの出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年 7月31日

甲 徳 島 県
徳 島 県 知 事 飯 泉 嘉 門

乙 徳 島 県
徳島県病院事業管理者 塩 谷 泰 一

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、日本赤十字社徳島県支部長（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第 5 条第 2 項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

第 2 条 甲は、徳島 DMAT 運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第 3 条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第 4 条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。

(1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）

(2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）

(3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）

2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）

3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

第 5 条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。

(1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費

2 被災した市町村又は他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

（災害救助法適用時の実費弁償）

第 6 条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法第 2 4 条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第 3 3 条及び同法施行令第 1 1 条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和39年徳島県条例第64号)」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年7月31日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市庄町3丁目12番地1

日本赤十字社徳島県支部

支 部 長 飯 泉 嘉 門

代理人

徳島県徳島市庄町3丁目12番地1

日本赤十字社徳島県支部

事務局長 三 木 章 男

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、健康保険鳴門病院長（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

- 第2条 甲は、徳島DMAT運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。
- 4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

- 第3条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。
- 2 徳島DMATが被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県のDMAT受入れに係る体制の中で活動するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

- 第4条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。
- (1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）
- (2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）
- (3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）
- 2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）
- 3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- 4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

- 第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。
- (1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費
- (2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費
- 2 被災した市町村又は他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一

義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年7月31日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番

健康保険鳴門病院

院 長 増 田 和 彦

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、阿南医療センター（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

- 第2条 甲は、運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。
- 4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

- 第3条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。
- 2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

- 第4条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。
- (1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと。（現場活動）
- (2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと。（域内搬送）
- (3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと。（病院支援）
- 2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）
- 3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- 4 甲及び乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

- 第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。
- (1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費
- (2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費
- 2 被災した市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、同法第18条及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第5条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応が取れるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

令和元年5月1日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県阿南市宝田町川原6番地1

阿南医療センター

院 長 玉 置 俊 晃

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、徳島大学病院長（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第 5 条第 2 項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

第 2 条 甲は、徳島 DMAT 運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第 3 条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第 4 条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。

(1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）

(2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）

(3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）

2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）

3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

第 5 条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。

(1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費

2 被災した市町村又は他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年7月31日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市蔵本町2丁目50番地1

徳島大学病院

病 院 長 香 川 征

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、JA 徳島厚生連吉野川医療センター（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第3条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第4条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。

(1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）

(2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）

(3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）

2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）

3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。

(1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費

2 被災した市町村または他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償す

るものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法（昭和22年法律第118条）第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、同法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年5月4日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120

JA 徳島厚生連 吉野川医療センター
院 長 橋 本 寛 文

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県知事（以下「甲」という。）と、医療法人倚山会田岡病院長（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第 5 条第 2 項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

第 2 条 甲は、徳島 DMAT 運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第 3 条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第 4 条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。

(1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）

(2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）

(3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）

2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）

3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

第 5 条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。

(1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費

2 被災した市町村または他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一

義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の特機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和39年徳島県条例第64号)」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年9月9日

甲 徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市万代町4丁目2-2

医療法人倚山会 田岡病院

院 長 吉 岡 一 夫

災害派遣医療チーム（DMAT）の出勤に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、つるぎ町立半田病院（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第 5 条第 2 項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 との協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

- 第 2 条 甲は、運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。
- 4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

- 第 3 条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。
- 2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

- 第 4 条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。
- (1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）
- (2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）
- (3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）
- 2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）
- 3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- 4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

- 第 5 条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。
- (1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費
- (2) 前号に定めるものりほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費
- 2 被災した市町村または他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一

義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(特機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和39年徳島県条例第64号)」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年3月19日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県美馬郡つるぎ町半田字中藪234番地1

つるぎ町立半田病院

病院事業管理者 沖津 修

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、徳島市民病院（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第 5 条第 2 項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

- 第 2 条 甲は、運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。
- 4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

- 第 3 条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する右指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。
- 2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

- 第 4 条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。
- (1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）
- (2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）
- (3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）
- 2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）
- 3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- 4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

- 第 5 条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。
- (1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費
- (2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費
- 2 被災した市町村または他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(特機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例(昭和39年徳島県条例第64号)」に定めるJとところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年3月19日

甲 徳 島 県

徳 島 県 知 事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市北常三島町2丁目34番地

徳島市民病院

徳島市病院事業管理者 露 口 勝

災害時における医療ガス等の供給に関する協定書

徳島県（以下、「甲」という。）と一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門徳島県支部（以下「乙」という。）は、徳島県内及び四国4県において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合における災害救助に必要な医療ガス等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、医療ガス等を調達する必要があると認めたときは、乙に加入する医療ガス販売業者（以下「会員会社」という。）の所有する医療ガス等の供給について、乙に対して協力を要請することができる。

- (1) 徳島県内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 徳島県以外における災害救助等のため、国又は関係都道府県知事から供給を要請されたとき。

（医療ガス等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する医療ガス等は、次に掲げるもののうち、乙の会員会社が所有する医療ガス等とする。

- (1) 医療用酸素、医療用亜酸化窒素、医療用窒素、医療用二酸化炭素、医療用液化酸素、医療用液化窒素、滅菌ガス
- (2) 医療用ガス配管設備、在宅酸素療法等、甲が指定するガス供給機器等

（要請の方法）

第3条 第1条に定める要請は、別途定める様式により書面で行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請することができる。

- 2 甲から乙への要請経路は、別途定める。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙が第1条に定める要請を受けたときは、乙は、乙の会員会社が所有する医療ガス等を、甲に優先的に供給するよう積極的に努めるものとする。

- 2 乙から甲への報告経路は、別途定める。

（価格）

第5条 医療ガス等の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

（引渡し）

第6条 医療ガス等の引渡場所は、甲が指定するものとし、当該医療ガス等の搬送は甲又はこの指定する者が行うものとする。

- 2 乙は、甲の要請により会員会社に車同等で搬送させる場合は、必要により甲に誘導車両の派遣及び車両通行許可証の交付等を依頼できるものとする。

- 3 前項の場合において、甲は、甲の指定する引渡場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、医療ガス等を確認した上で引渡しを受けるものとする。

ただし、県外への搬送を要請した場合は除く。

（連絡責任者及び連絡方法等）。

第7条 第1条に定める要請に関する連絡の責任者として、甲は徳島県保健福祉銘業務課長を、乙は一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門徳島県支部長をそれぞれ指定するものとする。

- 2 甲及び乙は、それぞれの連絡責任者との間で連絡がとれない場合に備えて、あらかじめ

め第3条第2項の要請経路に基づいて協議し、定めておくものとする。

3 乙は、前項の要請経路（連絡先及び医療ガス等の供給体制並びに会員会社連絡網）について、年1回見直した上で、毎年、甲に提出するものとする。

4 甲及び乙は、連絡用機器（災害時優先電話等）について協議し、迅速に連絡し合えるものを選定するものとする。

（代金の支払）

第8条 甲が引渡しを受けた医療ガス等の代金は、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

（連絡員の派遣）

第9条 大規模な災害のため、電話等による通信が困難な場合等は、甲の要請により、乙は、甲が設置する災害対策本郎等に連絡員を派遣するものとする。

（連絡協議会への参加）

第10条 甲が災害対策等の協議会を設置した場合は、甲の要請により乙は参加するものとする。

（防災訓練への参加）

第11条 乙は、甲が行う防災訓練等に関し、甲の要請に基づき参加協力するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲と乙とが協議しで定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

前項の期間満了日の30日前までに、甲又は乙のいずれからも協定終了の意思表示がない場合には、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月22日

甲 徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市北田宮1-8-74
一般社団法人日本産業・医療ガス協会
四国地域本部 医療ガス部門 徳島県支部

支 部 長 今 川 雅 博

9-48 防疫用機材保有数

令和4年4月1日現在

市町村名	動力噴霧機				電動 噴霧機	電動 煙霧機	車載 煙霧機	背負式 噴霧機	肩掛式 噴霧機	手動 噴霧機
	粉対応	液対応	粉・液対応	その他						
徳島市	0	2	0	0	0	4	0	0	0	7
鳴門市	0	1	0	0	1	0	0	1	4	17
小松島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿南市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吉野川市	11	3	0	0	3	0	(3)	11	(3)	2
阿波市	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
美馬市	0	0	0	0	0	0	0	5	2	0
三好市	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0
市計	11	7	0	0	4	4	3	18	17	26
勝浦町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
上勝町	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
佐那河内村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石井町	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
神山町	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
那賀町	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
牟岐町	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0
美波町	0	0	0	0	11	0	0	0	0	6
海陽町	0	0	0	0	1	0	0	0	2	10
松茂町	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
北島町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藍住町	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
板野町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上板町	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
つるぎ町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
東みよし町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町村計	0	3	0	0	15	0	0	6	5	19
合計	11	10	0	0	19	4	3	24	22	45

※()は再掲

9 - 4 9 難病医療ネットワーク事業における拠点病院・協力病院一覧

平成29年4月1日現在

圏域	医療機関	院長	所在地	電話番号	備考
東部1	徳島大学病院	永廣 信治	徳島市蔵本町2丁目50-1	088-631-3111	協力病院
	徳島県鳴門病院	邊見 達彦	鳴門市撫養町黒崎字小谷32番	088-683-0011	協力病院
	徳島市民病院	三宅 秀則	徳島市北常三島町2丁目34	088-622-5121	協力病院
	徳島県立中央病院	葉久 貴司	徳島市蔵本町1丁目10-3	088-631-7151	協力病院
	伊月病院	西田 善彦	徳島市徳島町2丁目54	088-622-1117	協力病院
	博愛記念病院	田中 通博	徳島市勝占町惣田9	088-669-2166	協力病院
東部2	国立病院機構徳島病院	田中 信一郎	吉野川市鴨島町敷地1354	0883-24-2161	拠点病院
	吉野川医療センター	橋本 寛文	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島120	0883-26-2222	協力病院
南部1	徳島赤十字病院	日浅 芳一	小松島市小松島町字井利ノ口103	0885-32-2555	協力病院
	阿南共栄病院	東 博之	阿南市羽ノ浦町大字中庄蔵ノホケ36	0884-44-3131	協力病院
南部2	徳島県立海部病院	浦岡 秀行	海部郡牟岐町大字中村字杉谷226	0884-72-1166	協力病院
西部1	つるぎ町立半田病院	須藤 泰史	美馬郡つるぎ町半田字中藪234-1	0883-64-3145	協力病院
西部2	徳島県立三好病院	住友 正幸	三好市池田町シマ815-2	0883-72-1131	協力病院
	三好市国民健康保険市立三野病院	中西 嘉巳	三好市三野町芝生1270-30	0883-77-2323	協力病院

9-50 火葬場一覧表

平成31年4月1日現在

名称	設置者	所在地	炉数	管轄保健所
徳島市立葬斎場 088-665-0429	徳島市（住民課） 088-621-5132	徳島市川内町鈴江西92	10	徳島
徳島行道株式会社 088-631-0430	徳島行道株式会社 088-652-2867	徳島市不動西町2丁目 1525	4	徳島
鳴門市火葬場 088-686-3065	鳴門市（市民課） 088-684-1135	鳴門市撫養町木津字江田 21	4	徳島
小松島市葬斎場 0885-35-1059	小松島市（環境衛生センター） 0885-32-8290	小松島市田野町字赤石北 64-1	3	徳島
阿南市葬斎場 0884-22-0623	阿南市（葬祭場） 0884-22-0623	阿南市富岡町西池田51-3	5	南部総合県民局保健福祉環境部（阿南）
吉野川市斎場 0883-24-2739	吉野川市（環境衛生課） 0883-22-2230	吉野川市鴨島町知恵島 2137-1	3	吉野川
阿北火葬場 0883-36-4132	阿北火葬場管理組合 0883-36-4132	阿波市市場町香美字西原 15-1	4	吉野川
美馬市葬斎場 0883-52-1393	美馬市（市民・人権課） 0883-52-8001	美馬市脇町字西赤谷 2678-2	3	西部総合県民局保健福祉環境部（美馬）
池田火葬場 0883-72-0969	三好市（市民課） 0883-72-7609	三好市池田町字ヤマダ 519-1	3	西部総合県民局保健福祉環境部（三好）
祖谷火葬場 0883-88-5079	三好市（東祖谷総合支所） 0883-88-2212	三好市東祖谷山釣井 490-3	2	西部総合県民局保健福祉環境部（三好）
美波町由岐斎場	美波町（由岐支所） 0884-78-2212	海部郡美波町木岐1000-1	1	南部総合県民局保健福祉環境部（美波）
美波町日和佐斎場 0884-77-0094	美波町（住民福祉課） 0884-77-3613	海部郡美波町日和佐浦 444-3	1	南部総合県民局保健福祉環境部（美波）
牟岐斎場 0884-72-0195	牟岐町（住民福祉課） 0884-72-3414	海部郡牟岐町大字中村字 大戸80-5	1	南部総合県民局保健福祉環境部（美波）
那佐葬場 0884-73-0004	海陽町（保健衛生課） 0884-73-4154	海部郡海陽町鞆浦字那佐 41-7	1	南部総合県民局保健福祉環境部（美波）
宍喰斎場 0884-76-3241	海陽町（保健衛生課） 0884-73-4154	海部郡海陽町久保字板取 243-144	1	南部総合県民局保健福祉環境部（美波）
美馬西部共立火葬場 0883-62-2349	美馬西部共立火葬場組合 0883-62-3111	美馬郡つるぎ町貞光字せ せらぎ1	3	西部総合県民局保健福祉環境部（美馬）
三好東部火葬場 0883-82-2452	三好東部火葬場管理組合 0883-79-5340	三好郡東みよし町西庄字 末石63-1	3	西部総合県民局保健福祉環境部（三好）

9-51 大災害発生時の食品衛生対策実施要領

1 目的

地震、洪水等の災害により大勢の被災者が発生し、自力による食料の確保や調理が困難な状況が生じた場合、地元市町村や周辺住民による救援措置のみならず、全県的或いは全国的な救援活動が行われることになる。この際、市町村、ボランティア等による炊出しやうどん等の現地調理或いは営業活動類似行為や救援食品の送付等が行われることが想定される。

災害時の混乱で、これらの活動に対する事前の指導等は不可能に近い状況が想定されるとともに通信手段、交通手段の途絶等により組織的指揮系統の混乱が予想され、被災地では食品衛生監視員の臨機応変の対応が必要となる場合も想定される。

このため、徳島県地域防災計画に定めるもののほか、大きな災害が発生したときの一時的混乱状態が終息するまでの間の食品衛生監視員の対応方法の基本を定め、食品衛生対策の推進を図ることを目的とする。

2 食品衛生法の適用等

食品の確保が最優先されることから、食品衛生法の適用については被災状況を考慮し、食品の表示、許可、届出等については必要に応じ柔軟に対処すること。

なお、以下の対策については、被害の状況、食品衛生監視員の動員状況を勘案し、衛生対策の優先順位を判断し実施すること。

3 食品衛生対策

食品の集積所、炊出し所等の所在地、弁当の発注状況等の情報の収集に努め、衛生対策を推進すること。

- (1) 救援食品については、ダンボール箱等の外箱に日付表示がされた保存性のあるもの又は食中毒発生の危険性の少ないものを要請するよう指導すること。また、保管、配布に当たっては、直射日光の当たらない涼しい所に保管するとともに日付管理を徹底して先入れ、先出しを行うよう指導すること。
- (2) 気温の高い時期にあつては、おにぎりは調製後速やかに食べるものを除いては、あらかじめ焼いたもの（ただし、衛生的な全自動式の機械で一貫して調製、包装されたものを除く。）を要請するよう指導すること。
- (3) 炊出し、現地調理等が行われる場合にあつては、気温等を勘案し食中毒発生の可能性の少ない食品に限るよう要請するとともに、当該施設の調理従事者に対する衛生対策を指導すること。
- (4) 多量の弁当の発注が行われる場合にあつては、必要に応じ営業者に対し衛生対策を指導すること。
- (5) 被災者に対し、早期喫食を促す必要がある場合には、市町村等の協力を要請し周知すること。

4 食中毒発生時の対応

避難所等で救援食品が原因と考えられる食中毒が発生した場合、通常の食中毒処理対応を行っていても被災者等に大きなパニックが生じるおそれがある。このためには、調査方法、情報公開等を迅速かつ適正に行う必要があり、次の点に留意し処理すること。

(1) 関係機関との連絡

ア 徳島県災害対策本部運営規程第10条第2項に規定された班長に対し、発生状況、調査状況等についてできる限り密接な連絡を取ること。

イ 市町村等の避難所の運営管理機関と密接な連絡を取り、情報の収集、周知等につとめること。

(2) 調査等

ア 集団食中毒の発生したとき又はその疑いが生じたときの調査は、避難所の運営管理機関の協力の下実施すること。

イ 必要に応じ調査等の一部を省略し、再発防止対策を優先すること。

ウ 前記以外の場合にあつては、疑わしい食品の検査、有症者の調査を実施するとともに、疑わしい施設の衛生指導を実施すること。

(3) 周知等

ア 集団食中毒の発生したとき又はその疑いが生じたときは、被災者等に対し避難所の運営管理機関の協力のもと、救援食品の保管、配布、喫食について衛生管理の徹底を指導すること。

イ 集団食中毒の発生等についての記者発表は、原則として徳島県災害対策本部において行うこととするが、動員体制、通信体制等を考慮してやむをえない場合は現地において報道関係者の取材に応じる等の対応をすること。

ウ 調査の結果、食中毒でないことが判明した場合には、申し立て者に十分その旨を説明するとともに必要に応じ避難所の運営管理機関と協力して、避難者の不安を解消する措置を講じること。

災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と社団法人徳島県獣医師会（以下「乙」という。）は、災害時における動物救護活動に係る支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県域において大規模災害が発生した場合において、甲から乙に支援を要請し、動物の福祉及び被災者支援のため、迅速な動物救護活動を行うことを目的とする。

（動物救護活動の定義）

第2条 この協定における動物救護活動は、徳島県動物愛護推進協議会設置要綱に基づき設置された徳島県動物愛護推進協議会（以下「推進協議会」という。）が主体となって行う被災動物の救護活動とする。

（支援の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するために必要が生じた場合は、乙に対して次の支援を要請するものとする。

- （1） 負傷した動物の保護収容及び治療
- （2） 飼い主の不明な動物の個体識別の補助
- （3） 被災した動物の健康相談、一時保管
- （4） その他の救護活動に必要な措置

2 前項の要請は、別記様式1の文書で行うものとし、緊急を要する場合には、電話またはその他の方法により要請し、事後に文書を送付するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙のできる範囲で支援を実施するものとする。

2 支援は、ボランティア活動を基本とする。

（支援の実施場所）

第5条 乙は、推進協議会が設置する仮設救援センター及び乙の会員が保有する施設において、支援を実施するものとする。

（支援の終了）

第6条 甲は、災害が終息し支援を継続する必要性がないと認められる場合は、乙と協議して支援の終了を決定する。

(支援実績の報告等)

第7条 乙は、支援を終了したときは、別記様式2により甲に実績報告を行うものとする。

2 また、支援活動記録を作成するとともに、記録写真及び関係書類等を添えて、推進協議会に引き継ぐ。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては保健福祉部生活衛生課長、乙にあつては会長の職にある者とする。

(経費負担)

第9条 支援の実施にあたり必要な経費及び物資等は、甲を通じ、別表1の団体で構成された「緊急災害時動物救援本部」に支援を要請する。

(協議)

第10条 この協定に関し、定めのない事項については、必芦の都度、甲及び乙が協議して決定する。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から申し出がない限り継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 社団法人徳島県獣医師会
会 長 塩 本 泰 久

別表 1

構成団体	所在地
財団法人日本動物愛護協会 (本部事務局)	東京都港区南青山 7-8-1 南青山ファーストビル 6階 TEL : 03-3409-1822 FAX : 03-3409-1868
公益社団法人日本動物福祉協会	東京都品川区西五反田 8-1-8 中村量ビル 4階 TEL : 03-5740-8856 FAX : 03-5496-0930
公益社団法人日本愛玩動物協会	東京都新宿区信濃町 8-1 TEL:03 - 3355-7855 FAX:03-3355-7880
社団法人日本獣医師会	東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 23階 TEL:03-3475-1601

別記様式 1

第 号
年 月 日

様

徳 島 県 知 事

支 援 要 請 書

災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	所属 職氏名 連絡先電話番号
口頭要請日時	年 月 日 () 時 分頃
要請理由	
要請内容	
履行の場所	
履行の期間	期間： 年 月 日～ 年 月 日
備 考	

別記様式 2

年 月 日

徳島県知事様

印

支 援 実 績 報 告 書

災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定第6条の規定に基づき、次のとおり報告します。

要請担当者	所属 職氏名
口頭要請日時	年 月 日 () 時 分頃
文書要請日	年 月 日付け 第 号
文書番号	
支援実施内容	
従事者氏名	従事者氏名 連絡先電話番号
履行の場所	
履行の期間	期間： 年 月 日～ 年 月 日
備 考	

災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と株式会社貴志商店（以下「乙」という。）は、災害時における動物救護活動に係る支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県域において大規模災害が発生した場合において、甲から乙に支援を要請し、迅速な動物救護活動を行うために必要な飼料及び資材の円滑な確保を行うことを目的とする。

（動物救護活動の定義）

第2条 この協定における動物救護活動は、徳島県動物愛護推進協議会設置要綱に基づき設置された徳島県動物愛護推進協議会（以下「推進協議会」という。）が主体となって行う被災動物の救護活動とする。

（支援の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するために必要が生じた場合は、乙に対して次の支援を要請するものとする。

- （1） 動物救護活動に伴う飼料及びゲージをはじめとする資材の提供
- （2） 甲が指定する場所への提供飼料及び資材の配達
- （3） その他必要とする支援

2 前項の要請は、別記様式1の文書で行うものとし、緊急を要する場合には、電話またはその他の方法により要請し、事後に文書を送付するものとする。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙のできる範囲で支援を実施するものとする。

（支援の終了）

第5条 甲は、災害が終息し支援を継続する必要性がないと認められる場合は、乙と協議して支援の終了を決定する。

（支援実績の報告）

第6条 乙は、支援を終了したときは、別記様式2により甲に実績報告を行うものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては保健福祉部生活衛生課長、乙にあつては代表取締役社長の職にある者とする。

(経費負担)

第8条 支援の実施にあたり必要な経費等は、甲を通じ、別表1の団体で構成された「緊急災害時動物救援本部」に支援を要請する。

(協議)

第9条 この協定に関し、定めのない事項については、必要の都度、甲及び乙が協議して決定する。

(協定の有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から申し出がない限り継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市大道三丁目42番地2
株式会社貴志商店
代表取締役社長 貴 志 泰 則

別表 1

構 成 団 体	所 在 地
財団法人日本動物愛護協会 (本部事務局)	東京都港区南青山 7-8-1 南青山ファーストビル 6階 TEL : 03-3409-1822 FAX : 03-3409-1868
公益社団法人日本動物福祉協会	東京都品川区西五反田 8-1-8 中村屋ビル 4階 TEL : 03 - 5740-8856 FAX : 03-5496-0930
公益社団法人日本愛玩動物協会	東京都新宿区信濃町 8-1 TEL:03-3355-7855 FAX:03-3355-7880
社団法人日本獣医師会	東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル新館 23階 TEL : 03-3475-1601

別記様式 1

第 号
年 月 日

様

徳島県知事

支 援 要 請 書

災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	所属 職氏名 連絡先電話番号
口頭要請日時	年 月 日 () 時 分頃
要請理由	
要請内容	
履行の場所	
履行の期間	期間： 年 月 日～ 年 月 日
備 考	

別記様式 2

年 月 日

徳島県知事様

印

支 援 実 績 報 告 書

災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定第6条の規定に基づき、次のとおり報告します。

要請担当者	所属 職氏名
口頭要請日時	年 月 日 () 時 分頃
文書要請日	年 月 日付け 第 号
文書番号	
支援実施内容	
従事者氏名	従事者氏名 連絡先電話番号
履行の場所	
履行の期間	期間: 年 月 日～ 年 月 日
備 考	

9-54 災害時における相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 徳島県(以下「甲」という。)と徳島県老人福祉施設協議会、徳島県老人保健施設協議会、日本認知症グループホーム協会徳島県支部、徳島県知的障害者福祉協会、徳島県身体障害者療護施設協議会、徳島県児童養護施設協議会(以下総称して「乙」という。)とは、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、甲による調整の下に、乙に加入する社会福祉施設等(以下「社会福祉施設等」という。)で、相互応援活動を迅速かつ円滑に実施するとともに、福祉避難所を拠点とした災害時要援護者の応援活動を推進するため、次のとおり協定を締結する。

(応援内容)

第2条 社会福祉施設等が実施する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災施設への生活物資等の提供及び応援職員の派遣
- (2) 被災施設の入所(児)者の受入、又は被災施設の入所(児)者を受け入れた施設への応援職員の派遣
- (3) 福祉避難所の事前指定への協力、又は福祉避難所への応援職員の派遣
- (4) その他、必要と認められる事項

(応援の要請)

第3条 応援を必要とする社会福祉施設等が、前条に掲げる応援を要請しようとするときは、甲に対し、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合等においては、口頭により行い、その後速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 被災等の状況
- (2) 必要とする応援の内容及び数量
- (3) 応援を必要とする期間
- (4) 応援を必要とする社会福祉施設等への経路
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 甲は、応援の要請を受けたときは、乙及び市町村等と連携し、最適の支援体制を構築するよう努めるものとする。

2 甲は、社会福祉施設等に対して応援の要請をするときは、前条各号に掲げる事項を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により通知し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(終了の報告)

第5条 応援を受けた社会福祉施設等は、この協定に基づく応援業務が終了したときは、次に掲げる事項の実績を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 応援を行った施設等の名称
- (2) 提供を受けた応援の内容及び数量
- (3) 応援活動の実施期間（人的応援の場合）

(指揮及び連絡調整)

第6条 社会福祉施設等がこの協定に基づき実施する応援活動に係る指揮及び連絡調整は、知事の指定する者が行う。

(費用負担)

第7条 この協定に基づく業務に要する費用については、職員を派遣した場合には派遣元に支弁される費用を除き、原則として、応援を要請した者が負担するものとする。

なお、費用負担に疑義が生じた場合は、応援を要請した者と応援を実施した者の協議により決定するものとする。

(情報交換等)

第8条 この協定に基づく応援活動を効果的に実施するため、社会福祉施設等は、毎年度当初に次の事項を甲に報告するものとする。

- (1) 受入可能な被災者等の人数
- (2) 被災者の応援のために派遣可能な職員の職種及び人数
- (3) 提供可能な物資等の数量

2 甲は、前項の情報を乙に対して提供するものとする。

3 甲及び乙は、これらの情報を、この協定の目的の範囲内で使用する限りにおいて、相手の承諾を得ることなく利用できるものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定の取決めを円滑に実施するため、甲においては各施設所管課に、乙においては各施設種別協議会事務局に連絡窓口を置くものとする。

(その他)

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期限終了前1か月前までに、甲乙いずれからも何らかの意思表示がされないときは、期間終了の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するとともに、乙はその構成員に対し、協定書の写しを交付するものとする。

平成24年6月1日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島市中昭和町1-2 (福) 徳島県社会福祉協議会内
徳島県老人福祉施設協議会

会 長 中 村 博 彦

名西郡石井町高原字桑島561-1 老人保健施設喜久寿苑内
徳島県老人保健施設協議会

会 長 手 束 昭 胤

徳島市下町本丁59-26 グループホームやまもも荘内
日本認知症グループホーム協会徳島県支部

支部長 武 久 一 郎

三好郡東みよし町西庄字浪内49-1 障害者支援施設博愛ヴィレッジ内
徳島県知的障害者福祉協会

会 長 加 藤 和 輝

美馬市脇町字小星672-2 障害者支援施設小星園内
徳島県身体障害者療護施設協議会

会 長 松 野 一 郎

徳島市中昭和町1-2 (福) 徳島県社会福祉協議会内
徳島県児童養護施設協議会

会 長 山 口 憲 志

南海トラフ巨大地震等における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）、特定非営利活動法人アムダ（以下「乙」という。）及び株式会社阿波銀行（以下「丙」という。）は、南海トラフ巨大地震等の大規模災害時（以下「災害時」という。）における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（計画）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲及び丙に提出するものとする。

（医療救護活動）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、前項の規定による場合の他、災害時において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第4条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する避難所等その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の主たる業務）

第5条 乙は、医療救護活動に当たり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者の避難所等における応急処置及び医療
- (2) その他、医療救護活動に当たり甲が要請する事項

（指揮命令）

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うに当たっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

（医療救護班の輸送等）

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

（医薬品等の供給）

第8条 現場において医療救護班が使用する薬品等については、当該医療救護班が携行するもののほか、市町村長又は避難所等の品質管理者が必要な措置を講ずる。

(報告)

第9条 乙は、派遣した医療救護班の医療救護活動を記録し、甲に報告するものとする。
2 乙は、派遣した医療救護班に事故等が発生したときは、甲に報告するものとする。

(医療救護活動に必要な経費)

第10条 丙は、乙から医療救護活動を実施するために必要となる経費について、融資の要請を受けた場合は、事前に合意している範囲で優先的に融資を行うよう努めるものとする。ただし、丙は乙の信用状況等を審査の上、融資の決定を行うことができる。

(費用補償等)

第11条 この協定による医療救護班の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、徳島県災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。
2 災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

(協議)

第12条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙丙協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。また、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙、丙いずれも相手方に対し当協定の破棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。ただし、甲乙丙間の信頼を損なう事情が発生したときは、当協定を破棄することができる。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年2月3日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 岡山県岡山市北区伊福町三丁目31番1号
特定非営利活動法人アムダ
アムダグループ代表 菅波 茂

丙 徳島県徳島市西船場町二丁目24番地の1
株式会社阿波銀行
代表取締役頭取 岡田 好史

災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と美波町国民健康保険美波病院（以下「乙」という。）は、災害・事故等時（以下「災害等時」という。）における医療救護活動（以下「医療救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。

（災害医療支援病院の責務）

第2条 乙は、災害医療支援病院としての役割を自覚し、その機能の整備充実に努力するとともに、災害等時においては、別に定める医療救護活動マニュアル等に基づき、災害拠点病院はもとより他の医療機関とも連携し、甲の要請又は自らの判断により医療救護活動に当たるものとする。

（災害医療支援病院の主たる業務）

第3条 乙は、医療救護活動に当たり、以下の事項を主たる業務とする。

- (1) 傷病者受入及び搬送に当たる等地域における必要な医療救護活動
- (2) 必要に応じた自己完結型の医療救護班派遣
- (3) 必要に応じた応急用資器材等の確保供給活動
- (4) 災害医療情報の収集・発信
- (5) その他、医療救護活動に当たり甲が要請する事項

（医療救護班の派遣）

第4条 甲は、徳島県地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

- 2 乙は前項の要請を受けた場合は、速やかに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。
- 3 乙は、前項の規定による場合のほか、大規模災害等時において、情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあつては、自らの判断により医療救護班を派遣することができるものとする。
- 4 前項の規定により乙が医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し承認を受けるものとする。甲の承認を得た乙の処置は、甲の要請に基づくものとみなす。
- 5 第1項に規定する医療救護班の構成は、1班当たり原則として次のとおりとする。
 - (1) 医師 1名
 - (2) 看護師 2名
 - (3) 連絡要員 1名

(医療救護班の活動場所)

第5条 医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

(指揮命令)

第6条 乙が当協定に基づく医療救護活動を行うに当たっての指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行うこととする。

(医療救護班の輸送等)

第7条 医療救護班の輸送は、原則として乙が行うこととするが、交通路の遮断その他緊急を要する場合は甲が行うものとする。

(平時の準備)

第8条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時病院救護活動マニュアルを作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

2 乙は災害等時に必要な資機材や医薬品の維持管理、及び患者の多発生時に備えた施設設備の整備に努めるものとする。

3 乙は、日頃から災害に備え、職員の参集体制の整備や医療救護活動に係る訓練を自主的に行うとともに、甲から要請があった訓練に参加するものとする。

(費用補償等)

第9条 この協定による医療救護班の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した薬剤・治療材料、破損した医療器具等の実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき医療救護活動に従事する職員がこの協定に基づき行う医療救護活動又は訓練のため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続を行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合において、又は災害の原因となった第三者からの賠償など他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）の規定に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

4 災害救助法による医療、助産及び死体の処理に関する業務委託契約を締結している病院について、災害救助法（昭和22年法律第118号）第16条に基づく契約に該当する活動をした場合は、当該契約を優先適用するものとする。

(協議)

第10条 前各条に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙両者協議の上、これを決定するものとする。

(期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1か月前までに、甲、乙いずれも相手方に対し当協定の廃棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう1年間更新するものとし、以後満了の時も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年6月28日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県海部郡美波町田井105番地1
美波町国民健康保険美波病院
院長 本田壮一

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県知事（以下「甲」という。）と、医療法人芳越会ホウエツ病院長（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

第2条 甲は、徳島DMAT運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。

2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。

4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

第3条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

第4条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。

(1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと（現場活動）

(2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと（域内搬送）

(3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと（病院支援）

2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）

3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

4 甲と乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。

(1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費

2 被災した市町村または他都道府県等（以下「要請元」という。）からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償するものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、災害救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、県からの要請の有無に関わらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年 7月24日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下南 130 番地 3

医療法人芳越会 ホウエツ病院

院 長 林 秀 樹

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、海陽町国民健康保険海南病院（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

- 第2条 甲は、運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。
- 4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

- 第3条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。
- 2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

- 第4条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。
- (1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと。（現場活動）
- (2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと。（域内搬送）
- (3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと。（病院支援）
- 2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）
- 3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- 4 甲及び乙は徳島県広域災害医療情報システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

- 第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。
- (1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費
- (2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認められた経費
- 2 被災した市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償する

ものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、同法第18条及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第5条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応が取れるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年6月28日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県海部郡海陽町四方原字広谷16番地1
海陽町国民健康保険海南病院
院 長 小 原 卓 爾

災害派遣医療チーム（DMAT）の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と、三好市国民健康保険市立三野病院（以下「乙」という。）とは、徳島 DMAT 運用計画（以下「運用計画」という。）第5条第2項に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等の急性期に専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が被災現場及び拠点病院等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。

（派遣要請等）

- 第2条 甲は、運用計画に基づき、徳島 DMAT が出動し医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して徳島 DMAT の出動を要請するものとする。
- 2 乙は、甲からの要請を踏まえ、徳島 DMAT の出動が可能と判断したときには、徳島 DMAT を出動させる。
- 3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に徳島 DMAT を出動させたときは、速やかに甲に報告し、その承認を得なければならない。
- 4 前項の規定により甲が承認した徳島 DMAT の出動は、甲の要請に基づく出動とみなす。

（指揮命令系統等）

- 第3条 乙が出動させた徳島 DMAT に対する指揮命令及び活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。
- 2 徳島 DMAT が被災都道府県からの要請を受けて出動する場合には、被災都道府県の DMAT 受入れに係る体制の中で活動するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、徳島 DMAT の活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

（活動）

- 第4条 徳島 DMAT は次の活動を行うものとする。
- (1) 消防機関等と連携し、情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行うこと。（現場活動）
- (2) 被災地内での患者搬送及び搬送中の診療を行うこと。（域内搬送）
- (3) 災害拠点病院等の指揮下に入り、患者の治療等を行うこと。（病院支援）
- 2 徳島 DMAT は、前項の活動のほか、必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的に、被災地外に航空機等を用いて搬送を行う際の診療に従事する。（広域医療搬送）
- 3 徳島 DMAT は、移動、医薬品等の医療資機材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。
- 4 甲及び乙は徳島県災害時情報共有システム等を活用して情報を共有し、徳島 DMAT の活動の後方支援を行う。

（費用弁償等）

- 第5条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT が、前条に定める活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が弁償するものとする。
- (1) 乙が供給した医薬品等を使用した場合の実費
- (2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費
- 2 被災した市町村又は他都道府県等からの要請に基づき、甲が乙に対して徳島 DMAT の出動を要請した場合は、前項に定める費用について、第一義的に甲が乙に対して弁償する

ものとする。

(災害救助法適用時の実費弁償)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、甲は、同法第18条及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第5条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第7条 徳島 DMAT の待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず乙の負担とするものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の隊員が、その業務に従事したために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）に定めるところによりその損害を補償するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき乙が出動させた徳島 DMAT の活動における事故等に対応するため損害賠償保険に加入するものとする。

(体制の整備)

第9条 乙は、災害時に迅速な対応が取れるよう、組織内の連絡、徳島 DMAT の出動体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年2月20日

甲 徳 島 県

徳島県知事

乙 徳島県三好市三野町芝生1270番地30

三好市国民健康保険市立三野病院

院 長

災害時における臨床検査薬等の調達業務に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本臨床検査薬卸連合会中国四国臨床検査薬卸連合会（以下「乙」という。）とは、災害医療救護に必要な臨床検査薬等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、臨床検査薬等を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙の会員が保有する臨床検査薬等の供給を要請することができるものとする。

- （1）県内に災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
- （2）県外の災害救助のため、国又は他の都道府県から、臨床検査薬等の調達のあっせんを要請されたとき。
- （3）その他知事が特に必要と認めるとき。

（臨床検査薬等の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する臨床検査薬等の範囲は、乙の会員が保有する臨床検査薬等で、甲が災害医療救護活動に必要であると認め、乙が了解したのものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は、原則として、臨床検査薬等調達要請書（様式第1号）により調達要請を行うものとする。ただし、書面をもって行う時間がないときは、口頭で行い、その後速やかに書面により行うものとする。

（要請に基づく乙の措置等）

第4条 乙は、第1条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、速やかに乙の会員が保有する範囲内において供給に応じるとともに、保有する臨床検査薬等が要請のあった数量に満たないときは、代替品の供給又は一般社団法人日本臨床検査薬卸連合会への支援要請等を検討し、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（臨床検査薬等の引渡し）

第5条 臨床検査薬等の引渡しは、甲が指定する場所で行うものとし、当該指定場所において、甲の指定した者が品目及び数量を確認の上、甲は乙からの引渡しを受けるものとする。

- 2 乙は、臨床検査薬等を引き渡したときは、速やかに臨床検査薬等引渡報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（臨床検査薬等の輸送）

第6条 乙は、甲から輸送要請を受けたときは、通常の業務に支障のない範囲において当該要請に応じるものとする。

- 2 乙は、輸送要請に基づき緊急救援輸送を実施したときは、速やかに甲に報告するものとする。
- 3 乙は、緊急救援輸送の運行において、事故が発生したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。
- 4 乙の手配した自動車に事故、故障その他の理由により運行を中断したときは、

乙は通常の業務に支障のない範囲において速やかに当該自動車を交換してその緊急救援輸送を継続しなければならない。

- 5 輸送要請に基づき緊急救援輸送に従事した者が、従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合において、甲は、次に掲げる場合を除き、災害に伴う応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）に定めるところにより、その損害を補償するものとする。
- (1) 応援に従事する者の故意又は重大な過失による場合
 - (2) 当該損害につき、乙又は応援に従事した者が契約する損害保険契約により保険給付を受けることができる場合
 - (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償請求を受けることができる場合

(臨床検査薬等の価格)

第7条 臨床検査薬等の取引価格は、災害発生前の平常時に通常取引されている価格（乙が引渡しのため輸送を行った場合は、その輸送費を含む。）とする。ただし、災害発生後において、乙等の仕入価格又は運搬等の流通経費が大きく変動した場合は、甲乙が協議して定める。

(代金の支払)

第8条 第5条の規定に基づいて甲が受け取った臨床検査薬等の代金は、当該臨床検査薬等を災害救助法に基づく救助に使用した場合は甲が、それ以外の場合は、提供を受けた者が、それぞれ負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了する1か月前までに、甲又は乙が相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後もこれと同様とする。

(その他)

第10条 この協定について疑義のあるとき、又はこの協定に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月10日

甲 徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 広島県安芸郡府中町緑ヶ丘6番40号
一般社団法人日本臨床検査薬卸連合会
中国四国臨床検査薬卸連合会
会長 木 村 稔

大規模災害時における災害支援活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と公益社団法人徳島県栄養士会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における災害支援活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害が発生した場合、甲の要請により乙が甲に協力して実施する災害支援活動に関して必要な事項を定める。

（災害支援）

第2条 甲は、災害時において甲が行う災害支援活動に必要ながあると認めた場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 乙は、甲からの協力要請を受けた場合は、速やかに災害支援班を編成、派遣し、甲が指示する場所において災害支援活動を実施するものとする。

（業務）

第3条 災害支援班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 活動支援拠点及び活動拠点における情報収集、分析
- (2) 避難所、給食施設、仮設住宅等における栄養・食生活支援
- (3) 円滑な食事提供の運営や食料供給体制の質の確保等に必要の後方支援
- (4) その他必要な事項

（指揮命令）

第4条 災害支援班に係る指揮命令及び災害支援活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（移動手段）

第5条 甲は、災害支援活動が円滑に実施できるよう、災害支援班の移動手段について、必要な措置を講じる。

（費用弁償等）

第6条 この協定による災害支援班の派遣に当たり、乙が要した経費（日当、時間外勤務手当、旅費、使用した食品の購入に要した費用等実費）については、災害救助法施行細則（昭和38年徳島県規則第37号）の例により、甲が乙に補償するものとする。

2 この協定に基づき災害支援活動に従事する職員がこの協定に基づき行う災害支援活動又は訓練のために負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく申請の手続を行うものとする。

3 前項の申請による療養その他の給付若しくは補償を受けられない場合、又は災害の原因となった第三者からの賠償等他の補償がない場合で甲が必要と認める場合、甲は乙に対して災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害賠償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）に基づき算出して得た額の範囲内の額を扶助金として支給することができる。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙から文書による特段の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年 2月 18日

甲 徳 島 県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 徳島県徳島市万代町5丁目7番地の3

公益社団法人 徳島県栄養士会
会 長 高 橋 保 子

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

(趣旨)

第1条 徳島県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、徳島県内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品、衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が徳島県災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

(福祉用具等物資供給の協力要請)

第3条 災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。また、甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署との連絡調整を行うものとする。

(福祉用具等物資供給の協力実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(福祉用具等物資の内容)

第5条 甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は甲乙協議の上、あらかじめ別表に定めておくものとする。
2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

(福祉用具等物資供給の要請手続)

第6条 甲の乙に対する要請手続は、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

(引渡し)

第7条 福祉用具等物資の引渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

(福祉用具等物資の適合確認)

第8条 福祉用具等物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要援護者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

(福祉用具等物資の運搬)

第9条 福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

(車両の通行)

第10条 甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また、甲は、乙が燃料、車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力を行うものとする。

(配慮事項)

第11条 甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入り制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

(損害の負担)

第12条 本協定に基づく協力の実施に当たり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

(費用)

第13条 第3条及び第9条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、前2項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、45日を上限として変更することができるものとする。

(情報連絡体制の確認)

第14条 甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年4月30日までに同月1日の担当者を文書で報告するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第15条 乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

(有効期間)

第16条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

(疑義の決定)

第17条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成31年1月21日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県
徳島県知事 飯泉 嘉門

乙 東京都港区浜松町2丁目7番15号
一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 小野木 孝二

別表（第5条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品，衛生用品，食事用品，トイレ・おむつ用品，特殊寝台及び附属品，車いす及び附属品，床ずれ防止用具，体位変換器，手すり，スロープ，歩行器，歩行補助杖，移動用リフト，医療関連用品 等
------------	--

別記様式（第6条関係）

要請NO -

福祉用具等物資供給要請書

年 月 日

一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 様

徳島県知事 印

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定第6条に基づき、以下のとおり物資の供給を要請します。

1 緊急に物資供給の必要が生じた理由

2 供給を必要とする物資の内容

必要とする物資の内容	数量	備考
ベッドセット（マットレス・サイドレール込み）		
自走型車いす（普通型）		

3 引渡場所

名称

担当者

電話番号

()

携帯番号

()

4 連絡先

名称

担当者

電話番号

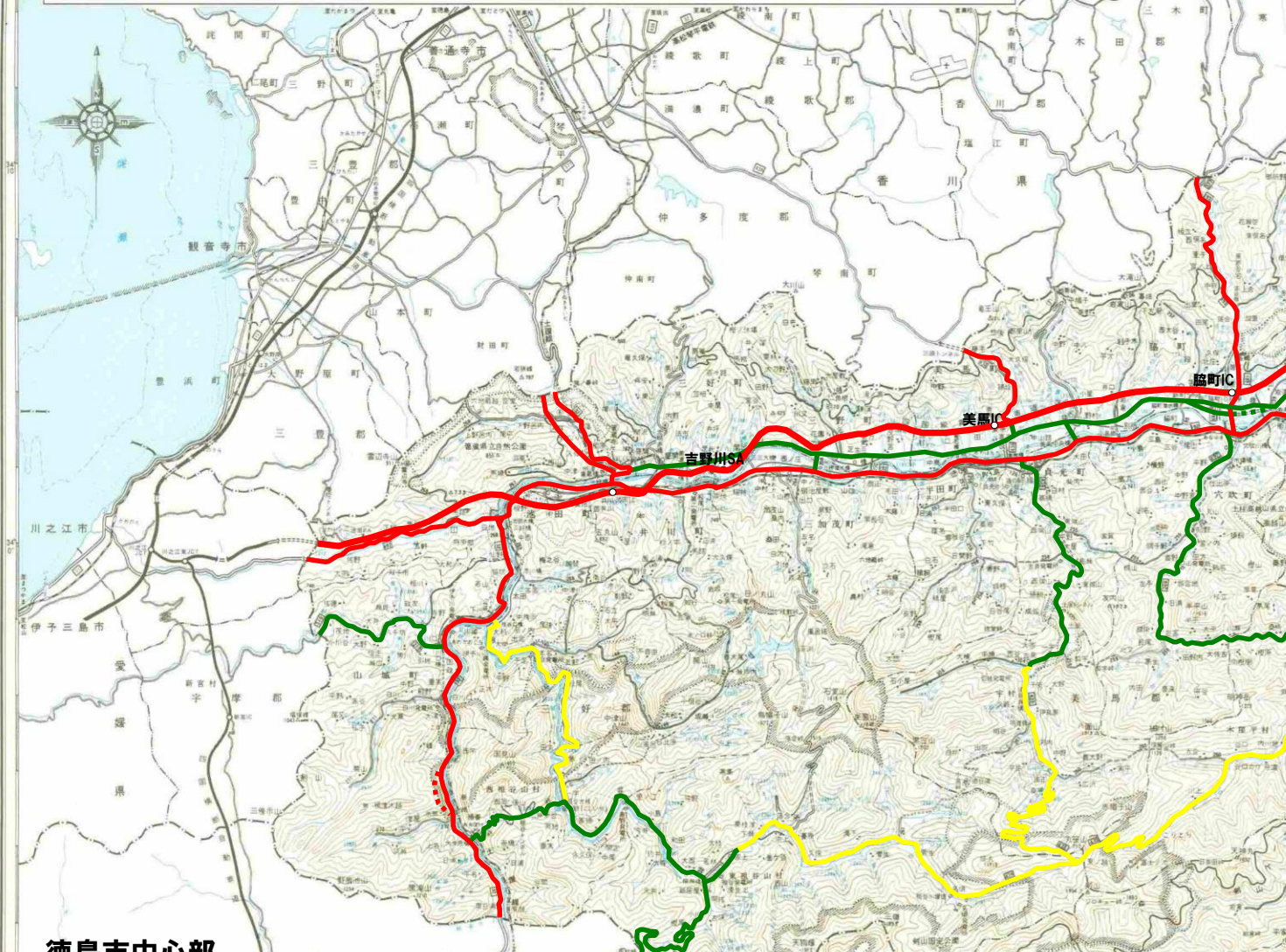
()

携帯番号

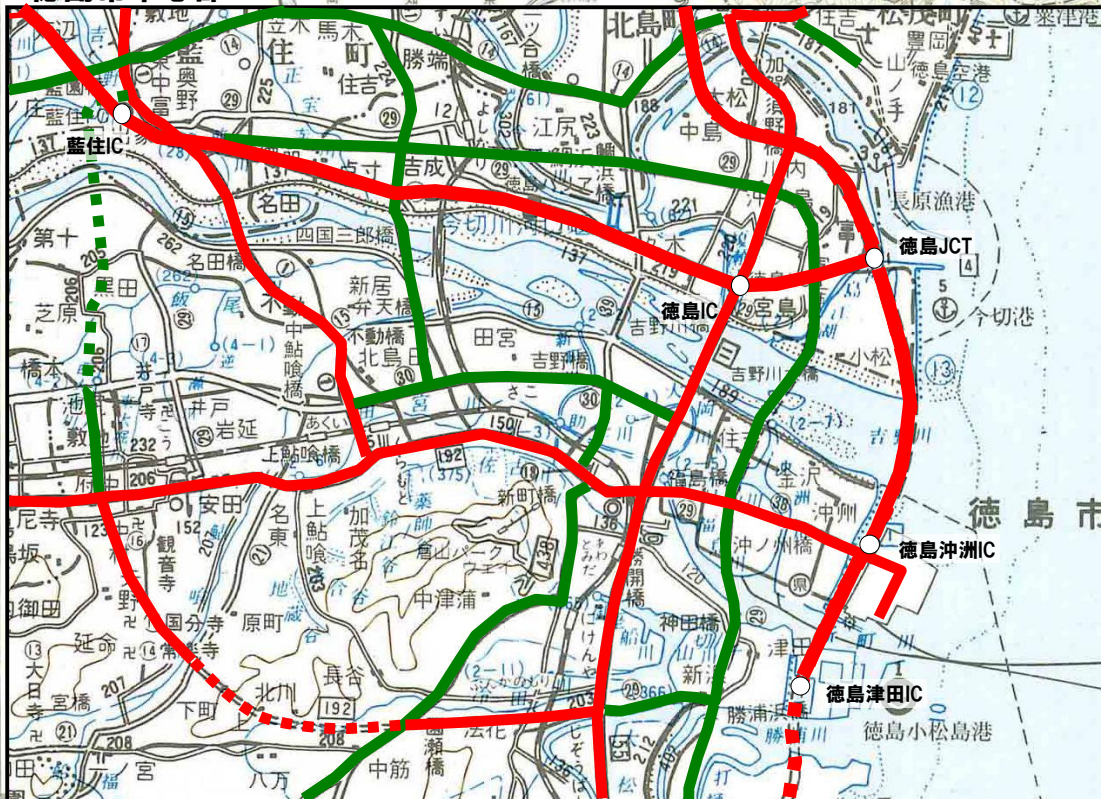
()

第 1 0 交通に関する資料

10-1 緊急輸送道路



徳島市中心部



都市計画法適用市町村一覧表

市町村名	区域	法施行年月日
徳島市	全域	昭和三十九年四月一日
小松島市	全域	昭和三十九年四月一日
三好市	全域	昭和三十九年四月一日
石井町	全域	昭和三十九年四月一日
北島町	全域	昭和三十九年四月一日
徳島市	沖洲IC	昭和三十九年四月一日
徳島市	津田IC	昭和三十九年四月一日
徳島市	小松島港	昭和三十九年四月一日

10 - 1 - 2 緊急交通路設定予定路線

大地震が発生した場合に、一般通行車両の走行を禁止する緊急交通路設定予定路線として、以下のとおり指定。

- ・ その1（優先的に実施する路線） 9路線
- ・ その2（その1の他、必要に応じて設定する路線） 15路線

1 緊急交通路設定予定路線その1

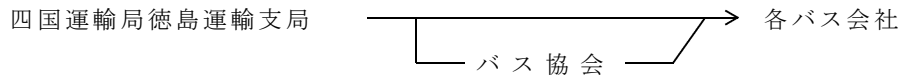
番号	路線名	区間
1	高松自動車道	香川県境から鳴門ICまでの間
2	神戸淡路鳴門自動車道	兵庫県境から鳴門ICまでの間
3	徳島自動車道	愛媛県境から鳴門JCTまでの間
4	国道11号	香川県境からかちどき橋交差点までの間
5	国道55号	かちどき橋交差点から大林交差点までの間 動々原交差点から高知県境までの間（日和佐道路も含む。）
6	国道192号	愛媛県境から本町交差点までの間
7	県道大林津乃峰線	大林交差点から南島交差点
8	県道羽ノ浦福井線	南島交差点から動々原交差点までの間
9	県道徳島引田線	八反田東交差点から徳大薬学部前交差点までの間

2 緊急交通路設定予定路線その2

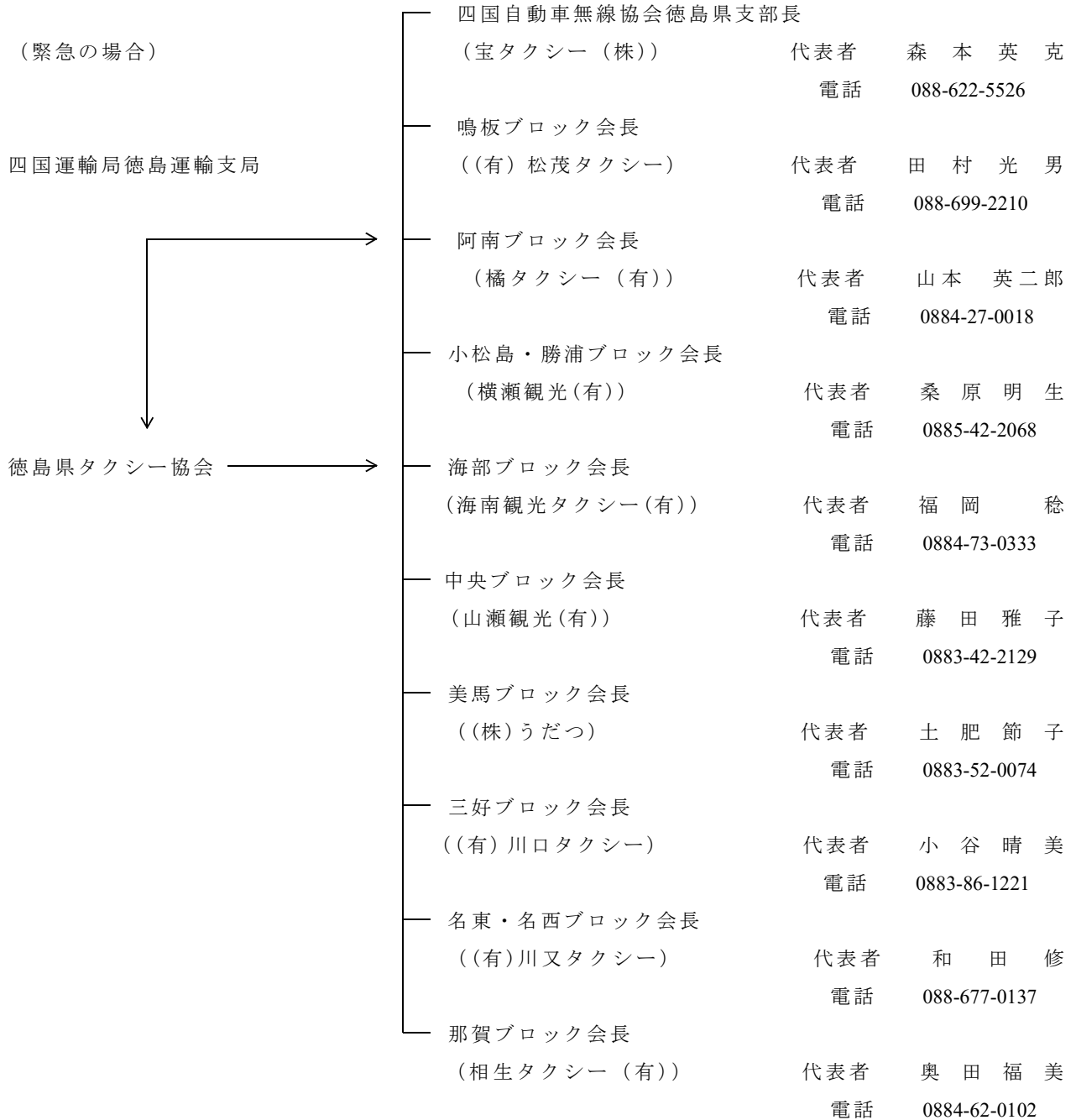
番号	路線名	区間
1	国道32号	香川県境から高知県境までの間
2	県道鳴門池田線	鳴門市役所北交差点から三好高校前交差点までの間
3	国道28号	小鳴門橋南交差点から加賀須野ランプまでの間
4	国道318号	香川県境から上下島交差点までの間
5	県道鳴門公園線	中山南交差点からウチノ海総合公園前までの間
6	県道松茂吉野線	新加賀須野ランプから市ノ本交差点までの間
7	県道徳島鳴門線	老門交差点から北常三島交差点までの間
8	県道徳島鴨嶋線	春日橋交差点から知恵島交差点までの間
9	県道徳島環状線	鯛浜交差点から津田本町4丁目交差点までの間
10	県道徳島小松島線	県庁前交差点から大林交差点までの間
11	県道徳島上那賀線	大原交差点から沼江交差点までの間
12	県道阿南勝浦線	岡交差点から沼江交差点までの間
13	国道55号	大林交差点から江ノ浦交差点までの間
14	国道195号	橘西交差点から川口橋北詰交差点までの間
15	県道阿南・鷲敷・日和佐線	川口橋北詰交差点から深瀬交差点までの間

10-2 輸送確保に関する責任者及び連絡方法

◎ バス 班



◎ 乗 用 車 班



10-3 主要道路交通途絶予想箇所一覧表

(平成27年1月1日現在)

土木事務所名	路線名	予想される事態	同左区域	延長km	迂回路	備考
東部県土整備局 (徳島)	国 193号	山腹崩壊	神山町大中尾 ～吉野川市・名西郡界	12.50		
	国 438号	山腹崩壊	神山町入手橋 ～名西郡・美馬市界	8.70		
	主 徳島環状線	強風・凍結	徳島市新浜本町～末広	2.90	国道55号・他	
	主 徳島上那賀線	冠水	徳島市飯谷町沖野	0.50		
	主 徳島上那賀線	冠水	勝浦町沼江①	0.20		
	主 徳島上那賀線	冠水	勝浦町沼江②	0.20		
	主 神山鮎喰線	冠水	徳島市鮎喰町2丁目 (上鮎喰橋アンダーパス)	0.10	堤上道路	
	主 徳島吉野線	冠水	徳島市上助任町 (吉野川橋南詰アンダーパス)	0.30	堤上道路	
	主 徳島吉野線	冠水	徳島市春日3丁目 (JRアンダーパス)	0.50	堤上道路	
	主 徳島吉野線	冠水	徳島市北島田町3丁目 (不動橋アンダーパス)	0.30	堤上道路	
	主 小松島佐那河内線	冠水	徳島市多家良町宮ノ下	0.50		
	主 石井神山線	落石	神山町阿野字駒坂	0.10		
	一 山川海南線	山腹崩壊	神山町大中尾 ～名西郡・那賀郡界	7.90		
	一 神山国府線	冠水	徳島市国府町観音寺	0.10		
	一 宮倉徳島線	冠水	小松島市田野町宮ノ下	0.50		
	一 土成徳島線	冠水	徳島市応神町古川 (吉野川橋北詰アンダーパス)	0.30	堤上道路	
	一 古川長原港線					
	一 鮎喰新浜線	冠水	徳島市八万町長谷	0.10		
	一 大谷西須賀線	冠水	徳島市方上町弁財天	0.30		
	一 田野勢合線	冠水	小松島市田野町高田～赤石南	0.80		
一 新浜勝浦線	落石	徳島市飯谷町杉尾	0.10			

土木事務所名	路線名	予想される事態	同左区域	延長km	迂回路	備考
東部県土整備局 (徳島)	主 徳島引田線	山腹崩壊	板野町大坂 ～鳴門市北灘町	6.80		
	主 徳島北灘線	山腹崩壊	鳴門市北灘町折野 ～大麻町板東	4.70		
	主 徳島北灘線	冠水	鳴門市大麻町目丸	0.20		
	主 鳴門池田線	冠水	鳴門市大麻町池谷	0.10		
	一 北島池谷停車場線	冠水	鳴門市大麻町高畑	0.10		
	一 栗津港線	冠水	鳴門市大津町徳長	0.20		
	一 大谷櫛木線	山腹崩壊	鳴門市大麻町大谷 ～北灘町櫛木	1.20		
	一 川内大代線	冠水	松茂町広島	0.10		
	一 瀬戸港線	落石	鳴門市北泊	0.10		
一 亀浦港櫛木線	落石	鳴門市小島田	0.07			
東部県土整備局 (吉野川)	国 193号	山腹崩壊	吉野川市山川町向坂 ～吉野川市・名西郡界	11.60		
	主 津田川島線	冠水	阿波市市場町千田橋 ～吉野川市川島町川島橋	2.00	国道318号	
	主 徳島吉野線	冠水	石井町高瀬橋	1.00	石井引田線 六条大橋	
	主 鴨島神山線	山腹崩壊	吉野川市界～三谷	6.00	神山鮎喰線	
	主 神山川島線	山腹崩壊	吉野川市美郷月野	2.80	二宮山川線	
	主 志度山川線	山腹崩壊	阿波市阿波町引地～立割	3.00		
	主 石井引田線	山腹崩壊	上板町泉谷～アーチ堰堤	3.00		
	主 鳴門池田線	冠水	阿波市阿波町南整理	0.30	船戸切幡上板線	
	主 石井引田線	冠水	石井町南島橋北詰	0.50		
	主 神山川島線	落石	吉野川市川島町植桜	0.02		
	一 井上川田線	冠水	吉野川市山川町北町	0.30	国道193号	
	一 三ツ木宮倉線	山腹崩壊	吉野川市美郷古土地野々脇峠 ～宮倉	11.57		
	一 奥野井阿波山川 停車場線	山腹崩壊	吉野川市山川町楠根地 ～奥川田	6.00		
	一 仁賀木山瀬停車場線	山腹崩壊	阿波市市場町日開谷～平地橋	5.00		
	一 西麻植下浦線	冠水2箇所	吉野川市鴨島町敷地～山路	1.00		
	一 市場学停車場線 (旧道)	冠水2箇所	阿波市市場町 香美橋 ～吉野川市川島町 学島橋	2.00	市場学(停)線 阿波麻植大橋	
	一 切幡川島線	冠水1箇所	阿波市市場町 大野島橋	1.00	国道318号	
	一 鴨島停車場線	冠水	吉野川市鴨島町中郷	0.10		
	一 牛島停車場線	冠水	吉野川市鴨島町牛島	0.30		
一 二宮山川線	落石	吉野川市美郷大野	0.06			

土木事務所名	路線名	予想される事態	同左区域	延長km	迂回路	備考
南部総合県民局 県土整備部 (阿南)	主 羽ノ浦福井線	冠水	阿南市桑野町岡元	0.20		
	主 阿南那賀川線	冠水	阿南市長生町本庄市	0.10		
	主 羽ノ浦福井線	冠水	阿南市長生町大津田	0.10		
	主 由岐大西線	冠水	阿南市福井町大宮	0.40		
	主 由岐大西線	落石	阿南市椿町八原毛束	0.20		
	一 和食勝浦線	山腹崩壊	阿南市大井町	0.10		
	一 大井南島線	山腹崩壊	阿南市熊谷町	0.60		
	一 勝浦羽ノ浦線	山腹崩壊	阿南市羽ノ浦町萱原～古毛	1.00		
	一 津乃峰筒崎線	冠水	阿南市内原町大谷	0.50		
	一 大井南島線	冠水	阿南市熊谷町熊谷	0.50		
	一 大井南島線	冠水	阿南市加茂町不け	0.50		
南部総合県民局 県土整備部 (那賀)	国 193号	山腹崩壊 道路欠壊	那賀町沢谷 ～那賀町海川霧越峠	44.40		
	国 193号	冠水	那賀町木頭	0.20		
	国 193号	冠水	那賀町拝宮	0.10		
	国 195号	山腹崩壊 道路欠壊	那賀町小浜 ～那賀町木頭北川四ツ足峠	45.80		
	国 195号	冠水	那賀町和食郷字八幡原	0.70		
	国 193号	冠水	那賀町鮎川字大國	0.20		
	国 193号	冠水	那賀町木頭出原	0.30		
	国 193号	冠水	那賀町木頭助	0.20		
	主 徳島上那賀線	山腹崩壊 道路欠壊	那賀郡・勝浦郡界 ～那賀町沢谷（開拓橋）	9.80		
	主 阿南鷺敷日和佐線	冠水	那賀町和食郷字田野	2.20		
	主 日和佐上那賀線	山腹崩壊 道路欠壊	那賀町谷山 ～那賀郡・海部郡界	4.40		
	主 日和佐上那賀線	落石	那賀町古屋	0.03		
	主 日和佐上那賀線	落石	那賀町深森	0.05		
	一 山川海南線	山腹崩壊 道路欠壊	那賀郡・名西郡界 ～那賀町沢谷	3.10		
	一 木沢上那賀線	山腹崩壊 道路欠壊	那賀町岩倉 ～那賀町沢谷（沢谷橋）	13.10		
	一 竹ガ谷鷺敷線	落石	那賀町西納	0.05		
	一 古屋日浦線	落石	那賀町花瀬	0.05	国道195号	
一 西納大久保線	落石	那賀町請ノ谷	0.05			

土木事務所名	路線名	予想される事態	同左区域	延長km	迂回路	備考
南部総合県民局 県土整備部 (美波)	国 193号	山腹崩壊 道路欠壊	海陽町神野(神野橋) ～海陽町霧越	18.50		
	主 阿南驚敷日和佐線	山腹崩壊	美波町北河内字本村	0.20		
	主 日和佐小野線	道路欠壊	美波町後山	4.00		
	主 由岐大西線	山腹崩壊 道路欠壊	美波町伊座利坂	13.00		
	主 日和佐上那賀線	山腹崩壊	美波町西河内～山河内	14.00		
	主 牟岐海南線	山腹崩壊 道路欠壊	海陽町小川	4.00		
	一 中部山溪轟公園線	山腹崩壊 道路欠壊	海陽町カレイ谷	8.00		
	一 芥附海部線	落石	海陽町広岡	0.20		
	一 中部山溪轟公園線	落石	海陽町平井	0.10		
	一 久尾穴喰浦線	山腹崩壊 道路欠壊	海陽町塩深～久尾	10.00		
	一 金目穴喰浦線	山腹崩壊	海陽町金目～穴喰浦	1.00	国道55号	
	一 上皆津奥浦線	山腹崩壊 道路欠壊	海陽町相川	8.00		
	一 芥附海部線	山腹崩壊 道路欠壊	海陽町落合	5.00		
西部総合県民局 県土整備部 (美馬)	国 438号	山腹崩壊 道路欠壊	美馬市木屋平川井 ～美馬市・三好市界	29.80		
	国 438号	山腹崩壊 道路欠壊	美馬郡・三好市界 ～つるぎ町一字桑平	14.10		
	国 193号	落石	美馬市脇町平間	0.10		
	国 193号	落石	美馬市脇町西俣名	0.10		
	国 438号	落石	つるぎ町貞光川見	0.04		
	国 492号	落石	美馬市穴吹町初草	0.04		
	主 鳴門池田線	落石	美馬市美馬町坊僧	0.10		
	一 脇三谷線	冠水	美馬市脇町 脇町橋	2.00	国道193号	
	一 上蓮小野線	落石	つるぎ町半田下竹	0.05		
	一 菅生伊良原線	落石	つるぎ町一字明谷	0.03		
	一 穴吹塩之江線	落石	美馬市脇町梨子ノ木	0.14		
	一 小谷西端山線	落石	つるぎ町半田川又	0.03		
	一 小谷西端山線	落石	つるぎ町半田万才	0.03		
	一 木地屋赤松線	落石	つるぎ町一字木地屋	0.06		
	一 木地屋赤松線	落石	つるぎ町一字中横	0.03		

土木事務所名	路線名	予想される事態	同左区域	延長km	迂回路	備考
西部総合県民局 県土整備部 (三好)	国 439号	山腹崩壊 道路欠壊	三好市東祖谷菅生見ノ越 ～徳島県・高知県境	42.6		
	国 438号	山腹崩壊 道路欠壊	美馬市・三好市界 ～三好市・美馬郡界	2.3		
	主 山城東祖谷山線	山腹崩壊 道路欠壊	三好市池田町出合橋東詰 ～三好市東祖谷柄の瀬	26.4		
	主 西祖谷山山城線	山腹崩壊 道路欠壊	三好市西祖谷山村一字 ～三好市山城町大歩危橋	8.2		
	主 込野観音寺線	山腹崩壊 道路欠壊	三好市池田町込野西小坪尻 ～徳島県・香川県境	10.8		
	一 白地州津線	山腹崩壊 道路欠壊	三好市池田町白地 ～三好市池田町州津	5.8		
	一 勝浦三野線	落石	三好市三野町太刀野山	2.0		
	一 栗山殿野線	山腹崩壊	三好市山城町中野	0.5		
	主 三加茂東祖谷山線	落石	三好市東祖谷落合	0.1		
	一 栗山殿野線	落石	三好市山城町栗山	2.0		
	一 上名西宇線	落石 道路欠壊	三好市山城町上名	2.0		
	一 腕山宮石線	山腹崩壊 道路欠壊	三好市西祖谷山村下名 ～三好市池田町松尾	5.0		
	一 三縄停車場黒沢線	山腹崩壊	三好市池田町中津川 ～三好市池田町漆川	1.0		

10-4 荷重制限橋梁の状況（橋長15m以上）

（令和4年4月1日現在）

橋梁名	路線名	箇所	橋長 m	有効幅員m	荷重制限 t
切谷橋	国 439号	三好市東祖谷菅生	18	3.5	16
おすのうち橋	国 439号	三好市東祖谷檜尾	15	3.5	9
千田橋	主 津田川島線	阿波市市場町千田	229	3.0	9
川島橋	主 津田川島線	吉野川市川島町城山	285	3.0	9
泉谷橋	主 鳴門池田線（旧道）	上板町神宅	49	4.8	12
中央橋	主 鳴門池田線	美馬市脇町脇	23	6.0	12
高瀬橋	主 徳島吉野線	石井町西覚円～上板町高瀬	522	4.0	9
大井橋	主 阿南鷲敷日和佐線	阿南市大井町	15	3.1	16
龍頭橋	国 492号	美馬市木屋平大北	33	4.0	12
白鷺橋	主 阿南小松島線	小松島市立江町江の上	48	4.5	16
西河原橋	主 小松島佐那河内線	徳島市八多町小倉地	26	7.5	18
川又橋	主 阿南相生線	阿南市新野町川又	27	4.0	18
谷山一号橋	主 日和佐上那賀線	那賀町川俣	15	4.0	9
大松川橋	一 宮倉徳島線	小松島市江田町敷地前	169	7.3	16
内浜橋	一 宮倉徳島線	徳島市南二軒屋町3	15	5.5	16
三ツ合橋	主 松茂吉野線	北島町江口	97	6.0	16
御所大橋	一 宮川内牛島停車場線	阿波市土成町高尾～宮川内	104	4.0	18
下喜来橋	一 船戸切幡上板線	阿波市阿波町下喜来	195	6.5	9
請橋	一 中部山溪轟公園線	海陽町請	36	3.5	15
皆の瀬橋	一 中部山溪轟公園線	海陽町皆ノ瀬	47	3.5	16
第5松尾川橋	一 腕山宮石線	三好市池田町松尾	16	3.5	14
第1松尾川橋	一 腕山宮石線	三好市池田町松尾	15	3.5	14
下名橋	一 腕山宮石線	三好市西祖谷山村下名	33	2.7	14
日比原橋	一 腕山宮石線	三好市西祖谷山村下名	22	3.2	14
新高橋	一 北島池谷停車場線	北島町高房	77	4.5	14
寺谷橋	主 勝浦佐那河内線	佐那河内村下	25	7.0	14
太田橋	一 和田島赤石線	小松島市和田島町	40	7.0	18
広島橋	一 川内大代線	松茂町広島	150	5.8	10
大正橋	一 川内大代線	松茂町中喜来	20	3.1	18
川崎橋	主 徳島北灘線	鳴門市大麻町川崎	147	4.7	10
西地橋	一 平島国府線	石井町高川原	33	6.6	18
鈴川谷橋	一 浦池南原線	阿波市土成町浦池	20	7.0	14
中島橋	一 西麻植下浦線	吉野川市鴨島町中島	22	4.5	18
寄井喜多橋	主 神山川島線	神山町神領字北	55	3.1	12
美濃田大橋	一 昼間辻線	東みよし町昼間～三好市井川町辻	184	3.1	9
水井橋	一 大井南島線	阿南市水井町	161	2.5	9
葛籠橋	一 竹ガ谷鷲敷線	那賀町西納	16	4.7	12
ヲレ合橋	一 木沢上那賀線	那賀町川成	15	4.0	16
海部川橋	一 四方原海部線	海陽町大里	296	4.2	8
上広岡橋	一 芥附海部線	海陽町広岡	21	3.1	16
日野谷橋	一 古屋日浦線	那賀町花瀬	97	3.5	9
高橋	一 半田貞光線	つるぎ町半田小野	258	5.5	12
学島橋	一 市場学停車場線（旧道）	吉野川市川島町児島	362	3.0	9
香美橋	一 市場学停車場線（旧道）	阿波市市場町香美	147	3.0	9
大野島橋	一 切幡川島線	阿波市市場町大野島	228	3.0	9

10-5 災害時における交通誘導及び地域の 安全の確保等の業務に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、徳島県と社団法人徳島県警備業協会（以下「協会」という。）との間の災害発生時における業務要請に関し、必要な手続等を定めるものとする。

(災害の定義)

第2条 この協定において「災害」とは、自然災害又は人為的災害で、警察等の公的機関のみでは十分な対処ができない大規模災害をいう。

(業務の要請及び提供)

第3条 徳島県知事（以下「甲」という。）は、徳島県内において災害が発生した場合において、被害の状況により必要があるときは、徳島県警察本部長（以下「警察本部長」という。）を経由して社団法人徳島県警備業協会会長（以下「乙」という。）に対し、交通誘導及び被災地並びに避難場所等の警戒活動等被災地域の安全を確保する警備業務（以下「業務」という。）を要請するものとする。

2 甲は、前項の業務を要請するときは、当該業務の内容、要請の期間、場所及び出動警備人員等を明示して行うものとする。

3 乙は、甲からこの協定に基づく業務の要請を受けたときは、災害の状況、可動能力等に応じて業務を提供するものとし、警察本部長が別途指定する基準を満たす警備業者に連絡し、警備員を出動させるものとする。

(費用の負担等)

第4条 この協定に基づき乙が提供した業務に要する費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額については、労働省発表の最新の賃金構造統計調査結果等を基礎に警備員の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則）第1条に定める検定資格取得の有無を考慮して算出した人件費及びその他の必要経費を積算して決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第5条 乙は業務終了後、警察本部長を経由して甲に対し、出動した警備業者を代表して費用の支払いを請求するものとする。

2 甲は前項の請求があったときは、その費用を出動した警備業者に支払うものとする。

(出動警備員の災害補償)

第6条 この協定による業務に従事した警備員が負傷し、又は死亡した場合の災害補償は当該警備員の使用者たる警備業者の責任において行うものとする。

(損害の賠償)

第7条 業務に従事した警備員が、当該業務の実施に伴い、第三者に損害を与えた場合の損害の補償は、使用者たる警備業者の責任において行うものとする。

(訓練等)

第8条 乙は、この協定に基づく業務を円滑に実施するため、甲が実施する防災訓練に参加するとともに、平素から災害時を想定した訓練に努めるものとする。

(広域支援体制の整備等)

第9条 乙は、この協定に基づき、出動要請された警備員が確保できるよう、徳島県以外を事業区域とする警備業協会と連携を強化し、広域支援協定を締結するなど体制の整備に努めなければならない。

(協議等)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、及びこの協定の実施に関し必要な事項は、甲が乙と協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成9年1月17日から効力を生じるものとする。

甲と乙とは、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成9年1月17日

甲 徳島県知事

圓 藤 寿 穂

乙 社団法人徳島県警備業協会会長

堺 昭 治

10-6 災害等における緊急通行車両の通行妨害車両等の排除業務に関する覚書

徳島県警察本部(以下「甲」という。)と社団法人日本自動車連盟四国本部徳島支部(以下「乙」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条の3に規定する警察官の措置命令等(以下「警察官の措置命令等」という。)の権限行使に関し、次のとおり覚書を締結する。

第1 協力要請

甲は、警察官の措置命令等の権限行使に関し、必要がある場合、次の事項を乙に通知して、緊急通行車両等の通行妨害になっている車両等の排除活動について、協力を要請するものとする。

- (1) 災害等発生の日時、場所及び災害の状況
- (2) 通行妨害車両等の種別及び台数等
- (3) 現場指揮官の官職及び氏名
- (4) 連絡方法、その他必要な事項

第2 排除活動

乙は、甲から協力要請があった場合は、現場指揮官の指示に従い、所有する車両、装備等の範囲内で通行妨害車両等の排除活動を行うものとする。

第3 費用負担

この覚書に基づく乙の活動に係る費用については、乙の負担とする。

第4 補償

この覚書に基づく活動により、当該活動に従事した乙の職員に損害が生じた場合は、乙の責任において補償を行うものとする。

第5 訓練への参加

乙は、この覚書に基づく活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

第6 疑義の協議

この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して決定するものとする。

第7 施行

この覚書は、平成17年5月31日から施行する。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方の代表者が署名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成17年5月31日

甲 徳島県警察本部

徳島県警察本部長 平野和春 印

乙 社団法人日本自動車連盟四国本部徳島支部

支部長 田村英一郎 印

10-7 徳島県雪害防止対策要綱

第1 目的

徳島県の地域における雪害防止対策に関しては、徳島県地域防災計画に定めるもののほか、この要綱において豪雪時にとるべき具体的措置を定め、災害を未然に防止し、及び発生した災害の拡大を防御するものとする。

第2 気象情報の連絡

県・市町村並びに各関係行政機関は、相互に連絡を密にして、気象台から発表される長期及び短期の気象情報及び現地観測地点の観測結果等に注意し、常時気象変化のすう勢と現地の正確な状況を認識するように努めるものとする。

第3 道路除雪対策

1. 県が行う除雪

(1) 除雪する路線名及び区間

県が除雪する路線名及び区間は、次表のとおりとする。

(平成27年1月1日現在)

土木事務所名	路線名	除雪区間		備考
		区間	延長 km	
東部県土整備局 徳島庁舎	国 193号	神山町上分経ノ坂～上分大中尾	12.5	
	国 438号	徳島市元町1丁目～神山町上分(川井トンネル)	48.5	
	主 徳島引田線	徳島市蔵本町3丁目～藍住町東中富	7.6	
	主 徳島(T)線	徳島市元町1丁目～元町1丁目	0.1	
	主 徳島吉野線	徳島市東吉野町2丁目～国府町佐野塚	12.7	
	主 徳島上那賀線	徳島市大原町～上勝町(八重地トンネル)	51.6	
	主 小松島港線	小松島市小松島町新港～中田町土持	2.3	
	主 石井神山線	神山町阿野(童学寺トンネル)～神山町中野	15.9	
	主 神山鮎喰線	神山町鬼籠野～徳島市鮎喰町2丁目	20.7	
	主 阿南小松島線	小松島市櫛淵町～小松島市赤石	11.8	
	主 徳島環状線	徳島市国府町府中～徳島市八万町大野	36.9	
	主 徳島鴨島線	徳島市藍場町2丁目～国府町芝原	11.2	
	主 鴨島神山線	神山町梨ノ木峠～神山町本名	8.2	
	主 小松島佐那河内線	小松島市松嶋町～佐那河内村尾境	12.3	
	主 松茂吉野線	藍住町東中富～北島町老門	12.1	
	主 沖ノ洲徳島本町線	徳島市南沖洲4丁目～徳島本町2丁目	1.7	
	主 勝浦佐那河内線	佐那河内村寺谷～ひよの	8.4	
	主 勝浦佐那河内線	勝浦町坂本～勝浦町坂本	0.4	
	主 徳島北灘線	藍住町乙瀬～徳島市不動東町	6.7	
	主 神山川島線	神山町寄井～鍋岩	12.3	
	主 阿南勝浦線	勝浦町沼江～小松島市櫛淵町	3.5	
	一 藍住吉成(T)線	徳島市応神町吉成～応神町吉成	0.5	
	一 神山国府線	神山町阿野～徳島市国府町	8.2	
	主 徳島鳴門線	徳島市東吉野町～北島町中村	6.0	
	一 宮倉徳島線	小松島市立江町～徳島市応神町古川	14.7	
	一 土成徳島線	藍住町名田～徳島市応神町古川	10.0	
	一 大林那賀川阿南線	小松島市坂野町大林～小松島市坂野	4.3	
	一 佐古(T)線	徳島市佐古2番町～佐古2番町	0.3	
	一 蔵本(T)線	徳島市蔵本町2丁目～蔵本町2丁目	0.2	
	一 府中(T)線	徳島市国府町府中～国府町芝原	0.1	
	一 北島池谷(T)線	北島町高房～北島町高房	1.5	
一 地藏橋(T)線	徳島市勝占町西開～中開	0.2		
一 中田(T)線	小松島市中田町中郷～西野	0.4		
一 立江(T)線	小松島市立江町前田～若松	0.3		
一 川内埠頭線	徳島市川内町加賀須野～平石	0.8		

土木事務所名	路線名	除雪区間		備考
		区間	延長 km	
東部県土整備局 徳島庁舎	一 今切港線	北島町牛飼原～北島町江尻	0.7	
	一 沖洲埠頭線	徳島市住吉町6丁目～東吉野町2丁目	2.0	
	一 徳島港線	徳島市中洲町3丁目～1丁目	0.6	
	一 鮎喰新浜線	徳島市鮎喰町2丁目～八万町大野	11.5	
	一 西黒田中村線	徳島市国府町西黒田～中村	5.2	
	一 西黒田府中線	徳島市国府町西黒田～府中	1.1	
	一 鬼籠野国府線	神山町鬼籠野～徳島市国府町南岩延	15.1	
	一 一宮下中筋線	徳島市一宮町～上八万町下中筋	5.3	
	一 八多法花線	徳島市八多町～八万町法花	9.5	
	一 大谷西須賀線	徳島市大谷町～西須賀町	1.6	
	一 新浜勝浦線	徳島市新浜本町～飯谷町	11.6	
	一 新浜勝浦線	勝浦町大柳～勝浦町横瀬	6.3	
	一 二条通新港線	小松島市小松島町二条通～新港	0.4	
	一 花園日開野線	小松島市日開野町～日開野町	0.9	
	一 田野勢合線	小松島市田野町本村～勢合	2.0	
	一 和田島赤石線	小松島市和田島町～赤石町	4.0	
	一 古川長原港線	徳島市川内町平石若宮～米津	4.5	
	一 川内大代線	徳島市川内町上別宮～加賀須野	4.1	
	一 富吉久木線	徳島市川内町富吉～久木	2.5	
	一 桧藍住線	藍住町乙瀬～徳命	4.5	
	一 第十白鳥線	徳島市国府町竜王～橋本	0.0	
	一 平島国府線	徳島市国府町敷地～府中	1.8	
	一 二宮山川線	神山町阿野～松尾	5.2	
	一 大京原今津南和田津	小松島市坂野町～和田津開町	4.1	
	一 坂野羽ノ浦線	小松島市坂野町～坂野町	2.4	
	一 小松島港南小松島(T)線	小松島港～南小松島停車場	0.6	
	一 山川海南線	神山町大中尾～雲早トンネル	7.9	
	一 鶴林寺線	勝浦町生名	1.5	
	一 徳島小松島線	徳島市万代町～小松島市大林町	13.6	
	一 鯛浜中村線	北島町鯛浜～高房	3.1	
	一 鳴門徳島自転車道		5.0	
	一 阿南徳島自転車道		3.8	
	主 徳島引田線	板野町川端～鳴門市北灘町碁浦	16.3	
	主 鳴門公園線	鳴門公園～国道11号交差点	13.3	
	主 鳴門公園線	鳴門市鳴門町三ツ石～国道11号交差点	4.3	
	主 鳴門池田線	鳴門市大津町吉永～上板町界	15.5	
	主 石井引田線	板野町矢武～羅漢	3.1	
	主 松茂吉野線	北島町界～広島	0.7	
	主 松茂吉野線	藍住町界～上板町界	3.2	
	主 徳島空港線	徳島空港～国道11号交差点	3.4	
	主 徳島鳴門線	鳴門市大麻町姫田～北島町界	2.9	
	主 鳴門北灘線	鳴門市界～鳴門市北灘町折野	11.8	
	主 瀬戸撫養線	鳴門市瀬戸町明神～撫養町大桑島	5.3	
	一 板野川島線	板野町犬伏～上板町界	2.8	
	一 阿波大宮(T)線	板野町大坂～大坂	0.6	
	一 板野(T)線	板野町大寺～大寺	0.4	
一 板東(T)線	鳴門市大麻町板東～板東	0.3		
一 北島池谷(T)線	鳴門市界～大麻町池谷	3.2		
一 瀬戸港線	鳴門市瀬戸町北泊～堂浦	4.2		
一 亀浦港櫛木線	鳴門市鳴門町～北灘町	11.0		
一 粟津港撫養線	鳴門市里浦町～大津町	5.3		
一 粟津港線	鳴門市里浦町～大津町	2.3		

土木事務所名	路線名	除雪区間		備考
		区間	延長 km	
東部県土整備局 徳島庁舎	一 長原港線	松茂町住吉～広島	1.4	
	一 古川長原港線	松茂町長原～豊久	3.6	
	一 川内大代線	松茂町広島～鳴門市大津町	5.2	
	一 桧藍住線	鳴門市大麻町桧～藍住町界	2.8	
	一 津慈広島線	鳴門市大麻町～松茂町広島	7.1	
	一 大谷櫛木線	鳴門市大麻町大谷～北灘町	7.2	
	一 板野インター線	板野町川端～川端	0.4	
	一 鳴門徳島自転車道		15.9	
東部県土整備局 吉野川庁舎	国 193号	吉野川市山川町湯立～吉野川市美郷字倉羅	14.6	
	国 318号	吉野川市鴨島町上下島～阿波市土成町奥御所	14.7	
	主 津田川島線	阿波市市場町大影～吉野川市川島町城山	19.3	
	主 志度山川線	阿波市阿波町引地～吉野川市山川町前川	19.4	
	主 鳴門池田線	上板町椎本～阿波市阿波町西林	33.2	
	主 徳島吉野線	石井町藍畑～阿波市吉野町柿原	15.5	
	主 石井神山線	石井町石井～神山町界	1.9	
	主 徳島鴨島線	石井町高川原～吉野川市鴨島町知恵島	14.6	
	主 鴨島神山線	吉野川市鴨島町中郷～神山町界	6.9	
	主 石井引田線	石井町石井～上板町泉谷	14.4	
	主 松茂吉野線	阿波市吉野町五条～上板町椎本	4.1	
	主 神山川島線	吉野川市美郷字東山～吉野川市川島町川島	16.1	
	一 引田滝ノ宮線	上板町神宅東山～北屋敷	1.8	
	一 板野川島線	上板町佐藤塚～吉野川市鴨島町崎須賀	11.6	
	一 市場学(T)線	阿波市市場町市場～吉野川市川島町学	6.8	
	一 土成徳島線	阿波市土成町成当～上板町高瀬	5.9	
	一 船戸切幡上板線	吉野川市山川町一理塚～上板町瀬部	27.0	
	一 石井(T)線	石井町石井～石井	0.2	
	一 牛島(T)線	吉野川市鴨島町牛島～上浦	1.0	
	一 鴨島(T)線	吉野川市鴨島町鴨島～鴨島	0.6	
	一 阿波川島(T)線	吉野川市川島町川島～川島	0.4	
	一 阿波土柱線	阿波市阿波町桜ノ岡～桜ノ岡	0.9	
	一 第十白鳥線	石井町藍畑～石井	3.4	
	一 高原石井線	石井町高原～石井	2.4	
	一 平島国府線	石井町高原～徳島市界	5.4	
	一 高瀬神宅線	上板町瀬部～神宅	3.8	
	一 宮川内牛島(T)線	阿波市土成町宮川内～吉野川市鴨島町牛島	9.5	
	一 浦池南原線	阿波市土成町浦ノ池～土成	4.3	
	一 切幡川島線	阿波市市場町切幡～吉野川市川島町桑村	5.2	
	一 川島西麻植(T)線	吉野川市川島町桑村～西麻植	3.3	
	一 牛島上下島線	吉野川市鴨島牛島～上下島	3.3	
	一 西麻植下浦線	吉野川市鴨島町西麻植～石井町浦庄	8.7	
	一 植桜鴨島線	吉野川市川島町桑村～鴨島町敷地	6.7	
	一 山川川島線	吉野川市山川町堤内～吉野川市川島町川島	6.7	
	一 二宮山川線	吉野川市美郷羽谷～吉野川市山川町堤外	16.4	
	一 仁賀木山瀬(T)線	阿波市市場町大俣～阿波市阿波町谷島	9.4	
	一 仁賀木山瀬(T)線	吉野川市山川町堤外～西久保	0.7	
	一 船戸山川線	吉野川市山川町川田～堤外	4.5	
	一 奥野井阿波山川(T)線	吉野川市山川町奥野井～湯立	12.7	
	一 井上川田線	吉野川市山川町井上～舟戸	2.8	
一 三ツ木宮倉線	吉野川市美郷下林～宮倉	11.6		
一 香美吉野線	阿波市市場町香美～阿波市吉野町柿原	6.8		
南部総合県民局 阿南庁舎	国 195号	阿南市阿瀬比町～阿南市橘	10.1	
	主 阿南鷺敷日和佐線	阿南市楠根町～阿南市界	12.4	

土木事務所名	路線名	除雪区間		備考
		区間	延長 km	
南部総合県民局 阿南庁舎	主 日和佐小野線	阿南市界～福井町小野	2.3	
	主 由岐大西線	阿南市界～福井町大西	8.0	
	主 阿南那賀川線	阿南市長生町～那賀川町色ヶ島	8.3	
	主 阿南小松島線	阿南市阿瀬比町～加茂町	12.8	
	主 阿南相生線	阿南市橋町～阿南市界	17.5	
	主 羽ノ浦福井線	阿南市上中町～福井	14.1	
	主 富岡港線	阿南市福村町～富岡町	4.4	
	主 阿南勝浦線	阿南市宝田町清水～上大野町持井	6.1	
	一 阿南羽ノ浦線	阿南市那賀川町大京原～阿南市羽ノ浦町宮倉	5.8	
	一 宮倉徳島線	阿南市羽ノ浦町宮倉～羽ノ浦町界	0.3	
	一 大林那賀川阿南線	阿南市那賀川町敷地～中島	8.7	
	一 羽ノ浦(T)線	阿南市羽ノ浦町宮倉～宮倉	0.6	
	一 阿南(T)線	阿南市富岡町今福寺町～今福寺	0.4	
	一 見能林(T)線	阿南市見能林町清水～大作半	0.1	
	一 阿波橋(T)線	阿南市津乃峰町東分～東分	0.1	
	一 新野(T)線	阿南市新野町信里～花坂	0.1	
	一 富岡港南島線	阿南市辰己町～上中町	5.5	
	一 中林港線	阿南市見能林町清水～大作半	1.4	
	一 蒲生田福井線	阿南市椿町平松～福井町日の地	14.6	
	一 大京原今津浦和田津線	阿南市那賀川町大京原～小松島市界	4.8	
	一 坂野羽ノ浦線	阿南市羽ノ浦町界～羽ノ浦町中庄	1.8	
	一 敷地羽ノ浦線	阿南市那賀川町黒地～阿南市羽ノ浦町中庄	1.2	
	一 勝浦羽ノ浦線	阿南市羽ノ浦町中島～阿南市羽ノ浦町宮倉	4.9	
	一 中島古庄線	阿南市那賀川町中島～阿南市羽ノ浦町古庄	3.6	
	一 蛭子原西の久保線	阿南市那賀川町中島蛭子原～西の久保	1.1	
	一 大井南島線	阿南市大井町大井～中大野町西条	10.5	
	一 山口釘打線	阿南市山口町久延～福井町釘打	8.1	
	一 戎山中林富岡港線	阿南市大湯町～向町	10.4	
	一 津乃峰筒先線	阿南市津乃峰町東分～内原町筒崎	3.1	
	一 福井椿泊加茂前線	阿南市福井町大宮～椿町庄田	13.8	
一 中島港線	阿南市那賀川町上福井～同中島	1.3		
一 小勝島公園線	阿南市橋町鍋浦～阿南市福井町大原	2.7		
一 和食勝浦線	那賀町和食～勝浦町界	8.4		
南部総合県民局 那賀庁舎	国 193号	那賀町沢谷～那賀町北川(霧越峠)	44.8	
	国 195号	那賀町木頭北川(四ツ足峠)～那賀町中山	69.7	
	主 徳島上那賀線	那賀郡・勝浦郡界～那賀町沢谷(開拓橋)	9.8	
	主 阿南鷲敷日和佐線	那賀郡・阿南市界～那賀町向原	6.7	
	主 阿南相生線	那賀町百合谷～那賀町雄	9.3	
	主 日和佐上那賀線	那賀町谷山～小浜	21.2	
	一 山川海南線	那賀郡・名西郡界～那賀町沢谷	3.1	
	一 竹ガ谷鷲敷線	那賀町竹ヶ谷～那賀町阿井	15.1	
	一 西納大久保線	那賀町西納～大久保	6.8	
	一 木沢上那賀線	那賀町岩倉～沢谷(沢谷橋)	13.1	
	一 助上那賀線	那賀町木頭助～那賀町大殿	3.4	
一 古屋日浦線	那賀町古屋～那賀町花瀬	14.3		
南部総合県民局 美波庁舎	国 193号	海陽町霧越～相川	29.9	
	主 阿南鷲敷日和佐線	美波町界～日和佐町北河内	10.0	
	主 日和佐小野線	美波町寺前～阿南市界	16.3	
	主 由岐大西線	美波町西の地～阿南市界	21.8	
	主 日和佐上那賀線	美波町西河内～阿南市界	22.7	
	主 牟岐海南線	牟岐町河内～小谷	6.0	
主 牟岐海南線	海陽町小川下小谷～終点	5.0		

土木事務所名	路線名	除雪区間		備考
		区間	延長 km	
南部総合県民局 美波庁舎	一 牟岐港牟岐(T)線	牟岐港～牟岐港停車場	1.1	
	一 由岐(T)線	由岐停車場～日和佐小野線交差点	0.2	
	一 由岐港(T)線	由岐港～日和佐小野交差点	2.0	
	一 日和佐港線	日和佐港～日和佐小野交差点	0.4	
	一 浅川港線	浅川港～国道55号交差点	1.1	
	一 日和佐牟岐線	美波町弁財天～牟岐町西ノ山	17.0	
	一 鞆奥港線	鞆奥港～国道55号交差点	1.5	
	一 北河内奥河内線	美波町北河内～美波町奥河内	1.8	
	一 四方原海部線	海陽町四方原～海陽町奥浦	1.9	
	一 金目穴喰浦線	海陽町金目～海陽町穴喰浦	3.9	
	一 船津野根線	海陽町船津字船津～中越	2.9	
	一 中部山溪轟公園線	海陽町平井～小川	9.6	
	一 赤松由岐線	美波町赤松～北河内	7.8	
	一 赤松由岐線	美波町北河内～美波町木岐	4.0	
	一 日浦野田線	美波町赤松日浦～野田	5.7	
	一 上皆津奥浦線	海陽町相川～奥浦	16.5	
	一 芥附海部線	海陽町芥附～小谷	4.9	
	一 芥附海部線	海陽町櫛川～高園	7.1	
	一 久尾穴喰浦線	海陽町久尾～久保	18.1	
西部総合県民局 美馬庁舎	国 193号	美馬市脇町西俣名～美馬市穴吹町岩手	18.1	
	国 438号	美馬市木屋平大北～美馬市美馬町野田ノ井	82.4	
	国 377号	美馬市脇町県境～美馬市脇町西俣名	0.0	
	主 美馬塩之江線	美馬市美馬町小長谷～美馬市脇町平帽子	12.4	
	主 鳴門池田線	美馬市脇町拝原～美馬市美馬町境目	20.9	
	国 492号	美馬市穴吹町穴吹～美馬市木屋平川井	30.7	
	一 多和脇線	美馬市脇町東俣名～西赤谷	10.9	
	一 穴吹塩之江線	美馬市穴吹町小島～美馬市脇町西大谷	15.3	
	一 半田貞光線	つるぎ町半田松生～つるぎ町貞光江ノ脇	4.9	
	一 美馬半田線	美馬市美馬町長畑～つるぎ町半田松生	0.8	
	一 美馬貞光線	美馬市美馬町～美馬郡つるぎ町貞光	1.4	
	一 小島(T)線	美馬市穴吹町三島～三島	0.2	
	一 貞光(T)線	つるぎ町貞光馬出～馬出	0.0	
	一 阿波半田(T)線	つるぎ町半田中藪	0.4	
	一 脇三谷線	美馬市脇町脇町～美馬市穴吹町三島	2.7	
	一 三ツ木倉倉線	美馬市木屋平三ツ木～西野々脇	7.0	
	一 脇町曾江線	美馬市脇町脇町～曾江名	3.2	
	一 大谷脇町線	美馬市脇町岩倉～美馬市脇町西大谷	8.9	
	一 田方穴吹線	美馬市穴吹町田方～口山	7.0	
	一 端山調子野線	つるぎ町貞光端山～美馬市穴吹町口山調子野	11.9	
	一 上蓮小野線	つるぎ町半田上蓮～小野	9.2	
	一 蔭名小野線	つるぎ町半田蔭名～小野	3.3	
	一 小谷西端山線	つるぎ町半田小谷～高瀬	10.2	
	一 小谷西端山線	つるぎ町貞光端山～端山	1.8	
	一 一字古宮線	つるぎ町一字～剪宇	3.5	
	一 一字古宮線	美馬市穴吹町古宮～北又	4.2	
	一 中野木屋平線	つるぎ町一字中野～奥大野	2.7	
一 中野木屋平線	美馬市木屋平太合～太合	4.5		
一 菅生伊良原線	つるぎ町一字大屋内～伊良原	3.1		
一 木地屋赤松線	つるぎ町一字木地屋～赤松	8.7		
西部総合県民局 三好庁舎	国 439号	三好市東祖谷見ノ越～檜尾	42.3	
	国 319号	三好市山城町茂地～川口	10.0	
	国 438号	三好市界～三好市東祖谷見ノ越	2.3	

土木事務所名	路線名	除雪区間		備考
		区間	延長 km	
西部総合県民局 三好庁舎	主 丸亀三好線	東みよし町東山～東みよし町昼間	17.0	
	主 観音寺池田線	三好市池田町ヤマダ～ウエノ	2.9	
	主 観音寺佐野線	三好市池田町佐野～佐野	3.1	
	主 鳴門池田線	三好市三野町清水～三好市池田町東州津	14.3	
	主 山城東祖谷山線	三好市山城町祖谷口～三好市東祖谷新居屋	33.0	
	主 三加茂東祖谷山線	東みよし町加茂～三好市東祖谷落合	37.0	
	主 込野観音寺線	三好市池田町込野～香川県県境	10.8	
	主 西祖谷山山城線	三好市西祖谷山村後山～徳善	8.4	
	一 勝浦三野線	三好市三野町中屋東～東川原	7.2	
	一 大利辻線	三好市池田町出合～宮石	2.7	
	一 大利辻線	三好市池田町漆川～三好市井川町辻	23.0	
	一 腕山宮石線	三好市池田町宮石～三好市西祖谷山村瀬戸内	17.2	
	一 箸蔵(T)線	三好市池田町州津～州津	0.1	
	一 大歩危(T)線	三好市西祖谷山村徳善西～三好市山城町柿野尾	0.2	
	一 菅生伊良原線	三好市東祖谷菅生～切谷	1.2	
	一 芝生中庄線	三好市三野町芝生～東みよし町江口	0.8	
	一 出口太刀野線	東みよし町西庄～三好市三野町太刀野	3.5	
	一 昼間辻線	三好市三好町昼間～三好市井川町辻	1.2	
	一 白地州津線	三好市池田町白地～州津	6.0	
	一 野呂内三縄(T)線	三好市池田町上野呂内～中西	13.7	
	一 三縄(T)黒沢線	三好市池田町中西～漆川	7.8	
	一 一字祖谷口(T)線	三好市山城町下川～下川	0.1	
	一 栗山殿野線	三好市山城町栗山～西宇	8.7	
	一 上名西宇線	三好市山城町上名～西宇	6.6	
	一 三加茂三好線	東みよし町加茂～三好市三好町足代宮の岡	1.2	
	一 阿波池田(T)線	三好市池田町サラダ～マチ	0.3	
	一 腕山花ノ内線	三好市西祖谷山村小祖谷～三好市井川町花ノ内	11.0	
合計		270箇所	2229.0	

(2) 凍結防止剤の配置

各庁舎が確保しておく凍結防止剤の配置は、次のとおりとし、交通状況又は道路の凍結状況により計画的に散布し、交通の確保に努めるものとする。

(平成29年1月1日現在)

土木事務所名	配置箇所	配置先	凍結防止剤数量(袋)	備考
東部県土整備局 徳島庁舎	徳島市南末広町	末広作業所	350	
	名西郡神山町	神山町役場本庁他神山町7箇所	650	
	勝浦郡勝浦町	勝浦町役場	90	
	名東郡佐那河内村	佐那河内村役場	90	
	小松島市役所	小松島市役所	90	
	上勝町役場	上勝町役場	90	
	委託散布業者(建設業者)	徳島庁舎管内68社	980	
	管内警察署		60	
	鳴門市撫養町立岩他	鳴門庁舎他鳴門市3箇所	867	
	板野郡板野町大寺	板野町役場	20	
	鳴門庁舎管内	橋梁箇所他	581	
東部県土整備局 吉野川庁舎	阿波市土成町宮川内	宮川内ダム管理事務所	100	
	吉野川市川島町宮島	東部県土整備局吉野川庁舎	530	
	吉野川庁舎管内	橋梁箇所	347	
南部総合県民局 阿南庁舎	阿南市富岡町	阿南庁舎他阿南市3箇所	300	
	阿南庁舎管内	橋梁箇所	50	
南部総合県民局 那賀庁舎	那賀郡那賀町吉野	那賀庁舎	541	
	那賀郡那賀町平谷	那賀庁舎平谷詰所	539	
	那賀郡那賀町木頭出原	那賀庁舎出原詰所	66	
	那賀庁舎管内	橋梁箇所他	206	
南部総合県民局 美波庁舎	海部郡美波町	美波庁舎	200	
	海部郡海陽町	美波庁舎海部詰所	100	
西部総合県民局 美馬庁舎	美馬市脇町	美馬警察署清水駐在所他脇町14箇所	275	
	美馬市美馬町	三頭トンネル他美馬市美馬町2箇所	180	
	美馬郡つるぎ町	つるぎ警察署八千代駐在所他つるぎ町13箇所	325	
	美馬市穴吹町	美馬警察署宮内駐在所他美馬市穴吹町5箇所	95	
	美馬市木屋平	西部総合県民局(美馬)木屋平詰所他美馬市木屋平1箇所	110	
	美馬庁舎管内	橋梁箇所	105	
西部総合県民局 三好庁舎	三好市池田町上野呂内	小学校他三好市池田町17箇所	79	
	三好郡東みよし町足代	東消防署他東みよし町2箇所	55	
	三好市三野町東川原	農協三野支所他三好市三野町3箇所	60	
	三好市山城町大野	駐在所前他三好市山城町8箇所	33	
	三好市井川町腕山	腕山スキー場倉庫他三好市井川町6箇所	1,408	
	三好郡東みよし町西庄	西谷バス停他東みよし町2箇所	10	
	三好市西祖谷山村一字	県後山倉庫他三好市西祖谷山村2箇所	700	
	三好市東祖谷下瀬	県東祖谷倉庫他三好市東祖谷3箇所	1,000	
	三好庁舎管内	橋梁箇所	12	
計			11,294	

(3) 除雪機械投入計画

ブルドーザ・グレーターその他除雪に使用する建設機械の投入計画は、次のとおりとする。

(平成29年1月1日現在)

土木事務所名	機械種別	台数	運転日数	備考
東部県土整備局 徳島庁舎	ショベル	32	11	借上
	グレーター	20	4	〃
	作業車	4	4	県直営
	小計	56		
東部県土整備局 吉野川庁舎	ショベル	7	7	借上
	グレーター	2	2	〃
	作業車	1	1	県直営
	小計	10	10	
南部総合県民局 阿南庁舎	グレーター	1	2	借上
	作業車	2	2	県直営
	小計	3		
南部総合県民局 那賀庁舎	ショベル	18	36	借上
	作業車	3	20	県直営
	小計	21		
南部総合県民局 美波庁舎	ショベル	9	2	借上
	作業車	3	2	県直営
	小計	12		
西部総合県民局 美馬庁舎	ショベル	36	60	借上
	除雪車	1	17	つるぎ町移管
	グレーター	7	7	借上
	作業車	2	30	県直営
	小計	46		
西部総合県民局 三好庁舎	ショベル	33	60	借上
	グレーター	5	10	借上
	作業車	2	20	県直営
	小計	40		
合 計		188		

10-8 県有車両数

(令和4.3.31現在)

普通車		小型車		特殊	軽四		乗合	特種	原付	合計
乗用	貨物	乗用	貨物		乗用	貨物				
115	25	128	335	32	114	73	17	46	1	886

10-9 船艇数

基地	船名	トン数	乗組員数	速力 ノット	連絡先
小松島	よしの	358	25		徳島海上保安部 (0885)33-2244
	びざん	209	16		
	うずかぜ	24	5		
美波	あしび	26	5		徳島海上保安部 美波分室 (0884)77-0555
徳島	つるぎ	60	6	41	県漁業調整課 (088)621-2478 船舶電話 090-3026-7943
日和佐	せんば	47	6	37.7	県漁業調整課 (088)621-2478 船舶電話 090-3025-8383
日和佐	とくしま	80	6	13.32	県農林水産総合技術支援センター水産研究課 (0884)77-1251
徳島	なると	10	2	40	県警察地域課 (088)622-3101

10-10 徳島飛行場、小松島飛行場周辺における 航空事故の連絡、調整体制に関する協定

徳島県知事、徳島県警察本部長、徳島市長、鳴門市長、小松島市長、阿南市長、那賀川町長、羽ノ浦町長、松茂町長、北島町長、藍住町長、阿南消防組合管理者、板野東部消防組合管理者、小松島海上保安部長、徳島空港事務所長、高松防衛施設事務所長、徳島教育航空群司令及び小松島航空隊司令は、徳島飛行場、小松島飛行場周辺において、航空事故並びに航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整体制について、次のとおり協定する。

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この協定は、徳島飛行場、小松島飛行場周辺において、航空事故並びに航空事故に伴う災害（以下「航空災害」という。）が発生した場合における関係機関相互の連絡、調整体制について必要な事項を定め、もって応急救助活動を適切かつ迅速に実施することを目的とする。

第 2 章 連絡、調整体制

(関係機関及び連絡先)

第 2 条 この協定における関係機関とは、徳島県、徳島県警察、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、那賀川町、羽ノ浦町、松茂町、北島町、藍住町、阿南消防組合、板野東部消防組合、小松島海上保安部、徳島空港事務所、高松防衛施設事務所、徳島教育航空群及び小松島航空隊をいうものとする。

- 2 関係機関相互の連絡、調整先は、別表第 1 のとおりとする。
- 3 関係機関相互の連絡、調整は、連絡責任者を通じて行うものとする。
- 4 関係機関は、連絡責任者に異動（変更）があった場合、速やかに徳島教育航空群連絡責任者へ通知するものとする。
- 5 徳島教育航空群連絡責任者は、前項の通知があった場合、各関係機関に通知するものとする。

(航空災害等発生通報)

第 3 条 航空災害が発生した場合は、徳島教育航空群及び小松島航空隊の連絡責任者は、直ちに災害発生地を管轄する警察、消防又は海上保安部等関係機関の連絡責任者に対して通報するものとする。

- 2 警察、消防又は海上保安部関係機関の連絡責任者は、航空災害に関する情報を入手した場合は直ちに、徳島教育航空群及び小松島航空隊の連絡責任者に対して通報するものとする。
- 3 航空災害発生通報の連絡系統は、別図、連絡、通報系統図のとおりとする。

(通報の内容)

第4条 前条の通報を行う場合には、次のうち判明した事項について通報するものとする。

- (1) 航空災害の種類(墜落、不時着、器物落下等)
- (2) 航空災害の発生時刻及び位置
- (3) 当該航空機の特徴(機種、機番号、塗装等)
- (4) 当該航空機のうち載物件の状況(燃料、弾薬等)
- (5) 乗員及び乗客の状況
- (6) その他判明している事項

(現場連絡所の設置)

第5条 関係機関は、協議のうえ必要に応じ、災害現場における応急救助活動等を調整するため、現場連絡所を設置するものとする。

2 当該関係機関は、現場連絡所の確保又は提供について、相互に協力するものとする。

(応急救助活動等の分担区分)

第6条 関係機関は、応急救助活動等の実施に際して、相互の保有機能を効果的に発揮するため、別表第2に掲げる分担区分を標準として、調整を図りつつ活動するものとする。

第 3 章 雑 則

(その他)

第7条 この協定に定める以外の事項及びこの協定により難い事項に関しては、その都度、関係機関の調整により処理するものとする。

2 前項にかかわる連絡、調整及び庶務は、徳島教育航空群が行うものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和 54 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この協定書は、協定当事者が各 1 通を保持する。

徳 島 県 知 事	武 市 恭 信
徳 島 県 警 察 本 部 長	手 島 堅 次
徳 島 市 長	山 本 潤 造
鳴 門 市 長	谷 光 次
小 松 島 市 長	麻 植 豊
阿 南 市 長	吉 原 薫
那 賀 川 町 長	島 田 好 一
羽 ノ 浦 町 長	松 崎 一 行
松 茂 町 長	中 川 博 司
北 島 町 長	新 見 基 茂
藍 住 町 長	山 本 勇
阿南消防組合管理者	吉 原 薫
板野東部消防組合管理者	中 川 博 司
小松島海上保安部長	安 池 清
徳島空港事務所長	薬 師 川 幸 之 助
高松防衛施設事務所長	橋 本 一 男
徳島教育航空群司令	朝 倉 豊
小松島航空隊司令	田 中 稔

連絡・調整先一覧(第2条関係)

機関名	勤務時間中			勤務時間外			総合情報通信ネットワーク
	連絡責任者	電話番号	内線	連絡責任者等	電話番号	内線	
徳島県	とくしまゼロ作戦課長	088-621-2716		衛視室	088-621-2057		7-088-621-9500 7-088-621-9366(FAX)
徳島県警察本部	警備課長	088-622-3101	5741	総合当直	088-622-3101	2070・2071	7-088-621-9561
徳島市	消防局警防課長	088-656-1192		通信指令室	088-656-1190		70-381
鳴門市	消防本部警防課長	088-684-1335		通信指令室	088-685-2009		70-351
	総務課長	088-684-1124		宿直室	088-684-1111		70-351**2
小松島市	消防本部消防署長	0885-32-0119		通信室	0885-32-0119		70-852
	総務課長	0885-32-2123		宿直室	0885-32-2111		70-393**1
阿南市	市民安全局長	0884-22-9191		宿直室	0884-22-1111		70-421
那賀川町	(阿南市に合併)						
羽ノ浦町	(阿南市に合併)						
松茂町	総務課長	088-699-8710			088-699-2111		70-352
北島町	総務課長	088-698-9801		宿直室	088-698-2410		70-384
藍住町	総務企画課長	088-692-2023		宿直警備員又は日直者	088-637-3111		70-385
阿南市消防本部	情報管制課長	0884-22-1120		情報管制課長	0884-22-1120		70-424
板野東部消防組合	警防課長	088-699-9977		通信指令室	088-699-4211		70-354
徳島海上保安部	警備救難課長	0885-33-2244			0885-33-2244		70-396**1
徳島空港事務所	前任航空管制情報官	088-699-2980					
高松防衛施設事務所	高松防衛施設事務所長	087-831-6336					
徳島教育航空群	運用幕僚	088-699-5111	3213	当直士官	088-699-5111	3222・3223	70-355
小松島航空隊	運用幕僚	0885-37-2111	213~217	当直士官	0885-37-2111	223・224・225	70-397**1

応急救急活動等分担区分（第6条関係）

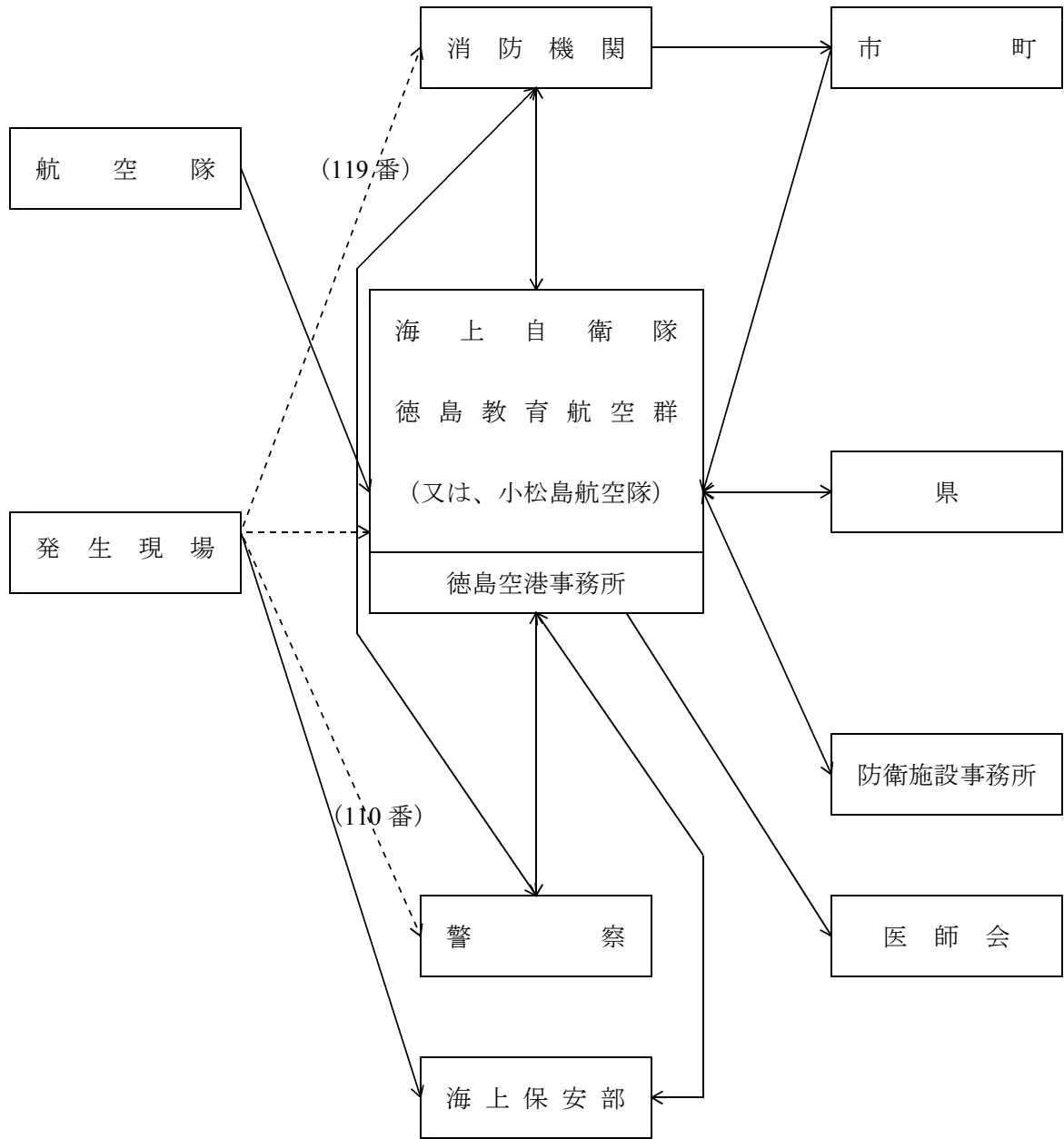
関係機関	人 命 救 助			消火活動	財 産 保 護	
	救助活動	応急手当	入 院 (輸送、庶務)		立入制限 交通規制	警 備
県	○	○	○			
市 ・ 町	○	○	○			
警 察	◎	◎	○	○	◎	◎
消 防	◎	◎	◎	◎	○	
海上保安部	◎	◎	◎	◎	◎	◎
空港事務所	○	○	○			
防衛施設 事 務 所	○	○	○			
海上自衛隊	○	○	○	○	○	○

注：1 ◎印は、主務機関を示す。

2 ○印は、協力機関を示す。

3 海上保安部は、海上における活動に限る。

連絡、通報系統図（第3条関係）



10-11 四国管区警察局管内における大規模災害発生時等
の広域交通管制に関する協定

四国管区警察局及び四国管区警察局管内の県警察本部長は、大規模災害発生時等における広域交通管制に関し、次のとおり協定する。

平成7年12月6日

四国管区警察局公安部長

警視正 三 栖 賢 治

徳島県警察本部長

警視長 中 村 薫

香川県警察本部長

警視長 今 井 康 容

愛媛県警察本部長

警視長 佐 藤 正 夫

高知県警察本部長

警視長 縄 田 修

(目 的)

第1条 この協定は、四国管区警察局（以下「管区局」という。）管内で大規模災害が発生した場合（発生するおそれがある場合を含む。以下同じ。）において、管区局管内の県警察（以下「県警察」という。）の的確な広域交通管制及びこれを実施するための相互支援活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 大規模災害

災害発生時に県警察が一体となって被災地域内への一般車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害応急対策に従事する者が使用中の車両又は災害応急対策に必要な物資等の緊急輸送に使用中の車両（以下「緊急通行車両」という。）以外の車両をいう。以下同じ。）の流入規制、う回・誘導及び緊急運行車両の通行を確保する必要がある地震、津波、その他の自然災害又は人為的事故により発生した災害をいう。

(2) 広域交通管制

災害発生時に県警察が一体となって被災地域内への一般車両の流入規制、う回・誘導及び緊急通行車両の通行を確保するために実施する交通規制をいう。

(3) 広域交通管制区域

県警察が広域交通管制を実施するため、県内の活断層の分布状況、河川、低地等の地理的条件、道路整備状況等を勘案して、大規模災害の発生を想定して設定する区域をいう。

(4) 流入規制要点

県警察が、大規模災害が発生した場合において、発生後直ちに被災県内への一般車両の流入を禁止するために交通規制を実施する地点をいう。

(5) 緊急交通路

県警察広域交通管制区域において、被災地域内への緊急通行車両の通行を確保するために設定した道路及びその区間をいう。

(6) う回路

県警察が、大規模災害が発生した場合において、一般車両の通行を確保するために設定した道路及びその区間をいう。

(7) 道路確認要員

大規模災害の発生後、直ちに広域交通管制区域内の緊急交通路について、交通の傷害の有無等について確認を行うために指定された要員をいう。

(支援体制の確立)

第3条 県警察の本部長（以下「本部長」という。）は、隣接する県警察の管内で大規模災害が発生した場合、広域交通管制を行うため、速やかに必要な体制を確立するものとする。

(事前指定)

第4条 本部長は、管内の広域交通管制区域、流入規制要点、緊急交通路、う回路及び道路確認要員をあらかじめ指定しておくものとする。

2 本部長は、前項の広域交通管制区域等の指定に当たり、事前に四国管区警察局長（以下「管区局長」という。）に報告し、調整を受けるものとする。

(発生報告)

第5条 本部長は、管内で大規模災害が発生した場合は、直ちに管区局長に報告しなければならない。

(協議等)

第6条 管区局長は、被災地を管轄する本部長からの報告に基づき、広域交通管制の実施が必要であると認めるときは、被災地を管轄する県警察及び隣接する県警察と協議するものとする。

(緊急交通路等の設定)

第7条 被災地を管轄する本部長は、大規模災害の発生後、直ちに道路交通障害等の有無を確認し、緊急交通路及びう回路を設定して緊急運行車両及び一般車両の運行の確保に努めなければならない。

2 被災地に隣接する本部長は、前項の緊急交通路及びう回路の県境付近において緊急通行車両及び一般車両の円滑な運行を確保するため、必要な交通対策を実施するものとする。

(細目的事項)

第8条 この協定の実施について必要な細目的事項は、県警察の交通部長が申し合わせることができる。

附 則

この協定は、平成8年1月1日から実施する。

大規模災害発生時における相互協力に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社四国支社（以下「乙」という。）は、大規模災害発生時の相互協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害発生時における災害対策の実施に当たり、相互協力に必要な事項を定め、もって災害対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 大規模災害発生時の相互協力は、次の各号に掲げる内容とし、協力要請された甲または乙は、関係機関と協議のうえ、自らが行う業務に支障のない範囲において応じるものとする。

- （1） 道路情報提供施設の相互利用
- （2） 緊急開口部を活用した緊急車両の通行
- （3） 災害情報の共有
- （4） 災害時の防災基地
- （5） 災害対策等に係る資機材、物資の提供
- （6） その他必要と認められる事項

（協力要請）

第3条 協力を要請する甲または乙は、第2条に定める協力内容を明らかにし、口頭若しくは電話等で協力を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

（費用負担）

第4条 第3条に基づく協力を要する費用は、原則として協力を要請した甲又は乙が負担するものとする。

（情報連絡体制）

第5条 甲及び乙は、大規模災害発生時の協力が円滑に実施されるために、担当部局の名称及び連絡先を相互に交換するものとする。

（防災訓練等への相互参加）

第6条 甲及び乙は、平常時よりこの協定に基づく大規模災害発生時の災害対策を円滑に

実施するため、相互に企画・立案する防災訓練等へ積極的に参画するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は調印の日から平成20年3月31日までとし、期間満了1月前までに甲又は乙から申し出がない場合は、1年間有効期間を延長するものとする。その後もまた同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年8月31日

甲 徳島市万代町1丁目1番地
徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 香川県高松市朝日町4丁目1番3号
西日本高速道路株式会社
四国支社長 高 橋 誠

大規模災害発生時における相互協力に関する変更協定書

徳島県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社四国支社（以下「乙」という。）とは、平成19年8月31日付けで締結した「大規模災害発生時における相互協力に関する協定書」（以下「原協定」という。）の一部を次の通り変更する。

1 原協定第2条で定める相互協力を。次の各号に掲げる内容に変更する。

（協力の内容）

第2条 大規模災害発生時の相互協力は、次の各号に掲げる内容とし、協力要請された甲または乙は、関係機関と協議のうえ、自らが行う業務に支障のない範囲において応じるものとする。

- （1）高速道路施設の拠点等としての活用
- （2）緊急開口部を活用した緊急車両の通行
- （3）災害対策等に係る式材、物資の提供
- （4）災害情報及び道路情報の共有、道路利用者への提供
- （5）調査・復旧に関する技術的支援
- （6）相互の道路機能の活用
- （7）地域の安全性向上に関する取組み
- （8）その他必要と認められた事項

本変更協定の締結を証として、本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年3月22日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 香川県高松市朝日町4丁目1番3号
西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 畑 村 雄 二

災害時等における相互協力に関する協定

徳島県（以下「甲」という。）と本州四国連絡高速道路株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における相互協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次に掲げる場合における応急対策及び復旧業務の実施にあたり相互協力に必要な事項を定め、これらの業務の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害が発生した場合
- （2）武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態が発生した場合
- （3）前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は、神戸淡路鳴門自動車道沿線等の甲の管理する道路（以下「甲管理道路」という。）及び神戸淡路鳴門自動車道（以下「乙管理道路」という。）において、前条に定める災害等が起こった場合に、次の各号に掲げる措置について相手方から要請されたときは、自らが行う業務に支障のない範囲でこれに応じるものとする。

- （1）公共土木施設の土工部、橋梁部及びトンネル部等の大規模構造物の異常、変形及び損傷等の調査及び復旧に対する技術的支援
- （2）甲又は乙が通行止めの段階的、部分的な解除等被災地の早期復旧及び交通手段の確保等を第一義として実施する措置
- （3）甲又は乙が通行止め区間及び別表1に示す緊急開口部を活用した通行を相手方に要請した車両（以下「要請車両」という。）の通行
- （4）甲管理道路又は乙管理道路の通行規制情報等の提供及び派遣連絡員の受け入れ
- （5）応急対策及び復旧業務を実施するために必要となる敷地、施設及び資材の提供
- （6）通行止め時の流出IC等における利用者への周辺道路情報等の提供
- （7）その他必要と認められる措置

2 前項第3号に規定する「要請車両」は次の車両とし、要請車両の通行については原則として通行者の責により実施するものとする。

- （1）災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両で、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車以外の車両
- （2）甲管理道路若しくは乙管理道路の沿道又はその近傍において、国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する車両

- 3 第1項第2号及び第3号の措置に必要となる公安委員会等関係機関への意見聴取又は協議は、要請者が行うものとし、要請者は必要に応じ被要請者に協力するものとする。
- 4 第1項第5号に規定する「資材」の提供を円滑に行うため、甲及び乙は、双方が保有する資材の種類及び所在を相互に通知するものとする。
- 5 第1項第1号、第2号及び第4号から第6号までの措置については、原則として被要請者の責により実施するものとする。

(協力の要請)

第3条 前条第1項に定める要請は、協力要請書(別記様式第1号)をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

(要請に基づく措置)

第4条 甲及び乙は、要請に応じた措置を実施するとともに、履行した措置の内容を報告書一(別記様式第2号)により相手方に提出するものとする。

(費用の負担)

第5条 要請を受けた措置の実施に要する費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、原則として要請者が負担するものとする。ただし、第2条第1項第4号に定める協力のうち、甲管理道路又は乙管理道路の通行規制情報等の提供の実施に係る費用については被要請者が負担するものとし、第2条第1項第2号、第3号、第6号及び第7号の実施に係る費用については、実施措置の内容を踏まえ、甲及び乙の協議により負担割合を定めるものとする。

(連絡責任者の報告)

第6条 甲及び乙は、本協定にかかる連絡責任者を本協定締結後速やかに連絡責任者届(別記様式第3号)により相手方に報告するものとし、当該連絡責任者に変更があった場合には、直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、本協定は、有効期間が満了する日の翌日から1年間有効期間を延長するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度、甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成23年4月21日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 兵庫県神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号

本州四国連絡高速道路株式会社

代表取締役社長 伊 藤 周 雄

徳島県と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書

徳島県（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は甲及び乙が相互に協力して、双方の資源を有効に活用し、徳島県民の安全・安心の向上及び徳島県内の観光・文化・産業振興等地域社会の活性化、環境保全並びに高速道路及びサービスエリア・パーキングエリア（以下「高速道路等」という。）における利用者の利便性向上及び利用促進並びに技術交流を図ることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、次の事項について連携して取り組むことが可能な案件の検討及び推進に努めるものとする。

- （1）防災・災害対策など地域の安全・安心の向上に関する事
- （2）観光・文化・産業の振興など地域社会の活性化に関する事
- （3）環境保全に関する事
- （4）交通安全に関する事
- （5）高速道路等の利便性向上・利用促進に関する事
- （6）技術交流に関する事
- （7）その他本協定の目的に沿う事

（個別の協議）

第3条 甲と乙は、本協定に基づき、個別の案件を連携して実施することについて合意したときは、具体的な推進方法、役割等に関し協議の上、別途取り決めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は平成23年5月9日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に5年間有効とし、以後もまた同様とする。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年5月9日

甲 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

乙 西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 西 村 英 俊

四国横断自動車道〔徳島〕IC～鳴門JCT)の徳島市域に設置する
津波避難場所に関する基本協定書

徳島県（以下「甲」という。）、徳島市（以下「乙」という。）及び西日本高速道路株式会社四国支社（以下「丙」という。）とは、甲と丙が平成19年8月31日付けで締結した「大規模災害発生時における相互協力に関する協定書」の趣旨を尊重し、乙が施行する津波避難場所設置工事（以下「設置工事」という。）と丙が施行する四国横断自動車道（徳島IC～鳴門JCT）建設工事について、三者が協力して円滑な進捗を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、設置工事の測量、調査及び設計（以下「調査設計等」という。）、設置工事の施行並びに設置工事完了後の運用及び維持管理について、その施行区分及び費用負担並びに基本的事項を定めるとともに設置工事完了後の財産の帰属を定め、もって円滑な事業の遂行を図ることを目的とする。

（相互協力）

第2条 甲、乙及び丙は、設置工事について十分に協議を行い、相互に協力するものとする。

（位置及び適用範囲）

第3条 本協定の適用位置は別添位置図に示すとおりとし、協定の適用範囲については、別添平面図のとおりとする。

（適用期間）

第4条 本協定の適用期間は、協定締結の日から津波避難場所の運用を廃止する日までとする。

（調査設計等）

第5条 調査設計等は、乙が実施するものとする。

2 前項の調査設計等に要する費用は乙が負担するものとする。

（設置工事の施行）

第6条 設置工事の施行は、道路法第24条の規定に基づく道路工事施行承認書を順守し、乙が実施するものとする。

2 前項の施行に要する費用は乙が負担するものとする。

（設置工事の施行に係る受委託）

第7条 乙は、設置工事の調査設計等及び設置工事の施行について、別途、協議のうえ丙に委託することが出来る。

(財産の帰属)

第8条 設置工事により築造された工事完成物の財産権は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属するものとする。

(津波避難場所の運用等及び維持管理)

第9条 津波避難場所の運用等及び維持管理については、別途、乙丙協議のうえ協定を締結するものとする。

(第三者からの苦情及び損害賠償等)

第10条 津波避難場所について、第三者からの苦情があった場合は、丙の責に帰する場合を除き、乙が処理をするものとする。

2 津波避難場所に関して、第三者からの損害賠償請求があった場合は、丙の責に帰する場合を除き、乙が対応するものとする。

(関係官公庁等との協議)

第11条 津波避難場所の設置に必要な関係官公庁等との協議は、甲乙丙協力して行うものとする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙は別途協議するものとする。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙は署名のうえ各自1通を保有する。

平成23年8月11日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県
知事 飯泉嘉門

乙 徳島県徳島市幸町2丁目5番地
徳島市
上記代表者 徳島市長 原秀樹

丙 香川県高松市朝日町4丁目1番3号
西日本高速道路株式会社
四国支社長 畑村雄二

10-16 徳島空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定

徳島空港事務所長および鳴門市長は、徳島空港（以下「空港」という。）およびその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港およびその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、徳島空港事務所（以下「甲」という。）と鳴門市消防本部（以下「乙」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止または軽減を図ることを目的とする。

（区分）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第1次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第1次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対してすみやかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対してすみやかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の機種および搭乗人員
- (3) 緊急事態発生の場所および時刻
- (4) 消防隊および救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは、すみやかに通報した機関に連絡するものとする。

（費用の負担）

第4条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

（調査に対する協力）

第5条 甲および乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通報）

第6条 甲または乙が単独で消火救難活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に通報するものとする。

（訓練）

第7条 甲および乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的に行うものとする。

（資料の交換）

第8条 甲および乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲および乙が協議して定める。

昭和45年12月1日

徳島航空事務所

空港長 武居直彦

鳴門市長 谷光次

10-17 徳島空港およびその周辺における消火救難活動に関する協定

徳島空港事務所長および板野東部消防組合管理者は、徳島空港（以下「空港」という。）およびその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、空港およびその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、徳島空港事務所（以下「甲」という。）と板野東部消防組合（以下「乙」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止または軽減を図ることを目的とする。

（区分）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第1次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第1次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対してすみやかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対してすみやかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 航空機の機種および搭乗人員
- (3) 緊急事態発生の場所および時刻
- (4) 消防隊および救急隊の到着すべき場所
- (5) その他必要な事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは、すみやかに通報した機関に連絡するものとする。

（費用の負担）

第4条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

（調査に対する協力）

第5条 甲および乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通報）

第6条 甲または乙が単独で消火救難活動に従事したときは、すみやかにそのてん末を相互に通報するものとする。

（訓練）

第7条 甲および乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

（資料の交換）

第8条 甲および乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

（その他）

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲および乙が協議して定める。

昭和47年4月1日

徳島航空事務所

空港長 武 居 直 彦

板野東部消防組合

管理者 中 川 武 夫

10-18 徳島飛行場における消火救難業務に関する協定

徳島空港長（以下「甲」という。）及び徳島教育航空群司令（以下「乙」という。）は、徳島飛行場における民間機の航空事故及び火災等災害（以下「緊急事態」という。）発生時の消火救難業務について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島飛行場における緊急事態の発生に際し、甲と乙との緊密な協力のもとに迅速、且つ的確な消火救難業務を実施し、被害を軽減することを目的とする。

（災害派遣の要請）

第2条 乙が緊急事態を発見した場合は、その状況を甲に通報するとともに、甲の災害派遣要請があったものとして、適切な措置をとるものとする。

この場合、甲は乙に対して速やかに災害派遣要請の手続きをとるものとする。

2 緊急事態発生時における甲の乙に対する災害派遣要請は、次の事項を明確にして行うものとする。

- (1) 緊急事態の種類
- (2) 緊急事態発生場所
- (3) 当該機種
- (4) その他必要な事項

（消火救難業務）

第3条 消火救難業務の実施については、乙が別に定める「部署」によるものとする。

2 事故機の収用に関しては、甲の了解を得るものとする。ただし滑走路上の事故については、事故調査等に必要な現場処置を除き滑走路の開放を優先するものとする。

3 消火救難業務及び同訓練の実施によって生じる甲側及び第三者並びに機材等の損傷について、乙はその責めを負わないものとする。

（立入制限）

第4条 緊急事態発生時における現場への立入りは、次に掲げる者以外禁止するものとする。

- (1) 救難、消防関係者
- (2) 事故機収容作業関係者
- (3) 事故調査関係者
- (4) 現場管理関係者
- (5) 甲又は乙が必要と認めた者

2 乙は、飛行場立入りを許可された者に対して、飛行場管理上必要な指示を行うことができるものとする。

（訓練）

第5条 甲及び乙は、両者協議のもとに立案計画して、消火救難業務に関する総合訓練を適宜に実施するものとする。

（資料の交換）

第6条 甲及び乙は、消火救難業務を円滑に行うために必要な資料を、あらかじめ提示し、交換するものとする。

(連絡調整)

第7条 この協定を実施するための甲及び乙の連絡調整は、徳島空港事務所運用課長及び徳島教育航空群運用幕僚が、これを担当する。

(付 則)

第8条 この協定に定める以外の事項及びこの協定により難い事項に関しては、その都度甲及び乙が協議して処理するものとする。

2 この協定は、昭和54年10月1日から施行する。

3 この協定書は、協定当事者が各1通保有する。

徳 島 空 港 長

徳島教育航空群司令

薬師川 幸之助

朝 倉 豊

10-19 航空機の搜索救難のための情報交換に 関する申し合わせ

航空機の搜索救難及び事故対策業務を円滑に実施するために徳島空港事務所長（以下「A」という。）と小松島海上保安部長（以下「B」という。）は、その情報交換について、下記のとおり暫定的に申し合わせる。

A及びBは遭難航空機の情報を知った時、その他通報を必要と認めたときは、次の要領により、相互に連絡通報を行うものとする。

1 通報の時期

- (1) 航空事故が発生し、搜索救難を必要とするとき
- (2) 拡大通信搜索を開始したとき
- (3) その他通報を必要と認めたとき

2 AからBへの通報事項

- (1) 通報番号、通報日時、通報者氏名
- (2) 国籍、登録記号、所属、機種、機名、識別上の特徴
- (3) 機長名、乗員数及び乗客数
- (4) 搭乗者の氏名
- (5) 出発地および出発時刻
- (6) 飛行方式および飛行経路
- (7) 目的地および到着予定時刻
- (8) 最後に連絡のあった通過地点、およびその時刻、その時の航空機の状態
- (9) 事故の発生地又は発生地と推定される範囲
- (10) 持久時間で表された燃料搭載量
- (11) 現在までにとられた処置
- (12) 今後、特に緊急な援助を必要とする事項
- (13) その他の参考事項

3 BからAへの通報事項

- (1) 通報番号、通報日時、通報者氏名
- (2) 搜索の状況について
 - (a) 出動船艇および航空機の名称
 - (b) 搜索の範囲および方法
 - (c) 手掛りの状況
 - (d) その他、必要と認める事項
- (3) 救助の状況について
 - (a) 遭難発見の日時場所
 - (b) 遭難現場の状況
 - (c) 救助人命等の状況
 - (d) その他必要と認める事項

4 情報を取消す場合の通報事項

- (1) 取消の日時
- (2) 取消の理由
- (3) 通報者氏名

5 情報資料の交換

捜索救難の実施のため利用しうる組織、要員、装備その他の必要な事項に関する情報誌料を相互に交換するものとする。

6 連絡

連絡は、下記の電話による。

徳島空港事務所

一般加入電話 088-699-2980

小松島海上保安部

一般加入電話 08853-3-2244

08853-3-2245

7 その他

- (1) この申し合わせを変更又は取消す場合は、相互に協議するものとする。
- (2) この申し合わせは、昭和50年5月15日より実施する。

昭和50年5月15日

徳島空港事務所長 穴 倉 恒 成
小松島海上保安部長 阿 部 秀 明

10-20 航空機の捜索救難のための情報交換に 関する申し合わせ

航空機の捜索救難及び事故対策業務を円滑に実施するために、徳島空港事務所長（以下「A」という。）と板野東部消防組合消防本部消防長（以下「B」という。）は、その情報交換について、下記のとおり暫定的に申し合わせる。

A及びBは、遭難航空機の情報を知った時、その他通報を必要と認めたときは、次の要領により、相互に連絡通報を行うものとする。

1 通報の時期

- (1) 航空事故が発生し、捜索救難を必要とするとき
- (2) 拡大通信捜索を開始したとき
- (3) その他通報を必要と認めたとき

2 AからBへの通報事項

- (1) 通報番号、通報日時、通報者氏名
- (2) 国籍、登録記号、所属、機種、機名、識別上の特徴
- (3) 機長名、乗員数及び乗客数
- (4) 搭乗者の氏名
- (5) 出発地および出発時刻
- (6) 飛行方式および飛行経路
- (7) 目的地および到着予定時刻
- (8) 最後に連絡のあった通過地点、およびその時刻、その時の航空機の状態
- (9) 事故の発生地又は発生地と推定される範囲
- (10) 持久時間で表された燃料搭載量
- (11) 現在までにとられた処置
- (12) 今後、特に緊急な援助を必要とする事項
- (13) その他の参考事項

3 BからAへの通報事項

- (1) 通報番号、通報日時、通報者氏名
- (2) 捜索の状況について
 - (a) 出動航空機の名称
 - (b) 捜索の範囲および方法
 - (c) 手掛りの状況
 - (d) その他、必要と認める事項

(3) 救助の状況について

- (a) 遭難発見の日時場所
- (b) 遭難現場の状況
- (c) 救助人命等の状況
- (d) その他、必要と認める事項

4 情報を取消す場合の通報事項

- (1) 取消の日時
- (2) 取消の理由
- (3) 通報者氏名

5 連絡

連絡は、下記の電話による。

徳島空港事務所

一般加入電話 088-699-2980

板野東部消防組合消防本部

一般加入電話 088-699-4211

6 その他

- (1) この申し合わせを変更又は、取消す場合は、相互に協議するものとする。
- (2) この申し合わせは、昭和 50 年 5 月 20 日より実施する。

昭和 50 年 5 月 20 日

徳島空港事務所

所 長 宍 倉 恒 成

板野東部消防組合消防本部

消防長 武 内 博

10-21 航空機の捜索救難のための情報交換に 関する申し合わせ

航空機の捜索救難及び事故対策業務を円滑に実施するために、徳島空港事務所長（以下「A」という。）と徳島県警察本部長（以下「B」という。）は、その情報交換について、下記のとおり暫定的に申し合わせる。

A及びBは、遭難航空機の情報を知ったとき、その他通報を必要と認めたときは、次の要領により、相互に連絡通報を行うものとする。

1 通報の時期

- (1) 航空事故が発生し、捜索救難を必要とするとき
- (2) 拡大通信捜索を開始したとき
- (3) その他通報を必要と認めたとき

2 AからBへの通報事項

- (1) 通報番号、通報日時、通報者氏名
- (2) 国籍、登録記号、所属、機種、機名、識別上の特徴
- (3) 機長名、乗員数及び乗客数
- (4) 搭乗者の氏名
- (5) 出発地および出発時刻
- (6) 飛行方式および飛行経路
- (7) 目的地および到着予定時刻
- (8) 最後に連絡のあった通過地点、およびその時刻、その時の航空機の状態
- (9) 事故の発生地又は発生地と推定される範囲
- (10) 持久時間で表された燃料搭載量
- (11) 現在までにとられた処置
- (12) 今後、特に緊急な援助を必要とする事項
- (13) その他の参考事項

3 BからAへの通報事項

- (1) 通報番号、通報日時、通報者氏名
- (2) 捜索の状況について
 - (a) 出動航空機の名称
 - (b) 捜索の範囲および方法
 - (c) 手掛りの状況
 - (d) その他、必要と認める事項

(3) 救助の状況について

- (a) 遭難発見の日時場所
- (b) 遭難現場の状況
- (c) 救助人命等の状況
- (d) その他、必要と認める事項

4 情報を取消す場合の通報事項

- (1) 取消の日時
- (2) 取消の理由
- (3) 通報者氏名

5 連絡

連絡は、下記の電話による。

徳島空港事務所

一般加入電話 088-699-2980

徳島県警察本部

一般加入電話 088-622-3101

6 その他

- (1) この申し合わせを変更又は、取消す場合は相互に協議するものとする。
- (2) この申し合わせは、昭和 50 年 5 月 20 日より実施する。

昭和 50 年 5 月 20 日

徳島空港事務所所長 宍 倉 恒 成

徳島県警察本部長 大 波 多 三 宣

徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約

(名称)

第1条 本委員会を徳島小松島港台風・津波等対策委員会(以下「委員会」という)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、徳島小松島港における台風・津波及び発達した低気圧による船舶等の災害を防止し、もって港内の安全確保に寄与することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討し、必要な措置を決定する。

- (1) 台風・津波及び発達した低気圧による影響予測に関する事。
- (2) 台風・津波及び発達した低気圧の襲来が予測される場合の入出港船舶及び在泊船舶の動静に関する事。
- (3) 台風・津波及び発達した低気圧による災害防止に必要な措置に関する事。
- (4) その他委員会の目的達成に必要な事項に関する事。

(決定事項の処理)

第4条 委員会は、決定した事項を徳島小松島港長(以下「港長」という。)に具申する。

- 2 委員会は、港長が前項の具申に基づいて発する勧告等を関係官公庁及び関係団体等に速やかに通報し、その実施を推進する。

(委員等)

第5条 委員会は、委員及びオブザーバーで構成する。

- 2 委員は、総会において関係団体の業種別グループのうちから、各1名程度を推薦により任命する。
- 3 オブザーバーは、関係官公庁の職員とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員が互選した者をもって充てる。

- 2 委員長は、議事その他会務を統括する。

3 副委員長は、委員長に事故があったとき、その職務を代行する。

(委員会)

第7条 委員会は、委員長が必要と認めたとき、また、港長の要請があったとき召集する。

(総会)

第8条 本会の円滑な運営並びに関係者の台風・津波等による災害防止知識の高揚を図るため、年1回以上、関係団体及びオブザーバーを招集し、総会を開催する。

(常任委員会)

第9条 委員長は、緊急の必要があると認めるとき、委員会に代えて、常任委員会を招集し、第3条に掲げる事項について検討することができる。

2 常任委員会の組織は、委員会委員のうちから委員長が指名した委員、及び必要なオブザーバー等若干名により構成する。

3 常任委員会の決定事項は委員会の決定事項とみなし、速やかに各委員に通知する。

(委員等の任期)

第10条 委員の任期は3年とし、留任を妨げない。

(実施要領の制定等)

第11条 この規約を実施するため、徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領を定める。

(事務局)

第12条 委員会の庶務は、徳島海上保安部交通課において所掌する。

附 則

昭和44年 8月 5日 施行

昭和63年10月 1日 改正

平成16年 8月 2日 改正

平成19年 4月 1日 改正

平成22年 7月 2日 改正

平成24年 6月 20日 改正

徳島小松島港台風・津波等災害防止措置実施要領

(目的)

第1条 この要領は、徳島小松島港台風・津波等対策委員会規約第11条の規定に基づき、台風・津波等災害防止措置の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(台風・津波等災害防止措置の体制区分)

第2条 台風・津波等災害防止措置の船舶対応内容は、別表1並びに別表2のとおりとする。

(台風・津波等災害防止措置の実施時期)

第3条 前条による措置を実施する時期は、台風及び発達した低気圧については、それぞれの措置内容を安全・効果的に実施するために必要とする時間を考慮して決定し、津波については、その特性から通報を伝達するいとまがないことも想定されるので、各注意報・警報発令時点をもって、措置内容の開始時期ととらえ、かつ、警報の発令時をもっては港長の避難勧告が発動されたものとする。

(災害防止措置の連絡方法)

第4条 事務局から各委員への連絡は、別表3のとおりとする。

(避泊位置の通報)

第5条 避泊した船舶は、その位置を速やかに港長に通報する。
通報要領は、別表4のとおりとする。

(避難中の通信手段の確保)

第6条 避泊した船舶は、無線の常時聴取あるいは船舶電話等、通信手段を確保する。

(港内仮置木材の措置報告)

第7条 港内仮置木材の管理者等は、各体制区分における木材の措置状況等を港長に通報する。

(津波来襲時の船舶措置判断基準)

第8条 船舶の沖出し、又は港内避泊については、末尾参考事項の各地域の津波到達時間・高さ、安全海域図、自船の発動にかかる時間・速力を考慮して判断する。

台風等災害防止の体制区分、措置内容

体制区分	台風等の状況	措置内容
注意喚起	台風又は発達した低気圧が四国地方に接近するおそれがあると判断される場合。	在港船舶及び港内仮置の材木を管理する者は、台風又は発達した低気圧の動向に留意し、必要な準備等を整える。
警戒体制	台風又は発達した低気圧が四国東部、紀伊水道に接近するおそれがあると判断される場合。	<ol style="list-style-type: none"> (1) 在港船舶は、台風又は発達した低気圧の動向に留意し、乗組員の待機、機関の準備等を整える。 (2) 港内仮置の材木を管理する者は、貯木場管理者との調整、その他木材の収納等流出防止措置を開始する。 (3) 入港予定船舶(避難勧告時に避難を要する船舶。但し、旅客定期航路事業に従事する船舶を除く。)は入港を見合わせ、また、木材の水面荷役を中止し、危険物荷役を調整する。
避難勧告	台風又は発達した低気圧が徳島県に接近する公算が極めて大きいと判断される場合、或いは徳島小松島港が重大な影響をこうむると判断される場合。	<ol style="list-style-type: none"> (1) 在港大型船舶は、港長の勧告に基づき速やかに避難し、万全の措置をとる。 (2) 貯木場等に収納した木材は、十分な流出等の防止措置を実施する。 (3) 在港小型船及び工事作業船等は、港長の勧告に基づき安全な場所に避難し、厳重な警戒措置をとる。
解除	徳島小松島港が台風又は発達した低気圧の影響圏外になったと判断される場合。	避難した船舶は再入港する等、適宜の措置をとる。

津波災害に対する体制区分、措置内容

区分	津波予報の種類	津波来襲までの時間的余裕	港内着岸船(□:船舶対応、○:乗組員等の人命対応を示す。)		航行船	
			大型船、中型船(漁船を含む)	小型船(プレジャーボート、小型漁船等)	大型船、中型船(漁船を含む)	小型船(プレジャーボート、小型漁船等)
津波避難勧告	大津波警報 (発令と同時に港長の避難勧告発動とする。)	無し	□ 荷役中止 ○ 陸上避難又は船内避難	— ○ 陸上避難	機関使用 港外避難	港外避難 港外避難又は着岸のうえ陸上避難
	津波警報 (発令と同時に港長の避難勧告発動とする。)	有り	□ 荷役中止・港外避難 —	□ 陸揚げ固縛(場合によっては港外避難) ○ 陸上避難		
津波警戒体制	津波警報 (津波情報の収集、連絡体制の確保、係留強化等津波対策に留意する。)	無し	□ 荷役中止 ○ 陸上避難又は船内避難	— ○ 陸上避難	機関使用 港外避難	港外避難 港外避難又は着岸のうえ陸上避難
	津波注意報 (津波情報の収集、連絡体制の確保、係留強化等津波対策に留意する。)	有り	□ 荷役中止・港外避難 —	□ 陸揚げ固縛(場合によっては港外避難) ○ 陸上避難		
備考	気象庁から発表された大津波警報又は津波警報から津波注意報に切替った場合、「避難勧告」を解除し、その後の港内の水路の安全が確認されるまでの間は、港長から、「入出港自粛勧告」、「航行制限」、「航泊禁止」が発動される場合がある。	無し 有り	□ 荷役中止・係留強化又は港外避難準備 事業者側で予め対応マニュアルを作成	□ 陸揚げ固縛又は係留強化 □ 陸揚げ固縛又は係留強化 事業者側で予め対応マニュアルを作成	港外避難準備(場合によっては港外避難、機関使用)	陸揚げ固縛又は港外避難又は係留強化

【津波来襲までの時間的余裕】
無し
有り

：津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外避難、陸揚げ固縛等に置くまで)が無い場合
：津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外避難、陸揚げ固縛等に置くまで)が有る場合

【□:船舶対応】

港外避難

係留強化

陸揚げ固縛

機関使用

【○:乗組員等の人命対応】

陸上避難

船内避難

小型船

：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する。
：増しもやいを取り、固縛強化等の流出防止の措置を取る。
：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
：錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。

：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する。
：増しもやいを取り、固縛強化等の流出防止の措置を取る。
：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
：錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。

：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する。
：増しもやいを取り、固縛強化等の流出防止の措置を取る。
：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
：錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。

：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する。
：増しもやいを取り、固縛強化等の流出防止の措置を取る。
：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
：錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。

：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する。
：増しもやいを取り、固縛強化等の流出防止の措置を取る。
：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
：錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。

：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する。
：増しもやいを取り、固縛強化等の流出防止の措置を取る。
：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
：錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。

：港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する。
：増しもやいを取り、固縛強化等の流出防止の措置を取る。
：プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
：錨泊した状態で機関を起動し、必要に応じて使用することにより津波に対応する。

※ 上記の表は標準的なものであり、それぞれその地域(港)の特性に応じた対応策を検討しておくことが望ましい。

災害防止措置の連絡方法

体制区分	連絡手段	連絡方法
注意喚起	F ネット又は電話	別紙徳島小松島港台風・津波等情報連絡系統（以下「連絡系統」という）に基づいて通知する。
警戒体制	F ネット又は電話	「連絡系統」に基づいて通報する。
	旗りゆう信号 （津波、台風等）	国際信号「ND」（津波が来る見込みである。貴船は適当な予防策をとられたい。）又は「YD3」（風は、強くなる見込みである。）を巡視船艇に掲揚する。
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。
避難勧告	F ネット又は電話	「連絡系統」に基づいて通報する。
	旗りゆう信号 （津波、台風等）	国際信号「ND」（津波が来る見込みである。貴船は適当な予防策をとられたい。）又は「VL」（台風が近づいている。あなたは、適当な警戒手段をとられたい。）を巡視船艇に掲揚する。
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。
解除	F ネット又は電話	「連絡系統」に基づいて通報する。
	注意喚起を除く 旗りゆう信号 （津波、台風等）	国際信号「UN」（貴船は、直ちに入港してよい。）を巡視船艇に掲揚する。
	ホームページ	徳島海上保安部ホームページにて掲載する。

※ ・連絡手段が「F ネット又は電話」の場合、平日の昼間（0900～1700の間）は、F ネット、それ以外の日時又はF ネットに不具合が発生した際は電話により通報することを原則とする。

・津波に関する通報は、津波来襲に間に合わない場合がある。

徳島海上保安部ホームページアドレス

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/tokushima/>

避泊位置の通報依頼

通報手段	通報先	通報内容
無線 (VHF)	こうべほあん (CH16)	宛先；徳島小松島港長 1 船名 2 投錨時刻 3 投錨位置（緯度経度又は著名物標からの方位、距離） 4 常時聴取可能な無線電話周波数及び船舶電話番号 5 その他必要な事項
船舶電話	徳島海上保安部 (0885-32-0431)	
FAX	徳島海上保安部 (0885-32-0947)	

徳島県域の高速道路区域における津波避難計画等に関する相互協力協定書

徳島県（以下「甲」という。）、徳島市（以下「乙」という。）、鳴門市（以下「丙」という。）、松茂町（以下「丁」という。）、北島町（以下「戊」という。）及び西日本高速道路株式会社四国支社（以下「己」という。）は、徳島県域の高速道路区域における津波からの避難に関する計画、津波避難場所の整備及び運用（以下「津波避難計画等」という。）の検討について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と己が平成23年5月9日に締結した「徳島県と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書」の趣旨を尊重し、己の管理する高速道路区域を甲、乙、丙、丁及び戊が、津波避難計画等の検討にあたり、相互協力に必要な事項を定め、適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（担当する事項）

- 第2条 甲は、乙、丙、丁及び戊が検討する津波避難計画等が、合理的かつ経済的なものとなるよう、関係市町との調整を行うものとする。
- 2 乙、丙、丁及び戊は、津波避難計画等の検討を行うものとする。
- 3 己は、高速道路区域における津波避難場所の整備に関し、道路整備特別措置法第二条第3項に定める道路管理者（道路整備特別措置法第八条に定める道路管理者の権限の代行を含む）との調整を行うものとする。
- 4 第1項から第3項に定める事項を行う際、甲、乙、丙、丁、戊及び己は、相互に情報交換に努めるとともに、連携して取り組むこととする。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、平成26年2月26日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヵ月前までに、甲、乙、丙、丁、戊及び己から申し出がない場合は、1年間有効期限を延長するものとする。その後もまた同様とする。

（その他）

第4条 この定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙、丙、丁、戊及び己は別途協議するものとする。

本協定締結の証として本書6通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊及び己は署名のうえ各自1通を保有する。

平成26年2月26日

甲 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
徳島県
知事

乙 徳島県徳島市幸町2丁目5番地
徳島市
上記代表者 徳島市長

丙 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地
鳴門市
市長

丁 徳島県板野郡松茂町広島字東裏30番地
松茂町
町長

戊 徳島県板野郡北島町中村字上地23番地の1
北島町
町長

己 香川県高松市朝日町4丁目1番3号
西日本高速道路株式会社
四国支社長

10-25 防災機能を有する「道の駅」一覧

	地区	市町村	路線名	名称	所在地	備考
1	東部	鳴門市	徳島北灘線	第九の里	鳴門市 大麻町松字 東山田53	
2		鳴門市	国道11号	くるくる なんと	鳴門市大津町 備前島字 蟹田の越338-1	地域:指定緊急避難場所
3		阿波市	国道318号	どなり	阿波市 土成町宮川内字 平間28-2	地域:指定避難所
4		神山町	国道438号	温泉の里神山	名西郡神山町 神領字西上角 151-1	
5		勝浦町	徳島上那賀線	ひなの里かつうら	勝浦郡勝浦町 生名字月ノ瀬 4-1	広域:救助活動拠点 地域:指定緊急避難場所
6		板野町	徳島引田線	いたの	板野郡板野町 川端字中手崎 39-5	広域:電気事業者活動拠点 地域:指定緊急避難場所 指定避難所
7	南部	阿南市	国道55号	公方の郷なかがわ	阿南市 那賀川町工地803	
8		那賀町	国道195号	わじき	那賀郡那賀町 中山字関ヶ原 34-56	
9		那賀町	国道195号	もみじ川温泉	那賀郡那賀町 大久保字西納野 4-7	広域:救助活動拠点 地域:指定避難所
10		那賀町	阿南鷲敷日和佐線	鷲の里	那賀郡那賀町 和食郷字田野 89	地域:指定緊急避難場所 指定避難所
11		美波町	国道55号	日和佐	海部郡美波町 奥河内字寺前 493-6	
12		海陽町	国道55号	宍喰温泉	海部郡海陽町 久保字板取 219-6	地域:指定緊急避難場所 ※ホテルリビエラしきい
13	西部	美馬市	鳴門池田線	藍ランドうだつ	美馬市脇町 大字脇町55	①地域:指定緊急避難場所 ②地域:車中泊避難場所
14		美馬市	鳴門池田線	みまの里	美馬市美馬町 字願勝寺72	①地域:美馬地区物資供給拠点 ②地域:指定緊急避難場所 ③地域:車中泊避難場所
15		三好市	鳴門池田線	三野	三好市三野町 太刀野1909-1	
16		三好市	西祖谷山山城線	にしいや	三好市 西祖谷山村 尾井ノ内348-2	
17		つるぎ町	国道192号	貞光ゆうゆう館	美馬郡つるぎ町 貞光字大須賀 11-1	広域:救助活動拠点 地域:指定緊急避難場所 指定避難所

※広域:広域活動拠点
※地域:市町村防災拠点

第 1 1 自衛隊に関する資料

1 1 - 1 徳島県知事と海上自衛隊徳島教育航空群 司令との災害派遣に関する協定書

(定 義)

第1条 災害に際し、知事が行う海上自衛隊徳島教育航空群（以下「徳島教育航空群」という。）の派遣要請及びこれに伴う必要な取扱いについては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条に定めるもののほか、この協定に基づき実施するものとする。

(目 的)

第2条 徳島教育航空群は、知事の要請に基づき、直接の災害救助並びに人員物資の輸送及び海上島しょ部、沿岸部の救難警戒に当たる。

(作業資材等の支援)

第3条 派遣された部隊が、作業を実施するために必要とする資材等の支援は、知事があつせんするものとする。

(経費の負担)

第4条 部隊が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は、自衛隊において負担するものとする。

- (1) 部隊の輸送費
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他部隊に直接必要な経費

(災害情報の連絡)

第5条 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、知事と徳島教育航空群司令とは、互いに災害情報の交換をするものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定成立の日から1年とする。ただし、有効期間満了までにいずれか一方からの別段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。

(実施細目)

第7条 この協定に基づく災害派遣に関する細部協定は、別紙「徳島県知事と海上自衛隊徳島教育航空群司令との災害派遣に関する細部協定」のとおりとする。

なお、この協定に定めるもののほか、部隊派遣要請その他災害に関する必要な措置の実施細目は、その都度協議して定める。

昭和40年9月10日徳島県知事と海上自衛隊第3航空群司令との間に締結した徳島県知事と海上自衛隊第3航空群司令との災害派遣に関する協定は、この協定により効力を失うものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

昭和50年6月7日

徳 島 県 知 事

武 市 恭 信

海上自衛隊徳島教育航空群司令

柴 田 英 夫

徳島県知事と海上自衛隊徳島教育航空群 司令との災害派遣に関する細部協定

1 方 針

過去の各種災害の経験にかんがみ、特に地方諸機関との緊密な調整を重視し、相互の深い理解と信頼の下に災害派遣の準備及び実施に遺憾のないことを期する。

2 徳島教育航空群の分担任務

徳島教育航空群の任務は、次のとおりとする。

- (1) 人命の救助
- (2) 被害調査（主として急を要する空中からの調査）
- (3) 緊急を要する人員・物資の輸送
- (4) 緊急を要する応急措置作業の協力
- (5) 非常通信の取扱い

3 情報の交換

- (1) 災害が予想される事態又は災害が発生した場合の各種情報については、密接な連絡の下に相互に得た資料を交換する。
- (2) 徳島教育航空群司令は、災害の状況により県消防防災課に連絡員を派遣する。

4 防災に関する研究及び訓練

地方諸機関の行う防災訓練、防災研究会等には極力参加して相互の能力の理解に努める。

5 災害派遣要請

- (1) 知事の災害派遣要請に関する書式は、別紙のとおりとする。
- (2) 徳島教育航空群司令は、必ずしも前項の文書を待つことなく、電話連絡によって自衛隊法第 83 条の規定により、速やかに部隊を派遣することができる。この場合、正式文書は、後刻受領する。

6 災害派遣

- (1) 徳島教育航空群司令は、災害に際し、発生前といえども、予防派遣の要請を受けた場合で必要と認めたときは、部隊を派遣することができる。
- (2) 部隊の派遣又は出動は、密接な連絡の下に機を失せず、速やかに実施する。特に人命の緊急救助に関しては留意する。
- (3) 徳島教育航空群司令が市町村長又は警察署長から直接通報を受けたときは、これを受領し、知事に連絡した後、状況に応じ部隊を派遣することを建前とする。

7 通信連絡

- (1) 災害時の通信連絡に関しては電話連絡を主要とする。
- (2) 災害状況により電話連絡が不可能なときは、無線通信によるものとし、その運用については徳島教育航空群が当たるものとする。

8 徳島教育航空群施設の使用

災害救助活動に際して徳島教育航空群施設の一部使用は原則として行わない。ただし、重大な災害が発生し、他に方法がないときは、両者協議の上、正規手続を経た後、施設の一部を使用することができる。

9 事務連絡先

徳島県	徳島市万代町1丁目
	徳島県生活環境部消防防災課
徳島教育航空群	板野郡松茂町
	徳島教育航空群司令部

平成 年 月 日

殿

県 知 事

海上自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条第1項の規定により下記のとおり派遣方を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する理由

2 派遣を希望する期間

月 日 午 から

月 日 午 から

3 派遣を希望する区域及び活動状況

4 着陸適地その他参考となるべき事項

1 1 - 2 徳島県知事と海上自衛隊小松島航空隊 司令との災害派遣に関する協定書

(定 義)

第1条 災害に際し、知事が行う海上自衛隊小松島航空隊（以下「小松島航空隊」という。）の派遣要請及びこれに伴う必要な取扱いについては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条及び自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第106条に定めるもののほか、この協定に基づき実施するものとする。

(目 的)

第2条 小松島航空隊は、知事の要請に基づき、直接の災害救助並びに人員物資の輸送及び海上島しょ部、沿岸部の救難警戒に当たる。

(作業資材等の支援)

第3条 派遣された部隊が、作業を実施するために必要とする資材等の支援は、知事があつせんするものとする。

(経費の負担)

第4条 部隊が派遣された場合、次の各号に掲げる経費は、自衛隊において負担するものとする。

- (1) 部隊の輸送費
- (2) 隊員の給与
- (3) 隊員の食糧費
- (4) その他部隊に直接必要な経費

(災害情報の連絡)

第5条 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、知事と小松島航空隊司令とは、互いに災害情報の交換をするものとする。

(有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定成立の日から1年とする。ただし、有効期間満了までにいずれか一方からの別段の意思表示がない場合は、この協定は更新されたものとする。

(実施細目)

第7条 この協定に基づく災害派遣に関する細部協定は、別紙「徳島県知事と海上自衛隊小松島航空隊司令との災害派遣に関する細部協定」のとおりとする。

なお、この協定に定めるもののほか、部隊派遣要請その他災害に関する必要な措置の実施細目は、その都度協議して定める。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

昭和50年6月7日

徳 島 県 知 事
武 市 恭 信

海上自衛隊小松島航空隊司令
沖 周

徳島県知事と海上自衛隊小松島航空隊 司令との災害派遣に関する細部協定

1 方 針

過去の各種災害の経験にかんがみ、特に地方諸機関との緊密な調整を重視し、相互の深い理解と信頼の下に災害派遣の準備及び実施に遺憾のないことを期する。

2 小松島航空隊の分担任務

小松島航空隊の任務は、次のとおりとする。

- (1) 人命の救助
- (2) 被害調査（主として急を要する空中からの調査）
- (3) 緊急を要する人員・物資の輸送
- (4) 緊急を要する応急措置作業の協力
- (5) 非常通信の取扱い

3 情報の交換

- (1) 災害が予想される事態又は災害が発生した場合の各種情報については、密接な連絡の下に、相互に得た資料を交換する。
- (2) 小松島航空隊司令は、災害の状況により県消防防災課に連絡員を派遣する。

4 防災に関する研究及び訓練

地方諸機関の行う防災訓練、防災研究会等には極力参加して相互の能力の理解に努める。

5 災害派遣要請

- (1) 知事の災害派遣要請に関する書式は、別紙のとおりとする。
- (2) 小松島航空隊司令は、必ずしも前項の文書を待つことなく、電話連絡によって自衛隊法第 83 条の規定により、速やかに部隊を派遣することができる。この場合、正式文書は、後刻受領する。

6 災害派遣

- (1) 小松島航空隊司令は、災害に際し、発生前といえども、予防派遣の要請を受けた場合で必要と認めるときは、部隊を派遣することができる。
- (2) 部隊の派遣又は出動は、密接な連絡の下に機を失せず速やかに実施する。特に人命の緊急救助に関しては留意する。
- (3) 小松島航空隊司令が市町村長又は警察署長から直接通報を受けたときは、これを受理し、知事に連絡した後、状況に応じ部隊を派遣することを建前とする。

7 通信連絡

- (1) 災害時の通信連絡に関しては電話連絡を主要とする。
- (2) 災害状況により電話連絡が不可能なときは、無線通信によるものとし、その運用については小松島航空隊が当たるものとする。

8 小松島航空隊施設の使用

災害救助活動に際して小松島航空隊施設の一部使用は原則として行わない。ただし、重大な災害が発生し、他に方法がないときは、両者協議の上、正規手続を経た後、施設の一部を使用することができる。

9 事務連絡先

徳島県	徳島市万代町1丁目
	徳島県生活環境部消防防災課
小松島航空隊	小松島市和田島町
	小松島航空隊本部幕僚室

平成 年 月 日

殿

県 知 事

海上自衛隊の災害派遣要請について

自衛隊法第83条第1項の規定により下記のとおり派遣方を要請します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する理由

2 派遣を希望する期間

月 日 午 から
月 日 午 から

3 派遣を希望する区域及び活動状況

4 着陸適地その他参考となるべき事項

1 1 - 3 災害派遣に関する徳島県と陸上自衛隊第14旅団との協定書

徳島県（以下「甲」という。）と陸上自衛隊第14旅団（以下「乙」という。）は、災害派遣に関し、その要請の適正と円滑な運営を図るため、次のとおり協定を締結する。

（自衛隊の任務の周知徹底）

第1条 甲は、自衛隊の実施する災害派遣の目的及び精神を平時から関係公共機関に周知徹底し災害派遣要請の適正を期するものとする。

（平時における連携）

第2条 甲及び乙は、平素から災害派遣に係わる連絡及び調整を緊密に行うものとする。

2 甲は、災害に関し、資料を提供するとともに、自衛隊が行う情報収集活動に対して、積極的な援助を行うものとする。

（甲が行う訓練の支援）

第3条 乙は、甲が実施する災害救助演習及び水防演習には、業務に支障のない限り部隊等を参加させこれを支援する。この場合、甲は、あらかじめ当該演習の計画を通報するとともに、必要とする参加部隊の人員、装備等を乙に要請するものとする。

2 甲は、各市町村長が計画する防災演習等について、自衛隊の支援を必要とする場合は、あらかじめ当該市町村長と調整の上、前項に基づいて要請するものとする。

（災害発生が予想される場合の連絡）

第4条 甲は、自衛隊の災害派遣を要請する災害の発生が予想される場合は、速やかに乙にその状況及び事後の見通し等を通報するものとする。

2 乙は、前項の通報に基づき、所要に応じ連絡班を自主派遣する等の措置を講ずるものとする。

3 乙が連絡班を県庁に派遣した場合、甲は、連絡所開設場所に必要な施設及び電話機等提供する等、所要の支援を行うものとする。

（偵察者の派遣）

第5条 災害の発生が予想され、又は発生し、乙が現地に偵察者を派遣する場合は、甲は必要に応じ、関係職員を当該偵察班と同行又は追求させて、現地関係者との連絡調整に当たらせるものとする。

（現地責任者の指定等）

第6条 甲及び乙は、災害の救援に関し、現地における責任者を指定し、相互の連絡調整に当たらせるものとする。

（合同連絡所等の設置）

第7条 災害の規模、様相等によって必要がある場合、双方協議の上、現地に合同連絡所を設置し業務の円滑及び効果的な実施を図るものとする。

2 合同連絡所等に必要な施設等は、甲が準備するものとする。

（救援資材の集積、使用及び補償等の責任）

第8条 災害救援のための使用する資材は、甲が準備及び集積したものを使用するものとする。このため甲は、地区ごとの資材等の集積を計画しておくものとする。

2 災害派遣に当たり、甲が準備及び集積した救援資材の使用に伴う補償等は、甲が負担するものとする。

(経費の負担)

第9条 災害派遣部隊が救難に伴い、関係公共機関及び民間の施設等を使用する場合の経費負担区分は、次のとおりとする。

(1) 甲の負担するもの。

施設の借用料及び損料、電気料（施設費を含む。）、水道料、入浴料、くみ取料等

(2) 上記以外の経費の負担については、その都度協議するものとする。

(救難物資の無償貸付け又は譲与)

第10条 防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等については、防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）によるものとする。

ただし、譲与は区市町村その他公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ、生命身体が危険であると認められる場合に限るものとする。

(災害派遣の要請様式及び通信)

第11条 災害派遣の要請様式及び通信は、別紙第1及び別紙第2によるものとする。

(協議事項)

第12条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、双方誠意ある協議を行うものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の期間は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方から何らの意思表示がない場合は、協定期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年4月18日

甲 徳島県

徳島県知事 飯泉嘉門

乙 陸上自衛隊第14旅団長

陸将補 笠原直樹

様 式

第 号
平成 年 月 日

陸上自衛隊第 1 4 旅団長 殿

徳 島 県 知 事

災害派遣に関する要請

このことに関し、次により速やかに部隊の派遣を要請します。

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間
自 平成 年 月 日 時から
至 平成 年 月 日 災害が終了するまで
- 3 派遣を希望する人員等
- 4 派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 派遣を希望する区域
(2) 活動内容
- 5 その他参考事項
(1) 宿舎
(2) 食糧
(3) 資材

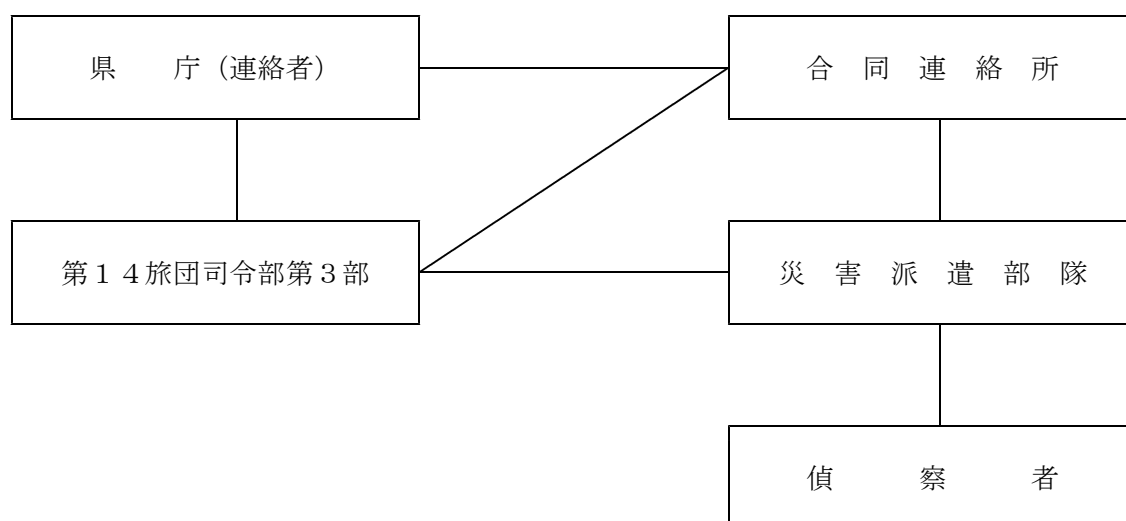
(注) 緊急の場合、電話をもって要請し、事後文書(2部)を提出すること。

災害派遣に伴う通信

1 連絡先

区 分		連 絡 先	電 話 番 号
県 庁	平 時	危機管理局	徳 島 088-621-2716
	夜 間 (休日)	県庁監視室	徳 島 088-621-2057
自 衛 隊	平 時	第14旅団司令部第3部	善通寺 0877-62-2311 内線 2236、2237
	夜 間 (休日)	当直幕僚室	善通寺 0877-62-2311 内線 2208
	平 時	第14旅団第15普通科 連隊第3科	善通寺 0877-62-2311 内線 2238
	夜 間 (休日)	部隊当直室	善通寺 0877-62-2311 内線 2408

2 災害派遣における自衛隊との通信組織



災害派遣に関する徳島県と陸上自衛隊第14旅団との協定書
の一部を改正する協定

平成18年4月18日に締結した「災害派遣に関する徳島県と陸上自衛隊第14旅団との協定書（以下「災害派遣に関する協定」という。）の一部を改正する協定を締結する。

平成19年1月9日

徳島県
徳島県知事 飯 泉 嘉 門

陸上自衛隊第14旅団長
陸 将 補 笠 原 直 樹

災害派遣に関する協定の一部を次のように改正する。

第10条中「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等については、防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令（昭和33年総理府令第1号）」を「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等については、防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（平成19年1月4日内閣府令第2号）」に改正する。

附 則

この協定は、平成19年1月9日から実施する。

第 1 2 広域応援等に関する資料

12-1 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「四国4県」という。）は、南海地震等自然災害はもとより、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態その他県民や滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる危機事象の発生時における応援・協力体制を構築し、応急対策、応急復旧等を円滑に行うため、広域応援に関する協定（平成7年10月20日締結）を発展的に見直し、この協定を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、四国4県のいずれかにおいて、南海地震をはじめとして、次の各号に掲げる事態（以下「危機事象」という。）が発生し、危機事象が発生した県（以下「危機事象発生県」という。）のみでは救援等の応急対策が十分に実施できない場合に、危機事象発生県からの要請に基づき、四国内での広域応援活動を迅速かつ円滑に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- （1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- （2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態
- （3） 前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（応援幹事県の決定等）

第2条 危機事象発生県以外の県は、速やかに連絡を取り合い、危機事象発生県の広域応援計画の立案や広域応援活動を中心となって行う県（以下「応援幹事県」という。）を決定し、広域応援体制の調整を行うものとする。

2 各県は、あらかじめ広域応援に関する連絡担当部局を定めるなど、連絡体制を整備し、危機事象発生時には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（自主的応援出動）

第3条 震度6以上の地震が観測された場合又は県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県以外の県は、危機事象発生県からの広域応援の要請がなくとも、速やかに情報収集活動をはじめ、必要な応急措置をとるものとする。

(情報の共有)

第4条 四国4県は、広域応援を行う場合における提供可能な物資及び資機材の品目及び数量、救急医療施設の所在地等必要な情報の共有化を図るものとする。

(広域応援の種類等)

第5条 広域応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資及び資機材の提供
- (2) 施設、設備及び機器の使用又は貸与
- (3) 職員の派遣
- (4) 試験検査等の実施その他の役務の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 前項各号に掲げる応援が速やかに行われるよう、各県は平素から関係機関等と十分な連絡体制をとり、迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。

3 具体的な広域応援内容等については、必要に応じて危機事象ごとに別に定めるものとする。

(広域応援の要請の手続等)

第6条 広域応援が円滑に実施できるよう、あらかじめ広域応援の要請手続、活動の内容等については、別に定めるものとする。

(広域応援の経費の負担等)

第7条 広域応援に要した経費は、原則として、広域応援を受けた県の負担とする。

2 広域応援を受けた県が、前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、広域応援を受けた県から要請があった場合には、広域応援をした県は、一時繰替え支弁するものとする。

3 第3条の自主的応援出動を行う県については、広域応援の要請があったものとみなし、自主的応援出動に要した経費の負担については前2項に準じて取り扱うものとする。ただし、危機事象の発生状況等に係る情報収集活動に要する経費は、広域応援を行う県の負担とする。

(物資等の携行)

第8条 広域応援をする県は、危機事象発生県の要請又は第3条の自主的応援出動により職員の派遣をする場合には、派遣職員自らが消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換等)

第9条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に実施されるよう、毎年4月1日現在の地域防災計画、国民保護計画、危機事象ごとの担当部局一覧その他広域応援活動に必要な資料を相互に交換するものとする。

(訓練)

第10条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策等に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項で、特に協議が必要なものが生じた場合には、その都度四国4県が協議して定めるものとする。

(施行)

第12条 この協定は、平成19年2月5日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書4通を作成し、各県の知事が記名押印をして、各自その1通を所持する。

平成19年2月5日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

香川県知事 真 鍋 武 紀

愛媛県知事 加 戸 守 行

高知県知事 橋 本 大 二 郎

危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定（以下「協定」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広域応援の要請及び実施の手続等)

第2条 広域応援の要請及び実施の手続等については、「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定に基づく支援・受援マニュアル」（平成27年11月策定）に定めるところによる。

(広域応援の経費の負担等)

第3条 広域応援に要する経費の負担等については、協定第7条に定めるところによるほか、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、武力攻撃事態等及び緊急処理事態における広域応援に要する経費については、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第165条に定めるところによる。

3 第1項の規定にかかわらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定による職員の派遣の経費の負担等については、同法に定めるところによる。

(資料の内容等)

第4条 協定第9条に定める広域応援活動に必要な資料のうち、災害応急活動に必要な資料については、次のとおりとし、その内容に重要な変更があったときは、その都度その内容を通知するものとする。

- (1) ヘリポート等の所在地及び位置図
- (2) 食料及び生活必需品の備蓄状況
- (3) 備蓄倉庫の所在地
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

(訓練)

第5条 協定第10条の規定による応急対策等に関する訓練を実施するに当たっては、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、この実施細目に定める広域応援要請等の演習を盛り込むよう努めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項については、四国4県が協議して別に定める。

附 則

- 1 この実施細目は、平成27年11月25日から施行する。
- 2 平成19年2月5日に締結した「危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定実施細目」は、これを廃止する。

この実施細目を締結したことを証するため、本書4通を作成し、各県の危機管理を統括する職の者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年11月25日

徳島県危機管理部長 黒石 康夫

香川県危機管理総局長 泉川 雅俊

愛媛県防災安全統括部長 岡田 清隆

高知県危機管理部長 野々村 毅

別紙

応援経費の負担等基準

1 職員の派遣に要する経費の負担等

協定第5条第1項第3号の規定による職員の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

ア 応援を受けた県が負担する経費の額は、応援を行う県が定める規定により算出した当該職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。

イ 職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った県の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた県の負担とする。

ウ 職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務に従事中に生じたものについては応援を受けた県が、応援を受けた県への往復の途中において生じたものについては応援をした県が賠償責任を負う。

エ ア、イ及びウのほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援を受けた県及び応援をした県が協議して定める。

2 経費の一時繰替え支弁等

(1) 応援をした県は、協定第7条第2項の規定により応援に要する経費を一時繰替え支弁した場合は、次に掲げる経費に相当する額を、応援を受けた県に請求する。

応援の区分	経費
協定第5条第1項第1号の物資の提供に係るもの	購入費及び輸送料
協定第5条第1項第1号の資機材の提供に係るもの	借上料、燃料費、輸送費、破損費及び故障が生じた場合の修理費
協定第5条第1項第2号の施設の使用に係るもの	借上料
協定第5条第1項第2号の設備及び機器の使用又は貸与に係るもの	輸送費及び故障が生じた場合の修理費
協定第5条第1項第3号の職員の派遣に係るもの	1に定める経費

協定第5条第1項第4号の試験検査等の実施に係るもの	実施に要した経費
協定第5条第1項第5号の特に要請のあった事項に係るもの	実施に要した経費

- (2) (1) の請求は、応援した県の知事名による請求書により、連絡担当部局を經由して応援を受けた県の知事に請求するものとする。
- (3) (1) 及び (2) により難しいときは、応援を受けた県及び応援をした県が協議して定める。

中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国9県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

- 第1条 中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。
- 2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

- 第2条 中国・四国9県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。
- 2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。
- 3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあつた事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあっては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあっては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(支援に要する経費の負担等)

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の相互交流)

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

- 1 この協定は平成24年3月1日から施行する。
- 2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

鳥取県代表者	鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県代表者	島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県代表者	岡山県知事	石	井	正	弘
広島県代表者	広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県代表者	山口県知事	二	井	関	成
徳島県代表者	徳島県知事	飯	泉	嘉	門
香川県代表者	香川県知事	浜	田	恵	造
愛媛県代表者	愛媛県知事	中	村	時	広
高知県代表者	高知県知事	尾	崎	正	直

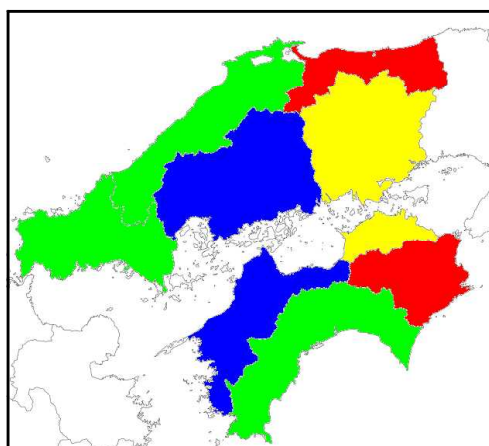
大規模広域的災害に備えた 中国・四国ブロックの相互支援体制に関する基本合意書

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県は、東海・東南海・南海地震などの大規模広域的災害に備え、被災県に対して、効果的な支援活動が行われるよう連携を密にするため、「カウンターパートによる相互支援」並びに「中国・四国各ブロックにおける広域支援本部の設置」について、次のとおり合意する。

第1 カウンターパートによる相互支援

- (1) 中国・四国に甚大な被害を及ぼす大規模広域的災害が発生した場合、被災県の支援ニーズを迅速かつ的確に把握し、速やかに対応するため、予め各県をグループ化し、グループ内の県が被災した際には、直ちに支援を行うカウンターパートによる相互支援体制を整備する。

【カウンターパートの各グループ】



	構成県
グループ1(赤色)	鳥取県、徳島県
グループ2(黄色)	岡山県、香川県
グループ3(青色)	広島県、愛媛県
グループ4(緑色)	島根県、山口県、高知県

- (2) グループ内の各県は、カウンターパートによる支援が円滑に行われるよう、平時から防災担当職員の相互交流に努め、効果的な支援活動の実現に努めるものとする。

第2 中国・四国各ブロックにおける「広域支援本部」の設置

- (1) 被災県の被災状況に応じた、よりの確な被災地支援を行うため、中国地方知事会の会長県及び四国知事会の常任世話人県に「広域支援本部」を設置する。

なお、会長県及び常任世話人県が被災した場合には、その設置県を調整する。

- (2) 「広域支援本部」は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災地支援に係る包括的な調整を実施する。

以上のとおり合意したことを証するため、この基本合意書9通を作成し、各自署名の上、1通を保有する。

平成23年11月21日

鳥取県

鳥取県知事

島根県

島根県知事

岡山県

岡山県知事

広島県

広島県知事

山口県

山口県知事

徳島県

徳島県知事

香川県

香川県知事

愛媛県

愛媛県知事

高知県

高知県知事

1 2 - 3 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び関西広域連合は、近畿圏危機発生時の相互応援について次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）の区域において、次の事態（以下「危機」という。）が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、関西広域連合及び府県が連携して府県間の応援活動を迅速に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- (2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急処理事態
- (3) 前2号に定めるもののほか、府県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

(調整)

第2条 福井県、三重県、奈良県及び関西広域連合は、被応援府県に対する応援府県の応援活動が速やかに行われるよう協議する。

2 関西広域連合は、前項の協議を踏まえ、関西広域連合構成府県を含めた広域応援について調整を行う。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 資機材の提供
- (4) 避難者及び傷病者の受入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 前項に掲げる応援を実効あるものとするため、関西広域連合及び府県は、平素から関係機関等と十分な連携を図ることにより、危機発生時の迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努める。

3 具体的な応援内容等については、必要に応じて事象ごとに別途定める。

(被害状況等の連絡)

第4条 府県は、当該府県の区域において相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合は、速やかに関西広域連合に被害状況等を連絡するものとする。

2 関西広域連合は、前項の連絡を受けた場合は、全ての府県の被害状況等を確認し取りまとめ、全ての府県に連絡するものとする。

(応援要請等の手続)

第5条 応援を受けようとする府県は、必要とする応援の内容について、関西広域連合に対し、文書により要請するものとする。ただし、その暇がない場合は、電話又は電子メール等により要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

2 関西広域連合は、前項の要請を受けた場合は、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、被応援府県及び応援府県に対し、文書により通知するものと

する。ただし、その暇がない場合は、電話又は電子メール等により連絡し、後に文書を速やかに提出するものとする。

- 3 第1項の要請をもって、被応援府県から応援府県に対して応援の要請があったものとみなす。

(応援の実施)

第6条 前条第2項の応援計画の通知を受けた応援府県は、当該応援計画に基づき、被応援府県を応援するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として当該応援を受けた被応援府県が負担する。

- 2 被応援府県が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、被応援府県から要請があった場合には、応援府県は当該経費を一時繰替支弁する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、その応援に要した経費については武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第165条の定めるところによる。
- 4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援府県が、被応援府県への往復の途中において生じたものについては応援府県が、その損害を賠償するものとする。

(緊急派遣)

第8条 府県の区域において震度6弱以上の地震が観測された場合、又は府県間の通信の途絶等の緊急事態が生じた場合において、甚大な被害が推測される時は、関西広域連合及び府県は、相互に調整の上、当該府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行うものとする。

- 2 前項の情報収集等の結果、特に緊急を要し第5条第1項の要請を待つ暇がないと認められるときは、府県は、同要請を待たずに緊急派遣を受けた府県を応援することができる。
- 3 前項の応援については、第5条第1項の要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

第9条 関西広域連合及び応援府県は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換)

第10条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行えるよう、毎年6月末日までに、関西防災・減災プラン、関西広域応援・受援実施要綱、各府県地域防災計画、各府県国民保護計画その他応急活動に必要な参考資料を相互に交換するものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、相互に連絡するものとする。

(連絡会議の実施)

第11条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年度、第1条に掲げる事態に関する連絡会議を実施するものとする。

(訓練の実施)

第12条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策に関する訓練を実施するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項は、必要の都度、関西広域連合及び府県が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成24年10月25日から適用する。
- 2 この協定の適用をもって、平成18年4月26日に締結した「近畿2府7県危機発生時の相互応援に関する基本協定」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書10通を作成し、各団体記名押印の上各1通を保有する。

平成24年10月25日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

12-4 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合及び九州地方知事会（以下「両者」という。）を構成するいずれかの府県（以下「構成府県」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災した連合組織の構成府県だけでは十分な災害対策等の応援ができないときに、相手の連合組織の構成府県の応援を受けることにより、被災府県における災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 「災害等」 次に掲げる事象をいう。

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害

ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態

ハ イ及びロに掲げるもののほか、府県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる、又は生じるおそれがある緊急の事態

(2) 「連合組織」 関西広域連合及び九州地方知事会のそれぞれをいう。

(3) 「被災した連合組織」 両者のうち、大規模な災害等により被災した府県の属する連合組織をいう。

(4) 「災害対策等」 災害応急や災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣

(2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供

(3) 資機材の提供

(4) 避難者及び傷病者の受入れ

(5) 船舶等の輸送手段の確保

(6) 医療支援

(7) その他被災府県が要請した措置

(応援の要請)

第4条 被災府県は、当該被災府県単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに自らが属する連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の規定による応援の要請を受けた連合組織は、自らの構成府県だけでは被災府県に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに相手の連合組織に対し応援を要請する。

3 前項の規定による応援の要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
- (3) 応援を要請する地域及び当該地域までの経路
- (4) その他応援に当たって留意すべき事項

4 被災した連合組織は、第2項の規定による応援の要請を口答で行った場合は、後日、速やかにその旨を相手の連合組織に文書にて提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定により応援の要請を受けた連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、相手の連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、速やかに自らの構成府県に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援の対象とする地域(以下「応援対象地域」という。)を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県(以下「応援府県」という。)は、当該地域を応援するものとする。

4 応援府県は、応援対象地域のほか、他の応援対象地域を割り当てられた応援府県の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、応援対象地域以外の地域の応援に努めるものとする。

5 前項の規定による応援対象地域以外の地域における応援については、前条第1項及び第2項の規定による応援の要請に基づく第2項の規定による応援対象地域の割り当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災した連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、相手の連合組織は、その構成府県が同時期に被災する等、被災した連合組織の構成府県を応援することが困難である場合を除き、第4条第1項及び第2項の規定による応援の要請があったものとみなして、自らの構成府県に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県に応援対象地域を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により応援対象地域を割り当てられた府県は、職員を当該地域に派遣して情報収集を行い、必要に応じて当該情報に基づき応援を行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 この協定に基づき府県が行う応援に要した経費は、原則として応援を受けた府県の負担とする。ただし、前条第3項の規定による情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った府県の負担とする。

2 応援を受けた府県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を

受けた府県から要請があったときは、応援した府県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の協力)

第8条 両者は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- (3) その他防災に関する業務

(事務局)

第9条 両者は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。

- 2 事務局は、この協定の定めるところにより、両者間及びそれぞれの連合組織内の協定運用の調整にあたる。
- 3 関西広域連合における事務局は、関西広域連合広域防災局とする。
- 4 九州地方知事会における事務局は、九州・山口9県被災地支援対策本部事務局とする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、両者及びその構成府県が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度両者で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年10月31日

関西広域連合
広域連合長

九州地方知事会

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第23号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

(都道府県の役割)

第2条 都道府県は、応援を必要とする都道府県（以下「被災県」という。）に対して、相互扶助の精神に基づき、全国知事会の調整の下で行われる全国的な広域応援に協力するものとする。

2 都道府県は、前項における広域応援の実効性を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することに努めるものとする。

(ブロック幹事県の設置等)

第3条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、次表の各ブロックに幹事県を置く。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

- 2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。
- 3 幹事県は、原則として各ブロック知事会の会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。
- 4 各ブロックにおいては、ブロック内での相互応援協定等を締結し、被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県（カバー（支援）県）を定めるなど、ブロック内での支援体制の構築に努めるものとする。
- 5 幹事県は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には、全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。
- 6 幹事県が被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

（災害対策本部等の設置）

- 第4条 全国知事会は、本協定に定める広域応援等の調整を行う場合は、必要に応じて災害対策本部等（以下「対策本部」という。）を設置することができる。
- 2 対策本部の設置及び運営等は、別に定める。

（広域応援の実施）

- 第5条 全国知事会は、被災県の属するブロックの幹事県から、第3条第5項に基づく広域応援の要請があった場合には、全国的な広域応援を実施するため、都道府県に対して応援の要請を行う。
- 2 全国知事会から応援の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。
 - 3 通信の途絶等により、第3条第5項の要請がなされない場合であっても、広域応援の必要があると認められる場合には、全国知事会は第1項に規定する広域応援の要請を行うことができる。

（業務の代行）

- 第6条 首都直下地震等により、第4条から前条までの全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合には、関東地方知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。
- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事県による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事県が、広域応援に関する業務を代行する。

(経費の負担)

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第9条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成30年11月9日から適用する

2 平成24年5月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、令和3年11月22日から適用する

2 平成30年11月9日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書の正本を全国知事会において保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

令和3年11月22日

全国知事会 会長
鳥取県知事 平 井 伸 治

全国知事会 危機管理・防災特別委員会委員長
神奈川県知事 黒 岩 祐 治

全国知事会 東日本大震災復興協力本部本部長
静岡県知事 川 勝 平 太

北海道東北地方知事会 会長
青森県知事 三 村 申 吾

関東地方知事会 会長
山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

中部圏知事会 会長
愛知県知事 大 村 秀 章

近畿ブロック知事会 会長
大阪府知事 吉 村 洋 文

中国地方知事会 会長
山口県知事 村 岡 嗣 政

四国知事会 常任世話人
愛媛県知事 中 村 時 広

九州地方知事会 会長
大分県知事 広 瀬 勝 貞

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(所属ブロック知事会の決定等)

第2条 協定第3条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、次表を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック幹事県の間で協議のうえ、決定する。

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県 長野県 三重県	中部圏知事会
福井県 滋賀県	近畿ブロック知事会
鳥取県 山口県	中国地方知事会
徳島県	四国知事会

- 2 各ブロックの幹事県は、幹事県を定めたとき又は変更したときは、全国知事会に報告するものとする。
- 3 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第3条 協定第7条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。

(4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第4条 協定第7条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事から、被災県の知事に請求する。

(その他)

第5条 その他、協定及び協定実施細目の実施に関して必要な事項は、全国知事会事務局において別に定める。

附則 この実施細目は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成30年11月9日から適用する。

2 平成24年5月18日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、令和2年12月1日から適用する。

2 平成30年11月9日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、令和3年11月22日から適用する。

2 令和2年12月1日から適用した実施細目は、これを廃止する。

鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、鳥取県及び徳島県（以下「両県」という。）のいずれかの県域において、自然災害はもとより、県民の生命、身体及び財産並びに健康に重大な被害をもたらす又はおそれのある危機事象が発生した場合（以下「危機事象発生時」という。）に、危機事象が発生した県（以下「危機事象発生県」という。）並びに市町村、企業、医療施設、福祉施設及び住民など被災地域全体に対し、応援を実施する県（以下「応援県」という。）の総力を挙げたカウンターパート制による効果的な応援及び危機事象発生県における円滑な受援が行われるとともに全国に先駆けた活動となるよう、平常時からの協力を含め、必要な事項について定める。

(県を挙げた協力体制)

第2条 応援県は、前条の目的を達成するため、応援県の総力を挙げ、県民全体で多面的、集中的に支援するよう努めるものとする。

2 両県は、本協定を円滑に実施するため、両県の市町村における相互応援体制の強化を促進するとともに、企業、医療施設、福祉施設、住民等の協力を得ながら相互応援体制を構築するものとする。

3 両県は、この協定の趣旨を広く県民に周知するものとする。

(応援内容)

第3条 応援に関してはD Xを積極的に活用し、基本的内容については、以下のとおりとする。

- (1) 災害対策本部運営等危機事象への応急対策、復旧・復興、通常行政事務等にかかる人的支援
- (2) 危機事象発生県の行政手続、情報発信に係る代替・代行支援
- (3) 危機事象発生県に関する情報収集及び広域応援調整
- (4) 物資、資機材、緊急時電源等の提供及び物資集積拠点の設置、運営支援
- (5) 県、市町村、企業、医療施設、福祉施設等の業務継続に係る支援
- (6) 一般避難所、福祉避難所の提供及び避難者の受入れ及び受入のための感染症対策の徹底強化
- (7) 応援県内の市町村、企業、医療機関、福祉団体、住民への協力依頼
- (8) 風評被害対策
- (9) 災害ボランティアの活動に対する支援
- (10) その他必要とされる応援

(応援体制)

第4条 応援県は、危機事象発生県からの要請に基づき、県の組織を挙げて危機事象発生県を応援する体制を構築し、前条の応援を迅速に行うものとする。

2 震度6弱以上の地震が観測された場合又は危機事象発生により両県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県からの要請がなくとも、応援県の判断により、現地連絡調整員、医師や保健師、応急危険度判定士等の人的支援、物資や資機材等の提供などを行うものとする。

3 震度7の地震が観測された場合は、危機事象発生県からの要請がなくとも、前項の応援に加え、広域応援調整、避難所運営、物資集配等への人的支援を行うものとする。

(受援体制)

第5条 危機事象発生県は、応援県の支援活動が円滑に実施できるよう情報の提供、活動拠点の確保、搬送等受入体制の整備に努めるものとする。

(平常時からの協力体制)

第6条 両県は、南海トラフ地震の切迫性を認識した上で危機事象発生時において協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時より次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- (1) 防災訓練、国民保護訓練等への相互参加、助言、評価等
- (2) 業務継続に係る支援体制の構築

- (3) 避難者の受入れ並びに被災企業等の業務継続及び風評被害に対する支援の枠組みの構築
- (4) 日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等の災害ボランティア活動が円滑に行われるための、災害ボランティアの育成、活動環境の整備促進及び相互交流の支援
- (5) 職員の相互交流、災害対応業務の標準化等に関する共同研究及び防災・危機管理に関する研修等人材育成の共同実施
- (6) 全国統一の「災害情報共有基盤」の導入に向けた共同研究
- (7) 災害ケースマネジメントなど先駆的な取り組みの導入
- (8) 危機事象の予兆等に関する分析情報の共有

(相互応援活動要領)

第7条 両県は、本協定を円滑に実施するため、平常時及び危機事象発生後の時間の経過に応じ、応急対策等に係る人的支援、物資、資機材等の提供等に係る応援・受援計画を定めた「相互応援活動要領」を策定するものとする。

2 前項の「相互応援活動要領」は、新たな危機事象における教訓や訓練による検証等を踏まえ、両県で協議の上、随時見直すこととする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた危機事象発生県の負担とする。ただし、両県の間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。

(他の協定との関係)

第9条 両県は、この協定のほか、それぞれの県で自治体、各種団体、民間事業者等と別に締結している危機事象発生時の支援に関する協定等を効果的に活用して、応急対策及び復旧・復興を促進するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、両県で協議して定めるものとする。

(適用等)

第11条 この協定は、令和3年11月15日から適用する。

2 平成28年9月12日に締結した「鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定」は、これを廃止する。

上記のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、各自署名の上、1通を保有する。

令和3年11月15日

鳥取県
鳥取県知事 平井伸治

徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

12-7 徳島県及び市町村の災害時相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町村のみでは十分な対策を講じることが出来ない場合に、徳島県（以下「県」という。）及び県内市町村が応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 応急対策等に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びその他資機材の提供
- (6) 被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- (7) ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- (8) 遺体の火葬のための施設の提供
- (9) その他被災市町村から特に要請があった事項

(応援要請の手続等)

第3条 応援を受けようとする被災市町村（以下「受援市町村」という。）は、原則として、次の事項を明らかにして、他の市町村に電話等による要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容（人員の派遣については職種・人数、物資・資機材等の搬入については物資等の品目・数量）
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 受援市町村において、前項の規定による個別の要請をするいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明確にして、県に対して応援を要請することができるものとする。この場合、県は速やかに他の市町村と調整を行うものとする。

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町村は、応援の内容を要請した受援市町村及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに連絡する。

2 応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）は、応援状況等について、適宜、県に対して情報を提供するものとする。

(自主応援の実施)

第5条 県及び市町村は、通信の断絶等により被災市町村と連絡が不可能であり、かつ災害の実態に照らし特に緊急を要し被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災市町村からの応援要請を待たず、必要な応援を行うことができるものとする。

この場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

2 前項の規定により市町村が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として、受援市町村の負担とする。

2 受援市町村において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、県及び各市町村の防災担当課長等をあらかじめ連絡責任者として定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(連絡協議会の設置)

第8条 県及び市町村は、この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう、徳島県災害時相互応援連絡協議会を設置し、定期的に研究・協議するものとする。

(県の役割)

第9条 県は、この協定が円滑に実施できるよう、市町村を応援し、又は必要な調整を行うものとする。

2 県は、災害の規模が激甚などの理由により、被災市町村が十分な災害応急対策活動を行うことができないと判断した場合、県職員を派遣し、市町村災害対策本部の運営等の支援を行うものとする。

3 県は、災害の規模、場所又は受援市町村からの応援要請内容に照らし、必要と認めた場合、速やかに法第74条の2第1項の規定に基づき国に応援を求めるものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、県又は市町村で既に締結されている協定及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、県及び各市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書25通を作成し、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

徳島県

徳島県知事 飯泉 嘉門

美馬市

美馬市長 牧田 久

徳島市

徳島市長 原 秀樹

三好市

三好市長 俵 徹太郎

鳴門市

鳴門市長 泉 理彦

勝浦町

勝浦町長 中田 丑五郎

小松島市

小松島市長 濱田 保徳

上勝町

上勝町長 笠松 和市

阿南市

阿南市長 岩浅 嘉仁

佐那河内村

佐那河内村長 原 仁志

吉野川市

吉野川市長 川真田 哲哉

石井町

石井町長 河野 俊明

阿波市

阿波市長 野崎 國勝

神山町

神山町長 後藤 正和

那 賀 町
那賀町長 坂口 博文

板 野 町
板野町長 玉井 孝治

牟 岐 町
牟岐町長 福井 雅彦

上 板 町
上板町長 納田 伸春

美 波 町
美波町長 影治 信良

つるぎ町
つるぎ町長 兼西 茂

海 陽 町
海陽町長 五軒家 憲次

東みよし町
東みよし町長 川原 義朗

松 茂 町
松茂町長 広瀬 憲発

北 島 町
北島町長 古川 保博

藍 住 町
藍住町長 石川 智能

四国4県における工業用水道被災時の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の各工業用水道事業者（以下「協定事業者」という。）が管理する工業用水道が地震等の大規模な災害により被災し、当該被災をした協定事業者（以下「被災事業者」という。）独自では緊急の復旧措置が実施できない場合において、当該被災事業者からの要請により他の協定事業者が行う応援活動を迅速かつ円滑に実施するため必要な事項を定めるものとする。

(応援体制の整備)

第2条 協定事業者は、他の協定事業者の給水区域及びその周辺において地震等の大規模な災害が発生した場合は、応援の要請に備え、応援活動の実施のために必要な体制を執るものとする。

(応援の要請等)

第3条 被災事業者は、応援を受けようとするときは、別に定めるところにより他の協定事業者に応援に関する調整を依頼するものとする。

2 前項の規定による調整の依頼を受けた協定事業者は、他の協定事業者と調整し、応援を行う協定事業者（以下「応援事業者」という。）及び応援事業者のうちで主となるもの（以下「応援主管事業者」という。）を決定するものとする。この場合において、応援主管事業者は、当該調整の結果を応援事業者及び被災事業者に連絡するものとする。

3 被災事業者は、前項の規定による連絡を受けた場合は、応援主管事業者に対し、別に定めるところにより応援を要請するものとする。

4 前項の規定による応援の要請を受けた応援主管事業者は、速やかに他の応援事業者と協力して被災事業者に対する応援活動を実施するものとする。

(応援活動の内容)

第4条 応援活動の内容は、緊急の復旧措置に必要な次に掲げる事項とする。

- (1) 物資及び資機材の提供
- (2) 職員の派遣
- (3) その能特に被災事業者から要請のあった事項

(物資等の携行)

第5条 応援事業者は、被災事業者に職員を派遣する場合は、別に定めるところにより当該職員に必要な物資等を携行させるものとする。

(情報の交換)

第6条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等必要な情報を、別に定めるところによりあらかじめ相互に交換するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援活動に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。

- 2 応援事業者の職員が応援活動に際して第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災事業者が、被災事業者への往復の途中において生じたものについては応援事業者が賠償の責に任ずるものとする。
- 3 被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該被災事業者から要請があった場合には、応援事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。
- 4 応援事業者の職員の派遣に要する経費については、応援事業者が定めるところにより算出した当該職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内で定めるものとする。

(公務災害補償に関する請求手続)

第8条 応援事業者が派遣した職員が応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかがり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続は、被災事業者が作成する公務災害についての意見書及び市実関係を明らかにした報告書に基づいて、応援事業者が行うものとする。

- 2 応援事業者は、前項に規定する請求手続を行った場合は、その結果について、被災事業者に報告するものとする。

(関係機関等との連携)

第9条 この協定に基づく応援を実効あるものとするため、協定事業者は、平素から相互間並びに国、社団法人日本工業用水協会及びその他関係機関との間で十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ円滑な対応に万全を期するよう努めるものとする。

(訓練)

第10条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第12条 この協定は、平成22年2月24日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書4通を作成し、各事業者記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年2月24日

徳島県公営企業管理者
企 業 局 長

真 木 和 茂

香川県知事

真 鍋 武 紀

愛媛県公営企業管理者

三 好 大三郎

高知県公営企業管理者
公 営 企 業 局 長

長 瀬 順

鳥取県と徳島県との工業用水道被災時の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、鳥取県企業局及び徳島県企業局（以下「協定事業者」という。）が管理する工業用水道において、一方の施設が地震等の大規模な災害により被災した場合に、当該被災をした協定事業者（以下「被災事業者」という。）の復旧活動を効果的に実施するために行う応援活動について必要な事項を定めるものとする。

(応援体制の整備)

第2条 協定事業者は、一方の協定事業者の給水区域及びその周辺において地震等の大規模な災害が発生した場合は、応援の要請に備え、応援活動の実施のために必要な体制を執るものとする。

(応援の要請等)

第3条 被災事業者は、応援を受けようとするときは、別に定めるところにより一方の協定事業者に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援の要請を受けた協定事業者（以下「応援事業者」という。）は、速やかに被災事業者に対する応援活動を実施するものとする。

(応援活動の内容)

第4条 応援活動の内容は、緊急の復旧措置に必要な次に掲げる事項とする。

- (1) 物資及び資機材の提供
- (2) 職員の派遣
- (3) その他特に被災事業者から要請のあった事項

(物資等の携行)

第5条 応援事業者は、被災事業者に職員を派遣する場合は、別に定めるところにより当該職員に必要な物資等を携行させるものとする。

(情報の交換)

第6条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等必要な情報を、別に定めるところによりあらかじめ相互に交換するものとする。

(経費の負担等)

第7条 応援活動に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。

- 2 被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災事業者から要請があった場合には、応援事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。
- 3 応援事業者の職員の派遣に要する経費については、応援事業者が定めるところにより算出した当該職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内で定めるものとする。

4 応援事業者の職員が応援活動に際して第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援活動の従事中に生じたものについては被災事業者が、被災事業者への往復の途中において生じたものについては応援事業者が賠償の責に任ずるものとする。

(公務災害補償に関する請求手続)

第8条 応援事業者が派遣した職員が応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は傷害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続は、被災事業者が作成する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書に基づいて、応援事業者が行うものとする。

2 応援事業者は、前項に規定する請求手続を行った場合は、その結果を被災事業者に報告するものとする。

(関係機関等との連携)

第9条 この協定に基づく応援を実効あるものとするため、協定事業者は、平素から相互間並びに国、社団法人日本工業用水協会及びその他関係機関との間で十分な連携を図り、災害発生時の迅速かつ円滑な対応に万全を期するよう努めるものとする。

(訓練)

第10条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、合同中で訓練を実施するよう努めるものとする。

(技術研修の相互協力)

第11条 協定事業者は、この協定に基づく技術的な応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、平素から職員の技術研修について相互協力を行うよう努めるものとする。

(技術資料の相互保管)

第12条 協定事業者は、被災時における技術資料の紛失、焼失、流失等に備え、技術資料の相互保管を行うものとする。

(他の協定との関係)

第13条 この協定は、協定事業者が既に締結している他の協定を妨げるものではない。

(その他)

第14条 この協定の実施に際し必要な細則事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。

(施行期日)

第15条 この協定は、平成24年11月1日から施行する。

この協定を締結したことを証するため、この協定書2通を作成し、両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年11月 1日

鳥 取 県 知 事

平 井 伸 治

徳島県公営企業管理者
企 業 局 長

海 野 修 司

徳島県広域消防相互応援協定書

徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南市長と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と徳島中央広域連合連合長と美馬市長と美馬西部消防組合管理者とみよし広域連合連合長と那賀町長(以下それぞれ「管理者」という。)とは、消防組織法(昭和22年法律第226号以下「法」という。)第39条の規定に基づき、広域消防相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、徳島県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「消防機関」という。)相互の消防広域応援体制を確立し、もって大規模又は特殊な災害に対処することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、徳島県下の消防機関が管轄する地域(以下「協定区域」という。)とする。

(地域区分)

第3条 協定区域を次のブロックに区分する。

(1) 第1ブロック

小松島市消防本部、阿南市消防本部、海部消防組合消防本部、那賀町消防本部

(2) 第2ブロック

徳島市消防局、鳴門市消防本部、板野東部消防組合消防本部、板野西部消防組合消防本部、名西消防組合消防本部

(3) 第3ブロック

美馬西部消防組合消防本部、徳島中央広域連合消防本部、美馬市消防本部、みよし広域連合消防本部

(災 害 等)

第4条 この協定において「災害等」とは、次の各号に定めるもので消防の相互応援を必要とするものをいう。

(1) 大規模火災、爆発その他の特殊な災害であって、次に掲げるもの。

ア 林野、ビル、危険物施設及び高圧ガス施設等で発生した大規模又は特殊な火災

イ 航空機又は列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事案

ウ 地震、風水害その他大規模な自然災害

エ 毒性物質、核物質、生物剤及び化学剤に起因する災害

オ 上記のほか特に社会的影響が大きいと考えられる災害

(2) 協定区域内において消防機関相互の境界付近で発生した火災又は救急・救助事案等

(3) 管轄外の区域において、遭遇した火災又は救急・救助事案等
(応 援)

第5条 協定区域内において災害等が発生した場合、被災地を管轄する消防本部（以下「被災地消防本部」という。）の管理者又はその委任を受けた消防長（以下「管理者等」という。）は他の消防本部の管理者等に応援消防隊、救助隊又は救急隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

2 応援要請を受けた消防本部の管理者等は、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、要請に基づき必要な応援を迅速に行わなければならない。

3 応援を行う消防本部（以下「応援消防本部」という。）の管理者等が、災害等を覚知し、第1項に定める要請がない場合であっても、緊急のため応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなす。

(応援の種別)

第6条 応援の種別は、次の各号に掲げるものとする。

(1) ブロック内広域応援

被災地消防本部が属するブロック内の消防本部が行う応援

(2) 県内広域応援

県内全域の協定消防本部で行う応援

(3) その他の広域応援

第4条第2項及び第3項に定めるものに対する応援、又は特殊な消防力を必要とする応援

(応援要請の方法)

第7条 被災地消防本部の管理者等は、応援消防本部の管理者等に対し次の事項を明らかにして、応援を要請しなければならない。

(1) 災害等の種別、概要

(2) 災害等の発生日時、場所

(3) 応援消防力

(4) 応援隊の受入れ場所

(5) その他必要な事項

2 被災地消防本部の管理者等は、応援要請後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を応援消防本部の管理者等に提出しなければならない。

3 被災地消防本部の管理者等は、第7条第1項各号と応援内容を徳島県消防保安課に通報するものとする。

(応援派遣の方法)

第8条 応援消防本部の管理者等は、被災地消防本部の管理者等に対し次の事項を明らかにして、応援隊を派遣しなければならない。

- (1) 応援隊の出発時刻
- (2) 応援隊の到着（予定）時刻
- (3) 応援隊の隊長名
- (4) 応援隊の消防力
- (5) その他必要な事項

2 応援消防本部の管理者等は、応援隊派遣後、速やかに前項各号を明記した文書を被災地消防本部の管理者等に提出しなければならない。

(経費の負担)

第9条 この協定を実施するために要した経費は、次により負担するものとする。

- (1) 人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償費は、応援隊を派遣した管理者等の負担とする。
- (2) 前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、応援を要請した管理者等の負担とする。
- (3) その他多額の経費を要する場合は、その都度関係管理者等が協議の上、定める。

(改 廃 等)

第10条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、すべての管理者が協議の上、定める。

(運 用)

第11条 この協定に定めるもののほか、応援の範囲及び応援消防力等必要な事項については、徳島県消防長会において協議の上、別途定める。

(施 行 日)

第12条 この協定は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日協定）

この協定は、昭和55年4月1日から施行する。

昭和51年3月31日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定及び当該協定に係る運用細目協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（昭和59年12月18日協定）

この協定は、昭和60年1月1日から施行する。

昭和55年3月31日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施

行と同時に廃止する。

附 則（平成6年2月21日協定）

この協定は、平成6年2月28日から施行する。

昭和59年12月18日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（平成9年3月31日協定）

この協定は、平成9年4月1日から施行する。

平成6年2月21日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（平成14年4月30日協定）

この協定は、平成14年5月1日から施行する。

平成9年3月31日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（平成19年3月31日協定）

この協定は、平成19年4月1日から施行する。

平成14年4月30日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（平成26年4月1日協定）

この協定は、平成26年4月1日から施行する。

平成19年3月31日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南市長と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と徳島中央広域連合連合長と美馬市長と美馬西部消防組合管理者とみよ

し広域連合連合長とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（平成27年12月1日協定）

この協定は、平成27年12月1日から施行する。

平成26年4月1日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南市長と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と徳島中央広域連合連合長と美馬市長と美馬西部消防組合管理者とみよし広域連合連合長と那賀町長とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

この協定の締結を証するため、本書13通を作成し、管理者が記名押印の上、各自1通を保有する。

徳 島 市 長

原 秀 樹

鳴 門 市 長

泉 理 彦

小 松 島 市 長

濱 田 保 徳

阿 南 市 長

岩 浅 嘉 仁

みよし広域連合連合長

川 原 義 朗

美馬西部消防組合管理者 兼 西 茂

徳島中央広域連合連合長 川 真 田 哲 哉

美 馬 市 長 牧 田 久

板野東部消防組合管理者 石 川 智 能

板野西部消防組合管理者 玉 井 孝 治

名西消防組合管理者 石井町長 小 林 智 仁

海部消防組合管理者 影 治 信 良

那 賀 町 長 坂 口 博 文

12-11 消防・防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県において、消防・防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(連絡及び調整)

第2条 各県は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールの調整に努める。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、各県が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務のため出動できない場合で、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる場合を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

(応援)

第4条 前条による応援要請を受けた県は、所掌事務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第5条 応援活動の内容が救急搬送等消防の業務である場合には、各県の保有するヘリの出動にあつては、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等と応援を受けた市町村等による応援活動があつたものとみなす。

(応援要請の手続き)

第6条 応援要請に係る手続きは、電話又はファクシミリにより次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び被害の状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量等
- (7) その他必要な事項

2 応援要請の連絡先は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目に定める各県の「連絡・要請窓口の名称」とする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長は要請側に連絡のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものである。

ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があつたときは、そのときからこの協定による応援は終了するものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のため出動したヘリの指揮)

第9条 応援出動したヘリの指揮は、要請側の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第5条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と綿密な連絡を取るものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員の給与、ヘリの燃料費(応援先において給油する場合を除く。)及び消耗品等の経常経費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) ヘリの損傷に対する諸経費

(3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 前各項に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

(情報交換)

第11条 各県は、相互に臨時離着陸場等に関する情報交換等を行い、応援出動が円滑に行うことができるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第12号 この協定に関して質疑又は定めのない事項が発生したときは、各県が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成12年3月27日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、各県の知事が記名押印して、それぞれ1通保有する。

附 則(平成15年5月20日)

第10条第1項の「応援」の範囲について、各県の同意を得て統一した。

消防・防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定第10条第1項の「応援」とは、ヘリコプターが出発したときに始まり、定置場に帰着したとき若しくは他の活動に切り替えたときに終わると考えるべきであるので、要請県以外で給油した場合も要請側の負担とする。

平成12年3月27日

徳島県知事 圓 藤 寿 穂

香川県知事 真 鍋 武 紀

愛媛県知事 加 戸 守 行

高知県知事 橋 本 大二郎

和歌山県と徳島県の消防防災ヘリコプター運航不能期間等 における相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、和歌山県（以下「甲」という。）と徳島県（以下「乙」という。）の相互間における、消防防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(耐空検査等の調整)

第2条 甲と乙は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールを調整するよう努めるものとする。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、甲又は乙がそれぞれ保有するヘリのいずれか一方が耐空検査、整備、その他の事象等により運航不能の場合、又は他の用務のため出動できない場合、若しくは保有するヘリのみでは出動事案に対応できない場合に、ヘリの出動を必要とした県（以下「要請側」という。）が行うものとする。ただし、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる場合を除く。

(応援)

第4条 前条による応援要請を受けた県（以下「応援側」という。）は、所掌業務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援要請の手続き)

第5条 応援要請の手続きは、電話又はファクシミリにより、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容
- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の所属・職・氏名及び現場との連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリの離着陸場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

(応援の中断)

第6条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側は要請側と協議のうえ応援活動を中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第7条 この協定に基づく応援活動は、応援要請を受けてヘリが基地を出発したときから始まり、基地に帰着したときに終了するものとする。ただし、ヘリが基地以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援活動は始まるものとする。

2 前条の規定により応援活動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援活動は終了するものとする。

(出動したヘリの連携)

第8条 応援のため出動したヘリは、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めるときは、その旨を要請側の消防機関に通告するものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に要する派遣隊員の給与、手当及び旅費並びにヘリの燃料費（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の経常経費は応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補償費
- (2) 出動したヘリの損傷に対する諸経費
- (3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 第1項から第3項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、域内の臨時離着陸場等について情報交換等を行い、応援活動が円滑に行うことができるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年9月1日

甲 和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

乙 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1 2 - 1 3 徳島県市町村消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、徳島県内において災害が発生した場合に、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定の区域)

第2条 この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、他の市町村等の応援を必要とするものとする。

(他の応援協定との関係)

第4条 この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第21条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の市町村等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
- (2) 要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合

2 前項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び被害の状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 必要とする車両、資機材等の種別及び数量並びに人員
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

3 要請市町村等の長は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を、応援要請をした市町村等の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、特別の理由がない限り、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、応援を行うものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要請市

町村等の長に通報するものとする。

- 3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(応援の特例)

第7条 応援要請がない場合であっても、次のいずれかに該当するときは、市町村等の長は応援隊を派遣して応援することができる。

- (1) 市町村等が、当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部において発生した災害で、その状況から判断して緊急に応援の必要があると認めた場合
- (2) 通信網の途絶等によって、災害が発生した市町村等との連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めた場合

- 2 前項に規定する応援は、第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

また、応援市町村等の長は、できる限り速やかに災害が発生した市町村等の長に連絡するものとする。

(応援隊の指導)

第8条 応援隊の指揮は、要請市町村等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の場合において連絡が復旧するまでの間は、応援隊の長は、災害が発生した市町村等の長の指示を待たず応援隊を指揮し、活動することができる。

(報告)

第9条 応援市町村等の長は、応援活動の結果を速やかに要請市町村等の長に報告するものとする。

- 2 要請市町村等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

(連絡会議)

第10条 この協定に係る事務の円滑な推進を図るため、必要の都度、市町村等間における連絡会議を開催するものとする。

(経費負担)

第11条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

- (1) 人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償は、原則として応援市町村等の負担とする。
- (2) 前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、原則として要請市町村等の負担とする。
- (3) その他多額の経費を要する場合は、その都度関係市町村等の長が協議の上、定める。

(疑義の協議)

第12条 この協定について疑義を生じたときは、市町村等の長が協議の上、定めるものと

する。

(実施細目)

第13条 この協定の実施について必要な事項は、市町村等の長が協議の上、別に定めることができるものとする。

(改廃)

第14条 この協定の改廃は、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

(適用)

第15条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書53通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成10年4月1日

徳島市長	小池正勝
鳴門市市長	山本幸男
小松島市長	西川政善
阿南市長	野村靖
勝浦町長	川口幸一
上勝町長	山田良男
佐那河内村長	楠崇宏
石井町長	坂東忠之
神山町長	高橋宏輔
那賀川町長	小泉隆一
羽ノ浦町長	生野善章
鷺敷町長	助岡克則

相	生	町	長	久	龍	直	通	
上	那	賀	町	長	和	田	淳	二
木	沢	村	長	中	東	利	延	
木	頭	村	長	藤	田		恵	
由	岐	町	長	松	村	靜	夫	
日	和	佐	町	長	近	藤	和	義
牟	岐	町	長	皆	谷	又	男	
海	南	町	長	五	軒	家	憲	次
海	部	町	長	三	浦		治	
宍	喰	町	長	多	田	保	政	
板	野	町	長	犬	伏	正	昭	
上	板	町	長	吉	岡	義	人	
吉	野	町	長	竹	重	敦	美	
土	成	町	長	板	東		正	
市	場	町	長	水	田	文	夫	
阿	波	町	長	安	友		清	
鴨	島	町	長	戸	田		稔	
川	島	町	長	内	田		昇	
山	川	町	長	山	内	正	晴	
美	郷	村	長	伊	井		昇	
脇		町	長	佐	藤		淨	

一 宇 村 長	立 道 里 見
穴 吹 町 長	佐 藤 宏 史
木 屋 平 村 長	西 正 二
三 野 町 長	竹 重 義 博
三 好 町 長	真 鍋 晃
池 田 町 長	丸 岡 敬 幸
山 城 町 長	西 徹
井 川 町 長	中 瀧 清 文
三 加 茂 町 長	檜 一
東 祖 谷 山 村 長	出 口 操
西 祖 谷 山 村 長	尾 茂 光 男
阿 南 消防組合管理者	野 村 靖
名 西 消防組合管理者	坂 東 忠 之
海 部 消防組合管理者	近 藤 和 義
板野東部消防組合管理者	堀 江 長 男
板野西部消防組合管理者	犬 伏 正 昭
阿 北 消防組合管理者	戸 田 稔
美馬東部消防組合管理者	佐 藤 淨
美馬西部消防組合管理者	藤 田 利 胤
三好郡行政組合管理者	丸 岡 敬 幸

12-14 災害救助犬の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と日本レスキュー協会会長 打間 奈津子（以下「乙」という。）とは、災害時における「災害救助犬の出動」に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県内において災害が発生し、甲の要請により乙が甲に協力して実施する災害救助犬による被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）に関して必要な事項を定める。

（出動の要請）

第2条 甲は、捜索活動のため必要があると認める場合は、乙に対し、災害救助犬の出動を要請するものとする。

2 乙は、前項の出動要請を受けたときは、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。この場合において、災害救助犬の頭数は、災害の種別、規模等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（現場指揮）

第3条 乙は、甲の指名する現場指揮責任者の指揮の下に捜索活動を行うものとする。

（業務の終了）

第4条 この協定による業務の終了は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 甲が捜索活動の終息を告げたとき。
- (2) 乙の都合により捜索活動の続行が不可能となったとき。

（訓練）

第5条 甲及び乙は、定期又は随時に合同して訓練を行うものとする。

（費用負担）

第6条 第2条第2項に基づく出動に要する費用は、乙の負担とする。

（損害補償）

第7条 この協定の実施に伴って生じる損害補償の負担区分については、次に定めるところによるものとする。

(1) 甲が負担するもの

乙の会員が、捜索活動中に死亡若しくは負傷し、又は捜索活動に起因した疾病により死亡若しくは障害の状態となった場合の扶助金

なお、扶助金の内容については、災害救助法に基づく政令及び規則を準用する。

(2) 乙が負担するもの

ア 乙の会員が出動時の往復途上における交通事故により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害補償

イ 災害救助犬が出動時の往復途上又は捜索作業中に与えた第三者に対する損害補償

ウ 災害救助犬の負傷等の損害補償

(実施細目)

第8条 この協定の実施に必要な具体的な事項については、別に定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、締結の日から適用する。

(協議)

第10条 この協定に定めがない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成9年8月25日

甲 徳島県

徳島県知事 圓藤寿穂

乙 大阪市淀川区西中島7-9-2

日本レスキュー協会会長 打間奈津子

中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画

平成25年12月27日

「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」は、全国都道府県・指定都市文化・文化財行政主管課長協議会（以下「全文協」という。）中国四国ブロック課長部会において、申し合わせたものである。

1 計画の目的

この計画は、中国・四国地方において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下、「災害等」という。）において、中国・四国地方の9県による「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」（平成24年3月1日締結・以下、「災害支援協定」という。）に沿って、主として文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定する文化財やその保管施設等を、迅速かつ的確に保護することを目的とする。

2 基本的な事項

(1) 計画の適用

この計画は、全文協の中国四国ブロックを構成する鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、岡山市、広島市（以下、「中四11県市」という。）において適用する。

(2) 計画の運用

この計画は、中四11県市が定める地域防災計画や災害対応マニュアルとの整合を図りながら運用しなければならない。

(3) 支援の体制

災害等発生後、より円滑かつ迅速な支援を実施するために、中国・四国地方の9県による災害支援協定で定めるカウンターパート制に従い、災害等を受けた県市（以下、「被災県市」という。）に対する支援を行う県市（以下、「支援県市」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおり4グループに分け、それぞれ同表の右欄に掲げる県市で構成する。

ただし、カウンターパート制で支援が不足する場合は、他のグループを構成する県市に支援を要請することができる。

グループ1	鳥取県	徳島県	
グループ2	岡山県	岡山市	香川県
グループ3	広島県	広島市	愛媛県
グループ4	島根県	山口県	高知県

3 保護とその対象物件

この計画における保護とは、被災した文化財やその保管施設（以下、「被災文化財等」という。）に対して、当面必要な救出や応急処置（以下、「レスキュー活動」という。）を講じることを原則とするが、被災県市が特に必要とする場合には、美術品・博物館資料・図書館資料・公文書等（以下、文化財を含めて「文化財等」という。）とその保管施設も含めることができる。

(1) 「文化財等」とは、次に掲げるものとする。

ア 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に定める文化財

イ 展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成 23 年法律第 17 号）に定める美術品

ウ 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）に定める博物館資料

エ 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）に定める図書館資料

オ 公文書館法（昭和 62 年法律第 115 号）に定める公文書等

(2) この計画における「文化財等の保管施設」とは、次に掲げる施設とする。

ア 地方公共団体が所有する文化財等の保管施設

イ 地方公共団体以外の者が所有する文化財等の保管施設

4 相互支援の原則

(1) 支援の要請

支援の要請は、被災県市が防災部局と連携し、必要な事項を明らかにして支援県市に行う。

(2) 支援の内容

被災県市に対する支援の内容は、次のとおりとする。

ア 被災文化財等のレスキュー活動に要する資機材の供給

イ 被災文化財等のレスキュー活動を行う専門職員等の派遣

ウ 被災文化財等を一時的に保管するための施設の提供

エ 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(3) 経費の負担

支援に要する経費は、原則として支援を受けた被災県市の負担とする。

なお、支援に要する経費の公費負担については、被災県市があらかじめその適否を判断したうえで支援の要請を行う。

5 災害等発生後の活動

(1) 情報収集

被災県市と支援県市は、次に掲げる情報を収集する。

ア レスキュー活動に当たる職員の安全確保に係る災害等に関する情報

イ 適切かつ効率的なレスキュー活動に係る文化財等の被害状況に関する情報

(2) レスキュー活動

被災県市と支援県市は、次に掲げるレスキュー活動を実施する。

ア 被災文化財等のうち動産的な物件の被災したままの状態からの救出

イ 文化財等の種類や材質等又は災害の種類に応じた適切な応急処置

ウ 被災県市が被災した文化財等の一時的な保管場所を必要とするときは、支援県市の利用可能な施設を提供

(3) その他

被災県市が災害等の被害から文化財等の復旧・復興（以下、「復旧等」という。）をしようとするとき、その計画の立案から復旧等の取組に対して、支援県市は、被災県市の要請に応じて、必要な物的又は人的な支援をする。

6 平常時の活動

(1) 相互支援に役立つ情報の整備と共有

中四 11 県市は、この計画に基づく相互支援が円滑かつ迅速に行われるよう、次に掲げる情報を整備し、その共有を図る。

ア 中四 11 県市で共有する情報

(ア) 災害等発生時の連絡先

(イ) 国及び中四 11 県市が指定、選定及び登録（以下、「指定等」という。）している文化財

(ウ) 中四 11 県市が所有する文化財等の保管施設

イ カウンターパートとの間で共有する情報

(ア) 文化財等のレスキュー活動に必要な資機材

(イ) 中四 11 県市以外の地方公共団体が指定等している文化財

(ウ) 中四 11 県市以外の地方公共団体が所有する文化財等の保管施設

(2) 文化財等の保管状況の点検と予防対策の推進

中四 11 県市は、文化財等とその保管状況を定期的に点検するとともに、文化財等の所有者その他の関係者に対して、発生が予測される災害等に応じた予防対策を推進するよう指導及び助言をする。

(3) 想定される災害等に応じた訓練の実施

中四 11 県市は、文化財等の所有者その他の関係者に対して、発生が予測される災害等に応じた効果的な訓練を実践するよう指導及び助言するほか、必要に応じて、カウンターパートとの合同の訓練を実施する。

(4) 人的ネットワークの構築

中四 11 県市は、各県市が設置する文化財保護審議会のほか、文化財等に関わる専門家や団体等と連携して、官民が一体となって文化財等を保護できる人的ネットワークの構築に努める。

7 計画の改正等

(1) この計画を改めようとするときは、全文協中国四国ブロックの会議（課長部会）において改正する。

(2) この計画の実施に関し必要な事項は、全文協中国四国ブロックの会議（文化財部会）で定める。

8 その他

中四 11 県市は、必要がある場合、この計画の趣旨を尊重しつつ更に有効な計画を作成し、各県市の計画として運用することができる。

災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）並びに徳島県知事（徳島小松島港及び橘港及び浅川港港湾管理者）、香川県知事（高松港及び津田港及び三本松港及び丸亀港及び詫間港及び観音寺港及び土庄港及び内海港及び宮浦港港湾管理者）、坂出市長（坂出港港湾管理者）、愛媛県知事（松山港及び東予港及び三島川の江港及び宇和島港及び中島港及び三崎港港湾管理者）、今治市長（今治港港湾管理者）、新居浜港務局委員会委員長（新居浜港港湾管理者）、八幡浜市長（八幡浜港港湾管理者）、高知県知事（高知港及び須崎港及び宿毛湾港及び奈半利港及び甲浦港及び室津港及び久礼港港湾管理者）、（以下「乙」という。）と民間協力者（以下「丙」という。）は、災害が発生した場合における応急対策業務に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（民間協力者）

第2条 本協定における民間協力者は一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部長、四国港湾空港建設協会連合会会長、一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部長、全国浚渫業協会関西支部長、一般社団法人日本潜水協会会長、一般社団法人海洋調査協会会長及び一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長を指す。

（定義）

第3条 本協定において、

- (1) 「災害」とは、地震・津波・台風その他の異常な自然現象による被害をいう。
- (2) 「大規模災害」とは、複数の港湾管理者が管理する港湾にわたる災害をいう。
- (3) 「応急対策業務」とは、施設の応急復旧や障害物の撤去その他の緊急的な応急対策に関する活動をいう。
- (4) 「港湾施設等」とは、港湾法第二条第五項の港湾施設、同法第二条第八項の開発保全航路及び同法第五十五条の三の四で規定する緊急確保航路をいう。
- (5) 「事務所長」とは、四国地方整備局の港湾空港関係事務所の長をいう。
- (6) 「地方機関の長」とは、乙の所掌する地方機関の長をいう。
- (7) 「資機材等情報」とは、使用可能な資機材等の数量・配置等の情報をいう。
- (8) 「テックフォース活動」とは、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に関して、被災地方公共団体に対する国の技術的な支援活動をいう。
「テックフォース隊」とは、災害支援活動を行うために国の職員から構成された組織をいう。

(応急対策業務の範囲)

第4条 応急対策業務の範囲は、第3条に規定する港湾施設等における災害発生箇所及び甲又は乙が特に応急対策を必要と判断した災害発生箇所とする。

(応急対策業務の内容等)

第5条 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は被災状況に応じて、丙の会員を特定し、出動要請を行うものとする。

2 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は、前項に基づき丙の会員を特定する際に丙に対して資機材等情報の報告を求めるものとし、丙は求めに応じて速やかに資機材等情報を可能な範囲で収集し、報告するものとする。

ただし、四国地方整備局管内に震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は自発的に、資機材等情報の収集を開始するものとする。

3 甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長は丙の会員へ出動要請を行った際、その状況を甲乙相互に情報共有するものとする。

4 丙の会員は、甲若しくは事務所長又は乙若しくは地方機関の長から出動要請があった場合、可能な限り速やかに港湾施設等の被災状況を調査するとともに、出動要請者の指示により、緊急的な応急対策を実施するものとする。

なお、四国地方整備局がテックフォース活動を開始し、甲より出動要請があった場合、丙の会員は同活動を迅速かつ円滑に実施するため、テックフォース隊とともに被災地へ向かい同活動の支援を行うものとする。

5 丙は、本協定に基づく応急対策業務が長期に亘り、甲の出動要請があった場合、四国地方整備局が設置する災害対策本部へ情報連絡要員を派遣するものとする。

6 甲及び乙と丙は、緊急時の連絡体制を整えるものとする。加えて、丙は会員への緊急時の連絡体制を整えるものとする。

7 丙は、丙の会員への連絡体制及び各会員の有する人員及び資機材等の資機材数等情報について毎年4月末までに甲及び乙に連絡するものとする。

8 丙の会員は、応急対策業務を迅速に実施できるよう、人員及び資機材の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に連絡するものとする。

9 乙が丙と前2項と同様の報告を求める協定を締結している場合は、同項における連絡先は、乙を除く。

(契約の締結)

第6条 甲又は事務所長及び乙又は地方機関の長は、丙の会員に出動要請したときは、遅滞なく請負契約等を締結するものとする。

2 甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長は、丙の複数の会員と請負契約等を締結したときは、請負契約等を締結した会員との合意に基づき、会員間での連絡調整及び会員が実施する応急対策業務の取りまとめを行わせる者を指名することができるものとする。

3 前項に基づき指名された者は、会員間での連絡体制を定め、甲若しくは事務所長及び乙若しくは地方機関の長に報告するものとする。

(大規模災害時等の場合)

第7条 大規模災害が発生した場合は、第5条にかかわらず、乙が行う丙の会員への出動要請に対して、甲は秩序ある応急対策業務のため必要な調整を行うことができるものとする。

(訓練の実施)

第8条 本協定の締結者は、相互協力体制の充実・強化を図るために、出動要請に関する情報伝達等の訓練を少なくとも年1回実施するものとする。

(本協定の適用範囲)

第9条 本協定は、甲又は乙と丙が締結する同じ目的の協定締結を妨げるものではないが、大規模災害が発生した場合においては、本協定を優先するものとし、甲が第7条に基づき必要な調整を行うことができるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の期間は、協定締結日より平成28年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申し出のない時は、この協定を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の負担)

第11条 応急対策業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合、又は人員及び資機材等に損害が生じた場合、丙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により、甲若しくは事務所長の要請に係るものについては甲若しくは事務所長に、乙若しくは地方機関の長の要請に係るものについては乙若しくは地方機関の長に報告し、その負担について甲若しくは事務所長に係るものについては甲若しくは事務所長と、乙若しくは地方機関の長に係るものについては乙若しくは地方機関の長と協議して決定するものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書16通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

平成 27 年 11 月 5 日

甲 国土交通省四国地方整備局次長 菅沼 史典

乙 徳島小松島港・橘港・浅川港 港湾管理者
徳島県知事 飯泉 嘉門

高松港・津田港・三本松港・丸亀港・詫間港
・観音寺港・土庄港・内海港・宮浦港 港湾管理者
香川県知事 浜田 恵造

坂出港 港湾管理者
坂出市長 綾 宏

松山港・東予港・三島川之江港・宇和島港
・中島港・三崎港 港湾管理者
愛媛県知事 中村 時広

今治港 港湾管理者
今治市長 菅 良二

新居浜港 港湾管理者
新居浜港務局委員会委員長 近藤 清孝

八幡浜港 港湾管理者

八幡浜市長 大城 一郎

高知港・須崎港・宿毛湾港・奈半利港
・甲浦港・室津港・久礼港 港湾管理者

高知県知事 尾崎 正直

丙 1 一般社団法人日本埋立浚渫協会四国支部長 吉塚 宏

丙 2 四国港湾空港建設協会連合会会長 塚本 雅志

丙 3 一般社団法人日本海上起重技術協会四国支部長 平野 正員

丙 4 全国浚渫業協会関西支部長 寄神 正文

丙 5 一般社団法人日本潜水協会会長 鉄 芳松

丙 6 一般社団法人海洋調査協会会長 川嶋 康宏

丙 7 一般社団法人港湾技術コンサルタント協会会長 大村 哲夫

関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合（以下「甲」という。）及び中国地方知事会（以下「乙」という。）を構成するいずれかの府県市（以下「構成府県市」という。）において、大規模な災害等が発生し、甲又は乙が締結している連合組織内の協定等に基づく応援のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、被災した構成府県市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 災害等 次に掲げる事象をいう。

イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害

ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等及び同法第25条第1項に規定する緊急処理事態

ハ イ及びロに掲げるもののほか、構成府県市の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

(2) 連合組織 甲又は乙のそれぞれをいう。

(3) 被災連合組織 甲又は乙のうち、災害等により被災した構成府県市の属する連合組織をいう。

(4) 災害対策等 災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の内容)

第3条 応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋、その他特に要請のあった事項とする。

(応援の要請)

第4条 被災連合組織の長は、自らの連合組織のみでは被災した構成府県市に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織の長に対し、応援の要請を行うものとする。

2 前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

(1) 被害の状況

(2) 要請する応援の内容

(3) 応援を要請する構成府県市及び当該構成府県市が指示する場所までの経路

(4) その他留意すべき事項

- 3 被災連合組織は、第1項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速やかに書面を作成し、提出するものとする。

(応援の実施)

- 第5条 前条第2項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、速やかに被災連合組織を応援するものとする。
- 2 前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成府県市に対し、被災連合組織の構成府県市のうち応援の対象とする構成府県市（以下「対象府県市」という。）を割り当てて行うものとする。
 - 3 前項の規定により対象府県市を割り当てられた構成府県市（以下「応援府県市」という。）は、当該対象府県市を応援するものとする。
 - 4 応援府県市は、対象府県市のほか、他の対象府県市を割り当てられた応援府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援府県市が応援する対象府県市についても応援するよう努めるものとする。
 - 5 前項の規定による応援は、前条第2項に規定する要請に基づく第2項の規定による対象府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

- 第6条 災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、他方の連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、必要に応じて甲又は乙に職員を派遣して、情報収集を行い、その情報に基づいて、被災連合組織を応援するものとする。
- 2 前項の規定による応援は、第4条第2項の要請があったものとみなして行うものとする。
 - 3 第1項の規定による応援は、連合組織が派遣した職員の情報に基づいて、自らの構成府県市に対象府県市を割り当てて行うものとする。
 - 4 前項の規定により対象府県市を割り当てられた応援府県市は、必要に応じて職員を当該対象府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

(応援経費の負担)

- 第7条 この協定に基づく応援に要した経費は、原則として支援を受けた府県市が負担するものとする。ただし、被災県と応援を行った構成府県市との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。
- 2 前項に関わらず前条の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援府県市が負担するものとする。
 - 3 第1項の対象府県市が同項の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象府県市から要請があったときは、応援府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。

(平常時の協力)

第8条 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
- (3) その他防災に関する業務

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、甲及び乙並びにその構成府県市が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年6月5日

関 西 広 域 連 合
広域連合長 井 戸 敏 三

中 国 地 方 知 事 会

鳥取県知事	平 井 伸 治
島根県知事	溝 口 善兵衛
岡山県知事	伊原木 隆 太
広島県知事	湯 崎 英 彦
山口県知事	村 岡 嗣 政

関西広域連合と四国知事会との災害時の相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、関西広域連合（以下「甲」という。）及び四国知事会（以下「乙」という。）を構成するいずれかの府県市（以下「構成府県市」という。）において、大規模な災害等が発生し、被災連合組織の構成府県市のみでは十分な災害対策等の応援ができないときに、他方の連合組織の構成府県市の応援を受けることにより、被災した構成府県市の災害対策等を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項について定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 災害等 次に掲げる事象をいう。
 - イ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
 - ロ 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等及び同法第25条第1項に規定する緊急対処事態
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、構成府県市の住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態
- (2) 連合組織 甲又は乙のそれぞれをいう。
- (3) 被災連合組織 甲又は乙のうち、災害等により被災した構成府県市の属する連合組織をいう。
- (4) 災害対策等 災害応急又は災害復旧・復興に関する対策をいう。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 資機材の提供
- (4) 避難者及び傷病者の受入れ
- (5) 車両、ヘリコプター、船舶等の輸送手段の確保
- (6) 医療支援
- (7) その他被災した構成府県市が要請した措置

(応援の要請)

第4条 被災した構成府県市は、当該被災した構成府県市単独では、十分な災害対策等ができないと判断したときは、速やかに被災連合組織に対し、応援を要請する。

2 前項の被災連合組織は、自らの構成府県市のみでは被災した構成府県市に対し十分な災害対策等の応援ができないと判断したときは、速やかに他方の連合組織に対し応援を要請する。

3 前項の規定による要請は、電話等の情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、状況把握が困難であるため、伝達できない事項がある場合には、当該事項を省略することができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
- (3) 応援を要請する構成府県市及び当該構成府県市が指示する場所までの経路
- (4) その他留意すべき事項

4 被災連合組織は、第2項の規定による要請を口頭で行った場合は、当該要請について速やかに書面を作成し、提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 前条第2項の規定による要請を受けた連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、速やかに被災連合組織を応援するものとする。

2 前項の規定による応援は、応援の要請を受けた連合組織が自らの構成府県市に対し、被災連合組織の構成府県市のうち応援の対象とする構成府県市（以下「対象府県市」という。）を割り当てて行うものとする。

3 前項の規定により対象府県市を割り当てられた構成府県市（以下「応援府県市」という。）は、当該対象府県市を応援するものとする。

- 4 応援府県市は、対象府県市のほか、他の対象府県市を割り当てられた応援府県市の専門的な知見等の有無、救援物資の保有状況等を勘案し、他の応援府県市が応援する対象府県市についても応援するよう努めるものとする。
- 5 前項の規定による応援は、前条第2項に規定する要請に基づく第2項の規定による対象府県市の割当てに基づいて行ったものとみなす。

(応援の自主出動)

- 第6条** 災害の規模が甚大である等の理由により被災連合組織からの速やかな応援の要請が困難と見込まれる場合には、他方の連合組織は、自らも同時期に被災連合組織となる等、他方の連合組織の構成府県市を応援することが困難である場合を除き、第4条第2項の要請があったものとみなして、被災連合組織を応援するものとする。
- 2 前項の規定による応援は、連合組織が自らの構成府県市に対象府県市を割り当てて行うものとする。
 - 3 前項の規定により対象府県市を割り当てられた応援府県市は、必要に応じて職員を当該対象府県市に派遣して情報収集を行い、その情報に基づき応援するものとする。

(応援経費の負担)

- 第7条** この協定に基づく応援に要した経費は、原則として支援を受けた府県市が負担するものとする。ただし、被災県と応援を行った構成府県市との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。
- 2 前項に関わらず前条の情報収集に要した経費は、当該情報収集を行った応援府県市が負担するものとする。
 - 3 第1項の対象府県市が同項の応援に要した経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該対象府県市から要請があったときは、応援府県市は、当該経費を一時的に繰り替えて、支弁するものとする。

(平常時の協力)

- 第8条** 甲及び乙は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。
- (1) 防災組織体制等に関する情報交換
 - (2) 情報伝達訓練等の応援調整に関する防災訓練の実施
 - (3) その他防災に関する業務

(事務局)

- 第9条** 甲及び乙は、この協定の円滑な運用を図るため、それぞれこの協定に係る事務局を置く。
- 2 前項の事務局は、甲乙間及びそれぞれの連合組織における協定の運用に係る調整に当たる。
 - 3 甲の事務局は、関西広域連合広域防災局とする。
 - 4 乙の事務局は、四国知事会常任世話人県防災担当部局とする。

(他の協定との関係)

- 第10条** この協定は、甲及び乙並びにその構成府県市が別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(協議)

- 第11条** この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度甲乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年6月6日

甲 関西広域連合
広域連合長 井戸敏三

乙 四国知事会
常任世話人
香川県知事 浜田恵造

災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人ボランティアドッグ育成センター（以下「乙」という。）は、徳島県内外において大規模災害等が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、捜索活動のために必要があると認めるときは、乙に対して災害救助犬の出動を要請するものとする。

2 甲は、前項の要請をするときは、様式第1号により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

（出動）

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

2 乙は、出動体制が整ったときは、速やかに甲に様式第2号により出動部隊の構成、現場到着予定時刻等、必要な事項を甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により連絡し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（捜索活動の実施等）

第3条 乙に属する災害救助犬チームの構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害現場においては、甲の指定する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

2 この協定に基づく業務の終了は、現場指揮者が捜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により捜索活動の続行が不可能になったときとする。

3 乙は、捜索活動が完了したときは、速やかに様式第3号を甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条第1項の規定に基づく出動に関する経費は、甲の負担とする。

（損害賠償等）

第5条 この協定に基づく出動又は捜索活動に伴って構成員及び災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、次のとおりとする。

（1）甲が負担するもの

甲は、乙の構成員が救助活動中に死亡若しくは負傷し、又は救助活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例（昭和39年徳島県条例第64号）」の規定に準じてその損害を補償する。

(2) 乙が負担するもの

ア 乙は、乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

イ 乙は、災害救助犬が出動時の往復途上又は救助活動中に、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

(訓練の参加)

第6条 乙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第8条 この協定は、令和元年12月19日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年12月19日

甲 徳島県
徳島県知事 飯泉嘉門

乙 徳島県板野郡板野町川端字富の谷口34番地5
特定非営利活動法人
ボランティアドッグ育成センター
理事長 新田訓由

(様式第 1 号)

第 年 月 日 号

団体名
代表者 様

徳島県知事

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に係る出動要請書

災害時における災害救助犬の出動に関する協定第 1 条により，出動要請します。

災害の状況及び出動を要請する理由		
出動を要請する期間		
出動を希望する区域		
現場指揮者の所属、職、氏名及び連絡先	所属	
	職	
	氏名	
	連絡先	
その他必要な事項		

(様式第2号)

年 月 日

徳島県知事

様

住所
団体名
代表者

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に係る出動体制連絡書

災害時における災害救助犬の出動に関する協定第2条により、出動体制を連絡します。

出動責任者の 氏名、連絡先	氏名	
	連絡先	
出 動 人 員		
災 害 救 助 犬 の 頭 数		
出 動 時 間		
現 場 到 着 予 定 時 間		
そ の 他 必 要 な 事 項		

(様式第3号)

年 月 日

徳島県知事

様

住所
団体名
代表者

「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」に係る活動報告書

災害時における災害救助犬の出動に関する協定第3条により、災害救助犬の出動に係る活動内容を、次のとおり報告します。

活動年月日	出動部隊	活動時間	活動内容
年 月 日	救助犬 指導手 車 両 頭人 台	時 分 ～ 時 分 時間 分	
年 月 日	救助犬 指導手 車 両 頭人 台	時 分 ～ 時 分 時間 分	
年 月 日	救助犬 指導手 車 両 頭人 台	時 分 ～ 時 分 時間 分	
年 月 日	救助犬 指導手 車 両 頭人 台	時 分 ～ 時 分 時間 分	

※ 活動時間欄は、出動から帰宅までの時間（現地に宿泊する場合は活動終了時間）とする。

12-21 市町村別災害対策用ヘリコプター降着場適地一覧表

名称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能な ヘリコプター の大きさ	避難場所 との重複	UTM座標
眉山カントリークラブ	徳島市加茂名町東名東山99	徳島眉山ゴルフ (株)	088-631-3063	大		542683
サンピアゴルフクラブ	徳島市入田町安都真215-1	(株) サンピア	088-644-0777	大		497654
徳島カントリークラブ	徳島市入田町月ノ宮227	阿波総合開発(株)	088-644-3636	大		487679
鮎喰川河川敷緑地	徳島市国府町南岩延	徳島市公園緑地課	088-621-5295	大		538712
市民吉野川運動広場	徳島市上助任町天神	徳島市スポーツ振興 課	088-621-5426	大		588724
市民吉野川北岸運動 広場	徳島市応神町東真方	徳島市スポーツ振興 課	088-621-5426	大		560741
市民勝浦川運動広場	徳島市論田町和田開外	徳島市スポーツ振興 課	088-621-5426	大		603666
鮎喰川河川敷緑地	徳島市中島田町4丁目	徳島市公園緑地課	088-621-5295	大		543716
うずしおふれあい公園	鳴門市撫養町芥田字北浜157	鳴門市	088-686-8801	小	重複	634824
鳴門・大塚スポーツパーク	鳴門市撫養町立岩字4枚61	徳島県スポーツ振興 財団	088-685-3131	小	重複	649808
鳴門教育大学陸上競技場	鳴門市鳴門町高島字中島748	鳴門教育大学	088-687-6000	小	重複	636850
小松島高校運動場	小松島市日開野町高須	小松島高校校長	0885-32-2166	大		617627
海上自衛隊第24航空隊	小松島市和田島町洲端	第24航空隊司令	0885-37-2111	大		656628
立江運動広場	小松島市立江町字鍋寺36番地	小松島市教育委員会	0885-32-2700	中		630581
小松島南中学校グラウンド	小松島市立江町字赤石78-2	小松島南中学校	0885-38-6612	中	重複	636598
芝田小学校グラウンド	小松島市田野町字中須45番地	芝田小学校	0885-32-9100	小	重複	615606
児安小学校グラウンド	小松島市田浦町字近里27番地	児安小学校	0885-32-0171	小	重複	599624
JA東とくしまみはらしの丘あいさい広場 駐車場の一部	小松島市立江町字炭屋ヶ谷	東とくしま農業協同組 合組合長	0885-37-0990	中		631595
阿南市消防署	阿南市辰巳町1-33	阿南市消防本部	0884-22-1120	中	重複	705549
阿南中学校	阿南市見能林町南勘高1	阿南中学校長	0884-22-0539	中	重複	690517
阿南第一中学校	阿南市長生町西方589-1	阿南第一中学校長	0884-22-1404	中	重複	655541
阿南第二中学校	阿南市内原町竹の内143-1	阿南第二中学校長	0884-26-0203	中	重複	657485
加茂谷中学校	阿南市加茂町南不け1	加茂谷中学校長	0884-25-0012	中	重複	584528
かもだ岬温泉	阿南市椿町船瀬60-2	阿南市	0884-21-3030	小	重複	748438
横見那賀川河川敷	阿南市横見町長岡後	阿南市	0884-22-3394	大		684552
大野那賀川河川敷	阿南市中大野町北傍示	阿南市	0884-22-3394	大		623554
阿南市民グラウンド	阿南市新野町馬見2	阿南市	0884-22-3394	中		612449
阿南カントリークラブ	阿南市橘町江ノ浦88	阿南カントリークラブ	0884-27-1814	小		665487
南部ふるさとふれあい運動公園	阿南市橘町土井崎39-1	阿南市	0884-22-3394	小	重複	652457
徳島駐屯地グラウンド	阿南市那賀川町小延413-1	徳島駐屯地	0884-42-0991	大		676592
伊島運動広場	阿南市伊島町前島	伊島漁協	0884-33-1271	中		819448
羽ノ浦町民グラウンド	阿南市羽ノ浦町宮倉沢田82	阿南市	0884-44-5525	中	重複	648571

名称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能なヘリコプターの大きさ	避難場所との重複	UTM座標
辰己工業団地	阿南市辰巳町1-2	王子製紙 富岡工場	0884-22-2211	大		720548
持井橋河川敷ヘリポート	阿南市上大野町北豊年地先那賀川河川敷(右岸)	国土交通省那賀川河川事務所	0884-22-4360	小		615556
Jパワー&よんでんWaンダーランド	阿南市福井町舟端1	Jパワー&よんでんWaンダーランド	0884-34-3251	小		666457
阿南光高等学校(宝田)	阿南市宝田町今市中新開10-6	徳島県教育委員会教育総務課	088-621-3115	大	重複	667539
阿南光高等学校(新野)	阿南市新野町室ノ久保12	徳島県教育委員会教育総務課	088-621-3115	大	重複	426457
桑野川河川防災ステーション	阿南市富岡町庄境地先	国土交通省那賀川河川事務所	0884-22-9795	小		675532
椿町寺前ゲートボール場	阿南市椿町寺前73番地1	折野 晴隆	0884-33-0645	小		684431
阿南市立津乃峰地区防災公園	阿南市津乃峰町西分213番地1	阿南市	0884-22-9293	中	重複	669496
阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	阿南医療センター	0884-28-7777	小		
伊島小・中学校	阿南市伊島町瀬戸3番地2	阿南市	0884-22-3390	小	重複	
新野西小学校	阿南市新野町友常1番地	阿南市	0884-22-3390	小	重複	
コート・パール徳島	阿南市那賀川町みどり台1番地1	株式会社コート・パール徳島	0884-42-3441	小		
鴨島町民運動場	吉野川市鴨島町知恵島字北須賀東691	国土交通省徳島河川国道事務所吉野川鴨島出張所	0883-24-4334	大		400717
中ノ郷ヘリポート	吉野川市山川町大内575	吉野川市	0883-22-2235	小		271656
鴨島第一中学校	吉野川市鴨島町鴨島633-2	吉野川市教育委員会	0883-42-4113		重複	400706
鴨島東中学校	吉野川市鴨島町麻植塚215-3	吉野川市教育委員会	0883-42-4113		重複	423701
川島中学校	吉野川市川島町桑村2558	吉野川市教育委員会	0883-42-4113		重複	355689
川島大正池	吉野川市川島町桑村字新池広	吉野川市商工観光課	0883-22-2226			378681
吉野川市総合スポーツ運動場	吉野川市山川町字恵下45-1	吉野川市教育委員会	0883-42-4113	中		288669
山川中学校	吉野川市山川町前川261番地	吉野川市教育委員会	0883-42-4113	中	重複	293693
美郷中学校	吉野川市美郷川俣51	吉野川市教育委員会	0883-42-4113	中		313658
吉野中学校	阿波市吉野町西条字大西4-1	阿波市学校教育課	0883-36-8741	中	重複	419732
吉野グラウンド	阿波市吉野町西条字大西6-1	阿波市社会教育課	0883-36-8742	小	重複	421733
土成中学校	阿波市土成町吉田字一本松の一42	阿波市学校教育課	0883-36-8741	小	重複	400750
吉野川高等学校土成農場	阿波市土成町成当515	吉野川高等学校	088-695-3031	小	重複	377733
宮川内ダム公園	阿波市土成町宮川内字平間18・19地先	阿波市商工観光課	0883-38-8722	小		404790
土成緑の丘スポーツ公園	阿波市土成町土成字北原1	阿波市社会教育課	0883-36-8742	中		389758
河川敷公園	阿波市市場町香美字善入寺333番地先	阿波市建設課	0883-36-8733	中		346709
市場グラウンド	阿波市市場町市場字岸ノ下298-1	阿波市社会教育課	0883-36-8742	小		331724
阿波中学校	阿波市阿波町東原230	阿波市学校教育課	0883-36-8741	中	重複	295719
十川ゴム	阿波市阿波町東川原4番地の3	十川ゴム(株) 徳島阿波工場	0883-35-2110	中		264703
阿波土柱	阿波市阿波町北正広162-2	大塚聖一	0883-35-6047	大		273731
阿波市役所	阿波市市場町切幡字古田201-1	阿波市契約管財課	0883-36-8704	中		350737
美馬市吉野川河畔ふれあい広場	美馬市美馬町字宮前地先(四国三郎の郷の南側)	美馬市教育委員会地域学習推進課	0883-52-8011	大		079670
中鳥地区河川防災ステーション	美馬市美馬町中鳥地先	国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所	088-654-2211	小		084673

名称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能な ヘリコプター の大きさ	避難場所 との重複	UTM座標
喜来浜グラウンド	美馬市美馬町字大宮西地先 (吉野川北岸・喜来樋門西側)	美馬市教育委員会 地域学習推進課	0883-52-8011	中		124677
(仮称) 道の駅「み まの里」ヘリポート	美馬市美馬町字願勝寺7番地	美馬市 建設課	0883-52-5608	中		129686
重清北交流館・山人 の里グラウンド	美馬市美馬町字狙ヶ内2番地3	美馬市	0883-52-5605 0883-52-5609	中	重複	116722
美馬竜王の郷	美馬市美馬町字入倉657番地	美馬市 長寿・障がい 福祉課	0883-52-5605	小	重複	139732
小星園グラウンド	美馬市脇町字小星748番地1	社団法人 徳島 県身体障害者連合会 小星園	0883-52-5280	中		165694
脇町吉野川河川敷グ ラウンド	美馬市脇町大字脇町字中須地先(コ メリ南側)	美馬市教育委員会 地域学習推進課	0883-52-8011	大		207699
ホウエツ病院ヘリ ポート	美馬市脇町大字猪尻字八幡神社下 南130番地3	医療法人芳越会 院 長 林 秀樹	0883-52-1095	中		221695
中ノ谷ふれあいの里	美馬市脇町字川原柴221番地	美馬市 長寿・障がい 福祉課	0883-52-5605	小	重複	184739
江原北小学校グラウ ンド	美馬市脇町西赤谷3744番地2	美馬市教育委員会 教育総務課	0883-52-8010	小	重複	236747
清水地域活動セン ターグラウンド	美馬市脇町字西俣名1069番地	美馬市 暮らし・人権課	0883-52-8009	中	重複	222798
東俣ふれあいの里	美馬市脇町字東俣名320番地	美馬市 長寿・障がい 福祉課	0883-52-5605	小	重複	256773
三島中学校グラウン ド	美馬市穴吹町三島字三谷356番 地	美馬市教育委員会 教育総務課	0883-52-8010	中	重複	194686
穴吹高等学校第2グ ラウンド	美馬市穴吹町三島字舞中島地先	穴吹高等学校	0883-52-2108	大		217692
(仮称) 美馬市役所 ヘリポート	美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地	美馬市 総務課	0883-52-1212	中		233684
穴吹中学校グラウン ド	美馬市穴吹町井口23番地	美馬市教育委員会 教育総務課	0883-52-8010	中	重複	231672
宮内交流の里	美馬市穴吹町口山字宮内52番地	美馬市 長寿・障がい 福祉課	0883-52-5605	小	重複	214634
貢公園	美馬市木屋平字貢397番地5	美馬市 観光交流課	0883-52-5610	小		264584
木屋平複合施設グ ラウンド	美馬市木屋平川井224番地	美馬市 木屋平市民 サービスセンター	0883-68-2111	中	重複	271551
中尾山高原多目的広 場	美馬市木屋平太合カケ445番地 68	美馬市 観光交流課	0883-52-5610	中		202515
川上ヘリポート	美馬市木屋平字川上997番地	西部総合県民局 県土 整備部	0883-53-2392	中		202497
王地小学校運動場	三好市三野町加茂野宮1393	三好市学校教育課	0883-72-3555	小	重複	068684
三野中学校運動場	三好市三野町芝生1230番地先	三野中学校長	0883-77-2024	小	重複	047672
三好市三野サッカー 場	三好市三野町芝生1293番11地先	三好市生涯学習・ス ポーツ振興課	0883-72-3900	小	重複	044681
太刀野山地域多目的 施設グラウンド	三好市三野町太刀野山3791番地	三好市地方創生推進 課	0883-72-7607	小	重複	021706
三野健康防災公園	三好市三野町清水原縁20番地1	三好市生涯学習・ス ポーツ振興課	0883-72-3900	大		074670
辻小学校運動場	三好市井川町辻53番地1	辻小学校長	0883-78-2041	小	重複	964658
井内小学校運動場	三好市井川町井内西4896-1	三好市学校教育課	0883-72-3555	小	重複	965625
井川中学校運動場	三好市井川町タクミ田100-2	井川中学校長	0883-78-2076	小	重複	956660
池田高校辻校グラウ ンド	三好市井川町御領田61-1	辻高校長	0883-78-2331	中	重複	962660
三好市井川グラウンド	三好市井川町野津後流67	三好市生涯学習・ス ポーツ振興課	0883-72-3917	中	重複	961662
井川スキー場第3駐 車場	三好市井川町井内東519-91	三好市まるごと三好 観光戦略課	0883-78-3003	小		973586
井川町井内ヘリポ ート	三好市井川町西井内1040-1	三好市危機管理課	0883-72-7625	小		964617
三好病院ヘリポート	三好市池田町シマ815-2	三好病院	0883-72-1131	小		909659
三縄小学校運動場	三好市池田町中西イバ508番地1	三好市学校教育課	0883-72-3555	小	重複	885624
馬路小学校運動場	三好市池田町馬路立石33番地1	三好市学校教育課	0883-72-3555	小	重複	834639

名称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能な ヘリコプター の大きさ	避難場所 との重複	UTM座標
佐野地域多目的施設	三好市池田町佐野金氏942番地	三好市学校教育課	0883-72-3555	小	重複	803631
旧漆川小学校運動場	三好市池田町漆川小林1900番地	三好市学校教育課	0883-72-3555	小	重複	913618
旧池田第一中学校運動場	三好市池田町白地本名869番地先	三好市管財課	0883-72-7635	小	重複	875643
池田高校グラウンド	三好市池田町ウエノ2834	池田高校長	0883-72-1280	中	重複	897663
丸山公園ヘリポート	三好市池田町ウエノ2752先	三好市工務課	0883-72-7623	小	重複	887659
三好市吉野川運動公園	三好市池田町イタノ3184	池田総合体育館	0883-72-5755	小	重複	880656
沼谷の里公園	三好市池田町佐野北沼谷722番地19	三好市管理課	0883-72-7681	小		792633
シンヤマ多目的広場	三好市池田町シンヤマ3797番地7	生涯学習・スポーツ振興課	0883-72-3917	中		884653
三好洞草運動場	三好市池田町西山岡田402	生涯学習・スポーツ振興課	0883-72-3917	小	重複	890674
下名小学校運動場	三好市山城町下名1001番地1	三好市学校教育課	0883-72-3555	小	重複	865485
大野地域多目的施設	三好市山城町大野519番地	三好市地方創生推進課	0883-72-7607	小	重複	812591
平野地域多目的施設	三好市山城町平野56番地1	三好市地方創生推進課	0883-72-7607	小	重複	794564
塩塚高原展望台駐車場	三好市山城町平野285番地3	三好市管財課	0883-72-7635	小		785547
三好市山城総合グラウンド	三好市山城町相川415	三好市生涯学習・スポーツ振興課	0883-72-3917	中	重複	851613
西祖谷中学校運動場	三好市西祖谷山村東西岡8番地	三好市生涯学習・スポーツ振興課	0883-72-3900	小	重複	872496
有瀬地域多目的施設	三好市西祖谷山村有瀬414番地	三好市地方創生推進課	0883-72-7607	小	重複	887450
重末残土処理場跡地	三好市西祖谷山村重末348番地2外	三好市西祖谷総合支所	0883-87-2211	小		903487
西祖谷一字運動公園	三好市西祖谷山村一字251番地	三好市学校教育課	0883-72-3555	小	重複	904513
善徳防災広場	三好市西祖谷山村善徳65番地1	三好市西祖谷支所	0883-87-2211	小		917490
かずら橋イベント広場駐車場	三好市西祖谷山村今久保345番地1	三好市まるごと三好観光戦略課	0883-87-2200	小	重複	920488
名頃地域多目的施設	三好市東祖谷菅生640番地8	三好市管財課	0883-72-7635	小	重複	094465
栃之瀬地域多目的施設	三好市東祖谷新居屋73番地	三好市管財課	0883-72-7635	小	重複	976467
東祖谷小・中学校(統合)運動場	三好市東祖谷下瀬12番地1	学校長	0883-88-2440	中	重複	004488
三好市東祖谷山村広場	三好市東祖谷菅生28番地	三好市東祖谷総合支所	0883-88-2211	小	重複	056482
東祖谷小川ヘリポート	三好市東祖谷小川49番地1地先	三好市東祖谷総合支所	0883-88-2211	小		976452
勝浦町星谷運動公園	勝浦郡勝浦町大字星谷字石田19-1	勝浦町	08854-2-2511	大	重複	559552
上勝町彩公園	勝浦郡上勝町正木西浦	上勝町	08854-6-0111	小		465538
中央運動公園	妙東軍佐那河内村上字南浦12-3	佐那河内村教育委員会	088-679-2817	中	重複	
大川原ヘリポート	妙東軍佐那河内村上字大川原5-7	佐那河内村総務課	088-679-2113	中	単独	
石井中学校	名西郡石井町高川原字高川原121-4	石井町教育委員会	088-674-7505	小	重複	483705
石井河川防災ステーション	名西郡石井町藍畑西覚円1282番地の1地先	国土交通省徳島河川国道事務所	088-654-2211	大	重複	460724
前山公園グラウンド	石井町石井字城ノ内923	石井町建設課	088-674-1117	小	重複	478687
石井町地域防災交流センター	石井町石井字石井365-1	石井町危機管理課	088-674-1171	小		489701
神山町民総合運動場	名西郡神山町神領大埜地396	神山町教育委員会	088-676-1111	小		408590
徳島県立神山森林公園	名西郡神山町阿野字大地459-1	徳島県林業振興課	088-621-2482	大		469652

名称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能な ヘリコプター の大きさ	避難場所 との重複	UTM座標
相生中学校グラウンド	那賀郡那賀町延野字大原138	那賀町教育委員会	0884-62-1106	小		521424
上那賀グラウンド	那賀郡那賀町小浜字経塚2-4	那賀町教育委員会	0884-62-1106			421412
那賀高校平谷分校グラウンド跡	那賀郡那賀町平谷字北側21-1	那賀町教育委員会	0884-62-1106			354391
日野谷グラウンド	那賀郡那賀町大久保字中西28-1	那賀町教育委員会	0884-62-1106			485394
相生森林体験交流施設	那賀郡那賀町平野字大平間10	那賀町	0884-62-1121			480439
木沢グラウンド	那賀郡那賀町坂州字高山平7-1	那賀町	0884-62-1121			352431
四電大美谷グラウンド	那賀郡那賀町出羽字中櫛木屋8	四国電力(株)小見野々ダム	0884-67-0322	小		378454
岩倉ヘリポート	那賀郡那賀町岩倉字山神本4-3	那賀町	0884-62-1121	小		232455
木頭中学校グラウンド	那賀郡那賀町木頭和無田字ヨシノ15	那賀町教育委員会	0884-62-1121	小	重複	258372
わじき工業団地	那賀郡那賀町小仁字小原2-2-1	大塚製菓(株)徳島フジキ工場	0884-62-3181	大		528456
木頭北川グラウンド	那賀郡那賀町木頭北川字船谷口3	那賀町教育委員会	0884-62-1106			170374
海川ヘリポート	那賀郡那賀町海川字サソウ1-1	那賀町	0884-62-1183	小		309380
鎌瀬ヘリポート	那賀郡那賀町横石大字鎌瀬154	那賀町	0884-62-1183	小		490399
牟岐中学校グラウンド	海部郡牟岐町川長市宇谷100	牟岐中学校長	0884-72-0066	中	重複	467259
徳島県立牟岐少年自然の家	海部郡牟岐町灘字東谷116-35	自然の家 所長	0884-72-2811	小		483256
内妻公園グラウンド	海部郡牟岐町内妻字白木4-4	牟岐町教育委員会	0884-72-0107	小		453243
出羽島地区ヘリポート	海部郡牟岐町大字牟岐浦字出羽島46-12	牟岐町総務課	0884-72-3411	小	重複	465219
大戸地区ヘリポート	海部郡牟岐町大字中村字大戸80-6,82-1	牟岐町総務課	0884-72-3411	中		454245
由岐小学校	海部郡美波町西の地谷裏76-1	美波町教育委員会	0884-77-3620	小		628374
美波町由岐B&G海洋センター	海部郡美波町田井字小野52	美波町教育委員会	0884-77-3620	小		617370
日和佐飛行場外着陸場	海部郡美波町奥河内字井ノ上13-2	美波町消防防災課	0884-77-3619	小		567328
旧水産高校グラウンド	海部郡美波町奥河内字弁財天23-1	徳島県教育委員会	088-621-3188	小		567319
玉厨子農村公園	海部郡美波町山河内字本村206-1	美波町総務企画課	0884-77-3611	小		528312
日和佐中学校	海部郡美波町西河内字大久保76-1	美波町教育委員会	0884-77-3620	小	重複	567334
阿部場外	海部郡美波町阿部字東谷649	徳島県観光協会	088-652-8777	小		666392
日和佐グラウンド	海部郡美波町日和佐浦314-2	美波町教育委員会	0884-77-3620	小		573327
川上農村広場	海部郡海陽町神野柿谷136	海陽町	0884-73-1211	大		366248
ピクニック公園	海部郡海陽町浅川ヒムロ谷5-9	海陽町	0884-73-1234	中		418200
蛇王運動公園	海部郡海陽町浅川字西福良2-3	海陽町	0884-74-3111	大		417202
奥浦町民グラウンド	海部郡海陽町奥浦堤ノ外32	海陽町教育委員会	0884-73-0507	中		404174
野江町民グラウンド	海部郡海陽町野江西ノ内22	海陽町教育委員会	0884-73-0507	中		379182
漁火の森公園	海部郡海陽町奥浦字鹿ヶ谷58-7	海陽町	0884-73-1234	中		399166
穴喰中学校グラウンド	海部郡海陽町久保北田5	穴喰中学校長	0884-76-2048	大		349149
穴喰県民グラウンド	海部郡海陽町久保北田98-1	海陽町	0884-76-1513	大		350148
海南文化村駐車場	海部郡海陽町四方原字杉谷7-3	海陽町教育委員会	0884-73-3100	小		403195

名称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能な ヘリコプター の大きさ	避難場所 との重複	UTM座標
県立海部高等学校第2グラウンド	海部郡海陽町四方原字馬谷1	県立海部高等学校長	0884-73-1371	中		407192
町民松原グラウンド	海部郡海陽町大里字松原3-4-5	海陽町教育委員会	0884-73-1234	小		410185
松茂町交流拠点	板野郡松茂町広島三番越10	松茂町	088-699-2111	小	重複	615773
北島中央公園グラウンド	板野郡北島町中村中内1	北島町	088-698-2211	小	重複	590765
藍住中学校グラウンド	板野郡藍住町奥野矢上前18-1	藍住中学校長	088-692-2505	大	重複	537760
道の駅「いたの」	板野郡板野町川端中手崎39-5	板野町総務課	088-672-5980	小	重複	515774
板野町田園パーク町民スポーツガーデン	板野郡板野町犬伏東スカ37	板野町教育委員会	088-672-3333	小	重複	499776
御所カントリークラブ	板野郡上板町引野字安楽寺谷90-10	クラブ支配人	088-694-3135	小		428772
上板中学校グラウンド	板野郡上板町神宅西金屋44	上板町教育委員会	088-694-3111	小	重複	457761
上板町ファミリースポーツ公園	板野郡上板町七條天王7	上板町教育委員会	088-694-3111	小	重複	458758
吉野川河川敷公園(ゆうゆうパーク)	美馬郡つるぎ町貞光字大須賀11番地先	つるぎ町交流促進課	0883-62-3111	中		130673
貞光中学校グラウンド	美馬郡つるぎ町貞光字中須賀52	つるぎ町教育委員会	0883-62-2331	中	重複	136667
半田中学校グラウンド	美馬郡つるぎ町半田田井2-8-2	つるぎ町教育委員会	0883-62-2331	小	重複	105660
剣山スキー場	美馬郡つるぎ町一字桑平	つるぎ町役場一字支所	0883-67-2111	中		128490
端山公民館(端山住民福祉センター)	美馬郡つるぎ町貞光字東丸井5	つるぎ町総務課	0883-62-3111	中	重複	147637
旧八千代中学校グラウンド	美馬郡つるぎ町半田字日開野1-2-2	つるぎ町教育委員会	0883-62-2331	中	重複	103623
旧紙屋小学校グラウンド	美馬郡つるぎ町半田字紙屋2-0-2	つるぎ町教育委員会	0883-62-2331	小	重複	085601
旧古見小学校グラウンド(旧一字中学校)	美馬郡つるぎ町半田字太刀之本5-4	つるぎ町教育委員会	0883-62-2331	中	重複	134572
三好中学校グラウンド	三好郡東みよし町昼間1893	三好中学校長	0883-79-2159	中	重複	963670
東みよし町小川谷運動公園	三好郡東みよし町昼間2597	東みよし町教育委員会	0883-79-3630	中	重複	946669
三好総合運動公園	三好郡東みよし町足代3936-1	東みよし町教育委員会	0883-79-3630	大	重複	979681
水辺の楽校ぶぶるパークみかも	三好郡東みよし町西庄横手1	東みよし町産業課	0883-79-5339	大	重複	022676
法市ヘリポート	三好郡東みよし町東山字法市292-1	東みよし町総務課	0883-82-6303	中	重複	967695
男山ヘリポート	三好郡東みよし町東山字男山861-34	東みよし町	0883-82-6303	小		961737
岸上ヘリポート	三好郡東みよし町東山字光清201	東みよし町	0883-82-6303	小		954707
三加茂中学校Bグラウンド	三好郡東みよし町西庄横手40	三加茂中学校長	0883-82-2226	中		019674
加茂山ヘリポート	三好郡東みよし町西庄字日浦68番地	東みよし町	0883-82-6303	小		014635
大藤ヘリポート	三好郡東みよし町毛田2436番地1	東みよし町	0883-82-6303	小(21m)	重複	062614

中四国サミットふるさと納税代行受付による災害時相互応援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中四国サミット構成県」という。）並びに一般社団法人中国経済連合会及び四国経済連合会は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害（以下「災害等」という。）が発生した場合、災害等が発生した中四国サミット構成県（以下「被災県」という。）を支援するため、災害等の発生後、速やかにふるさと納税による寄附支援を受け付けるとともに、業務の負担軽減を図ることを目的としてふるさと納税代行受付（以下「代行受付」という。）による災害時相互応援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（代行受付相互応援）

第1条 中四国サミット構成県内で災害等が発生した場合、被災県に対し、別に定める方法により代行受付を実施する。

2 中四国サミット構成県、一般社団法人中国経済連合会及び四国経済連合会は、代行受付に当たっての必要な協力をする。

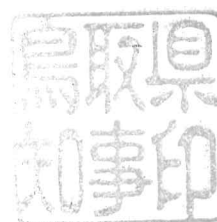
（その他）

第2条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、構成団体が協議して定める。

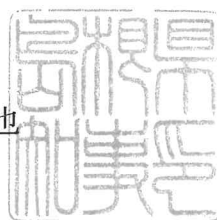
以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書11通を作成し、各構成団体が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和元年9月1日

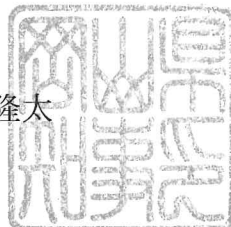
鳥取県知事 平井 伸治



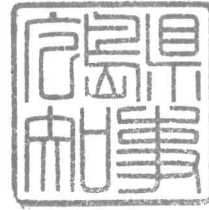
島根県知事 丸山 達也



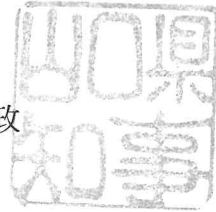
岡山県知事 伊原木 隆太



広島県知事 湯崎 英彦



山口県知事 村岡 嗣政



徳島県知事 飯泉 嘉門



香川県知事 浜田 恵造



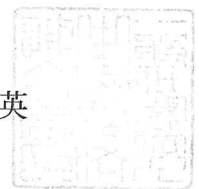
愛媛県知事 中村 時広



高知県知事 尾崎 正直



一般社団法人中国経済連合会会長 荻田 知英



四国経済連合会会長 佐伯 勇人



中四国サミットふるさと納税代行受付による災害時相互応援実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、中四国サミットふるさと納税代行受付による災害時相互応援に関する協定に基づき、協定の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(代行受付相互応援)

第2条 中四国サミット構成県（以下「構成県」という。）内で災害等が発生し、第3項の規定に該当する場合、被災県に対し、第2項に定める応援県が代行受付を実施する。

2 応援県は、被災県ごとに別表1及び2のとおり定める。なお、別表2については、第1順位の応援県の代行受付が困難な場合は、速やかに次の順位の応援県に連絡を行い、第2順位の応援県がそれぞれの順位により代行受付を実施する。ただし、応援県以外の構成県が、被災県の代行受付を実施することを妨げない。

3 応援県は、次のいずれかに該当する場合、代行受付を実施する。

(1) 被災県から応援県に対し、代行受付実施の意向が示されたとき。

(2) 応援県が災害等の実態に照らして代行受付が必要と判断し、被災県が了承したとき。ただし、被災県に甚大な被害が推測される場合は、応援県の判断で代行受付を実施することができる。

4 応援県は、代行受付を開始又は終了したときは、全ての構成県、一般社団法人中国経済連合会及び四国経済連合会（以下「構成団体」という。）に代行受付を開始又は終了した旨の報告を行う。

5 次回中四国サミット開催県は、各応援県が受け付けた寄附件数及び寄附金額（以下「寄附件数等」という。）について、寄附件数等が確定するまでの間、適宜、集計を行い、全ての構成団体へ報告を行う。ただし、当該中四国サミット開催県が被災県の場合は、別表2に掲げる当該被災県に対する中国・四国ブロックの応援県が代わって行う。

6 応援県以外の構成団体は、代行受付に当たっての必要な協力（広報等）をする。

(応援県の代行受付)

第3条 応援県の代行受付の実施内容は次のとおりとする。

(1) 代行受付窓口（ホームページ等）の開設

(2) 寄附金受入

(3) 寄附証明書等発行

(4) 礼状発行

(5) ふるさと納税ワンストップ特例制度対応

(6) 代行受付に必要な予算措置

(実施期間)

第4条 代行受付の実施期間は、1ヶ月を目安とし、被災県と応援県で協議の上、実施期間を決定する。

(代行受付に要する経費の負担等)

第5条 応援県は、代行受付により受け入れた寄附金に相当する額を被災県へ支出する。ただし、代行受付に係る寄附金決済手数料（クレジット決済手数料、郵便局払込手数料等）及び第3条第3号から第5号までの実施に係る文書送付に要する経費を寄附金から差し引くものとする。

2 支出の方法及び時期は、被災県と応援県で協議して決定する。

3 代行受付により受け入れた寄附金に対する返礼品は贈呈しないものとする。

(その他)

第6条 この要領に定める事項について疑義が生じた場合又はこの要領に定めのない事項については、構成団体が協議して定める。

附則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

別表1 (第2条第2項関係)

【中国ブロック】

被災県	応援県
鳥取県	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 (被災県を除く。)
島根県	
岡山県	
広島県	
山口県	

【四国ブロック】

被災県	応援県
徳島県	徳島県、香川県、愛媛県、高知県 (被災県を除く。)
香川県	
愛媛県	
高知県	

別表2 (第2条第2項関係)

【中国・四国ブロック】

被災県	応援県	
	第1順位	第2順位
鳥取県	徳島県	山口県
島根県	高知県	愛媛県
岡山県	香川県	高知県
広島県	愛媛県	徳島県
山口県	高知県	香川県
徳島県	鳥取県	広島県
香川県	岡山県	鳥取県
愛媛県	広島県	島根県
高知県	島根県 山口県	岡山県

1 2 - 2 3 徳島県の広域物資輸送拠点一覧表

施設名	所在地	第二次拠点
県立防災センター備蓄倉庫／屋内集配施設	北島町	
鳴門総合運動公園陸上競技場バックスタンド	鳴門市	
野外交流の郷まぜのおか・南部防災館	海陽町	●
阿波市交流防災拠点施設	阿波市	●
南部健康防災公園 屋内多目的練習場	阿南市	●
西部健康防災公園 西部防災館別館	美馬市	
県立東部防災館 (R5.4供用開始)	徳島市	
蔵本公園 50mプールサイド (R5.6供用開始)	徳島市	

12-24 関西広域連合が締結する協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
1	災害時における帰宅困難者支援に関する協定	平成23年9月22日 平成24年1月22日	コンビニ事業者等27社	被災県の依頼→事業者が可能な範囲で支援ステーションを設置し、帰宅困難者への支援を行う。	役務等
2	大規模災害時における救援物資の提供及び調達に関する協定	平成25年2月25日	プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社	被災県の要請→乳幼児用紙おむつや生理用品等を提供する。	物資
3	災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定	平成25年3月5日	民間航空事業者6社(近畿2府7県及び関西広域連合との協定)	被災県の要請→ヘリコプターを使用し、物資や人員の輸送	輸送
4	船舶による災害時の輸送等に関する協定	平成25年3月27日	近畿旅客船協会、神戸旅客船協会	被災県の要請→船舶を使用した、被災者、物資、資機材等の輸送支援。	自治体間協定
5	復興まちづくりの支援に関する協定	平成25年3月29日	阪神・淡路まちづくり支援機構	まちづくりのための専門相談を実施する場合や、市町村及び地域の復興まちづくり推進組織等から専門家の派遣要請があった場合に、被災県が要請→適宜専門家を派遣。	自治体間協定
6	関西ゴルフ連盟、徳島県ゴルフ協会	平成25年8月29日	危機発生時の支援協力に関する協定	被災県の要請→施設を緊急避難地として提供。	役務
7	災害時におけるボランティア支援に関する協定	平成27年5月17日	ライオンズクラブ国際協会335複合地区	被災県の要請→災害ボランティアの実施。関西広域連合の構成団体は、災害ボランティア活動の支援を実施。	役務
8	原子力災害時の放射線被ばくの防止に関する協定	平成27年8月17日	近畿2府8県放射線技師会など11団体	府県の要請→放射線被ばくの防止に関する役務の提供。	役務
9	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	平成27年8月17日	近畿2府8県他県業協会など22団体	府県の要請→提供可能な空き家情報等の提供等。	自治体間協定
10	大規模広域災害時のケルバスによる緊急輸送に関する協定	平成27年12月2日	近畿2府8県バス協会10団体	被災県の要請→バスを使用した、被災者、物資、資機材等の輸送支援。	輸送
11	災害時における被災地支援に関する協定	平成28年9月28日 →平成29年7月19日変更	日本青年会議所近畿地区協議会	府県の要請→物的支援、ボランティア活動の資機材支援等。	物資
12	安定ヨウ素剤の貸与に関する覚書	平成28年9月21日	関西電力株式会社	関西広域連合の要請→ヨウ素剤の貸与。	物資
13	大規模災害時のフォークリフトの提供に関する協定	令和2年3月19日	トヨタL&F各社(6社)	府県の要請→フォークリフトの提供、運搬。	資機材
14	大規模災害時における連携・協力に関する協定	令和2年3月26日	西日本電信電話株式会社 関西電力株式会社 大阪ガス株式会社	平時からの情報共有、復旧における連携・協力等	役務

第 1 3 流出油災害に関する資料

1 3 - 1 徳島県排出油等防除協議会会則

(目 的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会として、主として徳島県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油又は有害液体物質による被害の局限化を図ることを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 この協議会の名称を「徳島県排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除計画の策定
 - イ 情報の共有化
 - ロ 人員、船艇及び防除資機材等の動員に関する調整
 - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
 - ニ その他必要事項
- (2) 排出油等の防除に必要な設備及び防除資機材等の整備の推進
- (3) 排出油等の防除活動の連携の推進
- (4) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- (5) 排出油等の防除に関する研修及び訓練の実施
- (6) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議
- (7) その他排出油等の防除に必要な事項

(組 織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び会員をもって構成する。

- 2 会長は、徳島海上保安部長をもってあて、会務を総理する。
- 3 副会長は、徳島県危機管理局長をもってあて、会長を補佐する。
- 4 会員は、徳島県沿岸海域において排出油等の防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指定する職員とする。

(会 議)

第5条 協議会の会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

- 2 定例会議は年1回開催し、臨時会議は必要がある場合開催する。

(地区協議会)

第6条 協議会の円滑かつ実効ある活動を確保するため、鳴門、徳島、小松島、阿南及び海部の5地区に地区協議会を置く。

- 2 地区協議会は、原則として各地区において排出油等防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指定する職員によって構成する。
- 3 地区協議会に、地区会長及び地区副会長を置く。
- 4 地区会長及び地区副会長は、地区内の市、町又は消防機関の中から会長が指名する。
- 5 地区協議会に必要な細則は、別に定める。

(資料の提出等)

第7条 会員は、排出油等の防除に必要な次の資料を年1回(4月1日現在)会長へ提出する。

ただし、防除能力に大幅な変更又は連絡系統に変更等があった場合には、その都度、会長へ報告する。

- ① 設備及び資機材の整備並びに保有状況
 - ② 情報連絡体制(連絡担当者、昼夜間時の連絡先)
 - ③ その他必要な事項
- 2 会長は、資料を取りまとめ、会員へ配付するとともに、協議会と地理的に隣接する協議会(以下「隣接協議会」という。)にも配付する。

(訓練)

第8条 排出油等の事故発生時における会員の防除活動を演練するため、毎年1回以上訓練を実施する。

(情報提供)

第9条 会長は、大量の油又は有害液体物質の排出があったとき、若しくはそのおそれがあるときは、別に定める連絡系統により会員に対し、すみやかに事故に関する情報を提供するものとする。

(防除活動等)

第10条 会員は、それぞれの立場に応じて、事前に調整された排出油等の防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(隣接協議会等との協力)

第11条 協議会は、隣接協議会等との「排出油等防除の相互応援に関する協定書」に基づき、排出油等防除活動に関し相互に協力するものとする。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第12条 会長は、会員による排出油等防除活動が行われる場合、必要に応じて、総合調整本部を設け、情報の共有化を図るとともに、防除活動の調整を行うものとする。

2 会長は、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者（保険査定人を含む。）、独立行政法人海上災害防止センターの職員及びその他防除措置を講ずるために有効であると認められる者等協議会会員以外の関係者も総合調整本部に参加させることができる。

(活動状況の連絡)

第13条 会長は、会員及び隣接協議会の会員が出動している場合、その状況に応じて活動状況について各会員に連絡する。

(災害対策本部等との連携)

第14条 前条の総合調整本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項に基づく「災害対策本部」又は石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第29条第1項に基づく「石油コンビナート等現地防災本部」等が設置された場合には、当該本部と密接な連携のもとに活動を行う。

(経費の求償)

第15条 排出油等の防除活動に要した経費の求償は、それぞれの会員が行うものとし、協議会は必要に応じて事務が円滑に行われるよう調整を図るものとする。

(災害補償)

第16条 排出油等防除活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し若しくは疾病し、又は著しい障害を有することとなった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した者が所属する会員（機関）があたるものとする。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第17条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、徳島県沿岸海域に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(経 費)

第18条 協議会の運営に必要な経費は、会員である徳島海上保安部、徳島県及び市町が負担する。

ただし、会議において定めるところにより、他の会員にも負担させることができる。

(会 計)

第19条 会長は、協議会における毎年度の経費の歳入歳出予算を、その年度の定例会議に提出し、承認を受けなければならない。

2 会長は、経費の歳入歳出の収支計算書、金銭出納簿等を備え、協議会の出納の一切をこれに登録し、収入支出証拠を保存しなければならない。

3 会長は、毎年度末における歳入歳出の収支決算書を調整して、定例会議に提出し、会員の承認を受けなければならない。

(庶 務)

第20条 協議会の庶務は、徳島海上保安部において行う。

(協 議)

第21条 この会則に疑義が生じた場合又はこの会則に定めのない事項について協議の必要がある場合は、その都度協議し決定する。

付 則

この会則は、平成9年7月14日から施行する。

改 正

平成10年9月1日

平成12年3月1日

平成13年4月1日

平成16年6月28日

平成17年5月30日

平成19年5月22日

平成20年6月13日

1 3 - 2 徳島県排出油等防除協議会 運営要領

1 防除活動の範囲について（第1条関連）

防除活動の範囲は、原則として徳島県沿岸海域とするが、その海域以外で発生した排出油等についても、徳島県沿岸海域に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合及びその排出油等が発生している隣接協議会等から資機材の動員要請があった場合、会長は、副会長及び地区会長と協議し対応する。

2 地区協議会について（第6条関連）

会則第6条第5項に基づく細則は、別添1のとおりとする。

3 資料の提出について（第7条関連）

- (1) 排出油等防除に必要な施設及び資機材の整備並びに保有状況等に関する資料は、別添2により整理するものとし、会員はこの様式により資料の提出を行う。
- (2) 会長は、その他排出油等の防除に関する資料が必要と認める場合には、その都度会員に対し、必要事項の調査及び資料の提出を要請する。
- (3) 会長は、協議会の業務に資するため、隣接協議会から配付された資料についても、これを会員に配付する。

4 訓練について（第8条関連）

- (1) 訓練は、会議の承認を得て実施する。
- (2) 訓練は、原則として2～3年間に各地区が参加できる訓練とする。
- (3) 訓練に要する経費については、原則として訓練に参加する機関が個々に負担する。

5 情報提供について（第9条関係）

- (1) 会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合には、その量（予想量）、排出場所等を関係会員に対し通知する。
- (2) 情報の通知手段は、別途各地区排出油等防除計画に定めるものとする。

6 排出油等防除活動の実施について（第10条関連）

- (1) 会員がそれぞれの立場で行う排出油等防除活動等は、各会員の能力、権限に応じて、おおむね次のとおりとする。なお、各会員の実施可能な標準的活動等の内容は、次に参考掲載する。

① 情報の収集及び伝達

- イ 事故に関すること
- ロ 付近海域及び地域に関すること

- ハ 原因者の措置等に関すること
- ニ その他排出油等防除活動に必要なこと
- ② 警戒区域の安全対策
 - イ 警戒区域の設定
 - ロ 火気使用の制限
 - ハ 航行の制限，管制，立入禁止
 - ニ 移動命令，避難命令
- ③ 広報活動
 - イ 沿岸住民，漁業関係者及び船舶等への広報
 - ロ 報道機関への広報
- ④ 排出油等防除資材の提供及び輸送
 - オイルフェンス，油処理剤，油吸着材等の提供及び輸送
- ⑤ 排出油等防除作業
 - イ 排出源の油等瀨取り等排出防止作業
 - ロ オイルフェンス等の展張作業
 - ハ 油処理剤，油吸着材等による排出油等の除去作業
 - ニ 油回収船等による排出油等の回収作業
 - ホ 砂浜，構造物等の沿岸及び海岸施設の清掃作業
- ⑥ 廃棄物等の処理
 - イ 使用済み吸着材等の処理
 - ロ 回収油等の処理
- ⑦ 人命救助及び救護作業

(2) 防除活動等を行う会員は，使用する資機材の量，出動人員及び船艇名，出動予定時間，現場到着時間，現場責任者及び連絡手段（携帯電話等）等，排出油等防除活動勢力の把握に必要な事項を総合調整本部に連絡する。なお，出動勢力等に変更を生じた場合も同様とする。

(3) 防除活動等を行う会員の現場責任者は，総合調整本部と逐次連絡をとり，現場の状況及び作業の進捗状況を報告するとともに，必要な情報を入手して排出油等防除活動を実施する。

なお，会長は，通信手段を有しない船艇等に対しては，海上保安官等無線機を保有する者を同乗させること等により，連絡手段の確保を図る。

7 総合調整本部の設置等について（第12条関連）

- (1) 設置場所は，徳島海上保安部又は事故現場に近い適当な事務所等とする。
- (2) 構成は，原則として出動機関の職員及び原因者（防除費用負担義務者）の代表者によるが，必要に応じ，会員以外の者を参画させることができる。

- (3) 総合調整本部では、次の業務を行う。
- ① 事故実態の把握及び防除活動に必要な情報の収集・分析・整理
 - ② 排出油等防除活動計画に関する調整
 - ③ 排出油等防除活動の把握，調整，推進及び記録
 - ④ 会員以外の機関等との調整
 - ⑤ 広報に関する事項
 - ⑥ その他必要な事項
- (4) 会長は、総合調整本部を設置したとき、若しくは設置するときは、関係会員等に対し通知するものとする。
- 情報の通報手段は、別途「各地区排出油等防除計画」に定めるものとする。

8 経費の求償について（第15条関連）

- (1) 防除活動を行った会員は、それぞれ当該活動に要した経費を積算し、その算出基礎となる資料を添えて原因者（防除費用負担義務者）へ求償する。
 - (2) 会長は、防除活動等を行った会員が行う経費求償について問題が生じた場合、その事務が円滑に行われるよう調整を図る。
- この際、会長は、前項に定める積算資料等を当該会員に提出させることができる。

9 会計について（第19条関連）

- (1) 協議会の経費の会計庶務は、協議会会則第19条の規定に準じて、徳島海上保安部が行う。
- (2) 上記会計の監査については、小松島地区会長が行い、会長は、収支決算書に同監査の結果報告書を添えて、定例会議に提出する。

1 3 - 3 徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則

- 1 地区協議会の名称は、次のとおりとする。

徳島県排出油等防除協議会	鳴門地区協議会
〃	徳島地区協議会
〃	小松島地区協議会
〃	阿南地区協議会
〃	海部地区協議会

- 2 各地区の区域は、次のとおりとする。
 - (1) 徳島県排出油等防除協議会 鳴門地区協議会
鳴門市消防本部及び板野東部消防組合消防本部の活動区域とする。
 - (2) 徳島県排出油等防除協議会 徳島地区協議会
徳島市消防局の活動区域とする。
 - (3) 徳島県排出油等防除協議会 小松島地区協議会
小松島市消防本部の活動区域とする。
 - (4) 徳島県排出油等防除協議会 阿南地区協議会
阿南市消防本部の活動区域とする。
 - (5) 徳島県排出油等防除協議会 海部地区協議会
海部消防組合消防本部の活動区域とする。

- 3 地区協議会は、次の業務を行う。
 - (1) 地区の実態に即した排出油等防除計画の策定
 - (2) 排出油等防除に必要な設備及び資機材の整備・促進
 - (3) 排出油等防除に関する訓練の立案及び実施
 - (4) 排出油等防除の実施
 - (5) 総合調整本部が事故発生時に策定する排出油等防除活動計画に対する助言
 - (6) その他排出油等防除に必要な事項

- 4 地区会長は地区協議会の業務を統括し、地区副会長はこれを補佐する。

- 5 地区協議会の会議は、必要に応じ、地区会長が招集し開催する。

- 6 地区協議会の庶務は、主として徳島海上保安部警備救難課で行うが、地区会長となる市町又は消防機関はこれに協力する。

1 3 - 4 徳島県排出油等防除協議会 各地区排出油等防除計画

1 目的

この防除計画は、徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則第3条第1項に基づき策定するもので、各地区協議会活動海域において、大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動並びに他の地区協議会活動海域等で大量の油又は有害液体物質の排出した場合の応援活動を円滑かつ実効あるものとし、もって排出油等による被害の局限を図ることを目的とする。

2 組織及び指揮

(1) 組織の編成

イ 組織

各地区協議会に、図1(*「徳島県排出油等防除協議会地区協議会排出油等防除組織図」参照)のとおり、「総合調整本部」、「情報収集班」、「資機材調達班」、「海上防除班」、「沿岸防除班」及び「庶務班」を設置する。

ロ 総合調整本部

「総合調整本部」は、次の業務を行う。

- a. 排出油等防除活動計画の策定
- b. 排出油等防除活動の総合調整
- c. 隣接地区協議会への応援等の調整
- d. その他

ハ 「情報収集班」は、排出油等の状況に関する情報の収集・分析を行う。

ニ 「資機材調達班」は、防除資機材等の確保及び積込み等を行う。

ホ 「海上防除班」は、海域における排出油等防除作業を行う。

ヘ 「沿岸防除班」は、沿岸漂着油の除去作業を行う。

ト 「庶務班」は、広報及び回収油等保管場所の確保等各班業務の支援を行う。

(2) 情報提供

イ 協議会会長は、地区協議会を通じて会員へ情報提供するものとする。

ロ 地区会長は、協議会会長から情報提供があった場合、その情報に基づき、速やかに総合調整本部を開催し、各班班長を通じて、会員はそれぞれの立場に応じて事前に調整された排出油等の防除活動を実施する。

3 連絡系統等

情報の伝達

排出油等に関する情報の伝達は、徳島海上保安部から関係する機関に対し、Fネット(iファックス)による一斉同時通報により行なうものとする。

なお、必要に応じ、この通報に併せて出動可能な人員及び抛出可能な油防除資機材等の調査【注】を行なう。

但し、Fネットによる一斉同時通報が不可能となった場合の情報伝達は、図2（*「徳島県排出油等防除協議会情報伝達図」参照）の情報伝達系統によるものとする。

【注】・・・出動可能な人員、抛出可能な油防除資機材等の回答様式は、別紙1のとおりとする。

4 排出油等防除活動要領

(1) 初動体制

イ 大量の油又は有害液体物質の排出を生じさせた船舶の船長又は油保管施設の管理者は、法律により速やかに、次の事項を徳島海上保安部へ通報しなければならないこととなっているが、同事故を認めた会員も、同じく確認できる範囲内で通報を行う。

- a. 排出油等の排出のあった日時及び場所
- b. 排出した油等の量及び拡散の状況
- c. 当該船舶の船名、船種、総トン数、船籍港並びに船長及び船舶所有者の氏名・住所又は当該施設の名称、所在地及び設置者の氏名等
- d. 当該船舶又は施設の破損状況等
- e. その他参考事項

ロ 通報を受けた徳島海上保安部は、必要に応じ協議会会員に対し、その旨を図2の連絡系統に従い連絡を行なうとともに、速やかに、巡視船艇及び航空機等により調査・確認を実施する。

ハ 排出油等の状況調査等の結果に基づき、協議会会長から地区会長へ事故に関する情報の提供があった場合、地区会長は、速やかに総合調整本部を開催し、防除体制を整える。

(2) 防除体制

イ 防除資機材の確保

① 総合調整本部の調整により出動することとなった会員は、出来る限り速やかに、表1（*「徳島県排出油等防除協議会会員油防除資機材等保有量及び供給計画表」参照）に掲げる防除資機材の内、提供依頼のあった資機材等を提供搬送するとともに、搬送数量、搬送先及び搬送完了時刻等を「資機材調達班」へ報告する。

② 報告を受けた「資機材調達班」は、前記報告内容等を表2へ記録する。

ロ 防除資機材の運搬

防除資機材の運搬は、原則として表1（*「徳島県排出油等防除協

議会会員油防除資機材等保有量及び供給計画表」参照)に掲げる手段により搬送するが、防除資機材の種類によって搬送手段を有しない会員については、速やかに「資機材調達班」へ連絡を行ない、「資機材調達班」の手配する輸送手段により搬送する。

なお、搬送先は、別紙２－１記載の各地区の搬送先又は資機材調達班班長が指定する場所とする。

ハ 防除活動

排出油等防除活動計画は、別添「排出油防除技法」等を参考に策定するが、概ね、次のとおりとする。

① 拡散防止

排出油等の拡散防止は、漁船又は作業船等によりオイルフェンスを展開し行う。

なお、オイルフェンスの展開方法については、地形及び気象・海象状況等により決定する。

② 排出油等の回収及び処理

排出油等の回収は、海域にあっては巡視船艇、漁船及び作業船等、沿岸部にあっては人海戦術等により、次の手法をもって行なう。

- a. 油回収船及び回収器等による回収
- b. 吸着マットによる回収
- c. 高粘度油回収装置による回収
- d. ひしゃく等による回収
- e. 油処理剤による処理
- f. 油ゲル化剤による処理
- g. 航走攪拌による処理
- h. その他

③ その他

- a. 排出油等の防除作業に従事する機関は、「海上防除班」又は「沿岸防除班」に対し、随時、活動状況等を報告する。
- b. 報告を受けた「海上防除班」及び「沿岸防除班」は、防除活動の状況を表３へ記録する。

５ その他

- (1) 排出油等防除作業に従事する機関は、現場で防除活動を実施する責任者の連絡先(携帯電話の番号等)を「海上防除班」又は「沿岸防除班」へ事前に連絡する。
- (2) 別紙２－２記載の各地区の通信手段保有機関は、排出油等防除作業に従事する機関のうち、通信手段を保有していない機関に対して、極力、通信手段

を有する職員を同行させる等の措置を講じる。

情報伝達図(全域所属)

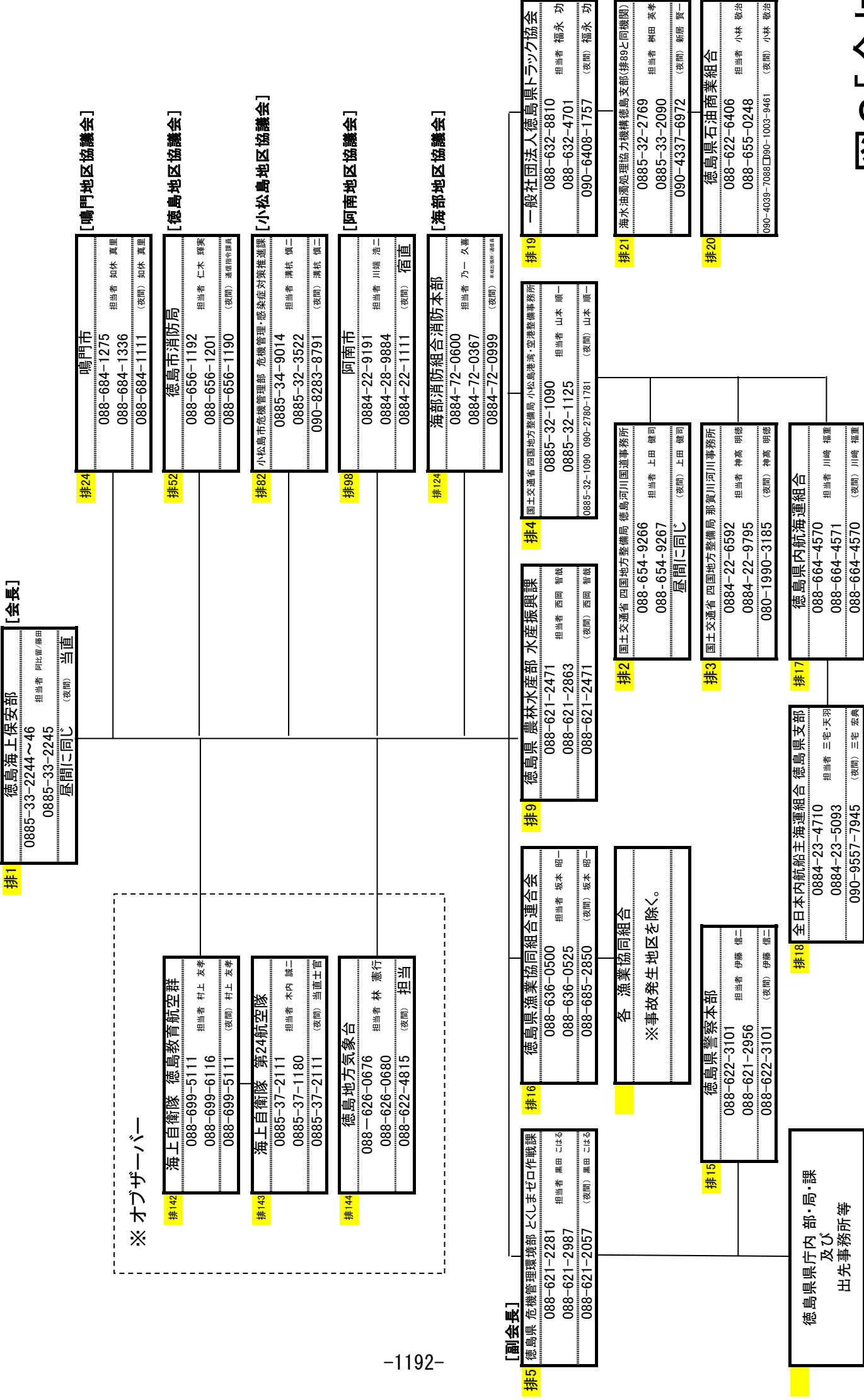


図2 [全域]

油 防 除 資 機 材 等 保 有 量 及 び 供 給 計 画 表 (全 域 所 属)

表 1
No.1

機 関 名	油 防 除 資 機 材 保 有 量 等							ト ラ ム 缶	車 両 又 は 船 艇	備 考
	オ イ ル フ ェ ン ス	油 処 理 剤 (乳 化 剤)	油 ゲ ル 化 剤 (凝 固 剤)	油 吸 着 剤	油 回 収 器	ひ し や く 等	保 有 量			
排1 徳島海上保安部	型式: 型, 保有量: 0 m 保管場所: 提供量: 短期 0 m 長期 m 輸送方法:	品名: シーグリン805等 保有量: 119 缶, 2,142 L 保管場所:小松島町字外開 保安部倉庫等 提供量: 119 缶, 2,142 L 輸送方法:船艇(可)	品名: 缶 保有量: 提供量: 輸送方法:	品名: 77ネオイルプロッタ等 保有量: 300 枚, 51 kg 保管場所:油処理剤に同じ 提供量: 300 枚, 51 kg 輸送方法:船艇(可)	品名: 高粘度油回収ネット 保有量: 3 式 保管場所:同左 提供量: 3 式 輸送方法:船艇(可)	保有量: 2m 本, 13 本, 0.5m 枚 提供量: 2m 本, 13 本, 0.5m 14 本 輸送方法:船艇(可)	保有量: 本 提供量: 本 輸送方法:	普通車: 3 台 巡視船: 3 隻	防除作業員数 52 名	
排2 国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所	型式: B型, 保有量: 620 m 保管場所:板野郡北島町 提供量: 短期 620 m 長期 620 m 輸送方法:トラック協会に依頼	品名: 缶 保有量: 提供量: 輸送方法:	品名: 缶 保有量: 提供量: 輸送方法:	品名: オイルキャッチャー 保有量: 21,000 枚, 1050 kg 保管場所:オイルフェンスに 同じ 提供量: 21,000 枚, 1050 kg 輸送方法:トラック協会に依頼	品名: 保管場所: 提供量: 輸送方法:	保有量: m 本, Δシロ 枚 提供量: m 本, Δシロ 本 輸送方法:	保有量: 本 提供量: 本 輸送方法:		防除作業員数 (防除作業員については事業の規模により決定)	
排3 国土交通省 四国地方整備局 那賀河川事務所	型式: A型, 保有量: 140 m B型, 保有量: 80 m 保管場所:事務所管内 提供量: 短期 m 長期 m 輸送方法:	品名: ACグリーン(高濃度・4L) 保有量: 9 缶, 36 L 保管場所:事務所管内 提供量: 9 缶, 36 L 輸送方法:	品名: 缶 保有量: 提供量: 輸送方法:	品名: 吸着マット K-50シートタイプ 保有量: 1,619 枚, kg 保管場所:事務所管内 タフオイルプロッター 300枚 提供量: 枚, kg 輸送方法:	品名: 保管場所: 提供量: 輸送方法:	保有量: m 本, Δシロ 枚 提供量: m 本, Δシロ 本 輸送方法:	保有量: 本 提供量: 本 輸送方法:		油吸着剤 10万個 40連 ・25Lオイル缶100枚 ・3Lオイル缶40個 ・25Lオイル缶100個 ・3Lオイル缶40個 ・手ノブ型オイル缶18本 ・取付ラバーオイル缶20kg 3本 ・ACグリーンH高濃度4L 9本	
排4 国土交通省 四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所	型式: 型, 保有量: 140 m 保管場所:金機事務所 提供量: 短期 m 長期 m 輸送方法:船艇(可)	品名: シーグリン805 保有量: 32 缶, 1,728 L 保管場所:金機事務所 提供量: 4 缶, 32 L 輸送方法:船艇(可)	品名: αゲル1000,1650 保有量: 20 缶, 190 kg 保管場所:金機事務所 提供量: 20 缶, 190 kg 輸送方法:船艇(可)	品名: 77ネオイルプロッタ等 保有量: 5,300 枚, 568 kg 保管場所:金機事務所及び船舶 提供量: 5,300 枚, 568 kg 輸送方法:船艇(可)	品名: 小型油回収器 保有量: 0 台 保管場所:金機事務所 提供量: 0 台 輸送方法:船艇(可)	保有量: 2,35m 3 本, 1.8m 2 本, 1.5m 1 枚 提供量: 1.5m 1 本, Δシロ 枚 保管場所:金機事務所 提供量: 2,35m 3 本, 1.8m 2 本, 1.5m 1 本 輸送方法:船艇(可)	保有量: 200 L 2 本 100 L 4 本 保管場所:金機事務所 提供量: 200 L 4 本 100 L 4 本 輸送方法:船艇(可)	1トン車 0 隻 港湾業務艇 1 隻	防除作業員数 6 名 事故の規模による	
排5 徳島県危機管理環境部とくしまぜり作戦課	型式: B A型, 保有量: 40 m B型, 保有量: 2,300 m 保管場所:各事務所倉庫等 提供量: 短期 m 長期 m 輸送方法:船舶及びトラック	品名: カクタスグリーン等 保有量: 97 缶, 1,728 L 保管場所:各事務所倉庫等 提供量: 缶, L 輸送方法:	品名: 缶 保有量: 提供量: 輸送方法:	品名: オイルプロッター 保有量: 3,000 枚, 413 kg 保管場所:各事務所倉庫等 提供量: 枚, kg 輸送方法:トラック及び船舶	品名: 保管場所: 提供量: 輸送方法:	保有量: m 本, Δシロ 枚 提供量: m 本, Δシロ 本 輸送方法:	保有量: 本 提供量: 本 輸送方法:	船舶 2 隻 普通車 5 台 1トン車 1 台	防除作業員数 (防除作業員については事業の規模により決定)	
排12 徳島県県土整備部 運輸政策課	型式: フルシート 保有量: 360 m 段ボール 保有量: 160m 保管場所:清洲洲上屋2-1(清洲), 赤広庁舎西側倉庫 提供量: 短期 m 長期 m 輸送方法:	品名: 缶 保有量: 提供量: 輸送方法:	品名: マット状、万国旗状 保有量: 200 枚, 100 枚 保管場所:清洲洲上屋2-1(清洲), 赤広庁舎西側倉庫 提供量: 枚, kg 輸送方法:	品名: 保管場所: 提供量: 輸送方法:	品名: 保管場所: 提供量: 輸送方法:	保有量: m 本, Δシロ 枚 提供量: m 本, Δシロ 本 輸送方法:	保有量: 本 提供量: 本 輸送方法:		防除作業員数 事業により人数を決定	
排15 徳島県警察本部	型式: 型, 保有量: 保管場所: 提供量: 短期 m 長期 m 輸送方法:	品名: 缶 保有量: 提供量: 輸送方法:	品名: 缶 保有量: 提供量: 輸送方法:	品名: 保管場所: 提供量: 輸送方法:	品名: 保管場所: 提供量: 輸送方法:	保有量: m 本, Δシロ 枚 提供量: m 本, Δシロ 本 輸送方法:	保有量: 本 提供量: 本 輸送方法:		防除作業員数 事業により人数を決定	

機 関 名	油 防 除 資 機 材 保 有 量 等					車両又は船艇	備 考
	オイルフェンス	油処理剤(乳化剤)	油ゲル化剤(凝固剤)	油回収器	ひしゃく等		
徳島県漁業協同組合連合会	型式: A型, 保有量: 260 m 保有量: 260 m 保管場所:長原油槽所	品名: シークルN800 保有量: 14 缶, 252 L 保管場所:長原油槽所	品名: 缶, 252 L 保管場所: 輸送方法:	品名: 7ネオオイルプロクター-BL65 保有量: 18箱 枚, 306 kg 保管場所:長原油槽所	品名: 本, 306 kg 保管場所: 輸送方法:	保有量: 1.6m 3 本, Δ/Δ 保管場所:長原油槽所	本 本 本 本
	提供量: 短期 260 m 長期 輸送方法トラック可	提供量: 14 缶, 252 L 輸送方法:	提供量: 18箱 枚, 306 kg 輸送方法:	提供量: 18箱 枚, 306 kg 輸送方法:	提供量: 3 本, Δ/Δ 保管場所: 輸送方法:	提供量: 輸送方法:	本 本 本 本
徳島県内航海運組合	型式: 型, 保有量: m 保管場所:	品名: 缶 保有量: 缶 保管場所:	品名: 缶 保管場所: 輸送方法:	品名: 枚 保管場所: 輸送方法:	品名: 本, Δ/Δ 保管場所: 輸送方法:	本 本 本 本	
	提供量: 短期 m 長期 輸送方法:	提供量: 缶 輸送方法:	提供量: 缶 輸送方法:	提供量: 枚 輸送方法:	提供量: m 保管場所: 輸送方法:	本 本 本 本	
全日本内航船主海運組合 徳島県支部	型式: 型, 保有量: m 保管場所:	品名: 缶 保有量: 缶 保管場所:	品名: 缶 保管場所: 輸送方法:	品名: 枚 保管場所: 輸送方法:	品名: 本, Δ/Δ 保管場所: 輸送方法:	本 本 本 本	
	提供量: 短期 m 長期 輸送方法:	提供量: 缶 輸送方法:	提供量: 缶 輸送方法:	提供量: 枚 輸送方法:	提供量: m 保管場所: 輸送方法:	本 本 本 本	
一般社団法人徳島県トラック協会	型式: 型, 保有量: m 保管場所:	品名: 缶 保有量: 缶 保管場所:	品名: 缶 保管場所: 輸送方法:	品名: 枚 保管場所: 輸送方法:	品名: 本, Δ/Δ 保管場所: 輸送方法:	本 本 本 本	
	提供量: 短期 m 長期 輸送方法:	提供量: 缶 輸送方法:	提供量: 缶 輸送方法:	提供量: 枚 輸送方法:	提供量: m 保管場所: 輸送方法:	本 本 本 本	
徳島県石油商業組合	型式: 型, 保有量: m 保管場所:	品名: 缶 保有量: 缶 保管場所:	品名: 缶 保管場所: 輸送方法:	品名: 枚 保管場所: 輸送方法:	品名: 本, Δ/Δ 保管場所: 輸送方法:	本 本 本 本	
	提供量: 短期 m 長期 輸送方法:	提供量: 缶 輸送方法:	提供量: 缶 輸送方法:	提供量: 枚 輸送方法:	提供量: m 保管場所: 輸送方法:	本 本 本 本	
合 計	保有量: A型: 440 B型: 3,000 その他 140 合 計 3,580	総保有量 4,190 L 総提供量 2,426 L	総保有量 190 L 総提供量 190 L	総保有量 2,388 kg 総提供量 1,975 kg	総保有量 33 2m以上 3 合 計 36	200 L 2 100 L 4 合 計 6	本 本 本 本
	提供量: 短期 A型: 260 B型: 620 その他 0 合 計 880	提供量: 短期 A型: 260 B型: 620 その他 0 合 計 880	提供量: 短期 A型: 260 B型: 620 その他 0 合 計 880	提供量: 短期 A型: 260 B型: 620 その他 0 合 計 880	提供量: 短期 A型: 260 B型: 620 その他 0 合 計 880	提供量: 短期 A型: 260 B型: 620 その他 0 合 計 880	提供量: 短期 A型: 260 B型: 620 その他 0 合 計 880
合 計	保有量: A型: 0 B型: 620 その他 0 合 計 620	総保有量 0 総提供量 620	総保有量 0 総提供量 620	総保有量 0 総提供量 620	総保有量 0 総提供量 620	総保有量 0 総提供量 620	本 本 本 本
	提供量: 短期 A型: 0 B型: 620 その他 0 合 計 620	提供量: 短期 A型: 0 B型: 620 その他 0 合 計 620	提供量: 短期 A型: 0 B型: 620 その他 0 合 計 620	提供量: 短期 A型: 0 B型: 620 その他 0 合 計 620	提供量: 短期 A型: 0 B型: 620 その他 0 合 計 620	提供量: 短期 A型: 0 B型: 620 その他 0 合 計 620	提供量: 短期 A型: 0 B型: 620 その他 0 合 計 620
							排B9 EMCマーケティング と同じ
							総防除作業要員数 58名 (事業の規模により 増員可能)

資機材【全域所属】

第 1 4 条例・要綱等に関する資料

1 4 - 1 徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例

平成二十四年十二月二十一日

徳島県条例第六十四号

改正 平成二五年一〇月二八日条例第三九号

平成二五年一二月一九日条例第五六号

平成二七年 三月一六日条例第一二号

平成二九年一二月二二日条例第四八号

令和 二年 三月一七日条例第 二号

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例をここに公布する。

徳島県南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十五条）

第二章 予防対策

第一節 県民による予防対策（第十六条—第二十一条）

第二節 自主防災組織による予防対策（第二十二条—第二十四条）

第三節 学校等による予防対策（第二十五条—第二十七条）

第四節 事業者による予防対策（第二十八条—第三十一条）

第五節 県による予防対策及び市町村等との連携（第三十二条—第五十四条）

第六節 特定活断層調査区域における土地利用の適正化等（第五十五条—第六十一条）

第三章 応急対策

第一節 県民による応急対策（第六十二条—第六十四条）

第二節 自主防災組織による応急対策（第六十五条）

第三節 学校等による応急対策（第六十六条—第六十八条）

第四節 事業者による応急対策（第六十九条—第七十一条）

第五節 県による応急対策及び市町村等との連携（第七十二条—第七十七条）

第四章 復旧及び復興対策

第一節 県民による復旧及び復興対策（第七十八条）

第二節 自主防災組織による復旧及び復興対策（第七十九条）

第三節 学校等による復旧及び復興対策（第八十条）

第四節 事業者による復旧及び復興対策（第八十一条・第八十二条）

第五節 県による復旧及び復興対策並びに市町村等との連携（第八十三条）

附則

平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災は、地震が頻発する日本に住む私たちに、平穏な生活を一瞬にして破壊する地震及び津波のすさまじさを改めて知らしめたところである。

この大震災を教訓として、これからの震災対策について、地震及び津波による被害の発生を防ぐだけではなく、助かる命を助けることをはじめとして被害を最小化するという減災の考え方を基本に、あらゆる方策を複合的に講じる必要性が認識されるようになった。

また、震災の規模が大きいほど、県民が自らの安全を自ら守る自助、自主防災組織、ボランティア等が地域の安全を確保する共助及び県、市町村等が県民を保護する公助のそれぞれの主体が責務と役割を認識し、より密接に連携することが欠かせない。

本県では、広い範囲で甚大な被害が想定されている南海トラフを震源とする巨大地震の切迫性が高まっており、更に、本県を東西に貫く中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震の発生も危惧されている。

このため、震災による死者を一人も出さないことを目指し、県政の最重要課題として積極的に展開してきた震災対策を、より一層加速させていく必要がある。

ここに、私たちは、いかなる大震災にも正面から立ち向かい、県民の尊い生命を守るため、共に力を合わせ、県民一丸となって震災対策に取り組むことを決意するとともに、将来の世代に対する責務として、真に震災に強い社会づくりを推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、南海トラフを震源とする巨大地震、中央構造線活断層帯を震源とする

直下型地震等による震災から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、震災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織、学校等及び事業者の役割並びに県の責務を明らかにし、関係者相互の緊密な連携及び協働を促進するとともに、より実効性のある具体的な施策を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって震災に強い社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 震災 地震及び津波により生ずる被害をいう。
- 二 震災対策 震災を未然に防止し、震災が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、並びに震災からの迅速かつ円滑な復旧及び復興を図るための対策をいう。
- 三 事前復興 震災からの迅速かつ円滑な復旧及び復興を図るための被災前からの様々な準備及び実践をいう。
- 四 再度災害防止 被災後、同等の規模の地震、津波等により、再び同様の災害を発生させないことをいう。
- 五 自主防災組織 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号。以下「災対法」という。)第二条の二第二号に規定する自主防災組織をいう。
- 六 震災時要援護者 高齢者、障がい者、乳幼児等震災が発生した場合において特別な援護を要する者をいう。
- 七 学校等 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十九条第一項に規定する保育所をいう。

(平二五条例三九・平二五条例五六・平二七条例一二・令二条例二・一部改正)

(基本理念)

第三条 震災対策は、事前防災、減災(震災を最小化することをいう。)及び事前復興を基本として、県民の生命が失われないことを最も重視するとともに、県民生活、県民経済

及び地域社会を守り、並びに再度災害防止の観点により、被災後の迅速かつ円滑な復旧及び復興を図ることを目指して、実施されなければならない。

2 震災対策は、自助(県民が自らの安全を自ら守ることをいう。)、共助(地域の住民等が互いに助け合い、地域の安全を確保することをいう。)及び公助(県、市町村その他の行政機関が県民の生命、身体及び財産を保護することをいう。)を基本として実施されなければならない。

3 震災対策は、県民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県、市町村その他の関係者が、震災対策に関する男女共同参画、地方創生等の様々な視点、震災時要援護者をはじめとするあらゆる者の人権並びに地域社会の維持、再生及び育成に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、相互に緊密に連携し、及び協働することにより着実に実施されなければならない。

(平二九条例四八・令二条例二・一部改正)

(県民の役割)

第四条 県民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、平常時から震災に対する危機意識を持って、自らの安全を自ら守るため、積極的に震災対策を実施するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県、市町村その他の関係者が実施する震災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(自主防災組織の役割)

第五条 自主防災組織は、基本理念にのっとり、地域の安全を確保するため、積極的に震災対策を実施するよう努めるものとする。

2 自主防災組織は、基本理念にのっとり、県、市町村その他の関係者が実施する震災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第六条 学校等の設置者又は管理者(以下「学校等の設置者等」という。)は、基本理念にのっとり、幼児、児童、生徒等の安全を確保するため、積極的に震災対策を実施するよう努

めるものとする。

- 2 学校等の設置者等は、基本理念にのっとり、県、市町村その他の関係者が実施する震災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、来所者、従業員等の安全を確保するため、及び自らの事業を継続するため、積極的に震災対策を実施するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、県、市町村その他の関係者が実施する震災対策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(県の責務)

第八条 県は、基本理念にのっとり、県民の生命、身体及び財産を保護するため、震災対策に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、県民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、市町村その他の関係者が実施する震災対策の支援及び総合調整を行うものとする。

- 2 県は、震災に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、必要に応じて、震災対策に反映させるものとする。

(市町村との連携)

第九条 県は、基本理念にのっとり、地域住民の生命、身体及び財産を保護する基礎的な地方公共団体である市町村と連携を図りながら協力して震災対策に取り組むものとする。

(震災対策に関する計画の作成等)

第十条 県は、震災対策を総合的かつ計画的に推進するため、県が実施する震災対策に関する施策を取りまとめた計画を作成するとともに、当該施策の進捗状況を管理するものとする。

- 2 県は、災対法第四十条第一項の規定に基づき作成された徳島県地域防災計画に掲げられた震災対策を効果的かつ迅速に実施できるよう、当該震災対策の実施の手順を定めた要領を作成するものとする。

- 3 県は、市町村が行う当該市町村が実施する震災対策に関する施策を取りまとめた計画の

作成について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(震災対策に関する憲章)

第十一条 県は、県民、自主防災組織、事業者等の震災対策に関する意識の高揚を図り、自発的な震災対策への取組の促進に資するため、震災対策に関する憲章を定めるものとする。

(徳島県震災を考える日等)

第十二条 県民一人一人が、震災についての認識を深め、震災対策の一層の充実を図るため、徳島県震災を考える日及び徳島県震災を考える週間を設ける。

2 徳島県震災を考える日は九月一日とし、徳島県震災を考える週間は八月三十日から九月五日までとする。

3 県は、徳島県震災を考える日及び徳島県震災を考える週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(顕彰)

第十三条 県は、震災対策の推進に関し、功績の顕著な者の顕彰に努めるものとする。

(震災対策への県民等の意見の反映)

第十四条 県は、市町村と連携して、県民、自主防災組織、事業者等から震災対策に関する意見を聴取し、必要に応じて、その意見を震災対策に反映させるものとする。

(財政上の措置)

第十五条 県は、震災対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 予防対策

第一節 県民による予防対策

(震災対策等に関する知識の習得等)

第十六条 県民は、平常時から、震災及び震災対策に関する研修(以下「防災研修」とい

- う。)、震災の発生を想定した訓練(以下「防災訓練」という。)並びに事前復興の取組に積極的に参加し、震災及び震災対策に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。
- 2 県民は、県、市町村その他の関係者が提供する地域における震災及び震災対策に関する情報(以下「地域震災関連情報」という。)を活用して、震災が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「震災発生時等」という。)に備え、自らが生活する地域における危険な場所、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法の確認に努めるものとする。
- 3 震災発生時等において、通常用いる方法による帰宅が困難であると予想される者は、徒歩等により帰宅する場合の経路並びに家族及び隣人等との連絡方法の確認その他の円滑な帰宅のために必要な準備を行うよう努めるものとする。

(令二条例二・一部改正)

(避難の心構え)

- 第十七条 県民は、地震による崖崩れ、地滑り等の危険を察知した場合は、直ちに安全な場所に避難するよう心がけるものとする。
- 2 県民は、強い又は継続時間の長い地震の揺れを感知した場合は、津波に関する予報又は警報の発表及び避難の勧告又は指示を待たずに、直ちに近くの高台等の安全な場所に避難するよう心がけるものとする。

(建築物等の安全性の確保)

- 第十八条 県民は、その所有する建築物の地震による倒壊等から自らを含む利用者の安全並びに津波等からの安全な避難及び円滑な救援に必要な経路を確保するため、当該建築物の耐震診断(地震に対する安全性を評価することをいう。以下同じ。)及び耐震改修(地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。以下同じ。)その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 県民は、震災の発生に備え、家具等の転倒、窓ガラスの飛散等による被害を防止するための措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 県民は、その設置するブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機(以下「工作物等」という。)を定期的に点検し、耐震性を確保するために必要な措置を講ずるよう努め

るものとする。

(物資の備蓄等)

第十九条 県民は、食糧、飲料水、医薬品その他の震災発生時等に必要となる物資の備蓄及び点検並びにラジオ等の情報収集手段の確保に努めるとともに、避難の際に必要となる物資を直ちに持ち出すことができるよう準備に努めるものとする。

2 県民は、震災を未然に防止し、及び震災が発生した場合における被害の拡大を防止するために必要な消火器等の資機材の整備に努めるものとする。

(自主防災組織及び消防団等への参加)

第二十条 県民は、地域における震災対策を円滑に行うため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参加に努めるものとする。

2 県民は、地域における震災対策を円滑に行うため、地域の消防団等の活動への積極的な参加に努めるものとする。

(震災時要援護者等からの情報提供)

第二十一条 震災時要援護者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、震災時要援護者を現に保護するものをいう。以下同じ。）は、震災時要援護者が震災発生時等に自主防災組織、市町村その他の関係者から避難等について支援を受ける際に必要となる当該震災時要援護者に関する情報を、当該関係者に提供しよう努めるものとする。

2 法令又は他の条例若しくは市町村の条例（以下「法令等」という。）に定めがあるものを除くほか、前項の規定により震災時要援護者又はその保護者から情報の提供を受けた者は、当該情報について、漏えい及び提供を受けた目的以外の目的のための利用を防止し、適正に管理しなければならない。

第二節 自主防災組織による予防対策

(震災対策等に関する意識の啓発等)

第二十二条 自主防災組織は、地域住民等に対し、震災及び震災対策に関する意識の啓発及び高揚を図るため、自ら防災研修、防災訓練及び事前復興の取組を実施するよう努めるとともに、県、市町村その他の関係者が実施する防災研修、防災訓練及び事前復興の

取組への積極的な参加に努めるものとする。

2 自主防災組織は、地域震災関連情報を活用して、震災発生時等に備え、当該自主防災組織が活動する地域における危険な場所、避難場所、避難経路及び避難方法の情報を掲載した地図の作成及び当該地域の住民等への周知に努めるものとする。

(令二条例二・一部改正)

(円滑かつ効果的な避難のための体制の整備)

第二十三条 自主防災組織は、市町村その他の関係者と連携して、率先避難（地域住民等の避難を促進するため率先して行う避難をいう。以下同じ。）を行う役割を担う者の確保、震災時要援護者の特性に応じた避難の支援の体制の整備その他の地域住民等の避難が円滑かつ効果的に行われるための体制の整備に努めるものとする。

(資機材の備蓄等)

第二十四条 自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の震災発生時等の応急的な措置に必要な資機材の備蓄、整備及び点検に努めるものとする。

第三節 学校等による予防対策

(防災教育の実施等)

第二十五条 学校等の設置者等は、幼児、児童、生徒等が、震災発生時等において自らの安全を確保することができるとともに、将来において震災対策の担い手となるよう、震災及び震災対策に関する教育(以下「防災教育」という。)、防災訓練並びに事前復興の取組の実施に努めるものとする。

(令二条例二・一部改正)

(地域との連携)

第二十六条 学校等の設置者等は、その設置し、又は管理する学校等の施設について、市町村が行う地域の避難場所及び津波からの一時的な避難場所としての指定に協力するよう努めるものとする。

2 学校等の設置者等は、その設置し、又は管理する学校等の施設が前項の避難場所とし

て指定された場合には、当該避難場所としての目的を達成するために必要な機能の強化に努めるものとする。

- 3 学校等の設置者等は、市町村、自主防災組織その他の関係者と連携して防災訓練及び事前復興の取組を実施する等、地域と一体となって、幼児、児童、生徒等を震災から守るための環境の整備に努めるものとする。

(令二条例二・一部改正)

(学校等の施設等の安全性の確保)

第二十七条 学校等の設置者等は、その設置し、又は管理する学校等の施設並びに設備及び備品の地震による倒壊等から幼児、児童、生徒等の安全並びに津波等からの安全な避難及び円滑な救援に必要な経路を確保するため、当該施設の計画的な耐震診断及び耐震改修並びに当該設備及び備品の転倒を防止するための対策等に努めるものとする。

第四節 事業者による予防対策

(防災研修の実施等)

第二十八条 事業者は、震災発生時等における来所者、従業員等の安全を確保するため、防災研修、防災訓練及び事前復興の取組の実施に努めるものとする。

- 2 法令等に定めがあるものを除くほか、震災時要援護者が入所し、又は通所する施設(以下「要援護者関連施設」という。)の設置者又は管理者は、震災時要援護者に関する避難計画の作成、防災訓練及び事前復興の取組の実施に努めるものとする。

(令二条例二・一部改正)

(事業活動を継続するための計画の作成等)

第二十九条 事業者は、震災による事業活動への影響を最小限度にとどめるため、事業活動を継続するための計画の作成に努めるものとする。

- 2 事業者は、事業活動を継続するために必要な物資、燃料及び資機材の備蓄、整備及び点検に努めるものとする。

(地域との連携)

第三十条 事業者は、その所有し、又は管理する施設について、市町村が行う地域の避難場所及び津波からの一時的な避難場所としての指定に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、市町村、自主防災組織等が実施する防災研修、防災訓練及び事前復興の取組への従業員の参加の機会を確保するよう努めるものとする。

(令二条例二・一部改正)

(事業者の施設等の安全性の確保)

第三十一条 事業者は、その所有する施設並びに設備及び備品の地震による倒壊等から来所者、従業員等の安全並びに津波等からの安全な避難及び円滑な救援に必要な経路を確保するため、当該施設の耐震診断及び耐震改修並びに当該設備及び備品の転倒を防止するための対策等に努めるものとする。

2 上下水道、電気供給施設、ガス供給施設又は電気通信事業の用に供する施設及びこれらに附帯する設備（以下「ライフライン関連施設等」という。）の設置者又は管理者は、ライフライン関連施設等について、地震及び津波に対する安全性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 事業者は、その設置する工作物等を定期的に点検し、耐震性を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五節 県による予防対策及び市町村等との連携

(震災対策等に関する知識の普及等)

第三十二条 県は、市町村その他の関係者と連携して、県民、自主防災組織等が平常時から震災に備え、適切な震災対策を講ずることができるよう、震災及び震災対策に関する知識の普及を図るものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と連携して、家庭及び地域における震災対策が自主的に行われるよう学校教育及び社会教育を通じて、全ての世代を対象とした防災教育の充実を図るものとする。

3 県は、市町村その他の関係者と連携して、県民、自主防災組織等の震災に適切に対応する能力を向上させるため、様々な震災を想定した防災訓練及び事前復興の取組を行うものとする。

4 県は、徳島県立防災センター等の機能を十分に活用し、震災及び震災対策に関する知

識の普及及び人材の育成を図るものとする。

(令二条例二・一部改正)

(情報伝達体制の整備)

第三十三条 県は、震災発生時等における気象状況、被害の発生状況、避難の状況その他の震災対策に必要な情報を市町村その他の関係者と相互に伝達するため、通信機能の強化及び複数の通信手段の確保に努めるものとする。

2 県は、市町村、報道機関その他の関係者と連携して、震災発生時等において必要となる情報を県民等に提供するための体制を整備するものとする。

3 県は、市町村と連携して、震災発生時等において帰宅が困難となった者及び移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者等」という。）に対して必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。

(行政機能の低下への対応)

第三十四条 県は、地震又は津波により庁舎等が被害を受けた場合等における行政機能の低下を最小限度にとどめるため、震災発生時等において必要となる応急対策業務及び継続の必要性の高い通常の業務を継続するための計画（以下「業務継続計画」という。）を作成するものとする。

2 県は、全ての市町村において行政機能の低下を最小限度にとどめるための業務継続計画が作成されるよう、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(自主防災組織の結成の促進に対する支援等)

第三十五条 県は、市町村が行う自主防災組織の結成の促進並びに防災研修、防災訓練及び事前復興の取組を行う自主防災組織に対する支援について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

2 県は、地域の震災対策において重要な役割を担う消防団等の組織の充実及び機能の強化に努める市町村に対し、積極的に協力するものとする。

3 県は、市町村その他の関係者と連携して、自主防災組織が実施する震災対策において指導的な役割を担う者の育成及び確保を図るものとする。

- 4 県は、市町村と連携して、自主防災組織相互の広域的な連携の促進に努めるものとする。

(令二条例二・一部改正)

(避難計画の作成についての支援等)

第三十六条 県は、市町村が自主防災組織及び要援護者関連施設と連携して行う避難場所、避難経路、避難方法その他の避難のために必要な事項を定めた避難計画の作成について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

- 2 県は、広域的な避難が円滑に行われるよう市町村を支援するものとする。

(避難所の運営体制の整備)

第三十七条 県は、市町村が避難所として使用される建築物の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して行う避難所の運営基準の作成について、当該運営基準がプライバシーの確保をはじめとする避難者の生活の質に配慮したものとなるよう、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

- 2 県は、市町村その他の関係者と連携して、避難所の効果的かつ効率的な運営を図るため、避難所の運営に関する連絡調整を行う者の育成及び確保を図るものとする。

(応急仮設住宅の確保)

第三十八条 県は、応急仮設住宅の確保について、市町村その他の関係者と連携して、地域の特性及び実情等を踏まえた対策について検討を行うとともに、応急仮設住宅の建設が円滑に行われるよう、その標準的な仕様を定めるものとする。

- 2 県は、市町村と連携して、応急仮設住宅として活用できる公営住宅、民間賃貸住宅等の把握に努めるものとする。

- 3 県は、応急仮設住宅の確保に係る関係団体との協定の締結に努めるものとする。

- 4 県は、市町村と連携して、応急仮設住宅の建設の候補地を選定するものとする。

(震災時要援護者の支援体制の整備等に対する支援)

第三十九条 県は、市町村が行う震災時要援護者に関する情報の把握及び自主防災組織等と連携した支援体制の整備について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努め

るものとする。

- 2 県は、市町村が行う福祉避難所（避難所であって、震災時要援護者のうち避難所での生活において特別な配慮が必要な者を受け入れるために必要な設備等を有するものをいう。）の指定について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

（医療救護体制の整備等）

第四十条 県は、震災による重篤な救急患者の救命医療の拠点となる医療機関並びに当該医療機関を支援し、及び補完する役割を担う医療機関を指定するとともに、本県における医療機能の充実及び強化に努めるものとする。

- 2 県は、震災の発生後直ちに救命活動が開始できる機動性を持った医療チーム及び被災地の医療体制の支援を行う医療救護班を派遣する医療機関等の指定等の広域的な医療救護体制を整備するものとする。
- 3 県は、計画的な医薬品の備蓄及び関係事業者との協定の締結により、震災発生時等に必要となる医薬品の調達体制を整備するものとする。
- 4 県は、市町村が行う震災発生時等における医療救護体制の整備について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

（物資等の調達体制の整備）

第四十一条 県は、市町村と連携して、物資、燃料及び資機材（以下「物資等」という。）の計画的な備蓄、整備及び点検並びに関係事業者との協定の締結により、震災発生時等に必要となる物資等の調達体制を整備するものとする。

（救援物資の輸送体制の整備等）

- 2 県は、市町村と連携して、救援物資の受入れ及び配分を円滑に行うことができるよう連絡調整を行う者の育成及び確保を図るものとする。

（他の都道府県等との協定の締結）

第四十三条 県は、震災発生時等において、被災者の救援及び救護をはじめとする応急対策

に必要な支援等が円滑に行われるよう、他の都道府県等との広域的な連携に関する協定の締結に努めるものとする。

(公衆衛生の確保のための体制の整備)

第四十四条 県は、市町村、医療機関その他の関係者と連携して、震災が発生した場合における感染症の発生の予防及びまん延の防止、県民の心身の健康管理その他の公衆衛生の確保のための体制を整備するものとする。

(防火及び防犯の体制の強化)

第四十五条 県は、市町村、自主防災組織その他の関係者と連携して、震災発生時等における火災及び犯罪の防止のため、防火及び防犯に関する意識の啓発を行うとともに、消火器の普及、防犯灯の設置その他の必要な施策を実施し、防火及び防犯の体制の強化に努めるものとする。

(緊急輸送体制の整備)

第四十六条 県は、市町村その他の関係者と連携して、負傷者の搬送並びに応急対策に必要な人員及び物資等の輸送（以下「緊急輸送」という。）の体制を整備するものとする。

2 県は、その管理する緊急輸送路（緊急輸送のために必要となる道路、港湾、漁港及び飛行場をいう。以下同じ。）の整備並びに緊急輸送のために必要となる物資等の集積を行う場所及びヘリポートの確保等に努めるものとする。

3 県は、緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、緊急輸送路を管理する者に対し、当該緊急輸送路の整備を求めるものとする。

4 県は、緊急輸送を確保するため、耐震性を強化した岸壁等の整備の促進に努めるものとする。

(孤立地区対策に対する支援)

第四十七条 県は、市町村が孤立地区（震災が発生した場合に、外部との交通が途絶し、人の移動及び物資の輸送が困難又は不可能となる地区をいう。以下同じ。）における通信の途絶に備えるため行う情報の収集及び伝達の手法の確保について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

2 県は、市町村が行う地域の特性に応じた孤立地区の発生に備えた対策について、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。

(ボランティア活動の環境整備等)

第四十八条 県は、市町村その他の関係者と連携して、震災が発生した場合におけるボランティア活動が安全かつ円滑に実施されるよう、ボランティアの受入体制の整備、物資及び資機材の提供その他のボランティア活動の環境を整備するものとする。

2 県は、市町村その他の関係者と連携して、ボランティア活動への県民の積極的な参加を促すため、ボランティア活動への理解を深める啓発の実施及びボランティア活動を行うために必要な知識の普及を図るものとする。

3 県は、市町村その他の関係者と連携して、ボランティア活動を円滑に実施するための連絡調整を行う者の育成及び確保を図るものとする。

(震災対策の拠点となる建築物の安全性の確保等)

第四十九条 県は、その管理する震災対策の拠点となる建築物並びに情報の収集及び伝達、医療救護等に関する震災対策上重要な設備について、地震及び津波に対する安全性を確保するため、計画的な耐震性の向上、浸水を防止するための対策等に努めるとともに、当該建築物が被害を受けた場合に備えるため、その機能を代替する建築物の選定に努めるものとする。

2 県は、その管理する建築物内において来庁者等の安全を確保するための対策に努めるものとする。

(建築物等への避難機能の付与等)

第五十条 県は、市町村と連携して、各地域において想定される被害の状況に基づき、県の管理する建築物等への避難上必要な機能の付与、避難路及び避難施設の整備その他の地域住民等の安全を確保するための対策に努めるものとする。

(公共土木施設の整備等による被害の軽減対策)

第五十一条 県は、その管理する河川、海岸、砂防設備、道路、港湾、漁港、公園等の公共土木施設について、震災対策の観点から、計画的な整備及び適正な維持管理に努めるもの

とする。

- 2 県は、地震による地盤沈下等による長期間にわたる浸水に対応するため、早期の排水を可能にするための体制の確保及び設備の整備に努めるものとする。
- 3 県は、市町村と連携して、津波による被害の発生が予想される地域において、放置された船舶等により当該被害を拡大させないため、当該船舶等の除却等の対策の実施に努めるものとする。

(津波防災地域づくりの推進)

第五十二条 県は、市町村が行う津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号。以下「津波防災法」という。）第一条に規定する津波防災地域づくりを支援するため、市町村と連携して、津波防災法第五十三条第一項に規定する津波災害警戒区域及び津波防災法第七十二条第一項に規定する津波災害特別警戒区域（以下「津波災害特別警戒区域」という。）を速やかに指定するとともに、その効果を検証し、必要に応じて指定の変更等を行うものとする。

- 2 県は、市町村による津波防災法第十条第一項に規定する推進計画（以下「推進計画」という。）の作成及び津波防災法第七十三条第二項第二号に規定する条例の制定が円滑に行われるよう、これらに係る指針を作成するとともに、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援に努めるものとする。
- 3 県は、市町村が推進計画に基づき建築物等の移転が可能な地域を定める場合には、当該地域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に関する規制の緩和等について配慮するものとする。
- 4 県は、津波災害特別警戒区域に建築物を所有する者が、当該建築物を津波災害特別警戒区域以外の区域に移転する場合には、当該区域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に関する規制の緩和等について配慮するものとする。

(建築物等の耐震診断等の促進)

第五十三条 県は、建築物の地震による倒壊等から県民の安全並びに津波等からの安全な避難及び円滑な救援に必要な経路を確保するためには建築物の耐震診断及び耐震改修その他の措置が講じられることが特に重要であることに鑑み、市町村と連携して、その促進に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、市町村その他の関係者と連携して、建築物の耐震診断及び耐震改修が円滑に行われるよう、耐震診断及び耐震改修の業務を行う者の育成及び確保を図るものとする。
- 3 県は、地震が発生した場合の家具等の転倒、窓ガラスの飛散等による被害から県民の安全を確保するため、市町村と連携して、家具等の転倒を防止するための対策の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(平二九条例四八・全改)

(事業活動を継続するための計画の作成の促進等)

第五十四条 県は、事業者による事業活動を継続するための計画の作成の促進に努めるものとする。

- 2 県は、津波による海水の浸入のために農用地（土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第一項に規定する農用地をいう。）が受けた塩害を除去するための対策等を検討し、農業生産活動を早期に復旧させるための計画を作成するものとする。

第六節 特定活断層調査区域における土地利用の適正化等

(特定活断層調査区域の指定等)

第五十五条 知事は、特定活断層（地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号）第十条第一項に規定する地震調査委員会において長期評価が行われている中央構造線断層帯のうち讃岐山脈南縁に係る部分をいう。以下同じ。）の変位による被害を防止するため、特定活断層の位置に関する調査が必要な土地の区域を、特定活断層調査区域として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定により特定活断層調査区域を指定するときは、あらかじめ、関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定により特定活断層調査区域を指定するときは、その旨及び指定の区域を徳島県報で公示しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による公示をしたときは、速やかに、規則で定めるところにより、関係する市町村の長に、当該公示された事項を記載した図書を送付しなければならない。
- 5 特定活断層調査区域の指定は、第三項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 6 知事は、第一項の規定による特定活断層調査区域の指定の理由がなくなつたと認めるときは、当該特定活断層調査区域の全部又は一部について当該指定を解除するものとする。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の規定による特定活断層調査区域の指定の解除について準用する。

8 県は、最新の活断層の位置に関する情報の把握に努めるとともに、把握した当該情報を公表するものとする。

(特定活断層調査区域における土地利用の適正化等)

第五十六条 特定活断層調査区域において次に掲げる建築物又は施設（以下「特定施設」という。）の新築、改築又は移転（以下「新築等」という。）をしようとする者は、特定活断層の直上への当該特定施設の新築等を避けなければならない。

- 一 学校、病院その他の多数の者が利用する建築物であつて規則で定めるもの
- 二 火薬類、石油類その他の危険物であつて規則で定めるものを貯蔵する施設

2 特定活断層調査区域において特定施設の新築等をしようとする者は、当該新築等に係る工事（開発行為（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）を伴う場合にあつては、当該開発行為）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出て、知事と協議しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- 二 特定施設の名称及び所在地
- 三 特定施設の用途
- 四 その他規則で定める事項

3 前項の規定による届出には、特定施設の位置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

4 第二項の規定による協議をした者は、当該協議に基づいて特定活断層に関する調査を実施し、その調査報告書並びに特定活断層の位置図、特定施設の配置計画図及び規則で定める書類（以下「調査報告書等」という。）を知事に提出しなければならない。

5 第二項の規定による届出若しくは協議又は前項の規定による調査報告書等の提出（以下「届出等」という。）をした者は、当該届出等に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を知事に届け出て、知事と協議しなければならない。

6 宅地建物取引業者は、その取り扱う宅地又は建物が特定活断層調査区域にある場合は、当該宅地又は建物を取得し、又は借りようとしている者に対して、その売買、交換又は貸

借の契約が成立するまでの間に、当該宅地又は建物が特定活断層調査区域にある旨及び前各項に規定する内容を説明するよう努めるものとする。

第五十七条 県は、特定活断層調査区域において建築物の新築等をしようとする場合は、特定活断層の直上への当該建築物の新築等を避けなければならない。

2 県は、特定活断層調査区域の不動産の譲渡、交換、貸付等（以下「譲渡等」という。）をしようとするときは、当該譲渡等に係る契約の締結までに当該不動産の譲渡等の相手方に対して、当該不動産が特定活断層調査区域にある旨及び前条第一項から第五項までに規定する内容を説明しなければならない。

3 県は、特定活断層調査区域に建築物を所有する者が、当該建築物を特定活断層調査区域以外の区域に移転する場合には、当該区域への移転が円滑に行われるよう、土地の利用に関する規制の緩和等について配慮するものとする。

（工事又は開発行為の着手又は完了の届出）

第五十八条 第五十六条第二項の規定による協議をした者は、当該協議に係る新築等の工事若しくは開発行為に着手し、又はこれらを完了したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（報告の徴収及び立入調査）

第五十九条 知事は、第五十六条、前条、次条及び第六十一条の規定の施行に必要な限度において、特定施設の新築等をする者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該特定施設若しくは当該特定施設に係る新築等の工事若しくは開発行為が行われている場所に立ち入り、当該特定施設に係る新築等の工事若しくは開発行為の状況若しくは書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第六十条 知事は、第五十六条第一項の規定による特定活断層の直上への特定施設の新築等

の回避をしなかった者、同条第二項の規定による届出又は協議をしなかった者、同条第四項の規定による調査報告書等の提出をしなかった者及び同条第五項の規定による届出又は協議をしなかった者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、前条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(公表)

第六十一条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わない場合は、その旨、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。

- 2 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ当該公表の対象となる者に対し、証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

第三章 応急対策

第一節 県民による応急対策

(避難等)

第六十二条 県民は、地震の揺れを感知したときは、震災に関する情報に留意し、自主的な避難に努めるとともに、津波、崖崩れ等の発生が予測される場合には、自らの安全を確保するため、直ちに安全な場所に避難するものとする。

- 2 県民は、避難の勧告又は指示が行われた場合には、円滑に避難するとともに、当該勧告又は指示が解除されるまでの間は、避難を継続するものとする。
- 3 避難所を利用する者は、第三十七条第一項に規定する運営基準を遵守し、互いに協力して共同生活を営むよう努めるものとする。

(緊急通行車両等の通行の確保)

第六十三条 県民は、災対法又は道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行規制その他の交通規制を遵守するとともに、当該交通規制が行われていない道路においても、車両の使用を自粛することにより、災対法第七十六条第一項に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両」という。）及び震災時要援護者等

の避難のための車両の通行の確保に協力するよう努めるものとする。

(危険建築物等からの避難等)

第六十四条 県民は、地震により倒壊等、火災又は附属物の落下のおそれが生じた建築物その他の工作物（以下「危険建築物等」という。）による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難するものとする。

2 危険建築物等の所有者又は管理者は、当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。

3 建築物の所有者又は管理者は、市町村が実施する被災建築物応急危険度判定（地震により被害を受けた建築物について、余震等による倒壊等の危険性及び建築物の一部等の落下又は転倒の危険性を判定することをいう。）に協力するものとする。

第二節 自主防災組織による応急対策

第六十五条 自主防災組織は、市町村その他の関係者と連携して、率先避難、地域住民の安否に関する情報の収集及び伝達、地域住民及び震災時要援護者の避難についての支援、初期消火、負傷者の救出及び救護、避難所の運営その他の地域における応急対策を実施するよう努めるものとする。

第三節 学校等による応急対策

(生徒等の安全の確保)

第六十六条 学校等の設置者等は、震災発生時等において、幼児、児童、生徒等の安全の確保に努めるものとする。

(避難所の運営についての支援)

第六十七条 学校等の設置者等は、その所有し、又は管理する学校等の施設が避難所として使用される場合には、市町村、自主防災組織その他の関係者と連携して、当該避難所の円滑な運営について必要な支援に努めるものとする。

(学校等における教育活動等の再開準備)

第六十八条 学校等の設置者等は、避難者及び地域住民の十分な理解及び協力の下、学校等における教育活動等の再開に向けた準備に努めるものとする。

第四節 事業者による応急対策

(来所者等の安全の確保)

第六十九条 事業者は、震災発生時等において、来所者及び従業員の安全を確保するよう努めるとともに、地域住民の安全を確保するため、自主防災組織その他の関係者と連携して、避難及び震災に関する情報の収集及び提供、初期消火、率先避難、地域住民の避難誘導及び救助その他の応急対策を実施するよう努めるものとする。

(帰宅困難者等への支援)

第七十条 事業者は、事業所の周辺地域において帰宅困難者等が発生しているときは、当該帰宅困難者等に対して、避難及び震災に関する情報、連絡手段及び一時的な避難場所の提供その他の必要な支援に努めるものとする。

(二次的な被害の防止)

第七十一条 危険物等（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第二条に規定する高圧ガス、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項に規定する毒物及び同条第二項に規定する劇物並びに原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）第三条第二号に規定する核燃料物質、同条第三号に規定する核原料物質及び同条第五号に規定する放射線をいう。以下同じ。）を取り扱う事業者は、震災発生時等において、爆発等の二次的な被害を防止するため、危険物等を取り扱う施設の点検及び応急措置を行い、その安全の確保に努めるとともに、爆発等のおそれがある場合には、速やかに関係者及び周辺住民への連絡、立入制限等の対策を講ずるものとする。

(平二五条例三九・一部改正)

第五節 県による応急対策及び市町村等との連携

(応急対策のための体制の確立等)

第七十二条 県は、迅速かつ的確に避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう、市町村その他の関係者と連携して、必要な体制を速やかに確立するものとする。

2 県は、地震又は津波により庁舎等が被害を受けた場合等において、行政機能の低下を最小限度にとどめるよう努めるものとする。

(情報伝達体制の確立等)

第七十三条 県は、震災及び震災対策に関する情報を市町村その他の関係者と相互に伝達するために必要な体制を速やかに確立するものとする。

2 県は、収集した震災及び震災対策に関する情報を総合的に分析した上で、県民等への周知を図るため、市町村、報道機関その他の関係者に必要な情報を速やかに提供するものとする。

(緊急輸送の確保等)

第七十四条 県は、市町村その他の関係者と連携して、応急対策に必要な緊急輸送を確保するものとする。

2 県は、応急対策が的確に実施されるよう緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、市町村その他の関係者と必要な調整を図るものとする。

(応急対策の実施に係る応援等)

第七十五条 県は、災対法第六十八条の規定に基づく市町村長等からの応援の要求等に対して、あらゆる手段を検討し、速やかにその求めに応ずるものとする。

(自主防災組織等への支援体制の確立)

第七十六条 県は、市町村その他の関係者と連携して、自主防災組織及びボランティアによる震災対策が円滑に実施されるよう支援するために必要な体制を確立するものとする。

(心のケアの体制の確立)

第七十七条 県は、市町村、医療機関その他の関係者と連携して、被災者並びに被災者の捜索及び救助の活動を行う者の心のケア（被災したこと又は被災者の捜索及び救助の活動に従事したことにより精神的健康が損なわれた状態からの回復及び当該状態の予防をいう。）を行うため、相談窓口を設置する等の必要な体制を確立するものとする。

第四章 復旧及び復興対策

第一節 県民による復旧及び復興対策

第七十八条 県民は、自らが震災からの復旧及び復興の主体であることを認識し、自主防災組織、ボランティア、学校等、事業者、県、市町村その他の関係者と連携して、自らの生活を再建するとともに、地域社会の維持、再生及び育成に努めるものとする。

(令二条例二・一部改正)

第二節 自主防災組織による復旧及び復興対策

第七十九条 自主防災組織は、震災からの復旧及び復興に際して、地域社会の維持、再生及び育成に貢献するよう努めるとともに、県、市町村その他の関係者が実施する当該復旧及び復興に関する対策に協力するよう努めるものとする。

(令二条例二・一部改正)

第三節 学校等による復旧及び復興対策

第八十条 学校等の設置者等は、県、市町村その他の関係者と連携して、学校等の機能の早期回復を図り、学校等における教育活動等の再開に努めるものとする。

第四節 事業者による復旧及び復興対策

(ライフライン関連施設等の復旧)

第八十一条 ライフライン関連施設等の設置者又は管理者は、県、市町村その他の関係者と連携して、速やかに当該ライフライン関連施設等の復旧対策を実施するよう努めるものとする。

(雇用の場の確保等)

第八十二条 事業者は、震災からの復旧及び復興に際して、事業活動の継続又は再開により雇用の場を確保するよう努めるとともに、県、市町村その他の関係者と連携して、地域経済の復旧及び復興に貢献するよう努めるものとする。

第五節 県による復旧及び復興対策並びに市町村等との連携

第八十三条 県は、震災からの復旧及び復興を計画的、迅速かつ円滑に推進するための体

制を構築するものとする。

- 2 県は、大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第二条第一号に規定する特定大規模災害が発生した場合において、政府が同条第二号に規定する復興基本方針を定めたときは、同法第九条第一項の規定により、同方針に即して、復興のための施策に関する方針を速やかに定めるものとする。
- 3 県は、市町村と連携して、県民及び事業者等の参画を図りながら、再度災害防止の観点により、震災からの復旧及び復興を計画的、迅速かつ円滑に推進するため、当該復旧及び復興に関する計画を早期に作成するものとする。
- 4 県は、市町村その他の関係者と連携して、前項の復旧及び復興に関する計画の円滑な実施に努めるものとする。

(令二条例二・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二章第六節の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年条例第三九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年条例第五六号)

この条例は、平成二十六年一月一日から施行する。

附 則 (平成二七年条例第一二号)

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

附 則 (平成二九年条例第四八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年条例第二号)

この条例は、公布の日から施行する。

14-2 徳島県災害対策本部条例

(昭和37年10月12日徳島県条例第30号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第8項の規定に基づき、徳島県災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平24条例51・一部改正)

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平8条例10・追加)

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

(平8条例10・旧第4条線下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第51号)

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県災害対策本部運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、徳島県災害対策本部条例（昭和37年徳島県条例第30号）第5条に基づき、徳島県災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 本部は、その事務を処理するため、統括司令室、実行部、支部、地方連絡部及び現地災害対策本部により構成する。

(本部)

第3条 災害対策を円滑に実施するため徳島県防災・危機管理センター（以下「センター」という。）に本部を設置する。

- 2 センターに本部が設置できないときは、徳島県徳島中央警察署（徳島市）（以下「徳島中央警察署」という。）に本部を設置する。
- 3 前項に規定する場合において、徳島中央警察署に本部が設置できないとき、又は西部総合県民局において、発災後30分経過後も、センター若しくは徳島中央警察署に本部が設置されたことの確認ができないときは、本部を西部総合県民局美馬庁舎（美馬市）に設置する。
- 4 前項の規定により西部総合県民局美馬庁舎に本部を設置した後に、センター又は徳島中央警察署における本部の設置が確認されたときは、西部総合県民局美馬庁舎の本部は廃止する。
- 5 第3項に規定する場合において、西部総合県民局美馬庁舎に本部が設置できないときは、県立防災センター・消防学校（北島町）に本部を設置する。

(副本部長)

第4条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事、政策監及び警察本部長の職にある者をもって充てる。

- 2 副本部長は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）を補佐し、本部長に事故があるときは、副知事、政策監の順位により、その職務を代理する。
- 3 前項の規定にかかわらず、前条第3項の場合においては、本部長又は副本部長の安全が確認されるまでの間、西部総合県民局長が本部長の職務を代理する。

(本部員)

第5条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、政策監補、徳島県行政組織規則（昭和42年徳島県規則第15号）第17条に基づく部長の職にある者、会計管理者、企業局長、病院局長及び教育長をもって充てる。

(本部会議)

第6条 本部長は、災害対策の基本方針及び重要な指示又は総合調整を行うため、必要に応じて本部会議を開催する。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長、本部員及び支部長（第15条第1項に規定する支部長をいう。）をもって構成する。
- 3 本部会議は、本部長が主宰する。
- 4 本部会議には、必要に応じて統括司令室又は実行部の班長が出席し、状況の説明に当たるものとする。
- 5 本部長は、必要がある場合は、本部会議に関係する防災関係機関等の職員の出席を求めることができる。
- 6 本部長は、必要があると認めるときは、職員を防災関係機関等に派遣し、情報の収集及び連絡調整に当たらせることができる。

(統括司令室)

第7条 本部長を補佐し、災害応急対策の方針立案に関する総合調整及び防災関係機関等との連絡調整等を行うため、統括司令室を置く。

2 統括司令は、政策監の職にある者をもって充てる。

3 副統括司令は、危機管理環境部長の職にある者をもって充てる。副統括司令は統括司令を補佐し、統括司令に事故があるときは、その職務を代理する。

4 第3条第3項又は同条第5項に規定する拠点に本部が設置されたときは、西部総合県民局長又は防災人材育成センター所長が第1項に規定する業務を実施するために必要な指示を行うことができる。

5 統括司令室に次の表の左欄に掲げる部を置き、当該部の部長は、当該右欄に掲げる本部員をもって充てる。

部	部 長
統 合 作 戦 部	危 機 管 理 環 境 部 長
渉 外 ・ 市 町 村 支 援 部	政 策 創 造 部 長
広 報 ・ 調 達 部	経 営 戦 略 部 長

6 統括司令室の編成及び分掌事務については、別表第1のとおりとする。

(実行部)

第8条 本部に次の表の左欄に掲げる実行部を置き、当該部の部長は、当該右欄に掲げる本部員をもって充てる。

実 行 部	部 長
危 機 管 理 環 境 部	危 機 管 理 環 境 部 長
政 策 創 造 部	政 策 創 造 部 長
経 営 戦 略 部	経 営 戦 略 部 長
未 来 創 生 文 化 部	未 来 創 生 文 化 部 長
保 健 福 祉 部	保 健 福 祉 部 長
商 工 労 働 観 光 部	商 工 労 働 観 光 部 長
農 林 水 産 部	農 林 水 産 部 長
県 土 整 備 部	県 土 整 備 部 長
出 納 部	会 計 管 理 者
企 業 部	企 業 局 長
病 院 部	病 院 局 長

教 育 部	教 育 部 長
警 察 部	警 察 本 部 長

2 前項に規定する実行部に班を置く。実行部の編成及び分掌事務については、別表第2のとおりとする。

(防災対策責任者会議)

第9条 災害対策本部等が設置された場合において、災害対策本部等の運営や体制、本部会議で決定された事項等についての事務調整、本部会議協議事項の事前調整など、全庁的な事務調整や複数の部間の調整等を、迅速かつ円滑に行う必要がある場合には、統括司令は、防災対策責任者会議を設置することができる。

- 2 防災対策責任者会議は、副統括司令、統合作戦部長、渉外・市町村支援部長、広報・調達部長、危機管理政策課長、とくしまゼロ作戦課長及び防災対策責任者をもって構成する。
- 3 防災対策責任者会議は、統括司令が主宰し、必要がある場合には、関係する防災関係機関等の職員の出席を求めることができる。
- 4 防災対策責任者会議には、必要に応じて第8条に定める各班の班長や担当者が出席し、状況の説明に当たるものとする。

(防災対策責任者)

第10条 防災対策責任者は、次の表の職にある者をもって充てる。

所 属 名	防災対策責任者	所 属 名	防災対策責任者
政 策 創 造 部	総合政策課長	県 土 整 備 部	県土整備政策課長
経 営 戦 略 部	総務課長	出 納 局	会計課長
未 来 創 生 文 化 部	未来創生政策課長	企 業 局	経営企画戦略課長
保 健 福 祉 部	保健福祉政策課長	病 院 局	総務課長
商 工 労 働 観 光 部	商工政策課長	教 育 委 員 会	教育政策課長
農 林 水 産 部	農林水産政策課長	警 察 本 部	警備課長

(応急対策班)

第11条 第8条に定める実行部から次表に掲げる応急対策班を組織し、本部設置と同時にセンターに服務するものとする。ただし、本部長が必要と認めたときは第8条第2項に規定する他の班のうちから応急対策班を別に組織するものとする。

所 属 実 行 部	応 急 対 策 班 名
保 健 福 祉 部	保 健 医 療 福 祉 調 整 班

農 林 水 産 部	救 援 物 資 調 整 班
県 土 整 備 部	公 共 土 木 対 策 班
	道 路 班

- 2 応急対策班の班長は、原則として第8条第2項に定める班の班長をもって充てる。
- 3 応急対策班は、所属部その他関係方面との連絡に当たるとともに、情報を収集し、災害応急対策の任務に当たるものとする。
- 4 センター従事者は、センターと所属との連絡調整等の任務に当たるものとする。

(本部連絡責任者)

第12条 センターに次表に掲げる本部連絡責任者を置く。

実行部・支部	本部連絡責任者	実行部・支部	本部連絡責任者
危機管理環境部	政 策 調 査 幹	出 納 局	会 計 課 副 課 長
政 策 創 造 部	政 策 調 査 幹	企 業 局	政 策 調 査 幹
経 営 戦 略 部	総 務 課 副 課 長	病 院 局	政 策 調 査 幹
未 来 創 生 文 化 部	政 策 調 査 幹	教 育 委 員 会	政 策 調 査 幹
保 健 福 祉 部	政 策 調 査 幹	警 察 本 部	警 備 課 課 長 補 佐
商 工 労 働 観 光 部	政 策 調 査 幹	南 部 支 部	政 策 調 査 幹
農 林 水 産 部	政 策 調 査 幹	西 部 支 部	政 策 調 査 幹
県 土 整 備 部	政 策 調 査 幹	東 部 支 部	次 長 (東 部 県 土 整 備 局)

- 2 本部連絡責任者は、センターにおいて服務するものとする。
- 3 本部連絡責任者は、統括司令室と実行部・支部との連絡調整及び実行部・支部に関する情報収集並びに統括司令室への報告等の任務に当たるものとする。

(本部連絡責任者会議)

第13条 本部会議による決定事項等についての全庁的な調整や複数の部間の調整等を、迅速かつ円滑に行うため、統合作戦部長は、本部連絡責任者会議を設置する。

- 2 本部連絡責任者会議は、統合作戦部の部長及び各班長並びに本部連絡責任者をもって構成する。
- 3 本部連絡責任者会議は、統合作戦部長が主宰し、必要がある場合には、関係する防災関係機関等の職員の出席を求めることができる。
- 4 本部連絡責任者会議には、必要に応じ部の班長や担当者が出席し、状況の説明に当たるものとする。

(支部)

第14条 本部長は、地域の総合的応急対策の推進を図るため必要があると認めるときは、支部を判断により置くことができる。ただし、県内で震度6弱以上の地震が発生したとき、又は県沿岸に大

津波警報が発表されたときは、各支部は自動設置されるものとする。

2 支部の名称，設置場所及び所管区域は次のとおりとする。

名 称	設 置 場 所	所 管 区 域
東 部 支 部	東 部 県 土 整 備 局	徳島市 鳴門市 小松島市 吉野川市 阿波市 勝浦町 上勝町 佐那河内村 石井町 神山町 松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町
南 部 支 部	南 部 総 合 県 民 局	阿南市 那賀町 牟岐町 美波町 海陽町
西 部 支 部	西 部 総 合 県 民 局	美馬市 三好市 つるぎ町 東みよし町

(支部長，副支部長)

第15条 支部に支部長を置き，総合県民局長及び東部県土整備局長の職にある者をもって充てる。

2 南部及び西部支部の支部長は，支部における災害に関する情報の管理及び災害応急対策を実施する。東部支部においては，支部長又は副支部長が，それぞれ所管する局における災害に関する情報の管理及び災害応急対策を実施する。

3 副支部長を各支部に置き，南部及び西部支部にあつては支部長があらかじめ指名する者を，東部支部においては，東部県税局長，東部保健福祉局長及び東部農林水産局長をもって充てる。

4 副支部長は，支部長を補佐し，支部長に事故があるときはその職務を代理する。

(実施班)

第16条 各支部に属する機関として，実施班を置く。

2 実施班の名称，実施班長及び分掌事務は別表第3のとおりとする。ただし，支部長が認めたときは，その他の実施班を指名し，加えることができる。

(支部会議)

第17条 災害応急対策の検討，総合調整及び連絡調整を行うため，支部に支部会議を置く。

2 支部会議は，支部長，副支部長及び実施班長をもって構成する。

3 支部会議は，支部長が主宰する。

4 支部長は，必要がある場合は，支部会議に係る防災関係機関等の職員の出席を求めることができる。

5 支部長は，支部会議において決定した事項については，特に重要又は異例に属する事項については，本部長に報告し，又は指示を求めるものとする。

(支部事務局)

第18条 支部の事務を処理するために，支部に支部事務局を置く。

2 支部事務局は，災害に関する諸情報の一元化を図り，災害業務の総合調整を行う。

3 支部事務局に局長及び局員を置く。

4 局長は南部支部にあつては地域創生防災部主幹を，西部支部にあつては地域創生観光部企画幹を，東部支部にあつては東部県土整備局の次長のうちから支部長があらかじめ指名する職員を充てる。また局員は，南部支部にあつては地域創生防災部の職員を，西部支部にあつては地域創生観光部の職員を，東部支部にあつては東部支部に属する職員のうちから，支部長があらかじめ指名する者をもって充てる。ただし，局長が認めたときは，第16条に規定する各実施班の職員のうちから局員を指名し，増員する。

(本部初動要員)

第19条 本部の初動体制確立及び初動・応急対応業務のため，センター，県立防災センター・消防

学校（北島町）及び西部総合県民局美馬庁舎（美馬市）に本部初動要員を置く。

- 2 本部初動要員は，センター，県立防災センター・消防学校及び西部総合県民局美馬庁舎の近隣に居住する職員のうちから，知事が指名する。

（現地災害対策本部）

- 第20条 本部長は，大規模又は激甚な災害が発生した場合において，防災の推進を図るため必要があると認めるときは，現地災害対策本部（以下「現对本部」という。）を置くものとする。
- 2 現对本部及びその所管区域は，災害が発生した地域の実情に応じて，その都度本部長が決定する。

（現地災害対策本部の構成）

- 第21条 現对本部に現地災害対策本部長（以下「現对本部長」という。）及び現地災害対策本部員（以下「現对本部員」という。）を置く。
- 2 現对本部長及び現对本部員は，本部長がその都度指名する。
 - 3 現对本部長は，現地災害応急対策を実施するとともに，本部長の命を受けたときは，本部長の権限に属する事務の一部を代行する。

（現地災害対策本部会議）

- 第22条 災害応急対策の検討，総合調整及び連絡調整を行うため，現对本部に現地災害対策本部会議（以下「現对本部会議」という。）を置く。
- 2 現对本部会議は，現对本部長及び現对本部員をもって構成する。
 - 3 現对本部会議は，現对本部長が主宰する。
 - 4 第17条第4項及び第5項の規定は，現对本部について準用する。

（地方連絡部）

- 第23条 本部長は，災害に関し，国会，中央官庁その他関係方面との連絡事務等の円滑な処理を行うため必要があると認めるときは，地方連絡部を置く。
- 2 地方連絡部の名称，位置，地方連絡部長及び分掌事務は別表第4のとおりとする。

（配備体制等）

- 第24条 災害が発生し，又は発生するおそれがあるときは，別表第5の配備体制・動員体制によるものとする。
- 2 危機管理環境部長は，別表第5の第1非常体制及び第2非常体制の配備体制において，災害に関する情報の収集及び関係機関等との連絡調整その他災害応急対策を円滑に行うため，必要があると認めるときは，連絡本部又は警戒本部を設置するものとする。
 - 3 連絡本部及び警戒本部の設置については，次のとおりとする。
 - （1）連絡本部は，関係機関等と特に緊密な連絡調整を図る必要がある場合に置き，連絡本部長にはとくしまゼロ作戦課長を，本部員には危機管理環境部の職員をもって充てる。
 - （2）警戒本部は，特に警戒を要する場合に置き，警戒本部長には危機管理環境部長を，本部員には危機管理環境部の職員及び関係課の課員をもって充てる。
 - （3）前各号の連絡本部長及び警戒本部長は，とくしまゼロ作戦課長及び危機管理環境部長がそれぞれ代理者を指名することができる。
 - （4）連絡本部長及び警戒本部長は，必要があると認めるときは，本部員を防災関係機関等に派遣し，情報の収集及び連絡調整に当たらせることができる。
 - 4 総合県民局長，東部県土整備局長は，別表第5の第2非常体制の配備体制において，災害に関する情報の収集及び関係機関等との連絡調整その他災害応急対策を円滑に行うため，必要があると認めるときは，警戒支部を設置するものとする。
 - 5 警戒支部の設置については，次のとおりとする。
 - （1）警戒支部は，特に警戒を要する場合に置き，警戒支部長には総合県民局長，東部県土整備局長を，警戒支部員には第16条に規定する各実施班の職員をもって充てる。

- (2) 前号の警戒支部長は、状況に応じて代理者を指名することができる。
- (3) 警戒支部長は、必要があると認めるときは、支部員を市町村に派遣し、情報の収集及び連絡調整にあたらせることができる。

(配備編成計画等)

第 2 5 条 各部長及び支部長は、災害応急対策を円滑に行うため、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の体制ごとに、所属する職員の配備編成計画等をあらかじめ別表第 6 の様式により整備するものとする。

2 配備編成計画等は、勤務時間外、休日等に発生した災害においても所属する職員が迅速に対応できるように職員の居住地等を考慮して整備するものとする。

(補則)

第 2 6 条 この規程の定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は別に本部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和 5 3 年 8 月 5 日から施行する。
- 2 徳島県災害対策本部運営規程 (昭和 5 0 年設置) は廃止する。

附 則

- 1 この規程は、昭和 5 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和 6 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和 6 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和 6 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和 6 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 7 年 1 1 月 2 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

- 附 則
1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成11年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成15年9月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成16年10月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成17年3月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成17年9月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成19年5月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成23年5月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成25年3月21日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成27年5月1日から施行する。
- 附 則
1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和元年5月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和元年12月19日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和3年3月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和3年11月25日から施行する。
附 則
- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

徳島県災害対策本部統括司令室の編成及び分掌事務

室	部	班	班長	分掌事務			
統括司令室	統合作戦部	作戦立案班					
		とくしまゼロ作戦課長		<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置及び廃止の検討・運営に関すること ・現地災害対策本部の設置・運営に関すること ・自衛隊災害派遣要請に関すること ・災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること ・災害応急対策に係る統括司令室の運営に関すること ・緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊、自衛隊、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請(他部の所管に属する事項を除く。)の要否の決定に関すること ・防災関係機関との合同会議の開催に関すること ・災害対策基本法第60条第5項の規定による避難指示に関すること ・災害警戒及び注意喚起の発信に関すること ・被災市町村への要員の派遣の要否の決定に関すること ・国現地対策本部との連絡調整に関すること ・国への要望に関すること 			
			情報収集・分析班				
			とくしまゼロ作戦課長		<ul style="list-style-type: none"> ・作戦立案班と連携した災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画及び進行管理に関すること ・重要な情報の確認及び災害対策本部長への伝達に関すること ・災害対策本部各々が収集した情報の整理、分類及び評価に関すること ・関係機関等からの情報の収集、整理、及び記録に関すること <ul style="list-style-type: none"> 消防機関、警察等からの被害状況等 交通(道路鉄道等)の規制、運行等 ライフライン(電気ガス水道通信)の被害状況及び復旧状況等 ・JAXAへの緊急観測要請に関すること ・気象状況等の収集及び市町村等関係機関への伝達に関すること ・県警との被害状況に関する情報の相互提供及び確認に関すること ・災害即報の消防庁への報告に関すること ・被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関すること 		
				安否確認班			
				とくしまゼロ作戦課長		<ul style="list-style-type: none"> ・安否不明者等の確認に関すること ・安否不明者等の公表名簿の作成に関すること ・受付窓口の設置及び公表内容の更新に関すること ・部内の実施事項の応援に関すること 	
					通信班		
					とくしまゼロ作戦課長		<ul style="list-style-type: none"> ・県総合情報通信ネットワークシステムに関すること ・災害用通信・情報収集設備の機能確保に関すること ・災害対策本部室の映像機器等運用に関すること ・通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関すること
						災害救助班	
				とくしまゼロ作戦課長			<ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用に関すること ・災害救助法に関する国との調整及び救助費の精算に関すること ・災害救助法に基づく救助を市町村長が行うこととする通知及び告示に関すること ・災害救助法に係る市町村への指導に関すること ・緊急通行車両証明書の発行に関すること ・被災者生活再建支援法の適用に関すること ・激甚災害指定に関すること

別表第1

徳島県災害対策本部統括司令室の編成及び分掌事務

室	部	班	班長	分掌事務	
統括司令室	統合作戦部	ロジスティック班			
		危機管理政策課長	・防災・危機管理センターの設置・運営に関する事		
			・職員参集に関する事		
			・国, 全国知事会, 関西広域連合, 中四国, 鳥取県への応援要請・受援調整に関する事		
			・災害対応の記録に関する事		
			・写真等による情報の収集及び記録対応に関する事		
			・被災の記録及び資料収集に関する事		
		部隊運用班			
		消防保安課長	・消防応援活動調整本部の活動・調整に関する事		
			・消防庁との調整に関する事		
			・消防防災ヘリ等の運用・調整に関する事		
			・各消防本部との調整に関する事		
			・自衛隊・警察・海保等防災関係機関との調整に関する事		
			・救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関する事		
		応援・受援調整班			
危機管理政策課長	・応援・受援に係る全体管理に関する事				
渉外・市町村支援部	渉外班				
	総合政策課長 万博推進課長	・国(皇族含)や他の都道府県との渉外対応に関する事			
		・災害見舞及び視察者に関する事			
		・被災地の視察, 慰問, 激励等の対応に関する事			
		・他都道府県の職員の視察に関する事			
		・大臣等主要来県者の接遇に関する事			
		・他都道府県の議員の視察に関する事			
		・他の都道府県からの災害見舞金に関する事			
	議会議務局 総務課長	・他都道府県の議員の視察に関する事			
	ダイバーシティ 推進課長	・海外からの見舞い及び支援物資等への対応に関する事			
		・外国からの視察に関する事			
	市町村支援班				
	市町村課長	・市町村からの県に対する要請(要望)窓口に関する事			
		・市町村災害対策本部等に係る県内市町村職員の応援及び受援の調整に関する事			
		・住基ネットに関する事			
・市町村行財政等への支援に関する事					
デジタルとくしま 推進課長	・市町村情報ネットワークの被害状況の把握及び復旧の応援に関する事				
	・徳島県自治体情報セキュリティクラウドに関する事				
	・Tokushima Free Wi-Fi(とくしま無料Wi-Fi)に関する事				
とくしまぐらし 応援課長	・班内の実施事項の応援に関する事				

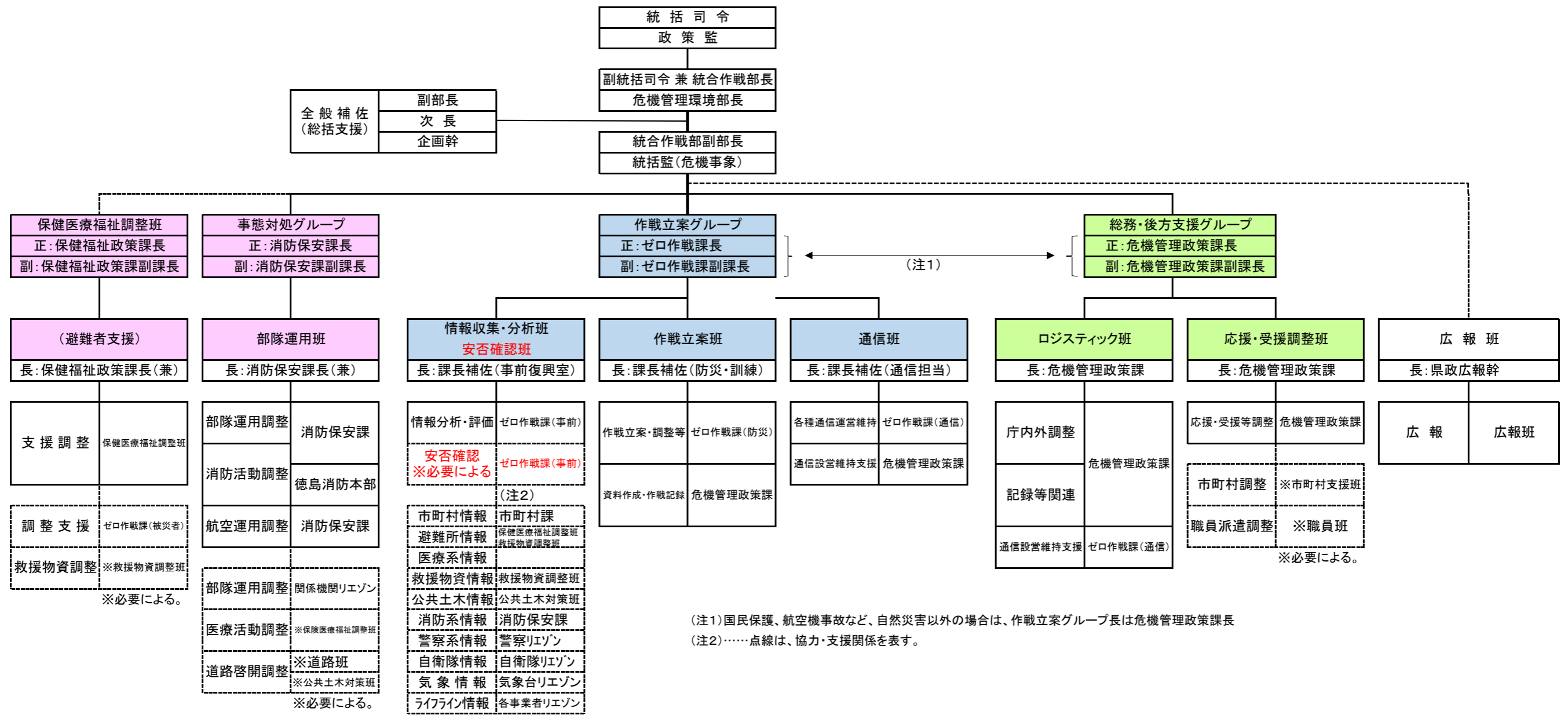
別表第1

徳島県災害対策本部統括司令室の編成及び分掌事務

室	部	班	班長	分掌事務
統括司令室	広報・調達部	広報班		
		県政広報幹	・災害時の広報に関する事	
			・知事の記者会見に関する事	
			・県ホームページによる広報に関する事	
			・報道機関への被害状況等情報提供に関する事	
			・報道機関からの取材対応に関する事	
		総務班		
		総務課長	・災害対応従事者の食料・トイレ・寝具等、後方支援に関する事	
		秘書課長	・本部長及び副本部長(副知事・政策監)の秘書に関する事	
		職員班		
		人事課長	・職員参集・応援に関する事	
			・職員の安否確認に関する事	
			・部局をまたがる職員応援に関する事	
			・職員の災害派遣に関する事	
			・職員の罹災状況に関する事	
		職員厚生課長	・職員の健康管理に関する事	
			・職員の災害補償等に関する事	
			・職員の惨事ストレス対策に関する事	
			・災害派遣職員等の応急宿舎に関する事	
		庁舎管理・財務班		
		管財課長	・県庁舎(万代庁舎)の安全・機能確保に関する事	
			・県庁舎(万代庁舎)のライフライン機能等の確保に関する事	
			・万代庁舎自衛消防組織及び災害避難応援隊の活動に関する事	
			・来庁者(避難者含む)の安全確保に関する事	
			・県庁舎(万代庁舎)及び合同庁舎の被害状況の把握及び応急機能確保に関する事	
			・災害救助物資等の購入に関する事	
			・本部業務に必要な場所及び会議室用備品の確保に関する事	
・応急仮設住宅の建設用地(県有未利用地)の確保に関する事				
スマート県庁推進課長	・県庁総合サービスネットワークの被害状況の把握及び復旧に関する事			
	・県庁舎の情報システムの確保に関する事			
財政課長	・災害時の県の財務管理に関する事			
	・災害対策の予算措置に関する事			

総括司令室連携基準
付紙「統合作戦部組織(基準)」参照

統合作戦部組織(基準)



別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務
危機管理環境部	消防保安班		
		消防保安課長	・危険物施設及び高圧ガス施設等の災害対策に関すること
	防災センター班		
		防災人材育成センター所長	・県立防災センター及び消防学校の被害状況の把握及び応急機能確保措置に関すること
	生活環境対策班		
		環境指導課長	・被災市町村の一般廃棄物(ごみ・し尿)処理施設の復旧に必要な支援等に関すること ・被災市町村の一般廃棄物(ごみ・し尿・災害廃棄物)処理の広域調整に関すること
		環境管理課長	・大気汚染及び水質汚濁に係る発生源監視に関すること
	衛生班		
		安全衛生課長	・給水に関すること ・上水道の応急復旧に関すること ・食品衛生の確保に関すること ・遺体収容に関すること ・遺体袋, 棺, ドライアイス等の調達に関すること ・火葬及び仮埋葬に関すること ・ねずみ族・こん虫等の駆除に関すること ・環境衛生施設の災害対策及び衛生維持に関すること
		食肉衛生検査所長	・と畜場、食鳥処理施設の被害調査に関すること
		動物愛護管理センター所長	・被災動物の救援に関すること
	応援班		
		グリーン社会推進課長 消費者政策課長 保健製薬環境センター所長	・部内の実施事項の応援に関すること
	政策創造部	総合政策班	
		総合政策課長	・部内の被害状況収集に関すること ・部内の連絡調整に関すること
応援班			
	統計データ課長 県立総合大学校本部長	・部内の実施事項の応援に関すること	

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務	
経営戦略部	総務班			
	総務課長		・部内の被害状況収集に関すること	
			・部内の連絡調整に関すること	
			・私立学校の被害状況調査及び応急教育に関すること	
	税務課長		・災害による県税の減免に関すること	
			・市町村の罹災証明書発行業務の支援に関すること	
			・税務相談に関すること	
	監察局監察評価課長		・被災者等からの相談, 苦情, 要望等の総合案内窓口に関すること	
	議会事務局総務課長		・議員との連絡等に関すること	
			・議会の会議に関すること	
	応援班			
	総務事務管理課長 任用課長 監査第一課長 監察局法人検査課長 監察局法制文書課長 自治研修センター所長		・部内の実施事項の応援に関すること	
	未来創生文化部	未来創生班		
		未来創生政策課長		・部内の被害状況の収集に関すること
・部内の連絡調整に関すること				
文化の森振興センター所長			・文化の森各館の災害対策に関すること	
国際対策班				
ダイバーシティ推進課長			・罹災外国人の援護に関すること	
文化財班				
文化資源活用課長			・文化財の被害調査に関すること	
			・文化財の応急対策に関すること	
応援班				
男女参画・人権課長 文化・未来創造課長 スポーツ振興課長		・部内の実施事項の応援に関すること		

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務
保健福祉部	保健医療福祉調整班(総括)		
	保健福祉政策課長	保健福祉政策課長	・保健医療福祉活動の総合調整に関すること
	医療政策課長	医療政策課長	・災害時コーディネーターの総括に関すること
	健康づくり課長	健康づくり課長	・災害医療コーディネーターに関すること
	薬務課長	薬務課長	・災害時保健衛生コーディネーターに関すること
	長寿いきがい課長	長寿いきがい課長	・災害時薬務コーディネーターに関すること
	障がい福祉課長	障がい福祉課長	・災害時介護福祉コーディネーターに関すること
			・災害福祉支援ネットワークに関すること
			・災害時健康危機管理支援チームに関すること
	保健医療福祉調整班(避難者支援)		
	保健福祉政策課長	保健福祉政策課長	・部内の被害状況の収集に関すること
			・部内の連絡調整に関すること
			・保健師等の派遣に関すること
			・避難所の設置状況等の情報収集に関すること
			・避難所運営要員の確保に関すること
			・生活物資の確保・供給に関すること
			・避難所の衛生確保に関すること
			・避難所の電源等ライフライン確保に関すること
			・炊き出しに関すること
			・避難所外避難者への支援に関すること
国保・自立支援課長	国保・自立支援課長	・国保料(税)に関すること	
健康づくり課長	健康づくり課長	・ALS等人工呼吸器を装着する難病患者の医療の供給に関すること	
		・被災者の健康相談に関すること	
		・被災者の栄養指導に関すること	
		・「とくしま災害栄養チーム」に関すること	
		・被災者の精神保健相談に関すること	
		・疫学調査及び健康診断に関すること	
		・DPATの受入・活動調整に関すること	
感染症対策課長	感染症対策課長	・「とくしま災害感染症専門チーム」に関すること	
		・疫学調査及び感染症予防に関すること	
		・防疫に関すること	
精神保健福祉センター 所長	精神保健福祉センター 所長	・被災者の精神保健相談に関すること	
		・DPATの受入・活動調整に関すること	
安全衛生課長 観光政策課長	安全衛生課長 観光政策課長	・一時避難所としての旅館・ホテル等の借り上げに関すること	
保健医療福祉調整班(薬務)			
薬務課長	薬務課長	・医薬品(輸血用血液を含む。)、衛生材料及び防疫薬品等の確保に関すること	
		・薬剤師の援護業務に関すること	
		・毒物劇物の災害対策に関すること	

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務
保健福祉部	保健医療福祉調整班(医療活動支援)		
	医療政策課長		・DMATの受入・活動調整に関すること
			・初動時の緊急医療体制の確立に関すること
			・人工透析患者等の医療の供給に関すること
			・医療機関からの要請に対する傷病者の緊急搬送に関すること
			・ドクターヘリの運航に関すること
	病院局総務課長		・県立病院の連絡調整に関すること
	保健医療福祉調整班(災害時要援護者支援)		
	保健福祉政策課長		・災害時要援護者の支援に関すること
			・罹災低所得者援護に関すること
			・福祉避難所の設置状況等の情報収集に関すること
			・社会福祉施設の災害対策の総括に関すること
			・災害弔慰金の支給等に関する法律の適用及び実施に関すること
			・災害派遣福祉チームの受入・活動調整に関すること
	次世代育成・青少年課長		・罹災児童の援護に関すること
			・罹災母子世帯等の援護に関すること
			・社会福祉施設の災害対策に関すること
	障がい福祉課長		・罹災身体障がい者、罹災知的障がい者の援護に関すること
			・社会福祉施設の災害対策に関すること
	長寿いきがい課長		・罹災高齢者の援護に関すること
			・被災者に対する各種保険給付金の早期支払いに関すること
			・被災者に対する保険料納入延滞金の免除及び滞納処分の執行猶予に関すること
			・被災者で保険証を紛失した者に対する再交付に関すること
	災害ボランティア班		
	保健福祉政策課長		・県災害ボランティア本部に対する支援に関すること
			・市町村ボランティア本部との連携調整に関すること
			・総合的ボランティアニーズの把握及び分析に関すること
義援金受入・配分班			
保健福祉政策課長		・義援金品の受入・配分調整に関すること	
		・義援金の配分委員会の設置及び配分額等の決定に関すること	
応援班			
	ワクチン・入院調整課長 中央子ども女性相談センター所長 徳島学院長 障がい者相談支援センター所長 発達障がい者総合支援センター所長 総合看護学校長		・部内の実施事項の応援に関すること

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務
商 工 労 働 観 光 部	事業者支援班		
	商工政策課長		・部内の被害状況の収集に関すること
			・部内の連絡調整に関すること
			・企業の事業継続の支援に関すること
	企業支援課長		・生活必需品等物資の供給に係る協定締結団体への要請に関すること
			・生活必需品等物資の供給に係る被災地外市町村への供給調整及び斡旋に関すること
			・国、他都道府県への生活必需品等物資の供給に係る応援要請に関すること
			・中小企業に対する災害金融に関すること
			・応急融資に関すること
	労働雇用戦略課長		・雇用機会・労働条件に関すること
			・雇用特別相談所の開設及び運営支援に係る関係団体等との連携調整に関すること
	産業人材育成センター所長		・県立テクノスクール等の災害対策に関すること
	観光対策班		
	観光政策課長		・観光施設等の災害対策に関すること
・一時避難所としての旅館・ホテル等の借上げに関すること			
応援班			
新未来産業課長 にぎわいづくり課長 工業技術センター所長 労働委員会事務局 調整課長		・部内の実施事項の応援に関すること	
農 林 水 産 部	救援物資調整班		
	農林水産政策課長		・部内の被害状況の収集に関すること
			・部内の連絡調整に関すること
			・農業関係の激甚災害指定の取りまとめに関すること
			・農林漁業関係災害の金融に関すること
			・農林水産業共同利用施設の災害に関すること
			・物流体制の確保に関すること
	農林水産総合技術支援センター経営推進課長		・保管農薬・肥料の安全対策に関すること
	もうかるブランド推進課長		・物流体制の確保に関すること
企業支援課長		・物流体制の確保に関すること	
運輸政策課長		・物流体制の確保に関すること	
次世代交通課長		・物流体制の確保に関すること	

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務
農 林 水 産 部	農業再生班		
	生産基盤課長		・農地、農業用施設、漁港等の被害状況の取りまとめに関する事
			・農地、農業用施設、漁港等の災害対策に関する事
			・所管する海岸及び地すべり防止施設の災害対策に関する事
	農山漁村振興課長		・農地、農業用施設の災害対策に関する事
			・所管する海岸及び地すべり防止施設の災害対策に関する事
	鳥獣対策・ふるさと創造課長		・鳥獣被害防止施設等の被害状況の取りまとめに関する事
	農業班		
	農林水産総合技術支援センター所長 経営推進課長 経営研究課長 農産園芸研究課長 資源環境研究課長 高度技術支援課長 畜産研究課長 水産研究課長		・農林水産総合技術支援センターの被害状況の取りまとめに関する事
			・農業被害調査に関する事
			・農業事業継続に関する事
			・農作物被害等の技術対策の推進に関する事
	畜産班		
	畜産振興課長 家畜防疫衛生センター所長		・畜産物、畜産施設の被害状況に関する事
			・流通飼料及び飼料作物等の確保に関する事
			・家畜伝染病の予防及び防疫に関する事
	水産班		
	水産振興課長 漁業調整課長		・水産関係の激甚災害指定の取りまとめに関する事
			・水産物被害の把握及び水産物・水産加工品の確保に関する事
			・災害輸送用漁船の確保に関する事
	林業班		
	スマート林業課長		・林業関係の激甚災害指定の取りまとめに関する事
			・県有施設等の災害対策に関する事
			・特用林産施設の被害状況の取りまとめに関する事
			・造林地の被害状況の取りまとめに関する事
			・建設資材(木材等)の確保に関する事
	森林整備課長		・治山及び林道施設の災害対策に関する事
・保安林の被害状況の取りまとめに関する事			
応援班			
	徳島海区漁業調整委員会事務局長	・部内の実施事項の応援に関する事	

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務
県土整備部	公共土木対策班		
	砂防・気候防災課長 (気候変動・県土防災担当)		・部内の災害対策に関すること
			・部内の被害状況の収集に関すること
	県土整備政策課長		・部内の連絡調整に関すること
			・部内の他の班に属しないこと
	建設管理課長		・建設業者の確保に関すること
			・部内の連絡調整等の応援に関すること
	収用委員会事務局次長		・部内の連絡調整等の応援に関すること
	道路班		
	道路整備課長		・道路啓開に関すること
		高規格道路課長	
			・緊急輸送道路ネットワークの確保に関すること
			・橋梁・トンネル等の安全点検に関すること
	河川班		
	水管理政策課長		・水防本部に関すること
		河川整備課長	
			・水位雨量等観測資料収集に関すること
			・水防警報受報発報、ダム関連通報に関すること
			・河川、ダム警戒に関すること
			・水防無線に関すること
	砂防班		
	砂防・気候防災課長 (警戒対策・管理担当)		・砂防、急傾斜、地すべり施設の災害対策に関すること
			・土砂災害の被害状況の取りまとめに関すること
			・土砂災害警戒情報に関すること
	住宅班		
	住宅課長		・県営住宅の災害対策に関すること
			・応急仮設住宅の確保に関すること
			・住宅相談窓口の設置に関すること
			・災害公営住宅の整備に関すること
	建築指導室長		・建築士、大工等の確保に関すること
			・建築物の災害復旧の技術指導に関すること
			・被災建築物応急危険度判定に関すること
	営繕課長		・応急仮設住宅の確保の応援に関すること
		・公共施設の応急措置に関すること	
		・仮設トイレの調達に関すること	

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務
県土整備部	まちづくり班		
	都市計画課長		・都市計画施設等の災害対策に関すること
			・被災宅地危険度判定に関すること
			・復興対象地区の選定に関すること
	水・環境課長		・下水道の応急復旧に関すること
	用地対策課長		・都市計画施設等の災害対策の応援に関すること
	運輸班		
	運輸政策課長		・港湾、漁港及び海岸施設の災害対策に関すること
			・災害輸送用船舶の確保に関すること
			・物資の輸送に係る調整に関すること
			・災害輸送用車両の確保に関すること
	次世代交通課長		・公共交通機関の被害状況調査に関すること
			・災害輸送用車両の確保に関すること
			・物資の輸送に係る調整に関すること
・災害輸送用船舶の確保に関すること			
・災害輸送用航空機の確保に関すること			
出納部	出納班		
	会計課長		・資金の安定供給に関すること
			・応急対策経費の出納に関すること
			・災害時の出納の処理方法に関すること
応援班			
	公共入札検査課長		・部内の実施事項の応援に関すること
企業部	公営企業班		
	経営企画戦略課長		・部内の被害状況収集に関すること
			・部内の連絡調整に関すること
	施設基盤整備室長		・土木・建築設備の被害状況確認・復旧に関すること
	事業推進課長		・電機・機械設備の被害状況確認・復旧に関すること
総合管理推進センター所長		・発電及び工業用水道施設の被害状況確認・復旧に関すること	
病院部	病院班		
	総務課長		・部内の被害状況収集に関すること
			・部内の連絡調整に関すること
			・県立病院の連絡調整に関すること
経営改革課長		・県立病院の資機材調達に関すること	

別表第2

徳島県災害対策本部各実行部の編成及び分掌事務

部	班	班長	分掌事務
教育 部	教育総務班		
	教育政策課長		・部内の被害状況収集に関すること
			・部内の連絡調整に関すること
			・教育関係広報に関すること
	教職員課長		・教職員の被害状況等に関すること
	福利厚生課長		・教職員の健康管理に関すること
	施設整備課長		・教育施設の災害対策に関すること
	生涯学習課長		・社会教育施設の被害調査に関すること
	教育対策班		
	学校教育課長 特別支援教育課長		・児童及び生徒の被害状況の把握に関すること
			・応急教育に関すること
			・学校の再開に関すること
			・被災した児童生徒への就学援助に関すること
			・被災した児童生徒への学用品等の供与に関すること
	人権教育課長		・スクールカウンセラーの派遣に関すること
	体育健康安全課長		・児童・生徒の避難その他の対策に関すること
			・児童生徒の健康管理に関すること
			・学校の避難所運営支援に関すること
	総合教育センター所長		・教育情報ネットワークの被害状況の把握及び復旧に関すること
	総務課長		・私立学校の被害状況調査及び応急教育に関すること
応援班			
コンプライアンス推進室長		・部内の実施事項の応援に関すること	
教育創生課長			
警察 部	警察本部班		
			・県警察災害警備本部の組織及び所掌業務による

別表第3 実施班の名称・実施班長及び分掌事務

区分	実施班の名称	実施班長	分掌事務	所管区域
南部支部	地域創生防災実施班 (支部事務局)	南部総合県民局地域創生防災部長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局地域創生防災部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること ・支部会議, 支部事務局に関すること	徳島県総合県民局設置条例(平成16年条例第55号)に定める徳島県南部総合県民局の所管区域
	保健福祉環境実施班	南部総合県民局保健福祉環境部長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局保健福祉環境部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	
	農林水産実施班	南部総合県民局農林水産部長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局農林水産部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	
	県土整備実施班	南部総合県民局県土整備部長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局県土整備部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	
	その他の実施班	南部総合県民局 その他の室長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局の当該室の分掌事務のうち災害応急対策に関すること ・他の班の応援に関すること	
西部支部	地域創生観光実施班 (支部事務局)	西部総合県民局地域創生観光部長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局地域創生観光部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること ・支部会議, 支部事務局に関すること	徳島県総合県民局設置条例(平成16年条例第55号)に定める徳島県西部総合県民局の所管区域
	保健福祉環境実施班	西部総合県民局保健福祉環境部長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局保健福祉環境部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	
	農林水産実施班	西部総合県民局農林水産部長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局農林水産部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	
	県土整備実施班	西部総合県民局県土整備部長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局県土整備部の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	
	その他の実施班	西部総合県民局 その他の室長	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める総合県民局の当該室の分掌事務のうち災害応急対策に関すること ・他の班の応援に関すること	

別表第3 実施班の名称・実施班長及び分掌事務

区分	実施班の名称	実施班長	分掌事務	所管区域
東部支部	東部県税班	東部県税局の副局長のうち東部県税局長が指名する者	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部県税局の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部県税局のの所管区域
	東部保健福祉班	東部保健福祉局の副局長のうち東部保健福祉局長が指名する者	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部保健福祉局の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部保健福祉局の所管区域
	東部農林水産班	東部農林水産局の副局長のうち東部農林水産局長が指名する者	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部農林水産局の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部農林水産局の所管区域
	東部県土整備班 (支部事務局)	東部県土整備局の副局長のうち東部県土整備局長が指名する者	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部県土整備局の分掌事務のうち災害応急対策に関すること ・支部会議、支部事務局に関すること	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める徳島県東部県土整備局の所管区域
その他の実施班	その他の実施班	別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4に定める各班を除く、その他の事務所長等	・徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める当該事務所等の分掌事務のうち災害応急対策に関すること	徳島県行政組織規則(昭和42年規則第15号)に定める事務所等の所管区域

別表第4 地方連絡部の名称,位置,部長及び分掌事務

部の名称	位置	部長	分掌事務
東京地方連絡部	東京本部内	東京本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係ことの国会、中央諸官庁、その他関係方面との連絡に関する事 ・災害関係の情報、資料の収集、調査及びこれらの速報に関する事 ・関東地方における災害対策用物資購入に当たっての斡旋等協力に関する事 ・関東地方における緊急通行車両証明書の発行に関する事 ・他の都道府県からの災害見舞金に関する事 ・その他災害関係の特に命じられた事
関西地方連絡部	関西本部内	関西本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害関係ことの関西、中部方面の官公庁、その他関係方面との連絡に関する事 ・関西、中部方面における災害対策用物資購入に当たっての斡旋等協力に関する事 ・関西、中部方面における緊急通行車両証明書の発行に関する事 ・その他災害関係の特に命じられた事

別表第 5

西 己 備 体 体 備 考

配備区分	配 備 内 容	配 備 時 期	備 考
第 1 非常体制	<p>1. 庁内関係課（出先機関を含む。）においては情報連絡活動を円滑に行い得る必要最小限の職員を配備し、状況に応じてすみやかに第 2 非常体制に移行し得る態勢とする。</p> <p>2. 配備につく職員は原則として通常の勤務場所において、主として情報連絡活動を行うものとする。</p>	<p>1. 県内に震度 4 の地震が発生したとき。</p> <p>2. 徳島県に津波注意報が発表されたとき。</p> <p>3. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。</p> <p>4. その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が予想されるとき。</p>	<p>左記の配備時期においては、関係機関等と特に緊密な連絡調整を図る必要があることから「連絡本部」を設置する。</p> <p>本部長：とくしまゼロ作戦課長 本部員：危機管理環境部職員</p>
第 2 非常体制	<p>1. 庁内関係課（出先機関を含む。）においては、災害対策本部を設置した場合に必要な緊急対策活動を状況に応じて行い得る人員を配備し、すみやかに第 3 非常体制に移行し得る態勢とする。</p> <p>2. 配備につく職員は、通常の勤務場所において情報連絡等にあたり、所要の措置を構ずるものとする。</p>	<p>1. 暴風、大雨、洪水警報等が発表されたとき。</p> <p>2. 台風が本県を通過する可能性が高いとき。</p> <p>3. 河川が氾濫注意水位に近づいたとき。</p> <p>4. 県内に震度 5 弱または 5 強の地震が発生したとき。</p> <p>5. 徳島県に津波警報が発表されたとき。</p> <p>6. 「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき</p> <p>7. 大雨特別警報が発表されたとき。</p> <p>8. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。</p> <p>9. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</p> <p>10. その他、大規模な事故等の災害が発生し、大きな被害が発生したとき、または特に大きな被害が予想されるとき。</p>	<p>左記の配備時期においては、大規模な災害に備える等、特に警戒を要する必要があることから「警戒本部」及び「警戒支部」を設置する。但し、津波警報のみの発表の場合は、「警戒本部」及び「南部支部」を設置する。</p> <p>本部長：危機管理環境部長 本部員：危機管理環境部職員並びに関係課課長 支部長：総合県民局長及び東部県土整備局長 支部員：実施班員をあてる。</p>
第 3 非常体制	<p>1. 県地域防災計画及び県災害対策本部条例及び県災害対策本部運営規程等に基づく人員を配備する態勢とする。</p> <p>2. 災害対策本部が自動設置されたときは、全員配備態勢とする。</p>	<p>災害対策本部が設置されたとき。</p> <p>自動設置</p> <p>1. 県内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき。</p> <p>2. 徳島県に大津波警報が発表されたとき。</p> <p>判断設置</p> <p>1. 県内で震度 5 弱または 5 強の地震が発生したとき。</p> <p>2. 県内沿岸に津波警報が発表されたとき。</p> <p>3. 「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき</p> <p>4. 大雨特別警報が発表されたとき。</p> <p>5. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。</p> <p>6. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</p> <p>7. 県内で相当規模の地震災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。</p> <p>8. 台風等により、大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。</p> <p>9. その他、多数の人的被害など、重大な社会的影響のある大規模な事故等の災害が発生し、又はそのおそれが高まったとき。</p>	<p>左記の配備時期においては、「災害対策本部」及び「災害対策支部」を設置する。</p> <p>本部長：知事 支部長：総合県民局長及び東部県土整備局長</p>

災害対策本部（支部）設置の動員体制

業務内容	災 害 対 策 本 部 ・ 支 部 設 置	
動 員 区 分	勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外 ・ 出 張 中
本 部 長 本 部 員 本 部 副 支 部 長	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。
統 括 司 令 室 員 本 部 連 絡 責 任 者	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。
応 急 対 策 班 各 班 要 員 各 実 施 班 要 員	直ちに配備態勢につく。	連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。
各 班 ・ 各 実 施 班 の 要 員 以 外 の 職 員	直ちに配備態勢につく。	災害の状況に応じて、連絡等により、直ちに登庁し、配備態勢につく。

災害対策本部が自動設置された場合は、全員勤務場所へ登庁する。
注 1 登庁が困難な場合は、連絡し、指示を受ける又は最寄りの事務所で配備態勢につくこと。

別表第6 その1

部 (支部) 配備編成計画

部 名	部 長 (支部長) (職務代行順位)	所属名 (課・室)	所 属 長 (課・室長) (職務代行順位)	班 員 (実 施 班 員) 配 備 体 制					
				第 1 非 常 体 制		第 2 非 常 体 制		第 3 非 常 体 制	
				職務代行順位	職 氏 名	職務代行順位	職 氏 名	職務代行順位	職 氏 名
				震度4の地震。津波注意報が発表されたとき。南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表されたとき等		震度5弱又は5強の地震。暴風、大雨、洪水、津波警報等又は大雨特別警報が発表されたとき。台風が本県を通過する可能性が高いとき。南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき等		災害対策本部が設置されたとき	
				(記載例) 別表第5の配備体制における配備内容によって所要人員を記載すること。 災害対策に万全を期すため、職務代務者も記載のこと。					

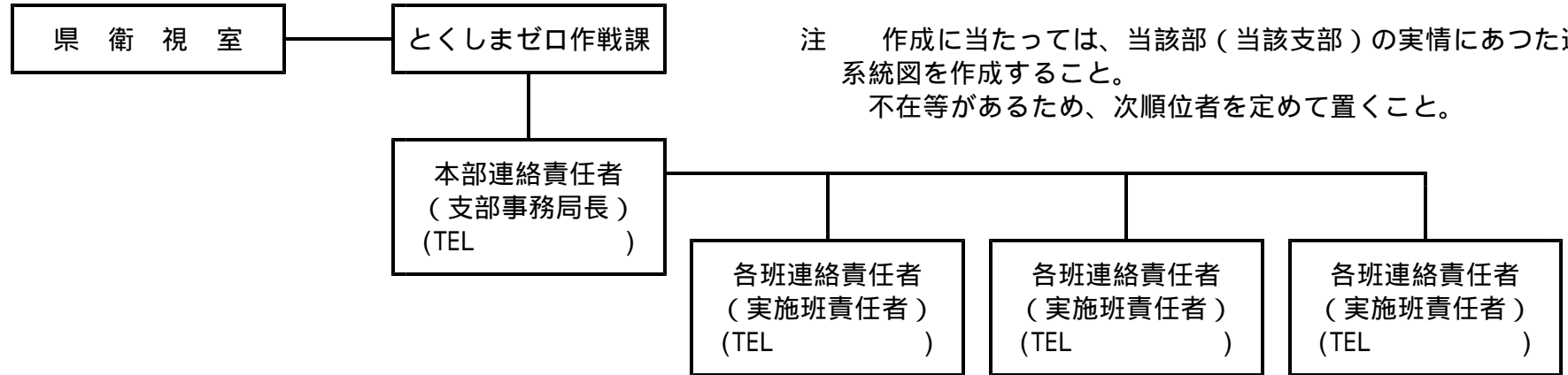
別表第6 その2

班 (実施班) 別分掌事務

班(実施班)名	課(室・所)名	職・氏名	災害対策本部における分掌事務
			<p>(記載例)</p> <p>災害対策本部運営規程第7条別表第1、第8条別表第2及び第16条別表第3に定める分掌事務を羅列するのではなく、災害時における当該班(実施班)の応急対策業務を具体的かつ詳細に記載すること。</p> <p>[突発的な大規模地震等により、緊急参集した職員だれもが、応急対策業務を遂行できる体制を確保することが必要なため]</p>

部（ 支部 ） 勤務時間外等緊急連絡系統図

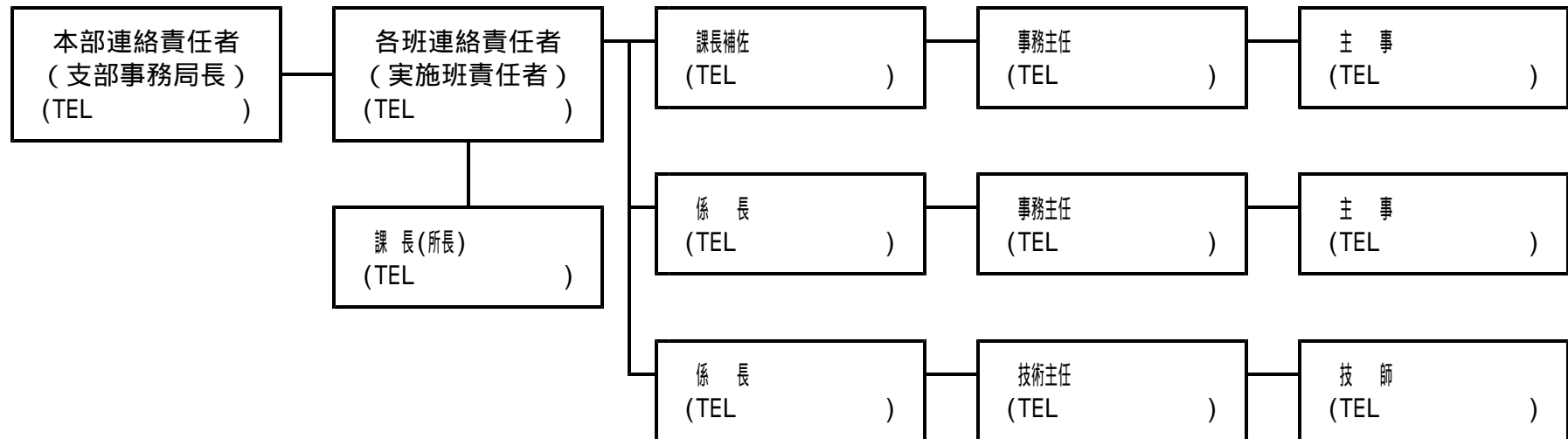
（記載例）



注 作成に当たっては、当該部（当該支部）の実情にあつた連絡系統図を作成すること。
不在等があるため、次順位者を定めて置くこと。

課 勤務時間外等緊急連絡系統図

（記載例）



別表第6 その4

(表の1)
個人行動表

災害対策本部(支部)動員計画

時 点 動 員 区 分	災 害 対 策 本 部 ・ 支 部 設 置	
	勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外 ・ 出 張 中
本 部 長 本 部 員 支 部 長 統 括 司 令 室 員 本 部 連 絡 責 任 者 各 班 要 員	副 本 部 長 副 支 部 長 支 部 事 務 局 員 応 急 対 策 班 各 実 施 班 要 員	直ちに配 備態勢につ く 連絡等により、直ち に登庁し、配備態勢に につく
各 班 ・ 各 実 施 班 の 要 員 以 外 の 職 員	直ちに配 備態勢につ く	災 害 の 状 況 に 応 じ て 連 絡 等 に よ り、直ちに 登庁し、配備態勢につ く

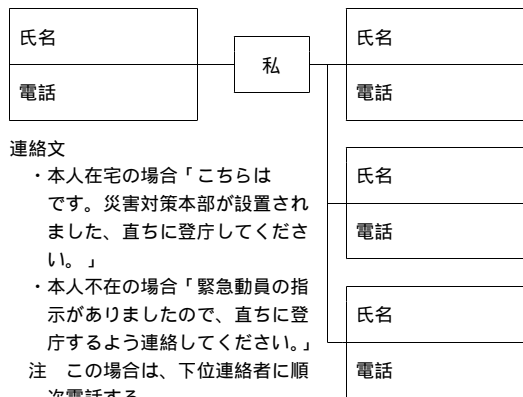
震度6弱以上の地震が発生した場合は、全員勤務場所へ登庁

注・登庁が困難な場合は、連絡し、指示を受ける又は次の
参集可能な庁舎のうち最寄りの庁舎で配備態勢につく。
<参集可能な庁舎>
徳島合同庁舎・鳴門合同庁舎・吉野川合同庁舎・南部総
合県民局(阿南庁舎・美波庁舎・那賀庁舎)・西部総合県
民局(美馬庁舎・三好庁舎)

(表の2)

災害対策本部設置緊急連絡網(勤務時間外)

勤務時間外等緊急連絡系統図にしたがって、情報を受けてさ
らにその情報を伝える。



(裏の1)

災害対策本部運営規程による業務

所属する部・支部名	
部長・支部長名	
班 の 名 称	
班 長 名	
班 分 掌 事 務	

(裏の2)

職員防災メモ

氏 名				男・女
所 属				
郵 便 番 号 現 住 所	〒			
自 宅 電 話 番 号	() -			
家 族 等 へ の 連 絡 先	昼 間	☎	氏名	
		☎	氏名	
	夜 間	☎	氏名	
家 族 の 集 合 ・ 避 難 場 所				

1 4 - 4 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する
損害補償に関する条例

昭和三十九年七月十日

徳島県条例第六十四号

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例をここに公布する。

災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例

第一条 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第七十一条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第十二条の規定による扶助金の支給の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償する。

（昭五七条例二四・平二五条例三八・一部改正）

第二条 前条の規定は、災害対策基本法第七十一条の規定による協力命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつた場合について準用する。

（昭五七条例二四・一部改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五七年条例第二四号）

この条例は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二五年条例第三八号）

この条例は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十四号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

（施行の日＝平成二五年一〇月二八日）

14-5 徳島県防災会議条例

○徳島県防災会議条例

昭和三十七年十月十二日

徳島県条例第二十九号

徳島県防災会議条例をここに公布する。

徳島県防災会議条例

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十五条第八項の規定に基づき、徳島県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第二条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員は、六十人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員、指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(昭六三条例二七・平一五条例三五・平二四条例五〇・平二六条例四五・一部改正)

(幹事)

第三条 防災会議に、幹事五十人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(昭三八条例三一・昭六三条例二七・平一五条例三五・平二四条例五〇・一部改正)

(部会)

第四条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(雑則)

第五条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三八年一〇月一八日条例第三一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三三年条例第二七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年条例第三五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二四年条例第五〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年条例第四五号)

この条例は、公布の日から施行する。

14-6 徳島県防災会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、徳島県防災会議条例（昭和37年徳島県条例第29号）第5条の規定に基づき、徳島県防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(防災会議)

第2条 防災会議は会長が召集し、その議長となる。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第3条 防災会議は、毎年度の当初に開く。ただし、災害の発生その他の事由により、防災会議の必要が生じたときは、その都度開くものとする。

2 委員は、防災会議の必要があると認めるときは、会長に防災会議の召集を求めることができる。

第4条 会長は、第2条の規定にかかわらず、次の場合は適宜の方法により関係のある委員と協議して決することができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を開くいとまがないとき。

(2) 決定を要する事項が、一部の特定の期間にのみ関係のある事項で、早急に措置を要するとき。

(3) 軽易な事項で、早急に措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定による決定をしたときは、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(部会)

第5条 部会は、部会長が召集し、その議長となる。

2 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 水防部会において、次の各号に定める場合は、第2条の規定にかかわらず、水防部会における決定をもって、防災会議の決定とすることができる。

(1) 水防計画の内容に変更が生じ、早急に修正を要するとき。

(2) その他水防に関する事項で、早急に措置を要するとき。

4 水防部会が前項の規定による決定をしたときは、水防部会長は次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(幹事会)

第6条 防災会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する幹事が召集し、その議長となる。

3 幹事会においては、次に掲げる事項を処理する。

(1) 防災会議に提出する議案の作成

(2) その他会長から命ぜられた事項

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長がその都度防災会議にはかつて定める。

附則

この規程は、平成18年6月5日から施行する。

徳島県防災会議構成員名簿

会長 徳島県知事 飯泉嘉門

令和4年12月9日現在

災対法 第15条 第5項	機関名	委員		幹事		備考
		職名	氏名	職名	氏名	
第1号	中国四国管区警察局四国警察支局	支局長	山本 真吾	災害対策官	藤本 芳明	
第1号	四国総合通信局	局長	西岡 邦彦	陸上課長	半田 幸二	
第1号	四国財務局徳島財務事務所	所長	河野 茂樹	総務課長	後藤 雅史	
第1号	四国厚生支局	支局長	榎本 芳人			
第1号	徳島労働局	局長	伊藤 浩之			
第1号	中国四国農政局	局長	山本 徹弥	地方参事官(徳島)	清水 邦敏	
第1号	四国森林管理局	局長	遠藤 順也	徳島森林管理署長	島田 喜代司	
第1号	四国経済産業局	局長	原 伸幸	総務企画部参事官(復興推進・事業継続力強化担当)	新居 勉	
第1号	中国四国産業保安監督部四国支部	支部長	山下 宜範			
第1号	四国地方整備局	局長	荒瀬 美和	徳島河川国道事務所長	関 健太郎	
第1号	〃			小松島港湾・空港整備事務所長	新見 泰之	
第1号	四国運輸局徳島運輸支局	支局長	寺岡 昌人	首席運輸企画専門官	賀出 晴美	
第1号	大阪航空局徳島空港事務所	所長	幸松 和明			
第1号	徳島地方気象台	台長	大久保 忠之	防災管理官	高垣 正治	
第1号	徳島海上保安部	部長	潮平 篤	警備救難課長	新庄 哲也	
第1号	中国四国防衛局	局長	今給黎 学	地方調整課長	高木 誠治	
第1号	四国地方測量部	部長	小室 勝也			
第1号	中国四国地方環境事務所	四国事務所長	常富 豊			
第2号	陸上自衛隊第14旅団第15即応機動連隊	連隊長	福井 謙	第3科長	佐藤 才己	
第3号	徳島県教育委員会	教育長	榊 浩一	教育政策課長	小原 広行	
第4号	徳島県警察本部	本部長	松林 高樹	警備課長	田村 聡	
第5号	徳島県	政策監	瀬尾 守	とくしまゼロ作戦課長	溝杭 功祐	訓令
第5号	〃	南部総合県民局保健福祉環境部<阿南>副部長	郡 尋香	総合政策課長	川人 章博	
第5号	〃	障がい者相談支援センター次長	藤中 智美	総務課長	田上 賢児	訓令
第5号	〃	精神保健福祉センター次長	今川 美代	未来創生政策課長		訓令
第5号	〃	防災人材育成センター次長	高杉 康代	保健福祉政策課長	福良 憲市	訓令
第5号	〃	健康づくり課長	大久保 久美子	商工政策課長	出口 修	訓令
第5号	〃	西部総合県民局保健福祉環境部<美馬>副部長	佐々木 絹代	農林水産政策課長	七條 和義	訓令
第5号	〃	次世代育成・青少年課 こども未来応援室長	山名 由起子	砂防防災課長	坂本 耕一	訓令
第5号	〃	東部保健福祉局<徳島保健所>副局長	佐藤 純子	南部総合県民局地域創生防災部長	川口 陽一郎	訓令
第5号	〃	感染症対策課長	梅田 弥生	西部総合県民局地域創生観光部<美馬>次長	三橋 武司	訓令
第5号	徳島県企業局			経営企画戦略課長	大久保 彰	
第5号	徳島県病院局	三好病院副院長	石川 和恵	病院局総務課長	住田 優二	
第5号	〃	中央病院主席	町田 美香			
第6号	徳島県市長会	三好市長	高井 美穂			
第6号	徳島県町村会	海陽町長	三浦 茂貴			
第6号	徳島県消防長会	会長	平井 勝			
第6号	公益財団法人徳島県消防協会	会長	井住 正三			

第7号	日本郵便株式会社四国支社	経営管理本部総務・人事部長	岡 実喜義	徳島中央郵便局総務部長	盛田 政弘	
第7号	日本銀行徳島事務所	事務所長	福西 康浩			
第7号	日本赤十字社徳島県支部	徳島赤十字病院看護副部長	町田 美佳	事業推進課長	橋本 聡	
第7号	日本放送協会徳島放送局	局長	長野 和佳子	コンテンツセンター長	加藤 篤	
第7号	西日本高速道路株式会社四国支社徳島高速道路事務所	所長	林 英樹	統括課長	岡本 武久	
第7号	本州四国連絡高速道路株式会社鳴門管理センター	所長	竹口 昌弘	計画課長	佐伯 成巳	
第7号	四国旅客鉄道株式会社	安全推進室長	三浦 正行	安全推進室副室長	坂中 真文	
第7号	西日本電信電話株式会社徳島支店	支店長	加藤 拓	設備部長	中矢 英一	
第7号	四国電力株式会社徳島支店	執行役員徳島支店長	越智 浩	総務課長	下大寺 公仁	
第7号	株式会社NTTドコモ四国支社	徳島支店長	井上 篤弘	災害対策室長	宮川 誠一	
第7号	四国ガス株式会社徳島支店	支店長	桑村 政宏			
第7号	四国放送株式会社	報道制作局長	武知 浩史	総務部長	井上 彰夫	
第7号	一般社団法人徳島新聞社	理事総務局長	池上 治徳	総務部長	手束 泰二	
第7号	一般社団法人徳島県医師会	常任理事	齋藤 恵	事務局次長	中村 真由美	
第7号	一般社団法人徳島県エルピーガス協会	会長	中川 正道	専務理事	高瀬 義正	
第7号	阿佐海岸鉄道株式会社	取締役	大谷 尚義	運輸部長	金本 章	
第7号	社会福祉法人徳島県社会福祉協議会	評議員	長倉 和枝	副会長兼常務理事	安井 俊之	
第7号	一般社団法人徳島県バス協会	会長	金原 克也	専務理事	長谷部 一喜	
第7号	一般社団法人徳島県トラック協会	理事特別顧問	栗飯原 一平	専務理事	高林 徹	
第7号	公益社団法人徳島県看護協会	専務理事	横山 敦子			
第7号	一般社団法人徳島県助産師会	会長	舩戸 豊子			
第7号	一般社団法人徳島県歯科医師会	理事	吉岡 直人	課長代理	清水 美和	
第7号	株式会社エフエム徳島		近藤 公美			
第8号	津田新浜地区自主防災会連絡協議会	事務局長・女性部会長	浅樋 文子			
第8号	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部	助教	金井 純子			
第8号	NPO法人子育て支援ネットワークとくしま	理事長	松崎 美穂子			
第8号	NPO法人徳島県介護支援専門員協会	副理事長	位頭 薫			
第8号	徳島県障がい者交流プラザ 視聴覚障がい者支援センター	所長	平田 清美			
第8号	一般社団法人徳島県介護福祉士会	副会長	河野 和代			
第8号	徳島県ホームヘルパー協議会	会長	富樫 一美			
第8号	NPO法人日本防災士会徳島県支部（防災士）	会員	藤原 里美			
第8号	徳島県女性海外派遣交流会	顧問	善成 敏子			
第8号	NPO法人ボランティアドッグ育成センター （補助犬インストラクター）		奥谷 明子			
第8号	津川総合法律事務所（弁護士）	弁護士	遠藤 理恵子			
第8号	公益社団法人徳島県環境技術センター	計量部長	幸泉 有里			
第8号	NPO法人 阿波グローバルネット	副代表理事	細束 真由美			
第8号	山本ちさと事務所（土地家屋調査士）		山本 ちさと			
第8号	公益社団法人徳島県栄養士会	専務理事	古田 結花			
第8号	徳島大学病院薬学部（薬剤師）		宮脇 美穂			
第8号	国立大学法人鳴門教育大学	特命教授	井上 とも子			
第8号	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部	教授	内海 千種			
第8号	いけだスポーツクラブ（地域スポーツクラブ）	クラブマネージャー	大西 真知子			
第8号	小星いきいきサロン（ボランティア）	会長	青木 美智子			
第8号	NPO法人 徳島県消費者協会	会長	佐野 勝代			
合計			80名		44名	

5, 6, 7, 8号委員（60名以内）	60名
女性委員	40名
女性比率（会長除く）	50.0%
女性比率（会長含む）	49.4%

14-8 指定各機関

(1) **指定行政機関**（災害対策基本法第2条第3号）（平成12年12月15日総理府告示第62号）

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

(2) **指定地方行政機関**（災害対策基本法第2条第4号）（平成27年4月1日内閣府告示第52号）

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方測量部及び沖縄支所、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

(3) **指定公共機関**（災害対策基本法第2条第5号）（令和2年4月1日付内閣府告示第28号）

国立研究開発法人防災科学技術研究所，国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構，独立行政法人国立病院機構，独立行政法人地域医療機能推進機構，国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構，国立研究開発法人森林研究・整備機構，国立研究開発法人水産研究・教育機構，国立研究開発法人土木研究所，国立研究開発法人建築研究所，国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所，独立行政法人水資源機構，独立行政法人都市再生機構，独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構，日本銀行，日本赤十字社，日本放送協会，電力広域の運営推進機関，東日本高速道路株式会社，首都高速道路株式会社，中日本高速道路株式会社，西日本高速道路株式会社，阪神高速道路株式会社，本州四国連絡高速道路株式会社，成田国際空港株式会社，新関西国際空港株式会社，中部国際空港株式会社，北海道旅客鉄道株式会社，東日本旅客鉄道株式会社，東海旅客鉄道株式会社，西日本旅客鉄道株式会社，四国旅客鉄道株式会社，九州旅客鉄道株式会社，日本貨物鉄道株式会社，日本電信電話株式会社，東日本電信電話株式会社，西日本電信電話株式会社，日本郵便株式会社，東京瓦斯株式会社，東京ガスネットワーク株式会社，大阪瓦斯株式会社，大阪ガスネットワーク株式会社，東邦瓦斯株式会社，東邦ガスネットワーク株式会社，西部瓦斯株式会社，岩谷産業株式会社，アストモスエネルギー株式会社，株式会社ジャパンガスエナジー，ENEOSグローブ株式会社，ジクシス株式会社，出光興産株式会社，太陽石油株式会社，コスモ石油株式会社，富士石油株式会社，ENEOS株式会社，日本通運株式会社，福山通運株式会社，佐川急便株式会社，ヤマト運輸株式会社，西濃運輸株式会社，北海道電力株式会社，北海道電力ネットワーク株式会社，東北電力株式会社，東北電力ネットワーク株式会社，東京電力ホールディングス株式会社，東京電力リニューアブルパワー株式会社，東京電力パワーグリッド株式会社，東京電力エナジーパートナー株式会社，北陸電力株式会社，北陸電力送配電株式会社，中部電力株式会社，中部電力パワーグリッド株式会社，中部電力ミライズ株式会社，関西電力株式会社，関西電力送配電株式会社，中国電力株式会社，中国電力ネットワーク株式会社，四国電力株式会社，四国電力送配電株式会社，九州電力株式会社，九州電力送配電株式会社，沖縄電力株式会社，株式会社JERA，電源開発株式会社，電源開発送変電ネットワーク株式会社，日本原子力発電株式会社，KDDI株式会社，株式会社NTTドコモ，エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社，ソフトバンク株式会社，楽天モバイル株式会社，輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社，株式会社イトーヨーカ堂，イオン株式会社，ユニー株式会社，株式会社セブン・イレブン・ジャパン，株式会社ローソン，株式会社ファミリーマート，株式会社セブン&アイ・ホールディングス，公益社団法人全日本トラック協会，一般社団法人全国建設業協会，公益社団法人日本医師会，一般社団法人日本建設業連合会，一般社団法人全国中小建設業協会

(4) **指定地方公共機関**（災害対策基本法第2条第6号）（平成30年6月12日徳島県告示第418号）

四国ガス株式会社徳島支店、徳島通運株式会社、四国放送株式会社、社団法人徳島新聞社、板名用水土地改良区、吉野川土地改良区、那賀川南岸土地改良区、一般社団法人徳島県医師会、株式会社エフエム徳島、一般社団法人徳島県エルピーガス協会、阿佐海岸鉄道株式会社、社会福祉法人徳島県社会福祉協議会、一般社団法人徳島県バス協会、一般社団法人徳島県トラック協会、公益社団法人徳島県看護協会、一般社団法人徳島県助産師会、一般社団法人徳島県歯科医師会、一般社団法人徳島県建設業協会

第 1 5 その他

火災・災害等即報要領

〔昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官〕

改正

平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応 29 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等につい

て主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反对象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの

- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災 ((ア)以外のもの。)

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等(以下「危険物等」という。)を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

(ア) 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

- (ウ) 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
- (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ その他特定の事故
可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
- カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故
- (3) 社会的影響基準
- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 死者 5 人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- (3) 要救助者が 5 人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。)

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 17 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度 5 弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- エ 雪害
 - (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- オ 火山災害
 - (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
 - (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
 - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
 - 第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
 - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
 - 第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

- a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
- b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

- a 発見及び通報の状況
- b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

- a 消防事情
- b 都市構成
- c 気象条件
- d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		(月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積		㎡	
	階層		延べ面積		㎡	
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	㎡ ㎡ ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)	台		人		
	消防団	台		人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)	台・機		人		
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人)		
			重症 人(人) 中等症 人(人) 軽症 人(人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)	台	人	
		消 防 団	台	人	
		消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機	人	
		海 上 保 安 庁	人		
自 衛 隊	人				
そ の 他	人				
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

(例)

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 (人)		
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活

動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分					
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)							
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式(その2)
(被害状況即報)

都道府県		区		分		被		書		区		分		被		書		都道府県	
災害名	報告番号	被害者名	報告者名	被害		被害		被害		被害		被害		被害		被害		被害状況	都道府県
				被害者数	被害状況	被害者数	被害状況	被害者数	被害状況	被害者数	被害状況	被害者数	被害状況	被害者数	被害状況	被害者数	被害状況		
災害名 ・ 報告番号	第 (月日時現在)	被害者名	報告者名	死者	人	死者	人	死者	人	死者	人	死者	人	死者	人	死者	人	被害状況	都道府県
				うち災害関連死者	人	うち災害関連死者	人	うち災害関連死者	人	うち災害関連死者	人	うち災害関連死者	人	うち災害関連死者	人	うち災害関連死者	人		
被害者名	報告者名	被害者数	被害状況	行方不明者	人	行方不明者	人	行方不明者	人	行方不明者	人	行方不明者	人	行方不明者	人	行方不明者	人	被害状況	都道府県
				重傷者	人	重傷者	人	重傷者	人	重傷者	人	重傷者	人	重傷者	人	重傷者	人		
被害者名	報告者名	被害者数	被害状況	軽傷者	人	軽傷者	人	軽傷者	人	軽傷者	人	軽傷者	人	軽傷者	人	軽傷者	人	被害状況	都道府県
				全壊	棟	全壊	棟	全壊	棟	全壊	棟	全壊	棟	全壊	棟	全壊	棟		
被害者名	報告者名	被害者数	被害状況	半壊	棟	半壊	棟	半壊	棟	半壊	棟	半壊	棟	半壊	棟	半壊	棟	被害状況	都道府県
				一部破損	棟	一部破損	棟	一部破損	棟	一部破損	棟	一部破損	棟	一部破損	棟	一部破損	棟		
被害者名	報告者名	被害者数	被害状況	床上浸水	棟	床上浸水	棟	床上浸水	棟	床上浸水	棟	床上浸水	棟	床上浸水	棟	床上浸水	棟	被害状況	都道府県
				床下浸水	棟	床下浸水	棟	床下浸水	棟	床下浸水	棟	床下浸水	棟	床下浸水	棟	床下浸水	棟		
被害者名	報告者名	被害者数	被害状況	公共建物	棟	公共建物	棟	公共建物	棟	公共建物	棟	公共建物	棟	公共建物	棟	公共建物	棟	被害状況	都道府県
				その他	棟	その他	棟	その他	棟	その他	棟	その他	棟	その他	棟	その他	棟		
被害者名	報告者名	被害者数	被害状況	住家	棟	住家	棟	住家	棟	住家	棟	住家	棟	住家	棟	住家	棟	被害状況	都道府県
				非住家	棟	非住家	棟	非住家	棟	非住家	棟	非住家	棟	非住家	棟	非住家	棟		
被害者名	報告者名	被害者数	被害状況	その他	棟	その他	棟	その他	棟	その他	棟	その他	棟	その他	棟	その他	棟	被害状況	都道府県
				その他	棟	その他	棟	その他	棟	その他	棟	その他	棟	その他	棟	その他	棟		
計	団体	計	団体	計	団体	計	団体	計	団体	計	団体	計	団体	計	団体	計	団体	計	団体

※1 被害者は省略することができるものとする。
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えばは約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

15-2

アマチュア無線による災害時応援協定書

社団法人日本アマチュア無線連盟徳島県支部（以下「JARL徳島県支部」という。）と徳島県（以下「県」という。）は、県が災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）に基づき実施する非常災害時における県の情報の収集伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、徳島県内において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、JARL徳島県支部のアマチュア無線局が県に協力して、災害情報の収集伝達を行うために必要な事項について定めることを目的とする。

（性格）

第2条 前条におけるアマチュア無線局の活動は、ボランティア精神に基づく活動とする。

（構成員）

第3条 この協定において、情報の収集伝達を行う者は、JARL徳島県支部の構成員（以下「構成員」という。）とする。

2 JARL徳島県支部は、毎年1回構成員名簿の見直しを行い、県に提出するものとする。

（災害）

第4条 この協定において「災害」とは、災対法第2条第1項第1号に定めるものとする。

（要請）

第5条 県は、非常災害時において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で災害情報の収集伝達上必要があると認めたときは、JARL徳島県支部及び構成員に対し、情報の収集伝達について、協力を要請することができる。

（情報の提供）

第6条 構成員は、前条の非常災害時の状況下においては、県から協力要請がなくても必要と思われる災害情報について、県に提供することができるものとする。

(情報の提供の方法)

第7条 災害情報の県に対する提供は、構成員が県庁舎において行うものとし、その提供者については、J A R L 徳島県支部が構成員名簿の中から選定し、あらかじめ県に通知するものとする。

(時報収集連絡の訓練)

第8条 J A R L 徳島県支部及び県は、非常災害時の災害情報伝達を迅速かつ的確に行うため県が行う防災訓練等に協力して訓練を行うものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項又は規定している事項に疑義が生じた場合には、J A R L 徳島県支部と県が協議の上、決定する。

附 則

この協定は、平成8年4月1日から実施する。

この協定の締結を証するため、J A R L 徳島県支部と県とは、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成8年4月1日

徳島県三好郡池田町中西字イバ491-6

社団法人日本アマチュア無線連盟

徳島県支部長 西内 一敏

徳島県

徳島県知事 圓藤 寿穂

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
1	中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定	平成24年3月1日	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県	被災県に対する支援を行う事をあらかじめ定めたカウンタートーナメント制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。	自治体間協定
2	近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	平成24年10月25日	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、関西広域連合	応援を致すようとする府県は関西広域連合に対し要請→関西広域連合は他の府県と調整の上、応援の割当を定めた応援計画を作成し、被災応援府県及び応援府県に対し通知。	自治体間協定
3	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	平成30年11月9日	全国都道府県	全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎として、複数ブロックにわたる広域応援を実施する。 被災県は、自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。	自治体間協定
4	徳島県及び市町村の災害時相互応援協定	平成25年4月5日	県内全市町村	県内で災害が発生し、被災した市町村のみでは十分な対策を講じることができない場合に、県及び県内市町村が応援を迅速かつ円滑に実施する。	自治体間協定
5	四国4県における工業用水道被災時の相互応援に関する協定	平成22年2月24日	香川県、愛媛県、高知県、徳島県、愛媛県、高知県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県、香川県、岡山県、広島県、山口県	協定事業者は、他の協定事業者の給水区域及びその周辺において地震等の大規模な災害が発生した場合、被災した市町村の要望に基づき、被災した文化財や保管施設に対して、必要な救出・応急措置を支援する。非常災害に備え、国・県指定等の文化財目録等を共有する。	自治体間協定
6	中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画	平成25年12月27日	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、徳島県、愛媛県、高知県、香川県、岡山県、広島県、山口県	中国・四国地方9県の災害支援協定で定めるカウンタートーナメントに基づき、被災した文化財や保管施設に対して、必要な救出・応急措置を支援する。非常災害に備え、国・県指定等の文化財目録等を共有する。	自治体間協定
7	危機発生時の四国4県広域応援に関する基本協定	平成19年2月5日	香川県、愛媛県、高知県	応援幹事(危機発生県以外の県が連絡を取り合い決定)が応援体制の調整を図る。 (震度6以上の地震が観測された場合又は県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には危機発生県発生県からの要請がない場合も応急措置をとる)	自治体間協定
8	鳥取県と徳島県との危機発生時相互応援協定	平成16年3月 →H20.9再締結 →H23.11再締結 →H28.9.12再締結	鳥取県	中国・四国ブロックでのカウンタートーナメント制の導入による相互応援体制等の構築を踏まえ、鳥取県及び徳島県のいずれかの県域において、自然災害はもとより、県民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす危機発生時又はそのおそれのある危機発生時発生した場合に、応援を実施する。	自治体間協定
9	鳥取県と徳島県との工業用水道被災時の相互応援に関する協定	平成24年11月1日	鳥取県	協定事業者が管理する工業用水道において、一方の施設が地震等の大規模な災害により被災した場合に、当該被災した協定事業者の復旧活動を効果的に実施するために、応援活動を実施する。	自治体間協定
10	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定	平成24年6月19日	国土地理院	現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化する。 災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び被災の推進に向けて協力を。	国
11	災害派遣に関する徳島県と陸上自衛隊第14旅団との協定	平成18年4月18日 (平成19年4月9日一部改正)	陸上自衛隊第14旅団	災害派遣要請の適正と円滑な運営 自衛隊任務(災害派遣)の関係機関への周知徹底、平時における連携、県が行う訓練の支援、災害発生が予想される場合の連絡等	自衛隊
12	徳島県知事と海上自衛隊徳島教育航空群司令との災害派遣に関する協定	昭和50年6月7日	海上自衛隊徳島教育航空群司令	徳島教育航空隊は、県の要請に基づき、直接の災害救助並びに人員物資の輸送及び海上島しょ部沿岸の救難警戒にあたる。 派遣された部隊が、作業を実施するために必要となる資材等の支援は、県があつせんする。	自衛隊
13	徳島県知事と海上自衛隊小松島航空隊司令との災害派遣に関する協定	昭和50年6月7日	海上自衛隊小松島航空隊司令	小松島航空隊は、知事の要請に基づき、直接の災害救助並びに人員物資の輸送及び海上島しょ部、沿岸部の救難警戒に当たる。 派遣された部隊が、作業を実施するために必要となる資材等の支援は、県があつせんする。	自衛隊
14	大規模災害に際しての徳島県警察と陸上自衛隊第14旅団との相互協力に関する協定	平成18年3月27日	陸上自衛隊第14旅団	県警察及び14旅団は、速やかに当該大規模災害にかかわる情報を収集し、相互に提供するものとする。 14旅団は、県警察が情報収集に当たり、自衛隊の航空機への警察職員との必要な協力を行うものとする。 県警察及び14旅団は、被災地における人命救助、その他の救助活動又は事態への対応をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう相互に調整する。	自衛隊
15	災害派遣医療チーム(DMAT)の活動に関する協定	平成21年7月31日	病院事業管理者(県立中央病院、県立三好病院、県立海部病院)	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。 緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
16	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書	平成21年7月31日	日本赤十字社徳島県支部	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
17	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書	平成21年7月31日	健康保険徳島県門前病院(H25.4.1から徳島県門前病院)	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
18	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書	平成21年7月31日 令和元年5月1日再締結	阿南医師会中央病院→H28.4.1から阿南中央病院→R1.5.1から阿南医療センター	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
19	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書	平成21年7月31日	徳島大学病院	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
20	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書	平成22年3月4日	麻植協同病院(H27.5.4から吉野川医療センター)	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
21	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書	平成23年9月9日	医療法人 岡山山田田病院	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
22	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書	平成24年3月19日	つるぎ町立半田病院	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
23	災害派遣医療チーム(DMAT)の出動に関する協定書	平成24年3月19日	徳島市民病院	県の要請(徳島県地域防災計画、徳島DMAT運用計画)→災害派遣医療チーム(DMAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DMAT指定病院自らの判断での出動が可能。	DMAT
24	災害派遣精神医療チーム(DPAT)の出動等に関する協定書	平成27年9月1日	徳島県精神科病院協会	県の要請(徳島DPAT運用要綱)により、災害派遣精神医療チーム(DPAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DPAT登録医療機関の長の判断での出動が可能であるが、すみやかに知事の承認を受ける。	DPAT
25	災害派遣精神医療チーム(DPAT)の出動等に関する協定書	平成27年9月1日	徳島大学病院	県の要請(徳島DPAT運用要綱)により、災害派遣精神医療チーム(DPAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DPAT登録医療機関の長の判断での出動が可能であるが、すみやかに知事の承認を受ける。	DPAT
26	災害派遣精神医療チーム(DPAT)の出動等に関する協定書	平成27年9月1日	社会医療法人あいざと会	県の要請(徳島DPAT運用要綱)により、災害派遣精神医療チーム(DPAT)を編成、派遣して医療救護活動に従事。緊急やむを得ない場合には、DPAT登録医療機関の長の判断での出動が可能であるが、すみやかに知事の承認を受ける。	DPAT
27	南海トラフ巨大地震等における医療救護活動に関する協定書	平成27年2月3日	特定非営利活動法人アムダ株式会社阿波銀行	県の要請(徳島県地域防災計画に基づき)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。医療救護活動に必要な経費について、阿波銀行は優先的に融資を行うよう努める。	医療救護
28	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成28年6月28日	美波町国民健康保険美波病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づき)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
29	災害救助法により県の行う医療救助産を日本赤十字社徳島県支部に委託するについての協定書	平成10年7月1日	日本赤十字社徳島県支部	県による委託(災害救助法第32条に基づき)→医療及び助産の応急救助医療期間は災害発生の日から14日以内、死体の処理は10日以内。助産は災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者に対して行う。	医療救護
30	災害時に必要な医薬品等の確保に関する協定書	平成14年6月6日	徳島県医薬品卸業協会	県の要請→徳島県医薬品卸業協会に対し、指定備蓄者が備蓄し又は保有する医薬品の供給。	医療
31	災害・事故等時の医療救護に関する協定書	平成16年11月1日	一般社団法人徳島県医師会	県の要請(徳島県地域防災計画に基づき)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
32	大規模災害時における災害支援活動に関する協定書	平成17年9月26日	一般社団法人徳島県柔道整復師会	県の要請→災害支援班を編成し、柔道整復業務(柔道整復師法に規定された)を実施。	医療

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
33	大規模災害時における災害支援活動に関する協定書	平成17年9月26日	徳島県接骨師会	県の要請→災害支援班を編成し、柔道整復療法に規定された)を実施。	医療
34	災害時における薬剤師の医療救護活動に関する協定書	平成19年2月13日	一般社団法人徳島県薬剤師会	県の要請→薬剤師班を編成し、医療救護所、医薬品の集積所等に派遣。 ・医療救護所での服薬指導及び調剤。 ・医薬品集積所での医薬品の仕分け及び管理を行う。	医療
35	災害・事故等時における歯科医療救護活動に関する協定書	平成20年2月7日	一般社団法人徳島県歯科医師会	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→歯科医療救護班を編成、派遣し歯科医療救護活動。 情報・通信等の送絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療
36	災害・事故等時の医療救護活動に関する協定書	平成20年2月12日	公益社団法人徳島県看護協会	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→看護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
37	徳島県災害拠点病院の災害時等の医療救護活動に関する協定書	平成19年2月1日	病院事業管理者(県立中央病院、県立三好病院、県立海部病院)	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
38	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成19年7月10日	日本赤十字社徳島県支部	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
39	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成19年7月10日	健康保険専門病院(H25.4.1から徳島県鳴門病院)	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
40	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成19年7月10日	麻植協同病院(H27.5.4から吉野川医療センター)	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
41	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成19年7月10日	つるぎ町立半田病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
42	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成19年7月10日	海陽町立海南病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
43	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成19年7月10日 令和元年5月1日再締結	阿南医師会中央病院→H28.4.1から阿南中央病院 尖病院→R1.5.1から阿南医療センター	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
44	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成19年7月10日 一再締結 平成24年4月5日	徳島大学病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
45	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成24年4月5日	徳島市民病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
46	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成24年11月1日	医療法人 倚山会 田岡病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
47	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成24年11月1日	医療法人 芳越会 ホウエツ病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
48	災害時における医療ガス等の供給に関する協定書	平成24年9月22日	一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門徳島県支部	県要請→医療ガス供給機器を優先的に医療機関に供給。	医療
49	大規模災害時における災害支援活動に関する協定書	平成24年12月25日	公益社団法人徳島県理学療法士会	県要請→災害支援班を編制、派遣し災害支援活動を実施。	医療
50	大規模災害時における災害支援活動に関する協定書	平成24年12月25日	一般社団法人徳島県作業療法士会	県要請→災害支援班を編制、派遣し災害支援活動を実施。	医療
51	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成25年9月17日	JA徳島厚生連 阿波病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
52	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成25年9月17日	那賀町立上那賀病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
53	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成25年9月17日	三好市国民健康保険立三野病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づく)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。 情報・通信等の送絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
54	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成25年9月17日	独立行政法人国立病院機構徳島医療センター	県の要請(徳島県地域防災計画に基づき)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
55	災害・事故等時における医療救護活動に関する協定書	平成25年9月17日	独立行政法人国立病院機構徳島病院	県の要請(徳島県地域防災計画に基づき)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。情報・通信等の途絶により、派遣要請がない場合は自らの判断で派遣することが可能。	医療救護
56	災害時における医療救護活動に関する協定書	平成26年3月11日	一般社団法人徳島県助産師会	県の要請(徳島県地域防災計画に基づき)→医療救護班を編成、派遣し医療救護活動。	医療救護
57	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書	平成28年3月10日	一般社団法人徳島県薬剤師会	県の要請(徳島県地域防災計画に基づき)→県薬剤師会の会員が保管する医薬品等の提供。	医療
58	災害時における医療機器等の調達業務に関する協定書	平成28年3月10日	徳島県医療機器協会	県の要請→徳島県医療機器協会に対し、協会の会員が保有する医療機器等の供給。	医療
59	災害時における相互応援に関する協定書	平成24年6月1日	徳島県老人福祉施設協議会、 徳島県老人保健施設協議会、 日本認知症グループホーム協会徳島県支部、 徳島県知的障害者福祉協会、 徳島県身体障害者施設協議会、 徳島県児童養護施設協議会	福祉避難所を拠点とした災害時要援護者の応援活動の推進等を行う。	医療等(福祉)
60	大規模災害時における災害支援活動に関する協定書	平成28年2月18日	公益社団法人徳島県養士会	県の要請に基づき、災害支援班を編成、派遣し、県が指示する場所において災害支援活動を実施する。	栄養
61	徳島飛行場、小松島飛行場周辺における航空事故の連絡、調整体制に関する協定	昭和54年9月1日	徳島県警察本部長他16機関	徳島飛行場、小松島飛行場周辺において、航空事故並びに航空事故に伴う災害が発生した場合における関係機関相互の連絡、調整体制	交通他
62	大規模災害発生時における相互協力に関する協定書	平成19年8月31日 (平成24年3月22日一部修正)	西日本高速道路株式会社四国支社	(1) 高速道路施設の拠点等としての活用 (2) 緊急開口部を活用した緊急車両の通行 (3) 災害対策等に係る資機材、物資の提供 (4) 災害情報及び道路情報の共有、道路利用者への提供 (5) 調査・復旧に関する技術的支援 (6) 相互の道路機能の活用 (7) 地域の安全性向上に関する取り組み (8) その他必要を認められる事項	交通他
63	災害時等における相互協力に関する協定	平成23年4月21日	本州四国連絡高速道路株式会社	県からの要請に対し、支障のない範囲でこれに応じる ・通行止め区間等における要請車両の通行 ・通行止め時の流出IC等における利用者への「周辺道路情報の提供」 ・応急対策等のために必要となる「敷地、施設及び資材の提供」 ・被災地の「早期復旧」、「交通手段の確保」等を第一義として実施する措置 等	交通他
64	徳島県と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書	平成23年5月9日	西日本高速道路株式会社	相互に協力して、双方の資源を有効に活用し、県民の安全・安心の向上及び徳島県内の観光・文化・産業振興等、地域社会の活性化、環境保全並びに高速道路等における利用者の利便性向上及び利用促進並びに技術交流を図ることを目的とする。 そうした取り組みの一つとして、防災・災害対策など地域の安全・安心の向上に関することが含まれている。	交通他
65	四国横断自動車道(徳島IC～鳴門JCT)の徳島市域に設置する津波避難場所に関する基本協定書	平成28年8月11日	徳島市・西日本高速道路株式会社四国支社	徳島市が実施する津波避難場所の設置工事と、西日本高速道路株式会社四国支社が実施する四国横断自動車道(徳島IC～鳴門JCT)建設工事について、三者が協力して円滑な進捗を図る。	交通他
66	徳島県域の高速道路区域における津波避難計画等に関する相互協力協定書	平成28年2月26日	徳島市・鳴門市・松茂町・北島町・西日本高速道路株式会社四国支社	徳島県と西日本高速道路株式会社との包括的相互協力協定書の趣旨を尊重し、高速道路区域を津波避難計画等の検討にあたり、相互協力に必要な事項を定め、適正かつ円滑な遂行を図る。	交通他
67	四国管区警察局内における大規模災害発生時等の広域交通管制に関する協定	平成7年12月6日	四国管区警察局長他4県本部長	県警察本部は、隣接する県警察の管内で大規模災害が発生した場合、広域交通管制を行うため、速やかに必要な体制を確立する。	交通他

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
68	大規模災害発生時における交通規制に関する協定	平成8年7月17日	兵庫県警察本部長	大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、協定警察の的確且つ円滑な交通管制及びこれらの支援活動について必要な事項を定める。 大規模災害を認知したときは、一般国道28号(本州四国連絡道路)における流入規制、交通規制に関する広報、その他必要な事項を実施する。	交通他
69	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成25年7月10日	株式会社タカハタ	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、電気自動車を非常用電源として提供	資機材等
70	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成26年10月20日	有限会社角田商店	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、可動式蓄電池を非常用電源として提供	資機材等
71	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成28年5月15日	株式会社ハウスビルドシステム	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、発電所に設置する災害用非常照明施設を非常用電源として提供	資機材等
72	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成28年6月2日	有限会社四郎	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、可動式蓄電池を非常用電源として提供	資機材等
73	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成28年10月6日	株式会社タカハタ	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、可動式蓄電池を非常用電源として提供	資機材等
74	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成28年12月9日	有限会社アイネット	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、発電所に設置する照明設備を非常用電源として提供	資機材等
75	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成27年1月26日	株式会社西洲スレート工業所	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供	資機材等
76	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成27年3月6日	株式会社カルニック	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、避難所及び可搬式蓄電池を提供	資機材等
77	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成27年3月30日	日本製紙メカソーラー小松島合同会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、電気自動車及び可搬式蓄電池を非常用電源として提供	資機材等
78	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成27年3月31日	中西電気有限会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供	資機材等
79	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成27年11月30日	入田ソーラー発電株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供	資機材等
80	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成27年11月30日	徳島太陽光発電株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供	資機材等
81	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成27年11月30日	広川商事株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供	資機材等
82	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成28年12月21日	株式会社ティエムアール	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、発電所を非常用電源として提供	資機材等
83	水素供給設備を活用した地域等への協力に関する協定	平成28年3月31日	四国大陽日酸株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、水素供給設備を支援設備として提供	資機材等
84	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定	平成28年3月31日	四国大陽日酸株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、燃料電池自動車非常用電源として提供	資機材等
85	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定	平成28年3月31日	有限会社笠井弘暲製作所	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、燃料電池自動車非常用電源として提供	資機材等
86	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定	平成28年10月28日	学校法人徳島城南学園	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、燃料電池自動車非常用電源として提供	資機材等
87	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定	平成28年12月2日	名神急送株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、燃料電池自動車非常用電源として提供	資機材等
88	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定	平成28年12月9日	四国岩谷産業株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、燃料電池自動車非常用電源として提供	資機材等

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
88	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定	平成28年11月22日	株式会社フジタ	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、燃料電池自動車非常用電源として提供	資機材等
89	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定	平成28年11月24日	株式会社カワカミ不動産	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、燃料電池自動車非常用電源として提供	資機材等
90	燃料電池自動車を活用した地域等への協力に関する協定	平成29年9月27日	宮城商事株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、燃料電池自動車非常用電源として提供	資機材等
91	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成27年6月1日	有限会社同に商事	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供	資機材等
92	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成27年7月15日	株式会社カルソニック	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供	資機材等
93	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成27年11月30日	株式会社さらざソーラー発電	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供	資機材等
94	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成27年11月30日	板野ソーラー発電株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、非常用電源を発電所から提供	資機材等
95	燃料電池フォークリフトを活用した地域等への協力に関する協定	平成30年2月20日	トヨタL&F徳島株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、燃料電池フォークリフトを非常用電源として提供	資機材等
96	災害時における応急給水及び水道施設の応急復旧の支援に関する協定	平成18年3月7日	協同組合徳島県設備協会	市町村からの要請→県の要請→応急給水及び水道施設の応急復旧	資機材等
97	災害時における応急給水及び水道施設の応急復旧の支援に関する協定	平成28年5月16日	徳島県管工事業組合連合会	市町村からの要請→県の要請→応急給水及び水道施設の応急復旧	資機材等
98	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定	平成24年12月12日	徳島県電気工事業工業組合	県の要請→県有施設等の電気設備の応急復旧活動、応急復旧活動中に二次災害等を見出した場合における関係機関への通報	資機材等
99	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成24年10月3日	株式会社タカハタ	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、可動式蓄電池を非常用電源として提供	資機材等
100	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成25年2月4日	美馬ソーラーバレイ株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、可動式蓄電池を非常用電源として提供	資機材等
101	メガソーラーを活用した地域等への協力に関する協定	平成25年7月22日	美環ソーラーバレイ株式会社	地震等による大規模災害が発生した場合において、県の要請に基づき、可動式蓄電池を非常用電源として提供	資機材等
102	災害時における被災者への支援活動に関する協定	平成17年6月20日	イオンリテール株式会社	県の要請→次の事項に協力 (1)駐車場を一時避難所として被災者に提供 (2)被災者に対し、水道水(井戸水)、トイレ等を可能な範囲で提供 (3)被災者に対し、テレビ・ラジオで知り得た災害関連情報を可能な範囲で提供 (4)被災者に対し、食料・生活物資等を可能な範囲で提供	資機材等
103	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	平成15年9月1日	一般社団法人徳島県建設業協会	県の要請→所属会員等の情報提供、保有する資機材、技術者等の支援活動。	資機材等
104	大規模災害発生時における資機材等の供給に関する協定	平成17年9月26日 再締結：平成26年9月26日	一般社団法人日本建設機械レンタル協会 四国支部	県の要請→資機材(簡易トイレ、簡易バス(風呂)、簡易シャワー室、仮設ハウス、発電機、照明器具等)の物品の供給。	資機材等
105	大規模災害発生時における資機材等の供給に関する協定	平成17年9月26日	徳島県テント・シート工業組合	県の要請→資機材(簡易トイレ、組立式パイプテント、机・座卓・パイプ椅子、ストレッチャーバンク、防災シート、PEクロスシート、間仕切り、土嚢、水槽タンク等)の物品の供給。	資機材等
106	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	平成18年3月7日	一般社団法人徳島県設備業協会	県の要請→加盟会員が保有する資機材の供給及び技術者の出動	資機材等
107	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	平成16年12月27日	一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会	県の要請→緊急輸送路等の確保のため、加盟会員が保有する資機材、技術者等を派遣。 ①県管理の橋梁被害調査②技術的提言③被災橋梁の交通機能の回復のための資機材の調達等	資機材等
108	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	平成16年12月27日	一般社団法人日本橋梁建設協会	県の要請→緊急輸送路等の確保のため、加盟会員が保有する資機材、技術者等を派遣。 ①県管理の橋梁被害調査②技術的提言③被災橋梁の交通機能の回復のための資機材の調達等	資機材等

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
110	大規模災害時における浄化槽の復旧支援活動等に関する協定書	平成22年11月17日	公益社団法人徳島県環境技術センター	市町村から要請→市町村が設置する避難所の浄化槽の簡易な復旧工事、市町村が設置する避難所に対する委員会企業保有の仮設トイレの提供など	資機材等
111	大規模災害等発生時における工業用水道施設の応急復旧工事に関する協定	平成24年12月5日	一般社団法人徳島県建設業協会	工業用水道施設における管路の破損等への応急復旧工事の実施	資機材等
112	大規模災害発生時における工業用水道管路的応急復旧工事に関する協定書	平成30年8月30日	一般社団法人徳島県設備業協会	工業用水道管路的応急復旧工事の実施	資機材等
113	大規模災害時における仮設トイレの供給に関する協定	平成31年3月11日	日野興業株式会社徳島営業所	県の要請に基づき、保有する仮設トイレを設置する。	資機材等
114	大規模災害時における仮設トイレの供給に関する協定	平成31年3月11日	株式会社ブレコ	県の要請に基づき、保有する仮設トイレを設置する。	資機材等
115	災害発生時における支援活動に関する協定	平成25年7月11日	徳島県森林組合連合会	県の要請→資機材の供給及び技術者の出動による支援活動の実施	資機材等の支援
116	災害時等における徳島県と公益財団法人日本青年会議所 四国地区 徳島ブロック協議会の協力に関する協定	平成28年1月7日	公益財団法人日本青年会議所 四国地区 徳島ブロック協議会	以下の事項の協力を受ける 大規模災害・事故発生時：ボランティアとして復旧・復興活動に協力 平時：委員、従業員等の消防団・自主防災組織への加入促進を初めとした、地域の防災活動・啓蒙に取り組み	資機材・人的支援
117	大規模災害発生時の道路啓開に関する協定	平成29年3月22日	国土交通省四国地方整備局、一般社団法人徳島県建設業協会	緊急輸送道路等に関する被災情報の収集・提供、道路啓開の実施。	資機材・人的支援
118	林野災害時等におけるドローンの利活用に関する協定	平成31年3月18日	四国森林管理局	ドローンによる林野被害調査等	資機材・人的支援
119	土砂災害の防止に係る支援活動等に関する協定	平成28年6月29日	徳島県砂防ボランティア協会	県が行う土砂災害防止、復旧並びに啓発普及活動等を補助的に支援する	人的支援等
120	災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書	平成27年11月5日	四国地方整備局、香川県、愛媛県、高知県、坂出市、今治市、八幡浜市、新居浜港務局、(一社)日本理立凌波協会四国支部、四国港湾空港建設協会連合会、(一社)日本潜水協会、(一社)港湾技術コンサルタンツ協会、その他	県の要請→(四国地方整備局の調整、大規模災害時のみ)→民間協力者が保有する資機材、技術者等を派遣 ①港湾施設の被害調査②応急対策の実施③技術的支援	資機材・人的支援
121	大規模災害時における支援活動に関する協定書	平成27年6月30日	一般社団法人徳島ビルメンテナンス協会 徳島ビルメンテナンス協同組合	災害時における避難所等の建築物の清掃及び消毒等についての支援活動	資機材・人的支援 人的支援等
122	災害救助犬の出動に関する協定	平成9年8月25日	日本レスキュー協会会長	県の要請(被災者の捜索活動のため必要があれば)→災害救助犬の派遣。	人的支援等
123	災害時における被災建築物の修理に関する協定	平成28年3月29日	徳島県瓦工事・販売組合	被災建築物の簡易な調査及び応急処置、被災建築物の瓦屋根の破損に関する修理等の相談	人的支援等
124	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	平成17年3月1日	徳島県技術士会	県の要請→被害状況調査、技術的助言	人的支援等
125	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年8月20日→平成26年1月7日(修正締結)	一般社団法人徳島県測量設計業協会	県の要請→①施設等の被害情報の提供、②施設等の被害状況の調査、③施設等の応急対策に関する測量、調査及び設計④その他必要な応急業務	人的支援等
126	大規模災害時における応急対策業務に関する協定	平成8年8月20日→平成26年1月7日(修正締結)	四国地質調査業協会徳島県支部	県の要請→①施設等の被害情報の提供、②施設等の被害状況の調査、③施設等の応急対策に関する地質調査④その他必要な応急業務	人的支援等
127	徳島県防災エクスパート制度に関する協定(対象：県職員(OB))	平成9年10月1日→平成18年7月3日→平成25年6月21日→平成25年11月20日(修正締結)	公益財団法人徳島県建設技術センター	県土整備部及び市町村管理の公共土木施設の被災に対し、県土整備部OBのボランティア(防災エクスパート)＜徳島県防災エクスパート事務局＞の協力を得て復旧支援業務に従事 県土整備部の要請→①自宅及び勤務地周辺等の施設の被害状況伝達②応急復旧対策の検討・助言 等	人的支援等
128	徳島県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書	平成10年4月1日	公益社団法人徳島県建築士会	県の要請(招集)への協力(委員のうちの応急危険度判定士資格者への要請内容伝達、訓練への協力)	人的支援等

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
129	大規模災害時における支援活動に関する協定書	平成24年3月31日	徳島県建設労働組合	県の要請→災害時の応急・復旧作業の支援(避難所等の設置に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など)、被害情報の提供	人的支援等
130	大規模災害時における支援活動に関する協定書	平成24年4月2日	全徳島建設労働組合	県の要請→災害時の応急・復旧作業の支援(避難所等の設置に係る工作物の設置や軽微な補修、復旧など)、被害情報の提供	人的支援等
131	大規模災害等発生時における相談業務の支援に関する協定書	平成24年8月27日	徳島県士業ネットワーク推進協議会	県の要請→住民等に対する相談業務の支援	人的支援等
132	災害時における交通誘導及び地域の安全確保等の業務に関する協定	平成9年1月17日	社団法人徳島県警備業協会	県の要請(徳島県警察本部長を経由)→交通誘導及び被災地や避難場所等の警戒活動等被災地域の警備業務を行う。	人的支援等
133	大規模災害等における資金の安定供給に関する協定書	H29.10.20	株式会社阿波銀行	・「資金」を円滑に供給するため、金融機関の被害状況、再開の見込み、「全国銀行資金決済ネットワーク」の稼働状況を県に報告するとともに、県が必要とする「資金」の確保や連絡体制を整備する。 ・被災者からの相談に応じるため、休日にも「専用相談窓口」を開設する。 ・移動ATM車を出勤させる。※阿波銀行のみ	-
134	大規模災害等における資金の安定供給に関する協定書	H29.10.20	株式会社徳島銀行	・「資金」を円滑に供給するため、金融機関の被害状況、再開の見込み、「全国銀行資金決済ネットワーク」の稼働状況を県に報告するとともに、県が必要とする「資金」の確保や連絡体制を整備する。 ・被災者からの相談に応じるため、休日にも「専用相談窓口」を開設する。 ・移動ATM車を出勤させる。※阿波銀行のみ	-
135	災害時における物資の供給に関する協定書	平成22年10月22日	アックス株式会社 ACテール株式会社	県の要請→日用品・その他の物資を供給。	食料・物資
136	災害時における物資の供給に関する協定書	平成22年10月22日	コーナン商事株式会社	県の要請→日用品・その他の物資を供給。	食料・物資
137	災害時における物資の供給に関する協定書	平成22年10月22日	DCMダキキ株式会社 (協定書上の旧社名:ダイキ株式会社)	県の要請→日用品・その他の物資を供給。	食料・物資
138	災害時における物資の供給に関する協定書	平成22年10月22日	特定非営利活動法人コメリ災害対策センター	県の要請→日用品・その他の物資を供給。	食料・物資
139	大規模災害時等における調理飲食物等の支援に関する協定	平成17年3月14日	株式会社さふなが	県の要請→調理・加工した飲食物等を県が指定する避難場所等に配達する。	食料・物資
140	災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定	平成25年10月22日	徳島県石油商業組合	県の要請→①災害対策基本法第76条の規定に基づく緊急通行車両、②県又は市町村の庁舎、災害拠点病院等災害応急対策上特に重要な施設、③県内に設置された避難所への燃料供給・供給のあわせん	食糧・物資
141	災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書	平成25年10月22日 再締結、令和元年12月20日	石油連盟	重要施設に関する情報を県・石油連盟で共有し、石油元売会社からの直接供給等の円滑化を図る。	食糧・物資
142	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	平成18年12月6日	一般社団法人徳島県エルピーガス協会	県の要請→生活物資(1. LPガス容器 2. 燃焼器具(3重巻積物コンロ) 3. その他供給に必要な設備一式)を供給	食料・物資
143	災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定	平成23年3月17日	徳島県霊柩自動車協会 徳島県中央葬祭業協同組合	市町村の要請→県の要請→(葬祭用品、遺体の搬送)	食料・物資
144	災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定	平成23年3月17日	一般社団法人至日本冠婚葬祭互助協会	市町村の要請→県の要請→(葬祭用品、遺体の搬送)	食料・物資
145	災害時等における消防水の確保に関する協定書	平成30年1月17日	徳島県生コンクリート工業組合	県の要請→コンクリートミキサーを使用し、消防用水等の供給	食料・物資
146	災害時における生活必需品の調達に関する協定書	平成18年6月8日	徳島県生活協同組合連合会	県の要請→物資(食料品、飲料水、日用品、その他)を確保・供給。	食料・物資
147	災害時における飲料水の調達に関する協定書	平成17年12月14日	大塚食品株式会社 (協定書上の旧社名:大塚ペパレージ株式会社)	県の要請→備蓄する飲料水の供給、飲料水の調達。	食料・物資
148	災害時における飲料水の調達に関する協定書	平成17年12月14日	四国コカ・コーラボトリング株式会社	県の要請→備蓄する飲料水の供給、飲料水の調達。	食料・物資

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
149	災害時における飲料水の調達に関する協定書	平成20年12月9日	サントリーフーズ株式会社	県の要請→備蓄する飲料水の供給、飲料水の調達。	食料・物資
150	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	平成16年11月9日	株式会社キョーエイ	県の要請→物資(食料品、飲料水、日用品、その他)を確保・供給。	食料・物資
151	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	平成16年11月9日	株式会社セブン	県の要請→物資(食料品、飲料水、日用品、その他)を確保・供給。	食料・物資
152	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	平成16年11月9日	株式会社フジ	県の要請→物資(食料品、飲料水、日用品、その他)を確保・供給。	食料・物資
153	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	平成16年11月9日	株式会社ローソン	県の要請→物資(食料品、飲料水、日用品、その他)を確保・供給。	食料・物資
154	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書	平成27年12月3日	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	県の要請→物資(食料品、飲料水、日用品、その他)を確保・供給。	食料・物資
155	災害時における生活必需物資の調達に関する協定書	平成22年8月11日	株式会社ファミリーマート	県の要請→物資(食料品、飲料水)を確保・供給。	食料・物資
156	災害時における物資の調達に関する協定書	平成24年6月20日	イオンリテール株式会社	県の要請→食料品・生活必需品等の物資を供給。	食料・物資
157	災害時における副食調味料の調達に関する協定書	平成25年3月13日	徳島県味噌産地協同組合	県の要請→副食調味料(味噌)の供給。	食料・物資
158	災害時における副食調味料の調達に関する協定書	平成25年3月13日	徳島県醤油産地協同組合	県の要請→副食調味料(醤油)の供給。	食料・物資
159	災害時における飲料水の調達に関する協定書	平成29年7月11日	株式会社ジャパンビレッジ中四国	県の要請→備蓄する飲料水の供給、飲料水の調達。	食料・物資
160	災害時における飲料水の調達に関する協定書	平成29年7月11日	株式会社福村	県の要請→備蓄する飲料水の供給、飲料水の調達。	食料・物資
161	災害時における副食調味料の調達に関する協定書	平成18年6月15日	徳島県蒲鉾水産加工業協同組合	県の要請→副食調味料(魚肉練り製品)を供給。	食料・物資
162	災害時における副食調味料の調達に関する協定書	平成18年6月15日	徳島県漁業協同組合連合会	県の要請→副食調味料(水産加工品)を供給。	食料・物資
163	災害時における応急食糧の調達に関する協定書	平成21年4月1日 (平成17年3月14日)	全国農業協同組合徳島本部 (徳島ハルライス株式会社)	県の要請→応急食糧(米穀)の優先供給を実施。	食料・物資
164	災害時における応急食糧の調達に関する協定書	平成17年3月14日	徳島県食糧卸協同組合	県の要請→応急食糧(米穀)の優先供給を実施。	食料・物資
165	災害時における副食調味料の調達に関する協定書	平成17年3月14日	徳島県漬物加工販売協同組合	県の要請→副食調味料(漬物)の優先供給を実施。	食料・物資
166	災害時における副食調味料の調達に関する協定書	平成17年3月14日	徳島徳元売株式会社	県の要請→副食調味料(塩)の優先供給を実施。	食料・物資
167	災害時における飲料水等の提供協力に関する覚書について	平成25年12月10日	株式会社福村ベンディング	県警の要請→自動販売機内の飲料水等の提供、優先供給に努める。	食料・物資
168	災害時における飲料水等の提供協力に関する覚書について	平成25年12月10日	徳島ペプシコーラ販売株式会社	県警の要請→自動販売機内の飲料水等の提供、優先供給に努める。	食料・物資
169	災害時における飲料水等の提供協力に関する覚書について	平成25年12月10日	株式会社サンマック	県警の要請→自動販売機内の飲料水等の提供、優先供給に努める。	食料・物資
170	災害時における飲料水等の提供協力に関する覚書について	平成25年12月10日	株式会社アベックス西日本	県警の要請→自動販売機内の飲料水等の提供、優先供給に努める。	食料・物資

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
171	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	平成28年10月19日	西日本段ボール工業組合	県の要請→段ボール製品(段ボールベッド、段ボール製簡易間仕切り、段ボールトイレ、その他)の供給(生産・運搬)	物資
172	災害時における物資供給に関する協定	平成30年6月15日	株式会社ナフコ	県の要請→物資(作業用物資、食料品、飲料水、日用品)を確保・供給。	食料・物資
173	災害時における物資の供給に関する協定書	平成28年9月2日	王子ネピア株式会社	県の要請→物資(トイレペーパー、ティッシュペーパー、ポケットティッシュ、おむつ、その他)を確保・供給。	物資
174	災害時における物資供給に関する協定	平成27年11月2日	特定非営利活動法人コメリ災害対策センター	県警の要請→日用品・その他の物資の優先供給に努める。	物資
175	家畜伝染病発生時における支援活動業務に関する協定	平成22年7月22日	一般社団法人徳島県建設業協会	県の要請→一員が保有する資材・機材・技術者の出動その他の支援による協力	震災以外(資機材等)
176	家畜伝染病発生時における支援活動業務に関する協定	平成24年1月23日	一般社団法人日本建設機械レンタル協会 四国支部	県の要請→資機材等の供給確保その他の支援活動	震災以外(資機材等)
177	家畜伝染病発生時における物資供給に関する基本協定	平成22年7月22日	徳島県医療機器協会	県の要請→防疫活動に係る物資を供給。	震災以外(食料・物資)
178	家畜伝染病発生時における物資供給に関する基本協定	平成22年7月22日	徳島県物品器具協会	県の要請→防疫活動に係る物資を供給。	震災以外(食料・物資)
179	家畜伝染病発生時における支援活動業務に関する協定	平成24年1月23日	一般社団法人徳島県バス協会	県の要請→一員が保有する車両等の出動	震災以外(輸送)
180	指定自動車教習所の施設等の提供及び物資の供給に関する覚書	平成29年7月6日	一般社団法人徳島県指定自動車教習所協会	災害時における指定自動車教習所が保有する施設、教習用自動車、教習用重機、ガンリン、軽油その他燃料及び県警が必要と認める施設、資機材、物資等の提供について定める。	施設・物資
181	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	平成22年2月15日	徳島県旅館業生活衛生同業組合	県の要請→災害時要援護者に対する宿泊施設等での宿泊、入浴及び食事の提供。	住居
182	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定書	平成22年2月15日	一般社団法人日本旅館協会徳島県支部	県の要請→災害時要援護者に対する宿泊施設等での宿泊、入浴及び食事の提供。	住居
183	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書	平成28年3月21日	一般社団法人プレハブ建築協会	県の要請→一員である住宅建設事業者が県の要請(県が住宅建設業務を市町村に委任した場合は当該市町村長の要請)に基づき、応急仮設住宅を建設。	住居
184	大規模災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書	平成16年2月9日 →平成27年10月26日(見直し再締結)	独立行政法人住宅金融支援機構 (旧:住宅金融公庫四国支店)	一県からの協力要請により「住宅相談窓口」を開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローン返済に関する相談に対応。県民の早期復興を支援するため要請により職員を派遣。	住居
185	大規模災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書	平成17年5月25日	公益社団法人徳島県宅建建物取引業協会	県の要請→一員業者に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請し、被災者への媒介を無報酬で行うよう協力を求める。	住居
186	災害時における応急仮設木造住宅の建設に関する協定書	平成23年10月9日	一般社団法人全国木造建設事業協会	県の要請→一員である住宅建設事業者が県の要請(県が住宅建設業務を市町村に委任した場合は当該市町村長の要請)に基づき、応急仮設住宅を建設。	住居
187	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	平成27年8月17日	関西広域連合、連合構成府県、連合構成府県の宅地建物取引業協会	県の要請→自県の一員業者に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請。県の要請→他府県に対し、協力要請→他府県協会一員業者に対し民間賃貸住宅の情報提供を要請。	住居
188	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	平成27年8月17日	関西広域連合、連合構成府県、連合構成府県の全日本不動産協会府県本部	県の要請→自県の一員業者に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請。県の要請→他府県に対し、協力要請→他府県協会一員業者に対し民間賃貸住宅の情報提供を要請。	住居
189	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	平成27年8月17日	関西広域連合、連合構成府県、全国賃貸住宅経営者協会連合会	県の要請→一員に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請。	住居
190	災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定	平成27年8月17日	関西広域連合、連合構成府県、(公財)日本賃貸住宅管理協会	県の要請→一員業者に対し、民間賃貸住宅の情報提供を要請。	住居
191	災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定	令和元年5月16日	一般社団法人日本木造住宅産業協会	一員である住宅建設事業者が県の要請に基づき、応急仮設住宅を建設。	住居
192	アマチュア無線による災害時応援協定書	平成28年4月1日	一般社団法人日本アマチュア無線連盟徳島県支部	県の要請(公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合)→情報の収集伝達、非常事態時には要請がなくても災害状況を提供。	情報収集・伝達

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
193	災害時における放送要請に関する協定	昭和50年10月11日	日本放送協会徳島放送局	県の要請(災対法57条に基づき)→放送。	情報収集・伝達(放送)
194	災害時における放送要請に関する協定	昭和50年10月11日	四国放送株式会社	県の要請(災対法57条に基づき)→放送。	情報収集・伝達(放送)
195	災害時における放送要請に関する協定	平成17年12月14日	株式会社エフエムびざん	県の要請(災対法57条に基づき)→放送。	情報収集・伝達(放送)
196	災害時における放送要請に関する協定	平成4年3月19日	株式会社エフエム徳島	県の要請(災対法57条に基づき)→放送。	情報収集・伝達(放送)
197	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年3月18日	株式会社朝日新聞社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達(報道)
198	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年3月18日	毎日新聞社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達(報道)
199	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年3月18日	読売新聞社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達(報道)
200	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年3月18日	産経新聞社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達(報道)
201	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年3月18日	日本経済新聞社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達(報道)
202	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年3月18日	一般社団法人共同通信社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達(報道)
203	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年3月18日	株式会社時事通信社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達(報道)
204	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年11月20日	朝日放送株式会社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達(報道)
205	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年11月20日	株式会社毎日放送徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達(報道)
206	災害時等における報道要請に関する協定	平成9年11月20日	関西テレビ放送株式会社徳島支局長	県の要請→報道	情報収集・伝達(報道)
207	災害に係る情報発信等に関する協定	平成25年2月18日	ヤフー株式会社	ホームページのキャッシュ対応、防災情報のHP掲載など	情報収集・伝達
208	災害発生時における物資輸送に関する協定	平成27年7月7日 →28年6月9日再締結(企業名の変更)	アマゾンジャパン合同会社 ヤマト運輸株式会社	アマゾンの「ほしい物リスト」を活用した支援を行うに当たり、県、アマゾンと、その運送を担うヤマト運輸のそれぞれ役割を明確にし、平時からその備えを万全とする。	情報提供・輸送
209	防災への取り組みに関する協定書	平成25年3月1日	Google Ireland Limited	災害対応サービスに関連する情報の提供、災害対応サービスに関連する技術的な協力など	情報提供等
210	災害発生時における支援に関する協定	平成26年9月5日 →28年6月9日再締結(企業名の変更)	アマゾン、ジャパン合同会社	避難生活の長期化が予想される避難所において、必要となる物資の情報や「ほしい物リスト」サービスを介して迅速に公開する	情報提供等
211	災害発生時における物資の保管等に関する協定	平成30年3月15日	徳島県倉庫協会	救援物資の保管、入出庫管理、物流専門業者等の派遣、物資の保管等に必要となる資機材の提供・手配について、協定を締結し、効率的な物流を確保するものである。	物流
212	災害等緊急時におけるヘリコプターの運航に関する協定	平成25年3月5日	民間航空事業者6社(近畿2府7県及び関西広域連合との協定)	県の要請→ヘリコプターを使用し、物資や人員の輸送	輸送
213	船舶による輸送等災害応急対策に関する協定書	平成25年11月14日	徳島県水難救済会	県の要請→会員が保有する船舶による生活必需品等の輸送等	輸送

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
214	災害時における船舶による輸送等に関する協定	平成26年6月19日	日本内航海運組合総連合会	県の要請→①被災者の輸送業務②災害救助に必要な食料品、生活必需品の輸送③災害応急対策に必要な資機材等の輸送④その他船舶による応急対策業務	輸送
215	船舶による災害時の輸送等に関する基本協定書	平成16年11月30日	南海フェリー株式会社	県の要請→①被災者の輸送業務②災害救助に必要な食料品、生活必需品の輸送③災害応急対策に必要な資機材の輸送④その他船舶による支援業務	輸送
216	船舶による災害時の輸送等に関する基本協定書	平成20年3月21日	オーシャントランス株式会社	県の要請→①被災者の輸送業務②災害救助に必要な食料品、生活必需品の輸送③災害応急対策に必要な資機材の輸送④その他船舶による支援業務	輸送
217	緊急救援輸送等に関する協定書	平成19年9月11日	一般社団法人徳島県トラック協会	県の要請→緊急救援輸送(物資等)	輸送
218	災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書	平成22年3月25日	一般社団法人徳島県産業廃棄物協会 徳島県市長会、徳島県町村会	市町村の要請→県の要請→災害廃棄物の収集・運搬、災害廃棄物の処分	廃棄物
219	災害時における応急対策業務に関する協定書	平成23年8月2日	協同組合徳島県解体工事業協会	市町村の要請→県の要請→災害廃棄物の収集・運搬、災害廃棄物の処分	廃棄物
220	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬の協力に関する協定書	平成28年3月20日	徳島県環境保全協会、徳島県環境整備事業協同組合	市町村の要請→県の要請→災害し尿等の撤去、収集・運搬など	廃棄物
221	災害時における警察車両の一時避難駐車場の提供に関する覚書	平成27年9月1日	株式会社ラウンドワン	大規模災害が発生し、津波等により警察車両の被害が予想される場合において、警察車両の一時避難場所としてラウンドワン(徳島万代店)立休駐車場の提供について定める。	一時避難場所(車両)
222	災害時における一時避難場所及び災害復旧活動の拠点に関する協定書	平成25年7月12日	大瀬薬品工業株式会社、徳島市、北島町	県の要請→一時避難場所の提供、公園用地の災害復旧拠点としての提供 など	一時避難場所等
223	災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定	平成23年9月20日	公益社団法人徳島獣医師会	県からの要請に対し、動物の福祉及び被災者支援のため、迅速な動物救護活動を行う。	動物愛護
224	災害時における動物救護活動に係る支援に関する協定	平成23年9月20日	株式会社貴志商店	県からの要請に対し、迅速な動物救護活動を行うために必要な飼料及び資材の円滑な確保を行う。	動物愛護
225	災害時における災害救助犬の活動に関する協定書	令和元年12月19日	特定非営利活動法人ボランティアドッグ育成センター	大規模災害時等において、県からの要請に対し、捜索活動のため災害救助犬を出动させる。	人的支援
226	徳島県・日本下水道事業団災害支援協定	令和2年3月18日	日本下水道事業団	県の要請→協定下水道施設(終末処理場)の現地調査、応急対策工事、技術的支援	人的支援等
227	災害時における復旧支援協力に関する協定	令和2年3月18日	公益社団法人日本下水道管理業協会	県の要請→協定下水道施設(幹線管渠)の現地調査、応急対策	人的支援等
228	災害時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力に関する協定	令和2年4月10日	四国電力株式会社、 四国電力送配電株式会社	大規模発電発生時における電力供給設備等の復旧に係る相互協力	人的支援等
229	大規模災害発生時における応急対策業務に関する協定	令和2年6月24日	一般社団法人日本石材産業協会徳島支部、 一般社団法人日本石材産業協会	県の要請→緊急輸送道路をはじめとする道路、河川、港湾、漁港、学校等の県管理施設等に設置される「墓石」や「公共的価値を有する石碑・モニュメント」等の石材構造物の撤去・移設 等	人的支援等
230	大規模災害発生時における支援活動に関する協定	令和3年1月14日	徳島県クレーン協同組合	県の要請→クレーン等の派遣、その他必要となる業務(協議)	資機材・人的支援
231	中四国サミットふるさと納税代行受付による災害時相互応援に関する協定	令和元年9月1日	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、高知県、一般社団法人中国経済連合会及び四国経済連合会	ふるさと納税代行受付	自治体間協定
232	災害時における物資の調達及び供給に関する協定書	令和3年3月29日	株式会社ファーストリテイリング	県の要請→物資(衣料品等)	物資
233	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	平成31年1月21日	一般社団法人日本福祉用具供給協会	県の要請→福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力	物資
234	大規模災害時等における防疫業務の協力に関する協定	平成31年2月25日	一般社団法人徳島県ベストコントロール協会	県の要請→防疫の実施	役務

15-3 災害時に備えた協定一覧表

NO.	協定名	協定締結年月日	協定の相手方	協定の内容	分野
235	農業集落排水施設災害対策応援に関する協定	令和2年4月3日	一般社団法人地域環境資源センター	県の要請→人員の派遣、必要な諸資機材の調達等を行う。	人的支援 資機材支援 等
236	家畜伝染病の発生時に於ける畜産関係車両消毒業務に関する協定	平成30年9月26日	一般社団法人徳島県ベストコントロール協会	県の要請→県が設置した消毒ポイントでの畜産関係車両消毒等	役務

徳島県地域防災計画資料編

昭	和	38	年	7	月	作	成
昭	和	39	年	7	月	修	正
昭	和	40	年	9	月	修	正
昭	和	42	年	9	月	修	正
昭	和	43	年	7	月	修	正
昭	和	44	年	6	月	修	正
昭	和	45	年	8	月	修	正
昭	和	46	年	8	月	修	正
昭	和	47	年	7	月	修	正
昭	和	48	年	9	月	修	正
昭	和	49	年	12	月	修	正
昭	和	51	年	2	月	作	成
昭	和	51	年	8	月	作	成
昭	和	52	年	4	月	修	正
昭	和	53	年	8	月	修	正
昭	和	54	年	8	月	修	正
昭	和	55	年	8	月	修	正
昭	和	56	年	7	月	修	正
昭	和	57	年	8	月	修	正
昭	和	58	年	8	月	修	正
昭	和	59	年	6	月	修	正
昭	和	60	年	6	月	修	正
昭	和	61	年	7	月	修	正
昭	和	62	年	7	月	修	正
昭	和	63	年	7	月	修	正
平	成	元	年	6	月	修	正
平	成	2	年	7	月	修	正
平	成	3	年	7	月	修	正
平	成	4	年	7	月	修	正
平	成	5	年	7	月	修	正
平	成	6	年	7	月	修	正
平	成	8	年	8	月	修	正
平	成	11	年	3	月	修	正
平	成	12	年	1	月	修	正
平	成	13	年	3	月	修	正
平	成	14	年	3	月	修	正
平	成	15	年	3	月	修	正
平	成	16	年	6	月	修	正
平	成	18	年	2	月	修	正
平	成	19	年	10	月	修	正
平	成	24	年	6	月	修	正
平	成	25	年	10	月	修	正
平	成	26	年	8	月	修	正
平	成	27	年	12	月	修	正
平	成	29	年	1	月	修	正
平	成	29	年	10	月	修	正
平	成	31	年	1	月	修	正
令	和	元	年	12	月	修	正
令	和	2	年	10	月	修	正
令	和	3	年	12	月	修	正
令	和	5	年	1	月	修	正

発行 徳島県防災会議
(徳島市万代町1丁目1番地)

編集 徳島県危機管理環境部とくしまゼロ作戦課